

あなたの
いきいき・ささえあい
みんなて

第9期

砂川市高齢者保健福祉計画

砂川市介護保険事業計画

(令和6年度～8年度)

北海道砂川市



「健康的に年を重ね 介護が必要となっても 住みなれた地域で 安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて

全国的な人口減少や少子高齢化の中、本市の高齢者人口は、令和6(2024)年1月31日時点で6,217人に達し、総人口に占める割合は40.1%を占め、市民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

また、65歳以上の高齢者人口は令和2年をピークに減少していますが、要支援・要介護認定や認知症の出現率が急激に上昇する75歳以上の後期高齢者の人口は、依然として増加傾向にあります。

本市においては「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」のもと、市民との協働の理念に基づき、地域全体で高齢者を日常的に見守り、市や関係機関と連携して支援するしくみを作ることで社会的孤立を防ぎ、支えてきました。

さらに、医療と介護・福祉の現場が円滑に連携できるよう、砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)を整備し、市内の医療機関や介護事業所等で市立病院の医療情報や介護の現場の情報を共有することで、必要な治療・介護やアドバイスにつながるよう取り組んでいます。

このように、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみである『介護保険制度』と、『地域で高齢者を見守る・支えるしくみ』を車の両輪として、地域包括ケアシステムを推進してきたところであり、引き続き、その深化に取り組んでいく必要があります。

また、今後は、高齢化率が更に上昇していくと見込まれることから、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりや介護予防に積極的に取り組むとともに、高齢者が地域社会で活躍できる環境を整えることが重要です。

そのために、公的な介護福祉サービスを充実させるとともに、高齢者を含む全ての方々が自分らしく活躍できる場として地域コミュニティを支援することで、市民の皆様が協力し、助け合いながら健康に暮らすことができるよう、各種施策を展開してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました、市民、各事業者の皆様をはじめ、度重なるご審議をいただきました、砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会委員各位に心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも高齢者施策の推進に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

砂川市長 飯澤 明彦



目 次

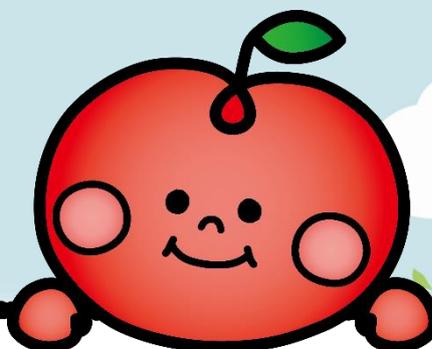
第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の位置づけ	7
3 計画期間	9
4 日常生活圏域の設定	9
5 計画の策定体制	9
第2章 高齢者を取り巻く現状	13
1 人口・世帯等の状況	13
2 介護保険事業の状況	20
3 アンケート調査の実施について	38
第3章 高齢者施策の取り組み状況と課題	43
1 第8期計画の検証	43
2 次期計画に向けた課題のまとめ	45
第4章 計画の基本方針	53
1 計画の基本理念	53
2 基本目標	54
3 計画の体系	56
第5章 施策の推進	59
基本目標1 健康寿命延伸に向けて社会参加を促進します	59
基本目標2 健康づくり・介護予防を進めます	67
基本目標3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます	75
基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します	98
基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます	102
第6章 介護保険制度によるサービスの見込量	109
1 居宅サービスの令和6年度から8年度の見込量	110
2 地域密着型サービスの令和6年度から8年度の見込量	119
3 施設サービスの令和6年度から8年度の見込量	123
4 地域支援事業の令和6年度から8年度の見込量	127

第7章 介護保険事業の適正な運営.....	141
1 第9期計画期間(令和6年度から8年度)における第1号被保険者の介護保険料	141
2 低所得者対策.....	146
3 計画の進行管理	150
資料編.....	153
1 設置要綱・委員名簿	153
2 策定経過.....	159
3 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査.....	161
4 在宅介護実態調査	217
5 事業一覧.....	235
6 用語解説.....	244

本計画書中の表記について

○百分率による集計の表記について

本計画書の中の、百分率による集計では、全体を 100%として算出し、小数点第2位を四捨五入、小数点第1位までを表記しています。このため、割合の合計が 100%にならないことがあります。



第1章

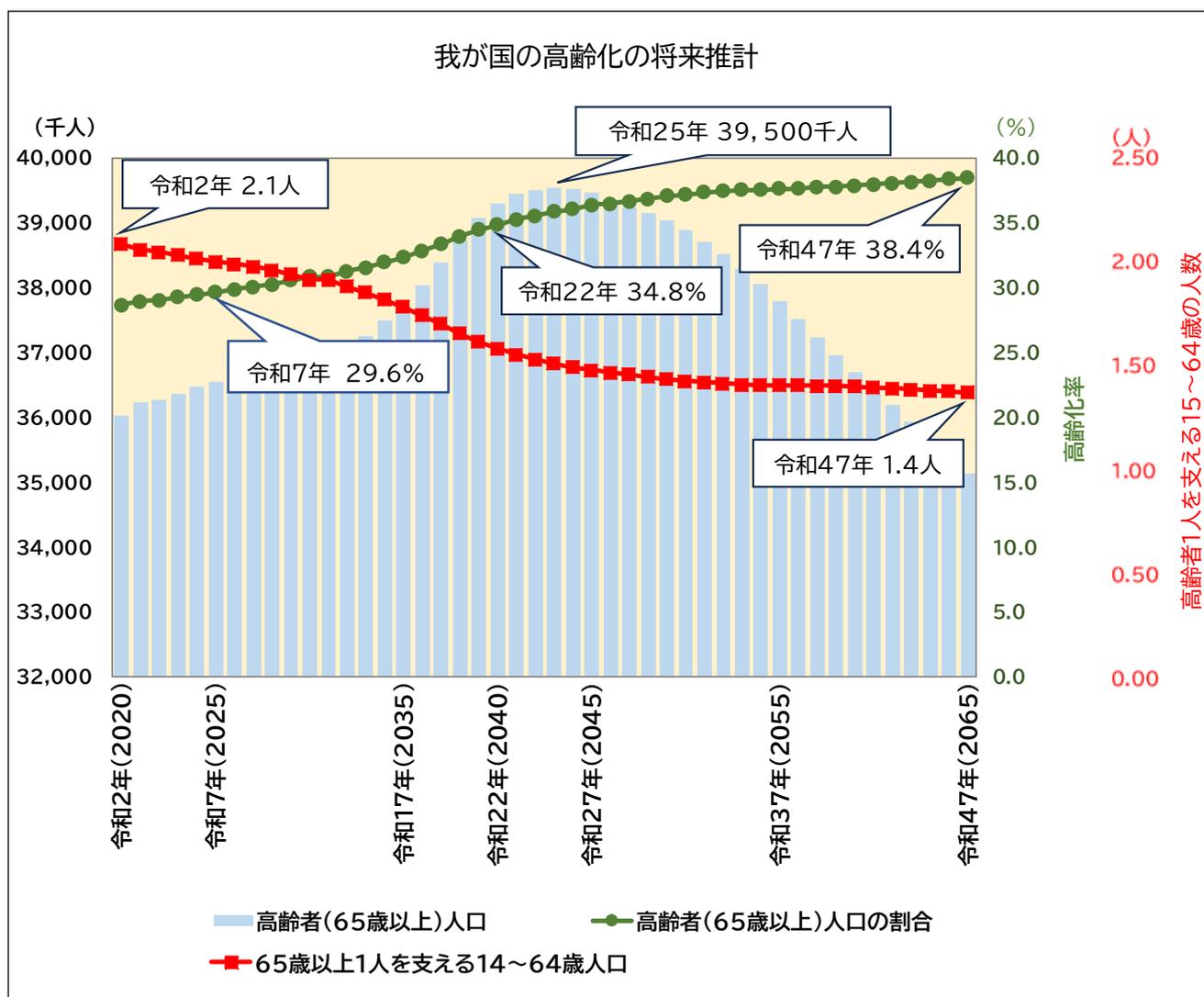
計画策定の概要

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 日常生活圏域の設定
- 5 計画の策定体制

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(令和5年推計)によると、日本の高齢化率は令和7(2025)年に29.6%、令和22(2040)年には34.8%に達すると見込まれています。高齢化率はその後も上昇を続け、令和47(2065)年には38.4%となり、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されています。

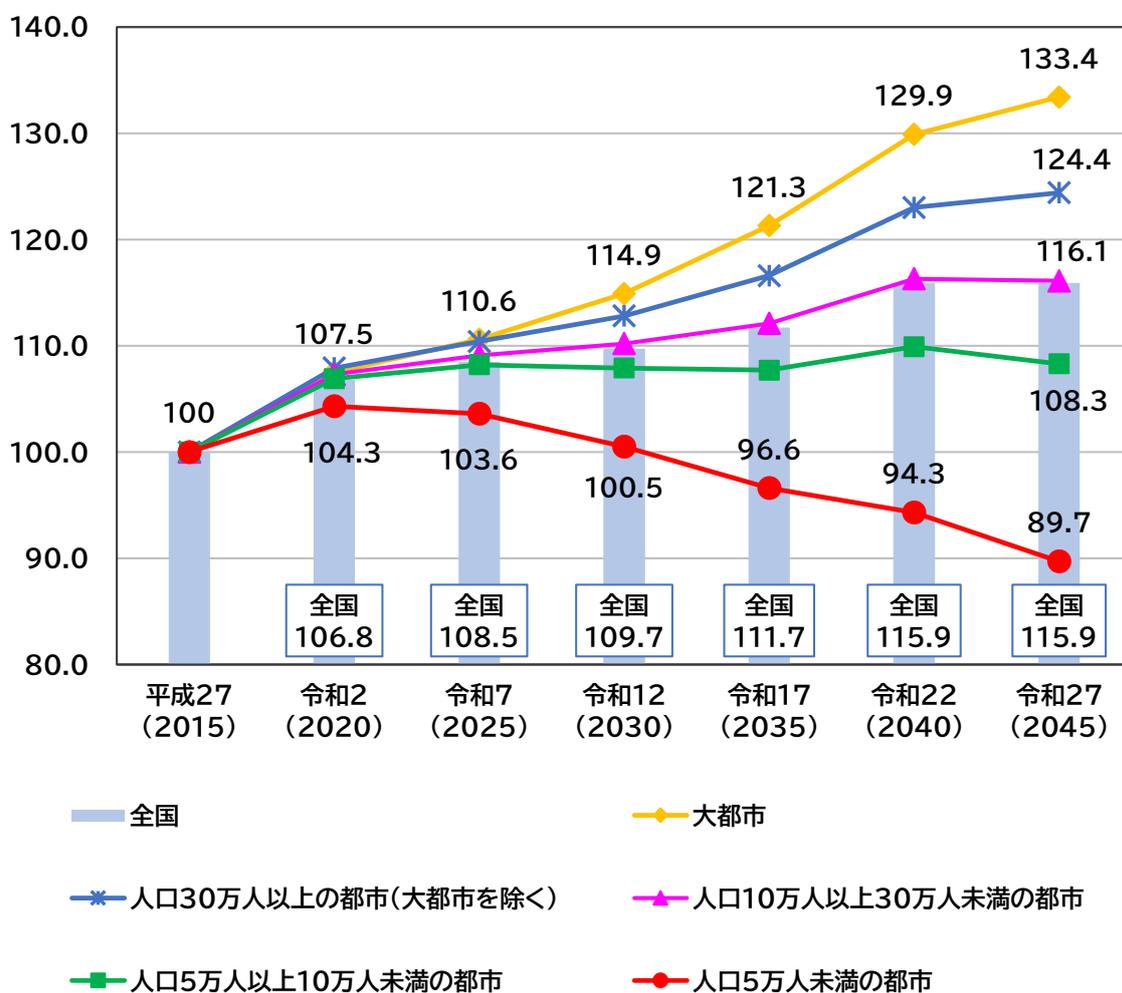


また、平成27年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、都市規模が大きいほど65歳以上人口は増加する見込みとなっている一方、人口5万人未満の都市では、令和2年をピークに65歳以上人口は減少し、令和17年には平成27年時点よりも減少の見込みとなっています。

このように、高齢化の進行は都市部と地方で大きく異なることから、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備することが求められています。

地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討したうえで、介護保険事業計画に定めることが重要とされています。

都市規模別に見た65歳以上人口指数(平成 27(2015)年=100)の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」をもとに作成

介護保険制度は平成12(2000)年の介護保険法施行により開始され、23年が経過しました。

平成17(2005)年には、平成27(2015)年に団塊の世代が高齢者となることを見据えた介護保険法の改正が行われ、平成18(2006)年からは介護予防重視型システムへの転換が行われました。

平成24(2012)年には、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取り組みがスタートし、平成26(2014)年の法改正では、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、全国一律の予防給付を市区町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化が進められました。

平成29(2017)年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会*の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保が大きな柱になっています。

令和3(2021)年には「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正が告示され、2040年までを見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進、災害や感染症対策に係る体制整備といった指針の改正が行われています。

令和6年度を初年度とする「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「団塊ジュニア世代*」が全て65歳以上となり、85歳以上人口が高齢者人口の3割近くになると見込まれる2040年を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指します。

*地域共生社会～制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

*団塊ジュニア世代～昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた第二次ベビーブーム世代。団塊世代の子供の世代に当たる為に「団塊ジュニア」と呼ばれる。

*団塊世代～日本で第一次ベビーブームが起きた、第二次世界大戦直後の昭和22(1947)年から昭和24(1949)年生まれの、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代。

【介護保険法等の改正の流れ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

介護保険法

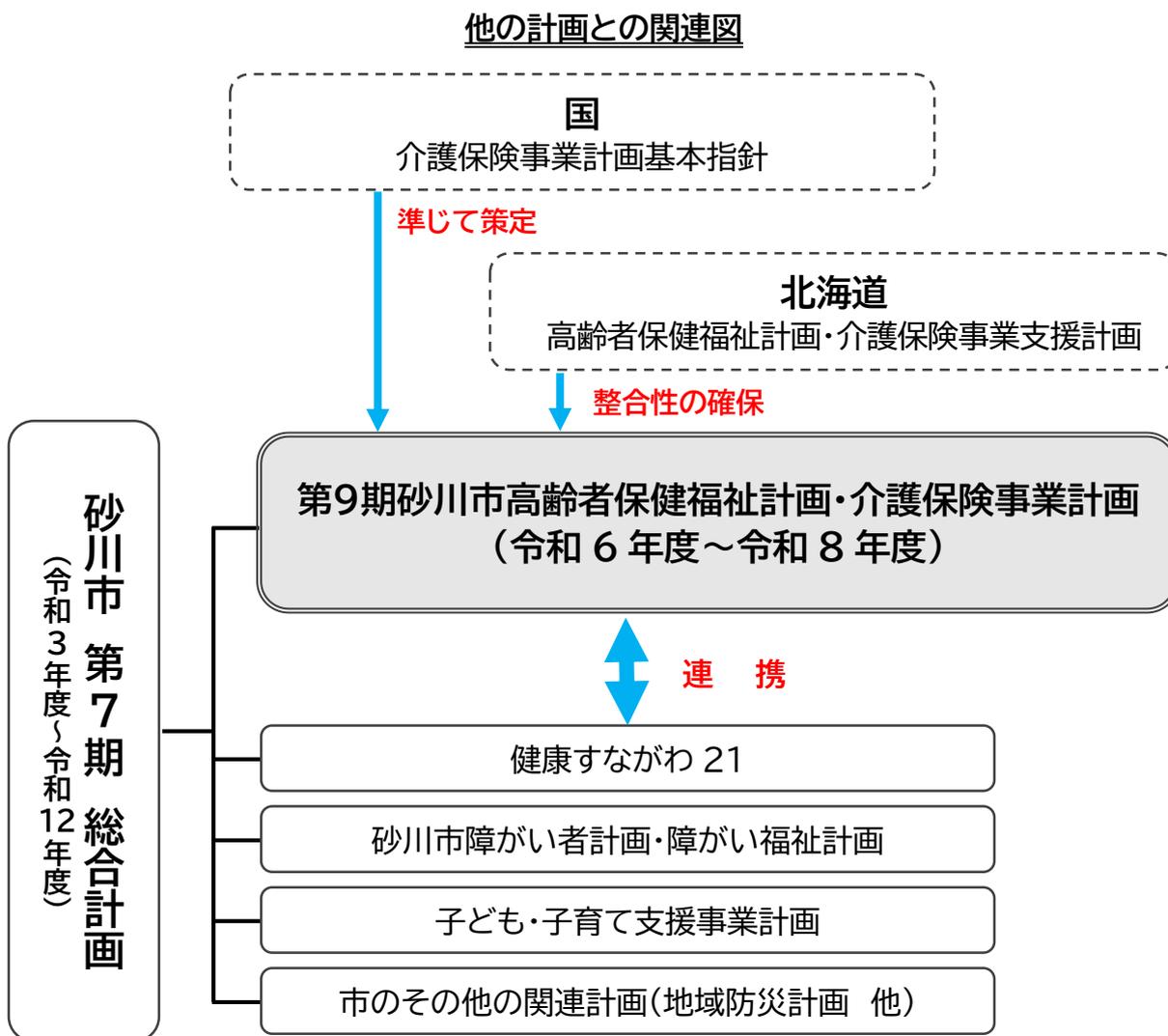
(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)他の計画との関係

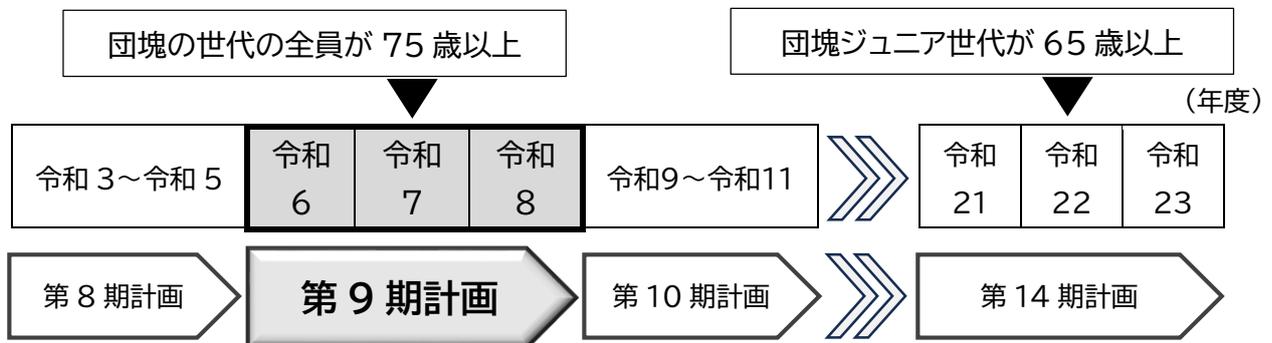
本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、二つの計画を一体化した計画として、「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする策定が義務づけられています。第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



4 日常生活圏域の設定

本計画の策定に当たり、市町村は、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定することとされています。

本市では、居住地域が東西約5km、南北10kmに集約されており、比較的集落が点在していない状況にあり、主要国道が南北を縦貫するなど、交通網が整備されています。

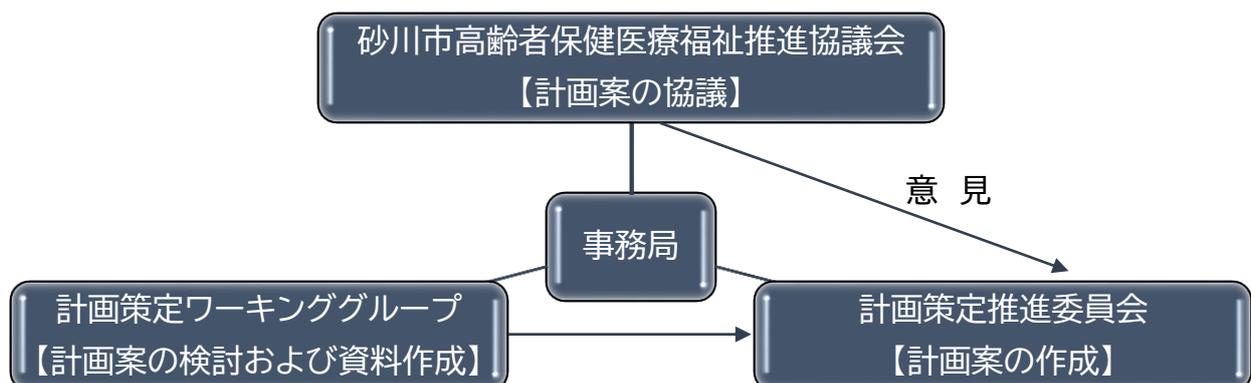
さらに、市の中心に医療・介護連携の中核となる市立病院が位置していることなどから、日常生活圏域は1圏域としています。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

策定に当たっては、関係者および市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」を設置し、委員の皆様からご意見をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、庁内のさまざまな関係部署と連携する組織として、「砂川市高齢者保健福祉計画および砂川市介護保険事業計画策定推進委員会」および「砂川市高齢者保健福祉計画および砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ」を設置し、協議・検討を行いました。



(2)パブリックコメントの実施

計画素案に対して、市民から幅広い意見を反映させるためにパブリックコメントを実施しました。
(意見募集期間 令和6年1月24日から令和6年2月22日まで実施)。

第2章 高齢者を取り巻く現状

- 1 人口・世帯等の状況
- 2 介護保険事業の状況
- 3 アンケート調査の実施について

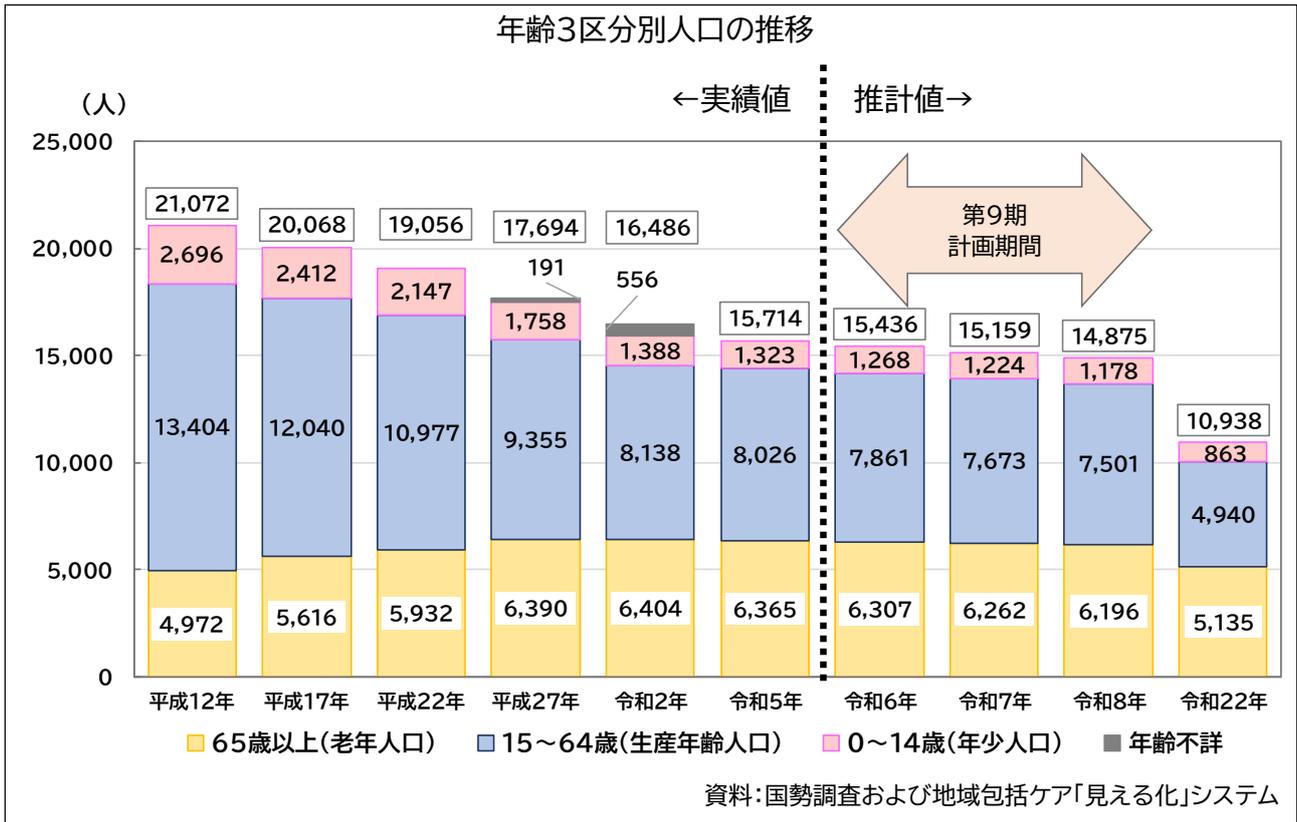


第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口・世帯等の状況

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口(65歳以上)は、令和2年までは増加傾向、その後減少傾向に転じ、第9期計画期間の最終年度である令和8年には6,196人、「団塊ジュニア世代」の全ての方が65歳以上となる令和22年には5,135人になると予想されます。



単位:人

	(実績)						(推計)			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口	21,072	20,068	19,056	17,694	16,486	15,714	15,436	15,159	14,875	10,938
0~14歳(年少人口)	2,696	2,412	2,147	1,758	1,388	1,323	1,268	1,224	1,178	863
15~64歳(生産年齢人口)	13,404	12,040	10,977	9,355	8,138	8,026	7,861	7,673	7,501	4,940
65歳以上(老年人口)	4,972	5,616	5,932	6,390	6,404	6,365	6,307	6,262	6,196	5,135

資料: 国勢調査および地域包括ケア「見える化」システム

※平成27年、令和2年の総人口は年齢不詳(平成27年:191人、令和2年556人)を含みます。

※令和5年の数値については住民基本台帳によります。

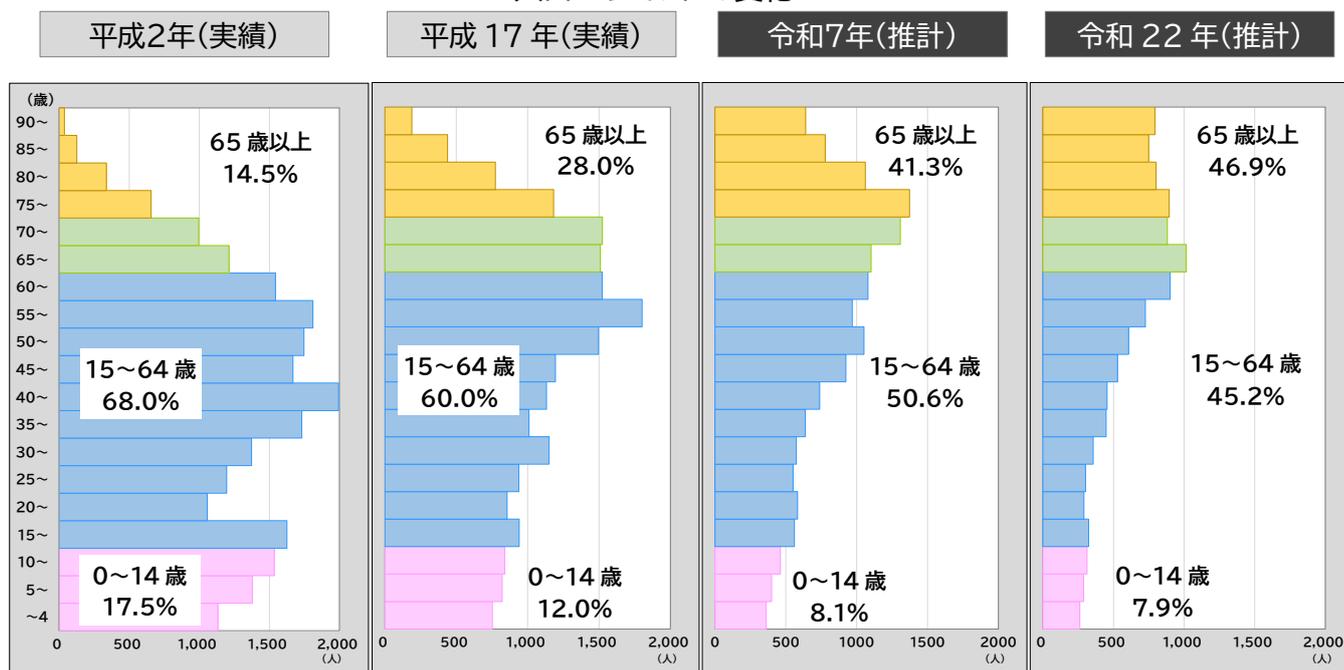
人口ピラミッドの形状の変化をみると、75歳以上、65～74歳の人口は令和7年までは徐々に増加する見込みで、令和22年には平成2年のひょうたん型*の形状からつぼ型*の形状に変化すると予測されます。一方、15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口は平成2年以降、減少に歯止めがかからない推移をたどると見込まれます。

「団塊ジュニア世代」の全ての方が65歳以上となる令和22年には、75歳以上が大きな割合を占める超高齢社会となることが予想されます。

*ひょうたん型～出生数の急激な減少によってつぼ型となり、その後出生数がやや増加して裾野がひろがり、再び出生数が減少した型。

*つぼ型～出生数の減少によって自然増加率がマイナスになり将来人口の減少が予想される型。

人口ピラミッドの変化



(単位:人、%)

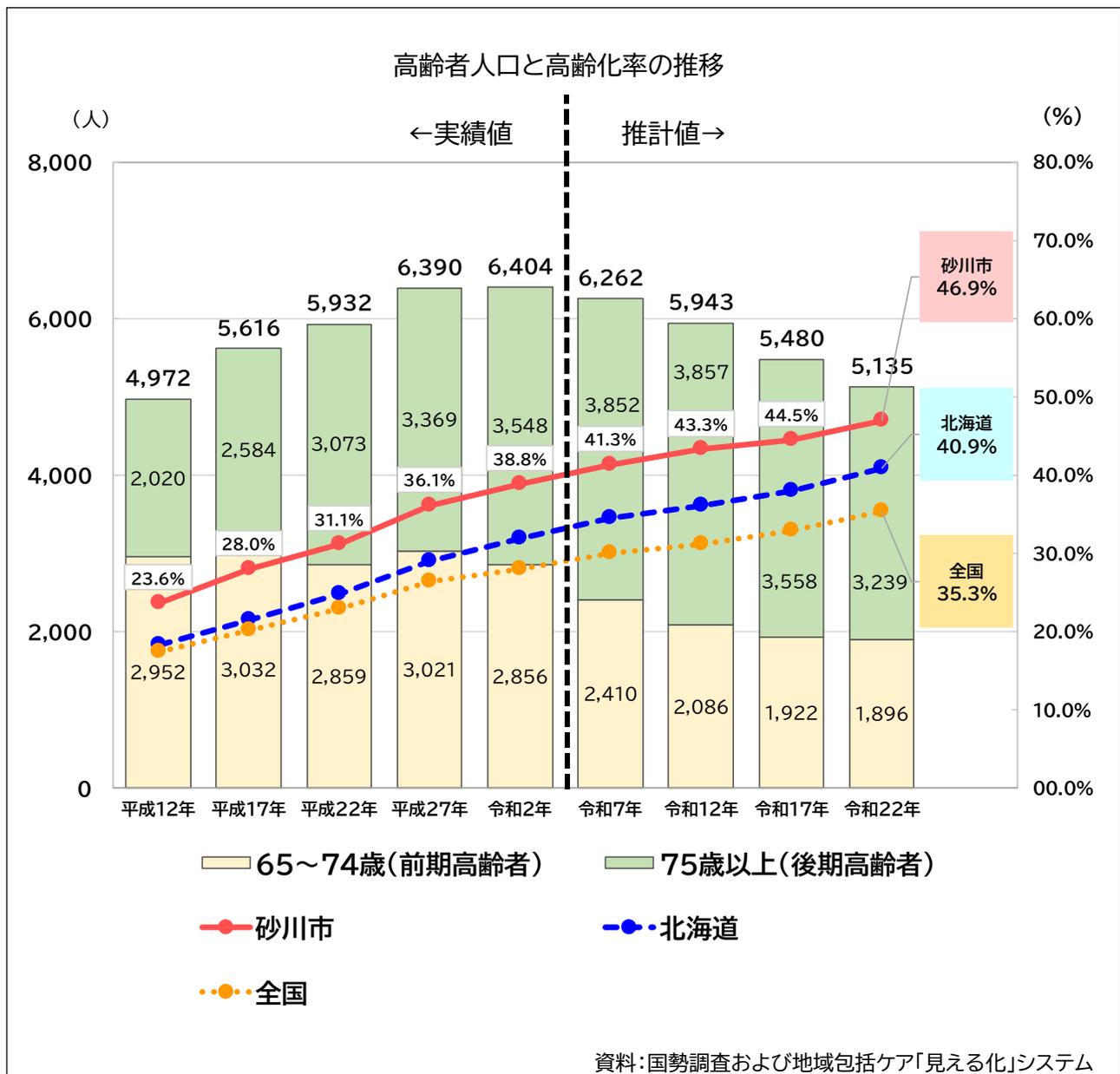
区分	平成2年	平成17年	令和7年	令和22年
総人口	23,152	20,068	15,159	10,938
65歳以上(老年人口)	3,365	5,616	6,262	5,135
構成比	14.5%	28.0%	41.3%	46.9%
75歳以上	1,157	2,584	3,852	3,239
構成比	5.0%	12.9%	25.4%	29.6%
65～74歳	2,208	3,032	2,410	1,896
構成比	9.5%	15.1%	15.9%	17.3%
15～64歳(生産年齢人口)	15,742	12,040	7,673	4,940
構成比	68.0%	60.0%	50.6%	45.2%
0～14歳(年少人口)	4,045	2,412	1,224	863
構成比	17.5%	12.0%	8.1%	7.9%

資料:国勢調査および地域包括ケア「見える化」システム

(2) 高齢者人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口(65歳以上)は、平成12年の4,972人から令和2年には6,404人となり、20年間で1,432人増加しています。また、前期高齢者(65～74歳)は横ばい傾向にありますが、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向にあり、高齢化率も上昇が続き、令和2年には38.8%と全国、北海道を上回っています。

令和7年以降の推計値では、高齢者人口は令和12年には6,000人を下回り、令和22年には5,135人と見込まれます。しかし、高齢化率は上昇傾向にあり、本市の高齢化率は令和7年には41.3%、令和22年には高齢化率は46.9%と北海道、全国共に大きく上回ることが予想されます。



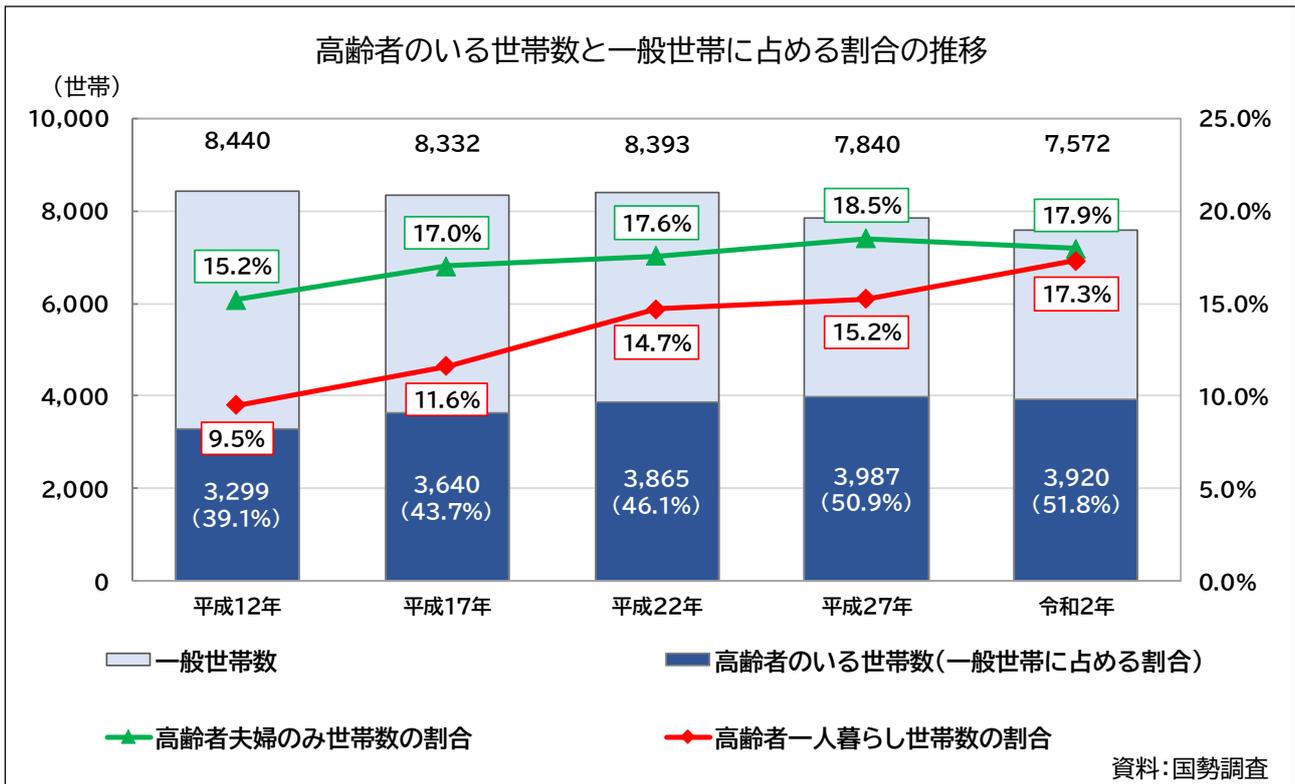
(3)高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯のうち、老人ホームの入所者等を除く一般世帯総数は3,920世帯(令和2年10月現在)で、一般世帯に占める割合は51.8%となっています。

世帯構成については、核家族世帯は減少傾向となっています。

高齢者夫婦のみの核家族世帯については、平成27年の1,452世帯から、令和2年には1,359世帯となり、一般世帯総数に占める割合は0.6ポイント減少しています。

高齢者一人暮らしの世帯については、平成27年の1,195世帯から、令和2年には1,311世帯となり、一般世帯総数に占める割合は2.1ポイント増加しています。



世帯構成の推移

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
一般世帯総数	8,440	8,332	8,393	7,840	7,572
うち核家族世帯数	5,551	5,256	5,155	4,627	4,268
うち高齢者夫婦のみ世帯数	1,283	1,418	1,473	1,452	1,359
一般世帯総数における割合(%)	15.2	17.0	17.6	18.5	17.9
うち単独世帯数	2,129	2,331	2,708	2,594	2,705
うち高齢者一人暮らし世帯数	801	968	1,233	1,195	1,311
一般世帯総数における割合(%)	9.5	11.6	14.7	15.2	17.3

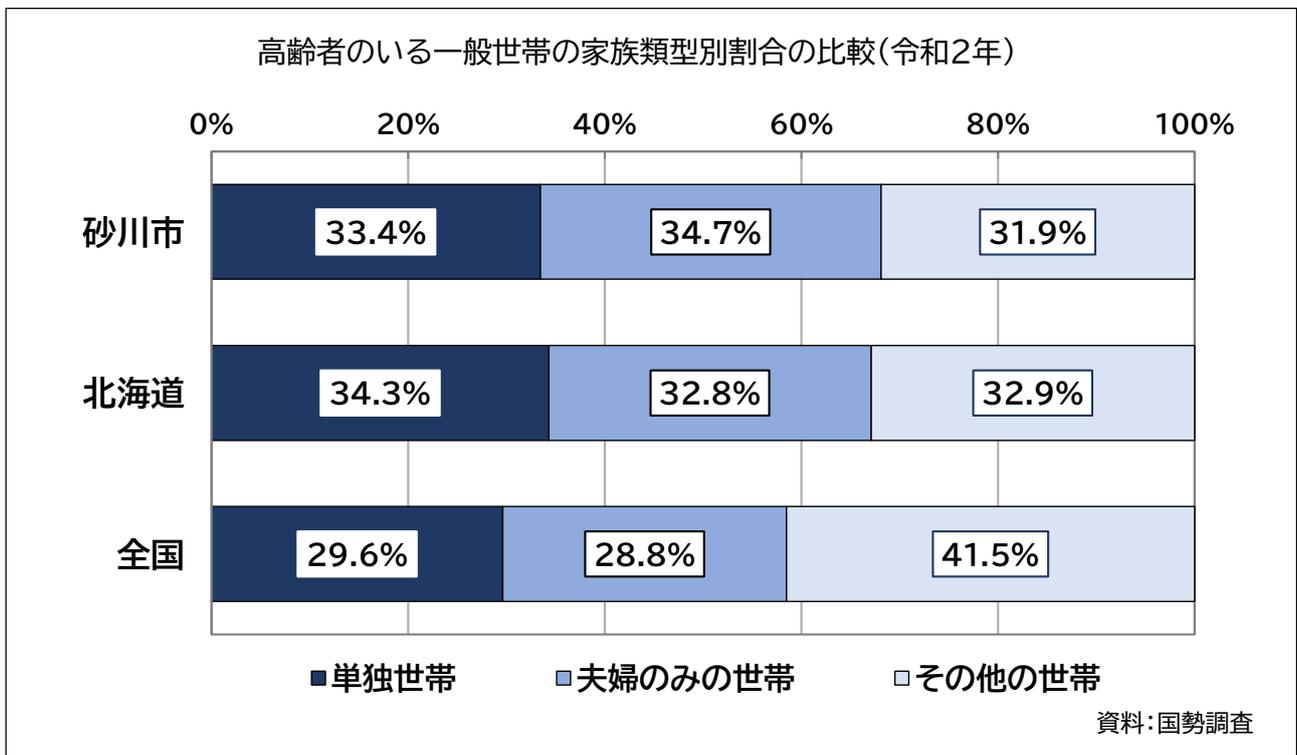
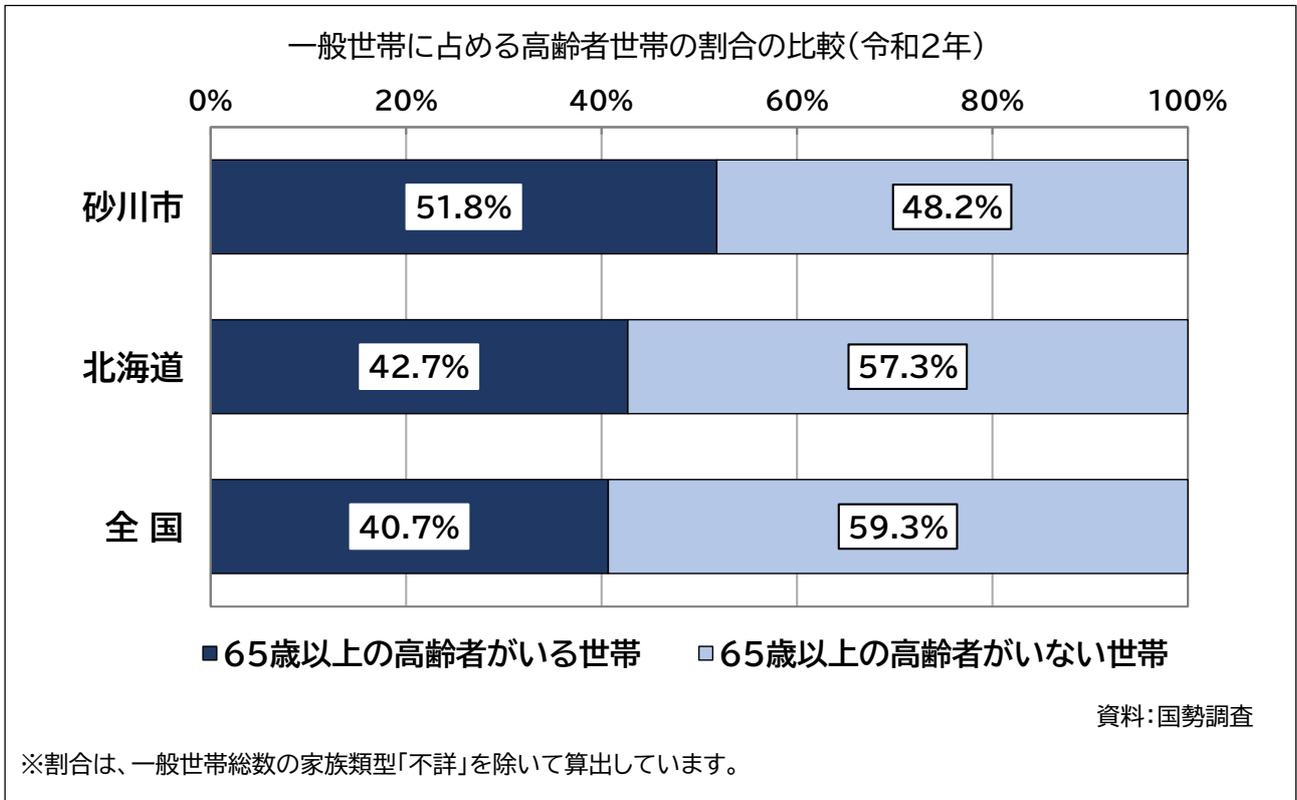
※一般世帯総数は、世帯の家族類型「三世帯世帯」および「不詳」を含んでいるため総数に一致しません。

※核家族世帯とは、夫婦のみの世帯又は、夫婦と子どもからなる世帯をいいます。

※単独世帯とは、世帯人員が一人のみの世帯をいいます。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合について、北海道と全国の値と比較すると、本市の割合は51.8%と高くなっています。

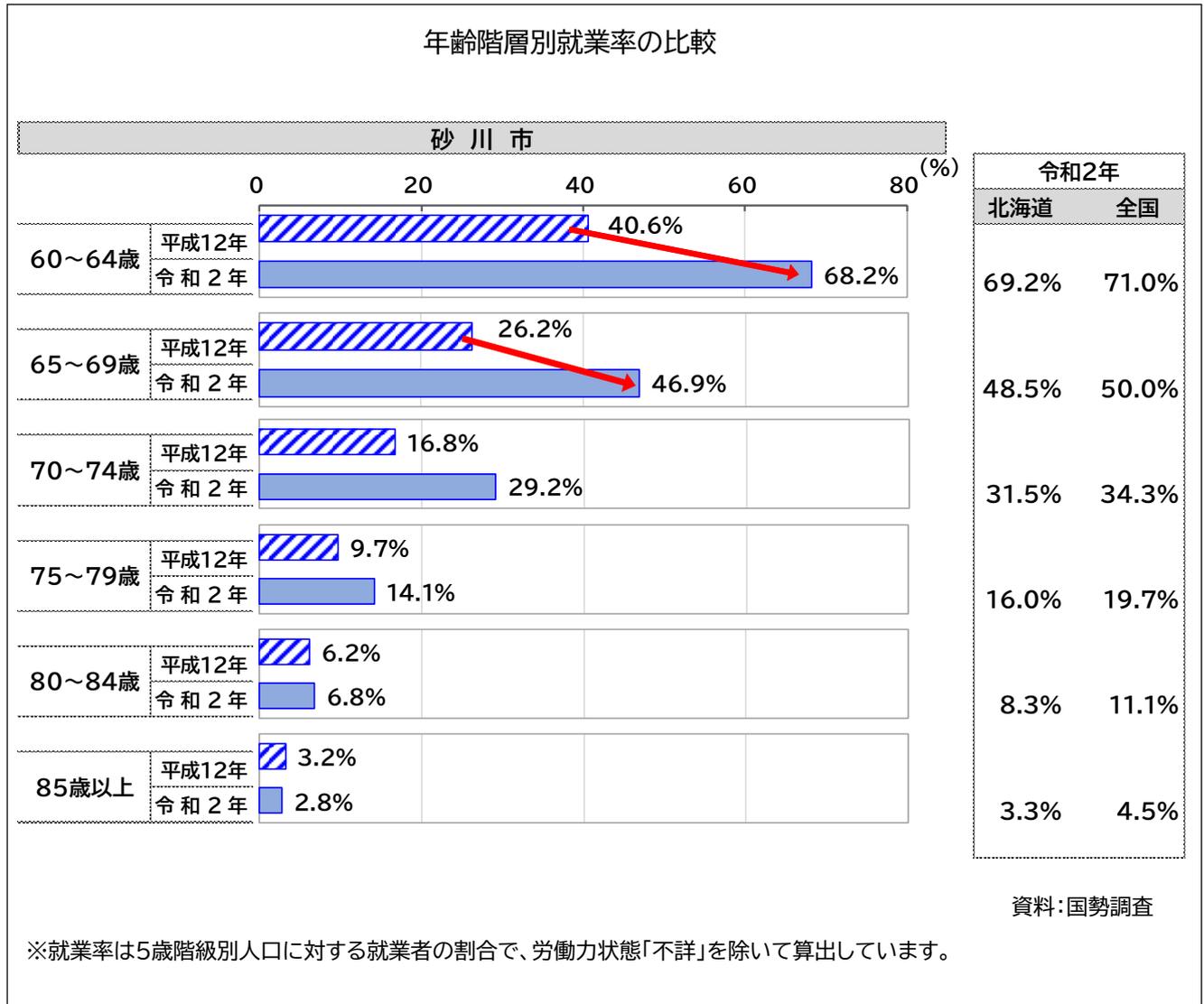
また、高齢者のいる世帯の家族類型別割合を同様に比較すると、北海道とは類似した傾向にあります。



(4) 高齢者の就業状況

本市の就業状況について、60歳以上の就業率を平成12年と令和2年で比較してみると、85歳以上を除く年齢層において上昇傾向となっており、60歳代では20ポイント以上高くなっています。

また、北海道と全国の値と比較してみると、本市の就業率は全ての年齢層において、やや低くなっています。

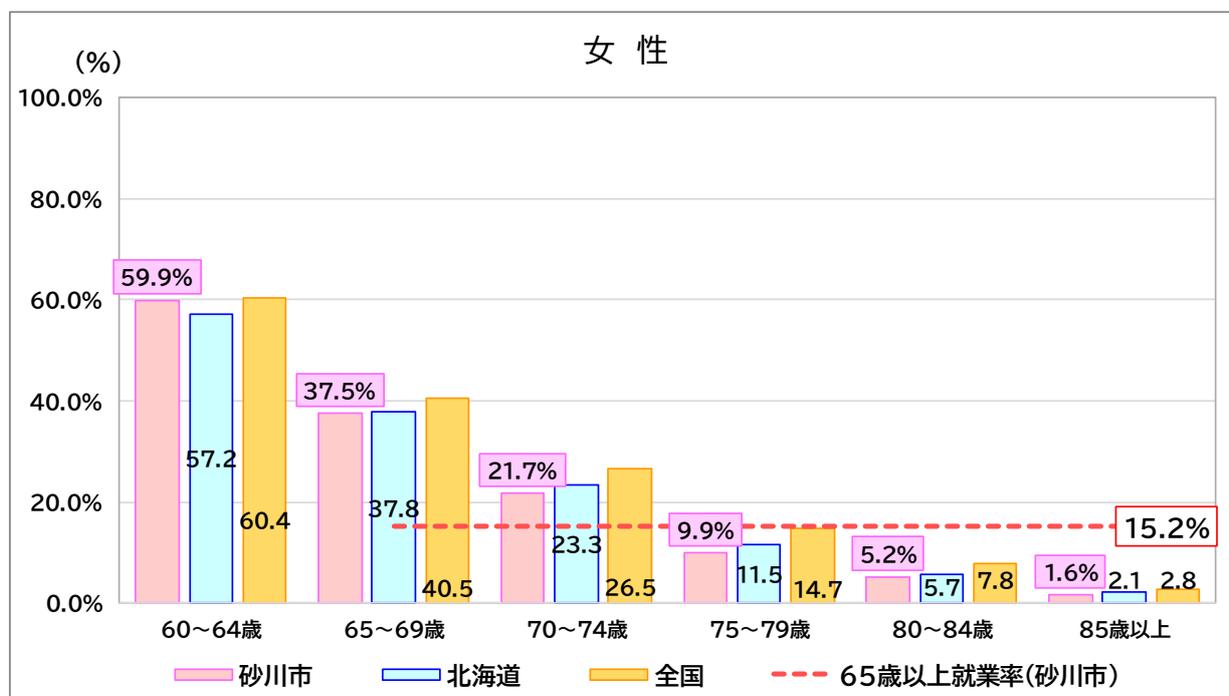
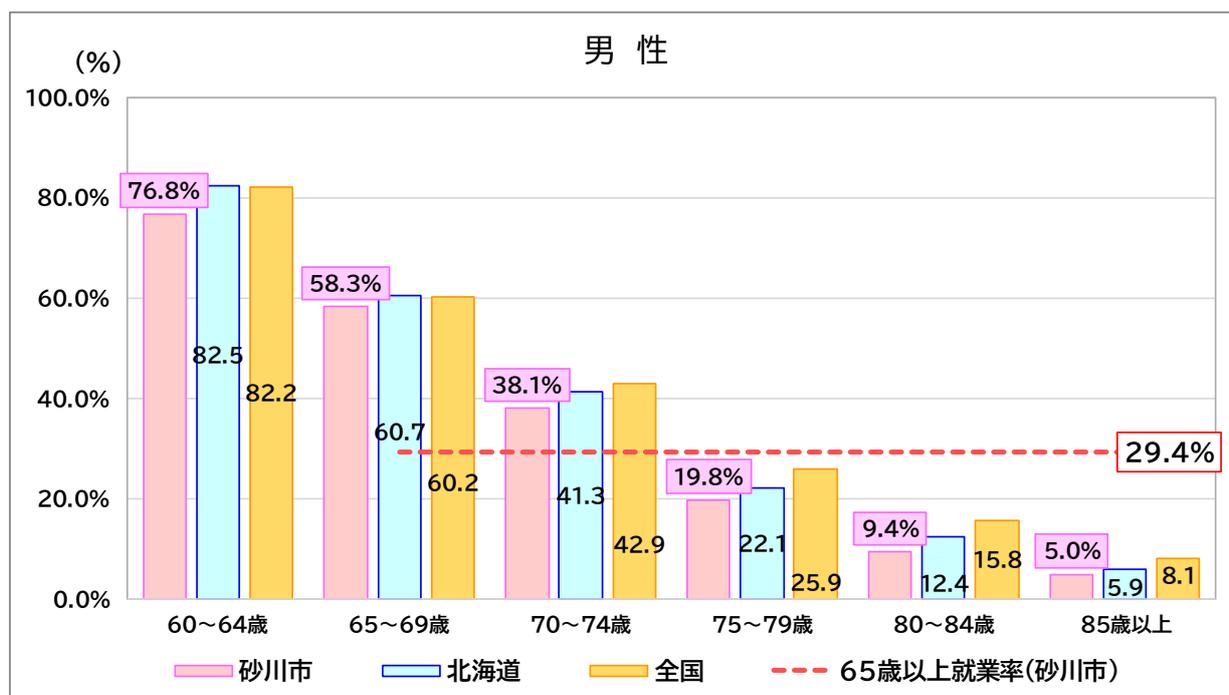


本市の65歳以上の就業率は、男性では29.4%、女性では15.2%となっています。

男女・年齢階層別にみると、「60～64歳」では男性の8割弱、女性の約6割が働いており、「65～69歳」では男性の6割弱、女性の4割弱が働いています。

また、北海道と全国の値と比較すると、65歳以上における本市の就業率は男女ともにすべての年齢層において低くなっています。

男女・年齢階層別就業率の比較(令和2年)



資料: 国勢調査

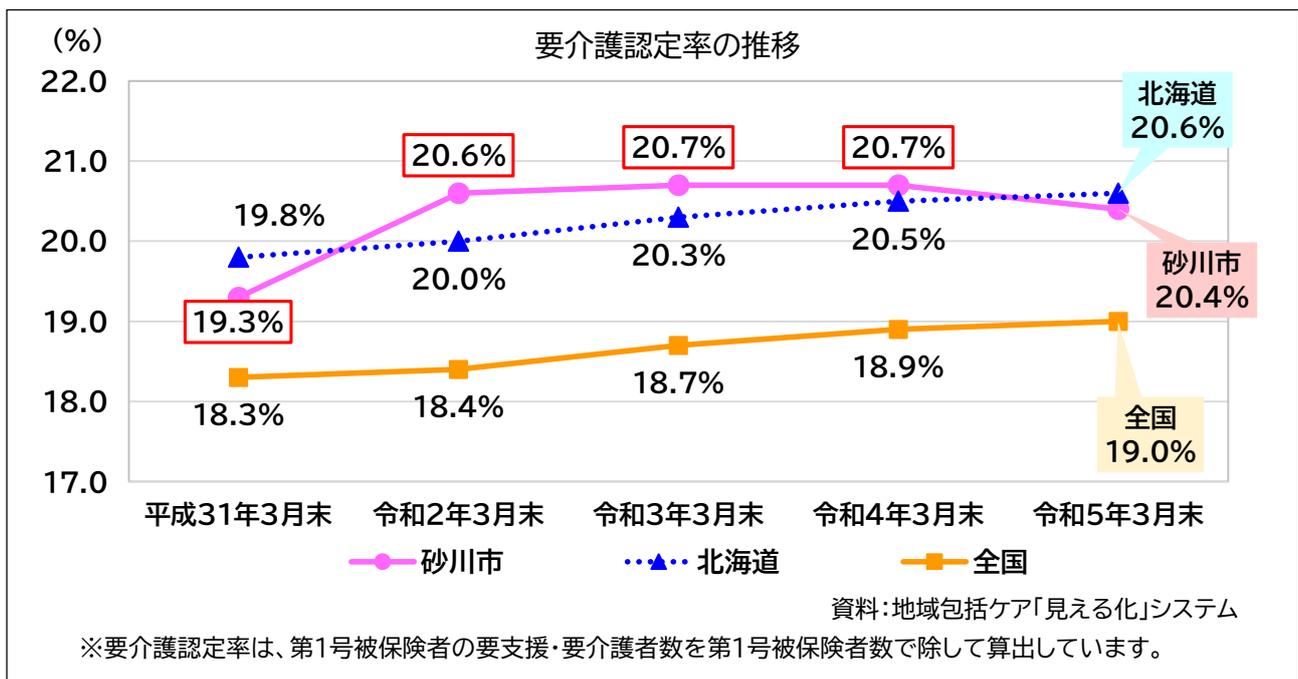
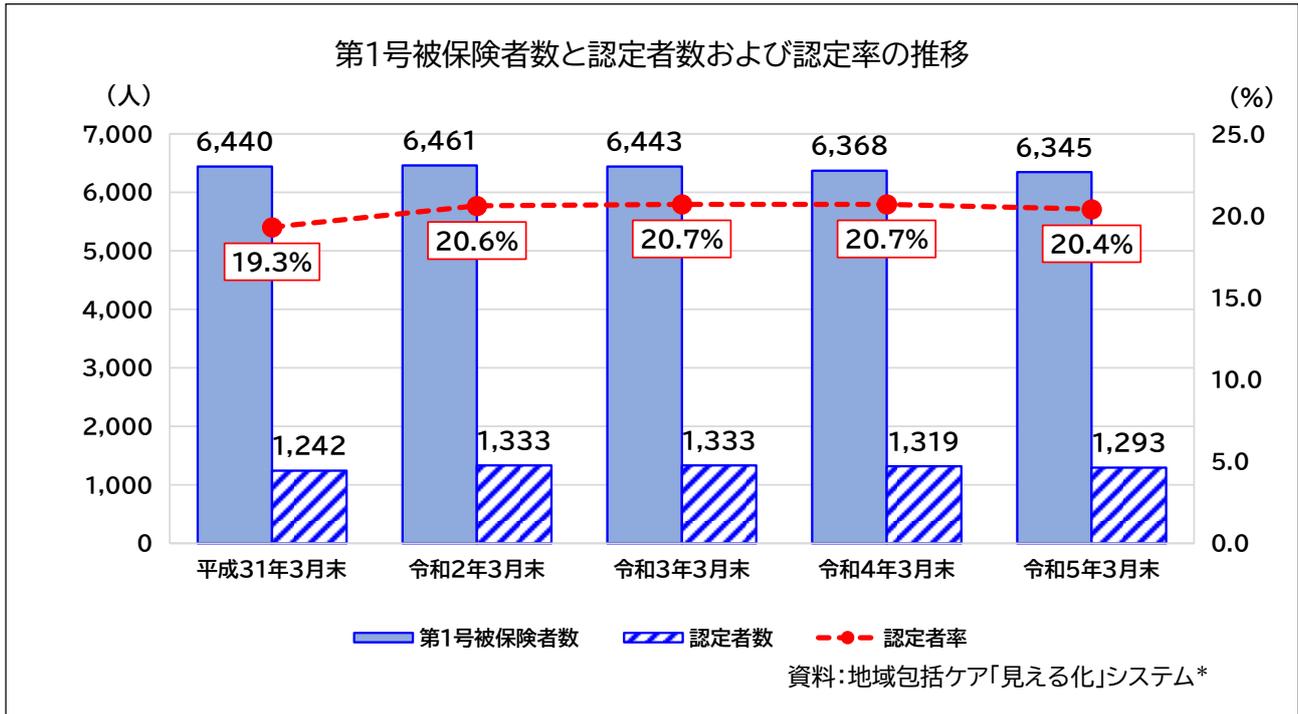
※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

2 介護保険事業の状況

(1)第1号被保険者数と要支援・要介護認定者数および認定率の推移

本市の第1号被保険者数はおおむね横ばい傾向にあり、令和5年3月末時点では6,345人となっています。要支援・要介護認定者数も横ばい傾向にあり、令和5年3月末時点には、1,293人となっています。

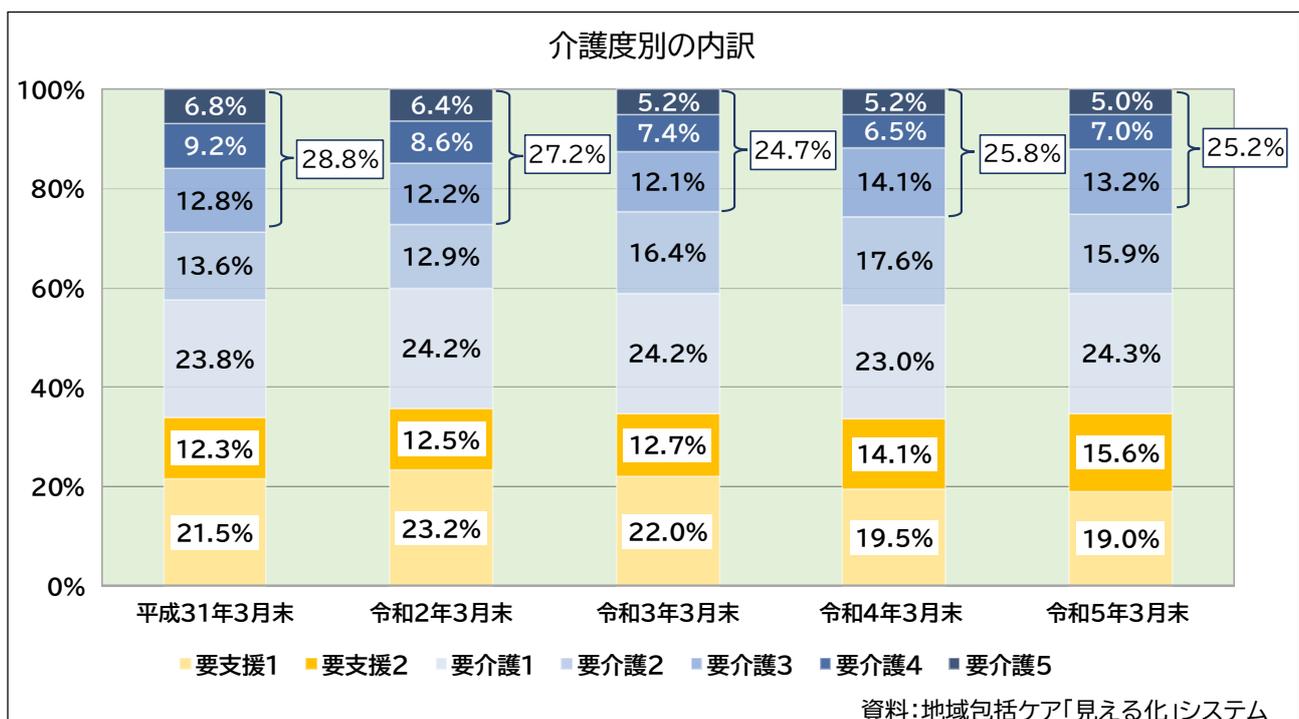
本市の要介護認定率は、令和2年には20.6%と上昇しましたが、その後横ばい傾向となっています。また、本市の要介護認定率は、令和5年に20.4%と北海道を0.2ポイント下回っています。



(2) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は、令和3年以降減少傾向にあり、令和5年には、1,315人となっています。

要介護3～5を重度者とする、平成31年の重度者数は364人で、全体に占める割合は28.8%でしたが、令和5年には331人で、割合は25.2%と減少しています。

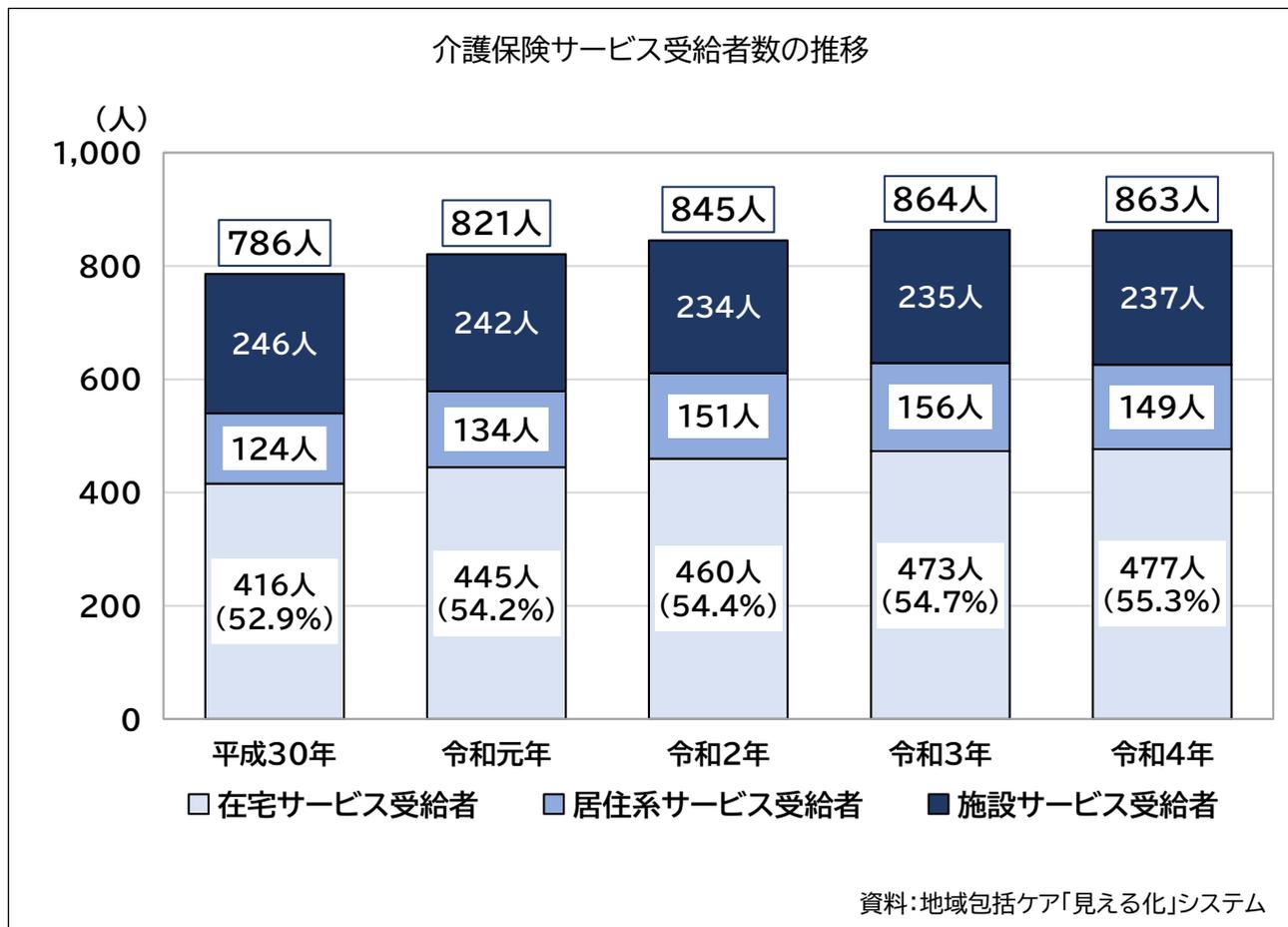


※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含みます。
 ※要介護3～5の重度者の割合は、各要介護度の割合を合計しています。

(3)介護保険サービス受給者の状況

本市の介護保険サービス受給者数は平成30年以降増加傾向にありましたが、ほぼ横ばいとなり、令和4年は863人となっています。

また、介護保険サービス別にみると、在宅サービス受給者が5割台半ばを占めています。

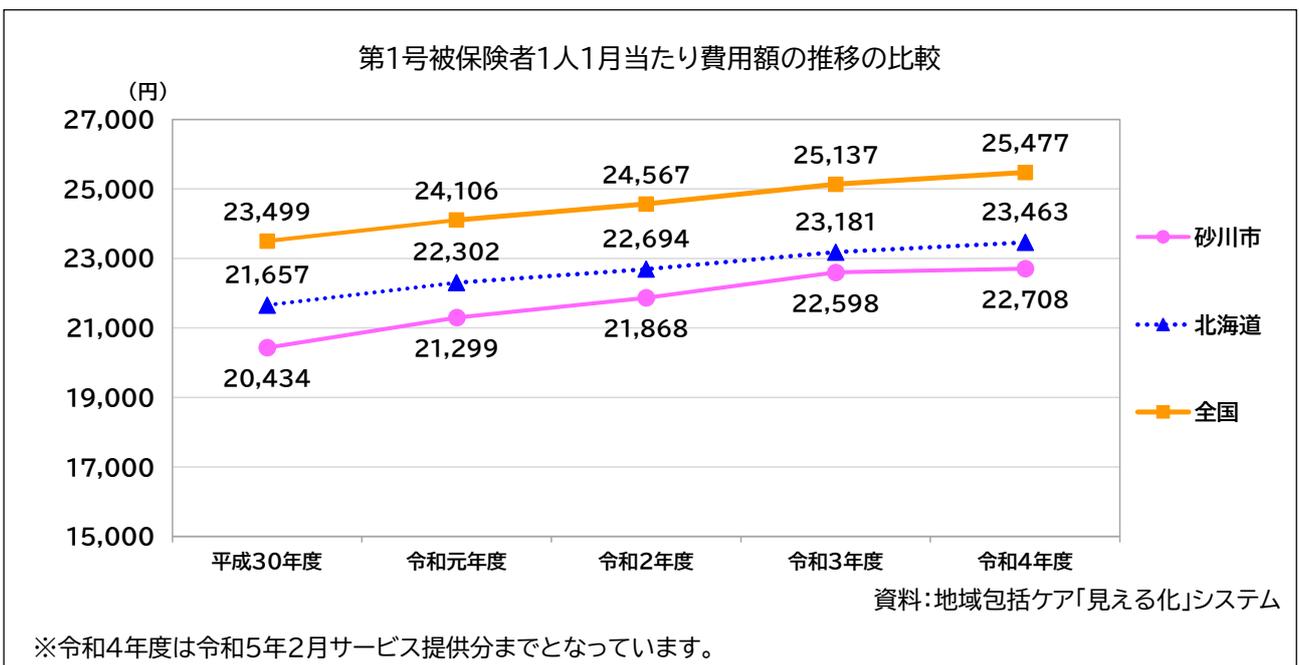
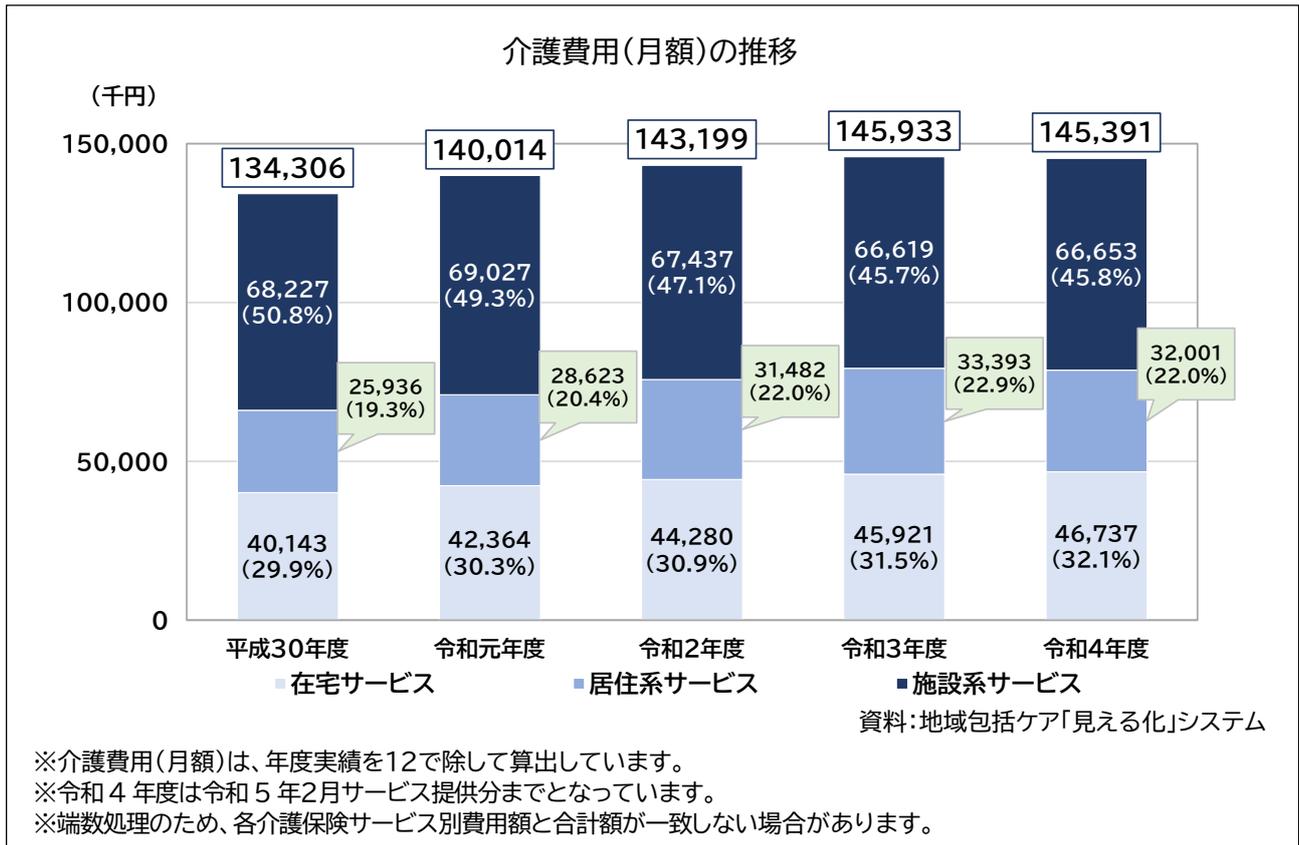


(4)介護費用額の状況

本市の介護費用(月額)は平成30年度以降増加傾向にありましたが、令和4年度には減少に転じ、145,391千円となっています。介護保険サービス別にみると、在宅サービスが3割前後、施設サービスが5割前後を占めています。

第1号被保険者1人1月当たり費用額については、平成30年度以降増加傾向にあり、令和4年度には、22,708円となっています。

また、本市の第1号被保険者1人1月当たり費用額は、北海道と全国の平均額を下回っています。



(5)介護保険サービスの利用状況

第8期計画期間におけるサービスの計画値と実績値との比較を示します。(令和5年度は見込み)

①居宅サービス

居宅サービスについては、概ね計画値の水準を達成していますが、「訪問リハビリテーション」、「短期入所生活介護」などのサービスが第8期計画値の見込みを上回りました。

サービス区分		計画値	実績	計画比	
訪問介護 (ホームヘルプ サービス)	利用回数 (回/月)	令和3年度	2,659.8	2,016.3	75.8%
		令和4年度	2,755.4	1,873.7	68.0%
		令和5年度	2,857.2	1,842.3	64.5%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	103.0	93.0	90.3%
		令和4年度	107.0	86.0	80.4%
		令和5年度	110.0	95.0	86.4%
訪問入浴介護	利用回数 (回/月)	令和3年度	105.5	43.0	40.8%
		令和4年度	109.3	34.0	31.1%
		令和5年度	108.4	33.0	30.4%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	20.0	10.0	50.0%
		令和4年度	21.0	8.0	38.1%
		令和5年度	21.0	9.0	42.9%
訪問看護	利用回数 (回/月)	令和3年度	385.2	350.9	91.1%
		令和4年度	393.5	341.5	86.8%
		令和5年度	426.3	414.9	97.3%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	51.0	48.0	94.1%
		令和4年度	52.0	48.0	92.3%
		令和5年度	55.0	55.0	100.0%
訪問 リハビリテーション	利用回数 (回/月)	令和3年度	79.3	79.2	99.9%
		令和4年度	79.3	103.3	130.3%
		令和5年度	88.1	146.2	165.9%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	7.0	8.0	114.3%
		令和4年度	7.0	10.0	142.9%
		令和5年度	8.0	16.0	200.0%
居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	令和3年度	91.0	81.0	89.0%
		令和4年度	94.0	77.0	81.9%
		令和5年度	97.0	94.0	96.9%

サービス区分		計画値	実績	計画比	
通所介護 (デイサービス)	利用回数 (回/月)	令和3年度	1,037.4	983.0	94.8%
		令和4年度	1,073.9	926.0	86.2%
		令和5年度	1,097.9	893.0	81.3%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	118.0	118.0	100.0%
		令和4年度	121.0	113.0	93.4%
		令和5年度	124.0	111.0	89.5%
通所 リハビリテーション (デイケア)	利用回数 (回/月)	令和3年度	385.8	270.4	70.1%
		令和4年度	403.9	288.2	71.4%
		令和5年度	408.6	300.3	73.5%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	45.0	43.0	95.6%
		令和4年度	47.0	45.0	95.7%
		令和5年度	48.0	45.0	93.8%
短期入所生活介護 (ショートステイ)	利用回数 (日/月)	令和3年度	178.2	238.3	133.7%
		令和4年度	191.2	339.4	177.5%
		令和5年度	196.6	208.3	106.0%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	21.0	24.0	114.3%
		令和4年度	22.0	28.0	127.3%
		令和5年度	23.0	25.0	108.7%
短期入所療養介護 (老健)	利用回数 (日/月)	令和3年度	55.2	53.3	96.6%
		令和4年度	55.0	63.1	114.7%
		令和5年度	55.0	49.3	89.6%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	7.0	8.0	114.3%
		令和4年度	7.0	8.0	114.3%
		令和5年度	7.0	6.0	85.7%
福祉用具貸与	利用者数 (人/月)	令和3年度	169.0	199.0	117.8%
		令和4年度	179.0	206.0	115.0%
		令和5年度	178.0	213.0	119.7%
特定福祉用具購入費	利用者数 (人/月)	令和3年度	3.0	5.0	166.7%
		令和4年度	3.0	3.0	100.0%
		令和5年度	3.0	7.0	233.3%
住宅改修費	利用者数 (人/月)	令和3年度	4.0	4.0	100.0%
		令和4年度	4.0	3.0	75.0%
		令和5年度	4.0	5.0	125.0%
特定施設入居者 生活介護	利用者数 (人/月)	令和3年度	90.0	78.0	86.7%
		令和4年度	92.0	73.0	79.3%
		令和5年度	95.0	79.0	83.2%

②地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、概ね計画値の水準を達成していますが、「小規模多機能型居宅介護」が第8期計画値の見込を上回りました。

サービス区分			計画値	実績	計画比
認知症対応型通所介護	利用回数 (回/月)	令和3年度	152.3	146.1	95.9%
		令和4年度	165.6	127.0	76.7%
		令和5年度	166.4	148.5	89.2%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	17.0	19.0	111.8%
		令和4年度	18.0	17.0	94.4%
		令和5年度	18.0	17.0	94.4%
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/月)	令和3年度	11.0	16.0	145.5%
		令和4年度	11.0	16.0	145.5%
		令和5年度	12.0	18.0	150.0%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	令和3年度	56.0	55.0	98.2%
		令和4年度	57.0	53.0	93.0%
		令和5年度	57.0	49.0	86.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数 (人/月)	令和3年度	28.0	28.0	100.0%
		令和4年度	28.0	28.0	100.0%
		令和5年度	28.0	29.0	103.6%
地域密着型通所介護	利用回数 (回/月)	令和3年度	707.8	685.5	96.8%
		令和4年度	709.7	699.5	98.6%
		令和5年度	709.7	693.1	97.7%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	57.0	54.0	94.7%
		令和4年度	57.0	55.0	96.5%
		令和5年度	57.0	60.0	105.3%

③施設サービス

施設サービスについては、概ね計画値の水準を達成しています。

サービス区分			計画値	実績	計画比
介護老人福祉施設	利用者数 (人/月)	令和3年度	113.0	121.0	107.1%
		令和4年度	113.0	125.0	110.6%
		令和5年度	113.0	129.0	114.2%
介護老人保健施設	利用者数 (人/月)	令和3年度	76.0	76.0	100.0%
		令和4年度	76.0	81.0	106.6%
		令和5年度	76.0	76.0	100.0%
介護医療院	利用者数 (人/月)	令和3年度	4.0	4.0	100.0%
		令和4年度	4.0	3.0	75.0%
		令和5年度	4.0	4.0	100.0%
介護療養型医療施設	利用者数 (人/月)	令和3年度	8.0	7.0	87.5%
		令和4年度	8.0	1.0	12.5%
		令和5年度	8.0	1.0	12.5%

④居宅介護支援

居宅介護支援については、概ね計画値の水準を達成しています。

サービス区分			計画値	実績	計画比
居宅介護支援	利用者数 (人/月)	令和3年度	331.0	337.0	101.8%
		令和4年度	331.0	333.0	100.6%
		令和5年度	342.0	344.0	100.6%

(6)介護予防サービスの利用状況

第8期計画期間におけるサービスの計画値と実績値との比較を示します。(令和5年度は見込み)

①介護予防サービス

介護予防サービスについては、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」などにおいて第8期計画値の見込みを上回りました。

サービス区分		計画値	実績	計画比	
介護予防訪問 入浴介護	利用回数 (回/月)	令和3年度	0.0	0.0	—
		令和4年度	0.0	0.8	—
		令和5年度	0.0	0.0	—
	利用者数 (人/月)	令和3年度	0.0	0.0	—
		令和4年度	0.0	0.0	—
		令和5年度	0.0	0.0	—
介護予防訪問看護	利用回数 (回/月)	令和3年度	29.2	47.9	164.0%
		令和4年度	29.2	53.6	183.6%
		令和5年度	29.2	47.5	162.7%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	4.0	5.0	125.0%
		令和4年度	4.0	6.0	150.0%
		令和5年度	4.0	5.0	125.0%
介護予防訪問 リハビリテーション	利用回数 (回/月)	令和3年度	36.9	32.8	88.9%
		令和4年度	36.9	49.3	133.6%
		令和5年度	36.9	59.3	160.7%
	利用者数 (人/月)	令和3年度	3.0	3.0	100.0%
		令和4年度	3.0	5.0	166.7%
		令和5年度	3.0	4.0	133.3%
介護予防居宅療養 管理指導	利用者数 (人/月)	令和3年度	3.0	6.0	200.0%
		令和4年度	3.0	7.0	233.3%
		令和5年度	3.0	15.0	500.0%
介護予防通所 リハビリテーション	利用者数 (人/月)	令和3年度	23.0	32.0	139.1%
		令和4年度	24.0	23.0	95.8%
		令和5年度	24.0	21.0	87.5%
介護予防短期入所 生活介護	利用日数 (日/月)	令和3年度	0.0	24.3	—
		令和4年度	0.0	19.6	—
		令和5年度	0.0	37.5	—
	利用者数 (人/月)	令和3年度	0.0	2.0	—
		令和4年度	0.0	2.0	—
		令和5年度	0.0	5.0	—

サービス区分			計画値	実績	計画比
介護予防短期入所療養介護(老健)	利用日数 (日/月)	令和3年度	0.0	0.6	—
		令和4年度	0.0	0.0	—
		令和5年度	0.0	0.0	—
	利用者数 (人/月)	令和3年度	0.0	0.0	—
		令和4年度	0.0	0.0	—
		令和5年度	0.0	0.0	—
介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人/月)	令和3年度	97.0	91.0	93.8%
		令和4年度	97.0	98.0	101.0%
		令和5年度	97.0	95.0	97.9%
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数 (人/月)	令和3年度	2.0	3.0	150.0%
		令和4年度	2.0	2.0	100.0%
		令和5年度	2.0	3.0	150.0%
介護予防住宅改修	利用者数 (人/月)	令和3年度	2.0	4.0	200.0%
		令和4年度	2.0	2.0	100.0%
		令和5年度	2.0	5.0	250.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/月)	令和3年度	25.0	23.0	92.0%
		令和4年度	26.0	23.0	88.5%
		令和5年度	26.0	19.0	73.1%

②地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスについては、「介護予防小規模多機能型居宅介護」にて第8期計画値の見込みを上回りました。

サービス区分			計画値	実績	計画比
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回/月)	令和3年度	0.0	0.0	—
		令和4年度	0.0	0.0	—
		令和5年度	0.0	0.0	—
	利用者数 (人/月)	令和3年度	0.0	0.0	—
		令和4年度	0.0	0.0	—
		令和5年度	0.0	0.0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/月)	令和3年度	3.0	5.0	166.7%
		令和4年度	3.0	7.0	233.3%
		令和5年度	3.0	5.0	166.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/月)	令和3年度	0.0	0.0	—
		令和4年度	0.0	0.0	—
		令和5年度	0.0	0.0	—

③介護予防支援

介護予防支援については、概ね計画値の水準を達成しています。

サービス区分			計画値	実績	計画比
介護予防支援	利用者数 (人/月)	令和3年度	121.0	115.0	95.0%
		令和4年度	123.0	121.0	98.4%
		令和5年度	125.0	117.0	93.6%

(7)地域支援事業の利用状況

第8期計画期間におけるサービスの計画値と実績値との比較を示します。(令和5年度は見込み)

①介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、「生活支援サービス」で第8期計画値の見込みを上回りましたが、「介護予防ケアマネジメント事業」などの計画値を下回ったサービスが多くを占めています。

サービス区分			計画値	実績	計画比
訪問型サービス					
訪問介護相当サービス	利用件数 (件)	令和3年度	470	414	88.1%
		令和4年度	490	362	73.9%
		令和5年度	510	411	80.6%
住民主体によるサービス	延べ利用件数 (件)	令和3年度	100	24	24.0%
		令和4年度	100	2	2.0%
		令和5年度	100	0	0.0%
	提供会員数 (人)	令和3年度	30	15	50.0%
		令和4年度	30	1	3.3%
		令和5年度	30	0	0.0%
通所型サービス					
通所介護相当サービス	利用件数 (件)	令和3年度	2,110	1,832	86.8%
		令和4年度	2,140	1,640	76.6%
		令和5年度	2,170	1,542	71.1%
住民主体によるサービス	延べ利用件数 (件)	令和3年度	720	398	55.3%
		令和4年度	720	550	76.4%
		令和5年度	720	351	48.8%
	延べボランティア数 (人)	令和3年度	350	146	41.7%
		令和4年度	350	242	69.1%
		令和5年度	350	211	60.3%
生活支援サービス					
在宅高齢者 配食サービス (総合事業)	利用者数 (人)	令和3年度	50	52	104.0%
		令和4年度	50	50	100.0%
		令和5年度	50	50	100.0%
	利用食数 (食)	令和3年度	7,500	7,473	99.6%
		令和4年度	7,500	6,613	88.2%
		令和5年度	7,500	7,500	100.0%

サービス区分		計画値	実績	計画比	
介護予防ケアマネジメント事業					
介護予防 ケアマネジメント	利用者数 (人)	令和3年度	1,750	1,448	82.7%
		令和4年度	1,780	1,226	68.9%
		令和5年度	1,810	1,221	67.5%

②一般介護予防事業

一般介護予防事業については、多くのサービスが第8期計画値の見込を下回りました。

サービス区分		計画値	実績	計画比	
介護予防把握事業					
基本 チェックリスト	実施件数 (件)	令和3年度	400	398	99.5%
		令和4年度	400	451	112.8%
		令和5年度	400	400	100.0%
介護予防普及啓発事業					
高齢者 軽スポーツ フェスティバル	実施回数 (回)	令和3年度	1	0	0.0%
		令和4年度	1	0	0.0%
		令和5年度	1	1	100.0%
	参加人数 (人)	令和3年度	350	0	0.0%
		令和4年度	350	0	0.0%
		令和5年度	350	162	46.3%
ふれあい センター講座	実施回数 (回)	令和3年度	156	97	62.2%
		令和4年度	156	138	88.5%
		令和5年度	156	135	86.5%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	2,400	1,040	43.3%
		令和4年度	2,400	1,537	64.0%
		令和5年度	2,400	1,619	67.5%
市民大学	実施回数 (回)	令和3年度	1	0	0.0%
		令和4年度	1	1	100.0%
		令和5年度	1	1	100.0%
	参加人数 (人)	令和3年度	30	0	0.0%
		令和4年度	30	81	270.0%
		令和5年度	30	70	233.3%

サービス区分		計画値	実績	計画比	
介護予防普及啓発事業					
高齢者等の 健康教育	実施回数 (回)	令和3年度	30	19	63.3%
		令和4年度	30	18	60.0%
		令和5年度	30	20	66.7%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	600	213	35.5%
		令和4年度	600	177	29.5%
		令和5年度	600	207	34.5%
高齢者等の 健康相談	実施回数 (回)	令和3年度	30	14	46.7%
		令和4年度	30	20	66.7%
		令和5年度	30	20	66.7%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	600	127	21.2%
		令和4年度	600	185	30.8%
		令和5年度	600	164	27.3%
健康料理教室	実施回数 (回)	令和3年度	6	32	533.3%
		令和4年度	6	44	733.3%
		令和5年度	6	0	0.0%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	100	252	252.0%
		令和4年度	100	314	314.0%
		令和5年度	100	0	0.0%
出張公民館講座	実施回数 (回)	令和3年度	3	0	0.0%
		令和4年度	3	0	0.0%
		令和5年度	3	3	100.0%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	45	0	0.0%
		令和4年度	45	0	0.0%
		令和5年度	45	30	66.7%

サービス区分		計画値	実績	計画比	
地域介護予防活動支援事業					
いきいき運動 推進員支援事業	実施回数 (回)	令和3年度	13	8	61.5%
		令和4年度	13	13	100.0%
		令和5年度	13	13	100.0%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	180	108	60.0%
		令和4年度	180	164	91.1%
		令和5年度	180	156	86.7%
いきいき運動 推進員自主活動	実施回数 (回)	令和3年度	100	47	47.0%
		令和4年度	100	89	89.0%
		令和5年度	100	107	107.0%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	1,500	518	34.5%
		令和4年度	1,500	884	58.9%
		令和5年度	1,500	950	63.3%
通年型介護 予防教室 「いきいきシニア プログラム」	実施回数 (回)	令和3年度	48	30	62.5%
		令和4年度	48	48	100.0%
		令和5年度	48	47	97.9%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	600	240	40.0%
		令和4年度	600	379	63.2%
		令和5年度	600	500	83.3%
地域サロン活動 支援事業	対象団体数 (団体)	令和3年度	22	15	68.1%
		令和4年度	22	16	72.7%
		令和5年度	22	16	72.7%

③包括的支援事業

包括的支援事業については、「総合相談支援業務」では第8期計画値の見込みを上回りましたが、「認知症地域支援・ケア向上事業」では見込みを下回っています。

サービス区分			計画値	実績	計画比
総合相談支援業務					
総合相談 支援業務	相談実数 (件)	令和3年度	800	1,608	201.0%
		令和4年度	800	1,507	188.4%
		令和5年度	800	1,500	187.5%
	相談延べ数 (人)	令和3年度	1,500	1,261	84.1%
		令和4年度	1,500	1,851	123.4%
		令和5年度	1,500	1,400	93.3%
	サテライト 事業(件)	令和3年度	4	0	0.0%
		令和4年度	4	1	25.0%
		令和5年度	4	2	50.0%
権利擁護業務					
高齢者虐待への 対応	実施回数 (回)	令和3年度	-	3	-
		令和4年度	-	0	-
		令和5年度	-	3	-
認知症初期集中支援推進事業					
認知症初期 集中支援 チーム 活動状況	協議件数 (件)	令和3年度	8	7	87.5%
		令和4年度	8	7	87.5%
		令和5年度	8	8	100.0%
	会議開催数 (回)	令和3年度	12	12	100.0%
		令和4年度	12	11	91.7%
		令和5年度	12	12	100.0%
認知症地域支援・ケア向上事業					
認知症 サポーター 養成講座	開催件数 (件)	令和3年度	10	2	20.0%
		令和4年度	10	6	60.0%
		令和5年度	10	5	50.0%
	受講者数 (人)	令和3年度	200	46	23.0%
		令和4年度	200	111	55.5%
		令和5年度	200	100	50.0%
地域ケア会議推進事業					
地域ケア会議	開催数 (回)	令和3年度	8	2	25.0%
		令和4年度	8	1	12.5%
		令和5年度	8	3	37.5%

④任意事業

任意事業については、第8期計画値の見込みに近いサービスが多くを占めています。

サービス区分		計画値	実績	計画比	
家族介護支援事業					
紙オムツ利用券 交付事業	利用者数 (人)	令和3年度	70	80	114.3%
		令和4年度	70	72	102.9%
		令和5年度	70	63	90.0%
	利用月数 (月)	令和3年度	550	488	88.7%
		令和4年度	550	466	84.7%
		令和5年度	550	413	75.1%
家族介護 慰労事業	利用者数 (人)	令和3年度	1	1	100.0%
		令和4年度	1	0	0.0%
		令和5年度	1	1	100.0%
介護手当 支給事業	利用者数 (人)	令和3年度	1	0	0.0%
		令和4年度	1	0	0.0%
		令和5年度	1	1	100.0%
認知症を抱える 家族の会への 支援	実施回数 (回)	令和3年度	10	8	80.0%
		令和4年度	10	8	80.0%
		令和5年度	10	10	100.0%
	参加延べ数 (人)	令和3年度	180	208	115.6%
		令和4年度	180	235	130.6%
		令和5年度	180	240	133.3%

サービス区分		計画値	実績	計画比	
その他の事業					
成年後見制度 利用支援事業	支援件数 (件)	令和3年度	2	1	50.0%
		令和4年度	2	2	100.0%
		令和5年度	2	2	100.0%
在宅高齢者 配食サービス (任意事業)	利用者数 (人)	令和3年度	90	83	92.2%
		令和4年度	90	98	108.9%
		令和5年度	90	100	111.1%
	利用食数 (食)	令和3年度	15,000	11,961	79.7%
		令和4年度	15,000	13,891	92.6%
		令和5年度	15,000	17,500	116.7%
高齢者専用住宅 家庭奉仕員 派遣事業	派遣箇所数 (か所)	令和3年度	4	4	100.0%
		令和4年度	4	4	100.0%
		令和5年度	4	4	100.0%
	派遣戸数 (戸)	令和3年度	45	45	100.0%
		令和4年度	45	45	100.0%
		令和5年度	45	45	100.0%
住宅改修支援 事業(理由書 作成支援)	利用者数 (人)	令和3年度	18	17	94.4%
		令和4年度	18	22	122.2%
		令和5年度	18	20	111.1%
介護人材育成 支援事業	受講者数 (人)	令和3年度	7	7	100.0%
		令和4年度	7	6	85.7%
		令和5年度	7	5	71.4%

3 アンケート調査の実施について

(1)調査の目的

本計画を策定するに当たり、抱えている課題等の把握および今後の市の高齢者福祉施策の一層の充実や、介護保険事業の円滑な運営に役立たせるために市内にお住まいの方を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施し生活に関する現状やご意見を伺うとともに、市内介護事業所等に対して介護人材実態調査、在宅生活改善調査を実施しました。

(2)実施概要

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的 要介護状態になるリスクの発生状況や各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定する。

調査対象	65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない在宅生活をされている方
期間	令和5年4月25日～令和5年5月29日
調査方法	郵送調査
配布数	1,500件
回収数	986件
回収率	65.7%

②在宅介護実態調査

目的 「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」などについての、客観的な状態把握とその達成に向けた施策検討を行う。

調査対象	在宅で生活をする要支援・要介護認定を受けている方
期間	令和5年5月31日～令和5年7月14日
調査方法	郵送調査
配布数	950件
回収数	517件
回収率	54.4%

③介護人材実態調査

目的 介護事業所の現職員について性別・年齢別・資格の有無などの実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取り組みを検討する。

調査対象	市内介護事業所
対象事業所数	27事業所
期間	令和5年3月28日～令和5年4月21日

④在宅生活改善調査

目的 現在のサービス利用では在宅生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、
将来の介護サービスの在り方を検討する。

調査対象	市内介護支援専門員
対象事業所数	6事業所
期間	令和5年3月28日 ~ 令和5年4月21日

※①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査の結果は資料編をご覧ください。

第3章

高齢者施策の取り組み状況と課題

- 1 第8期計画の検証
- 2 次期計画にむけた課題のまとめ



第3章 高齢者施策の取り組み状況と課題

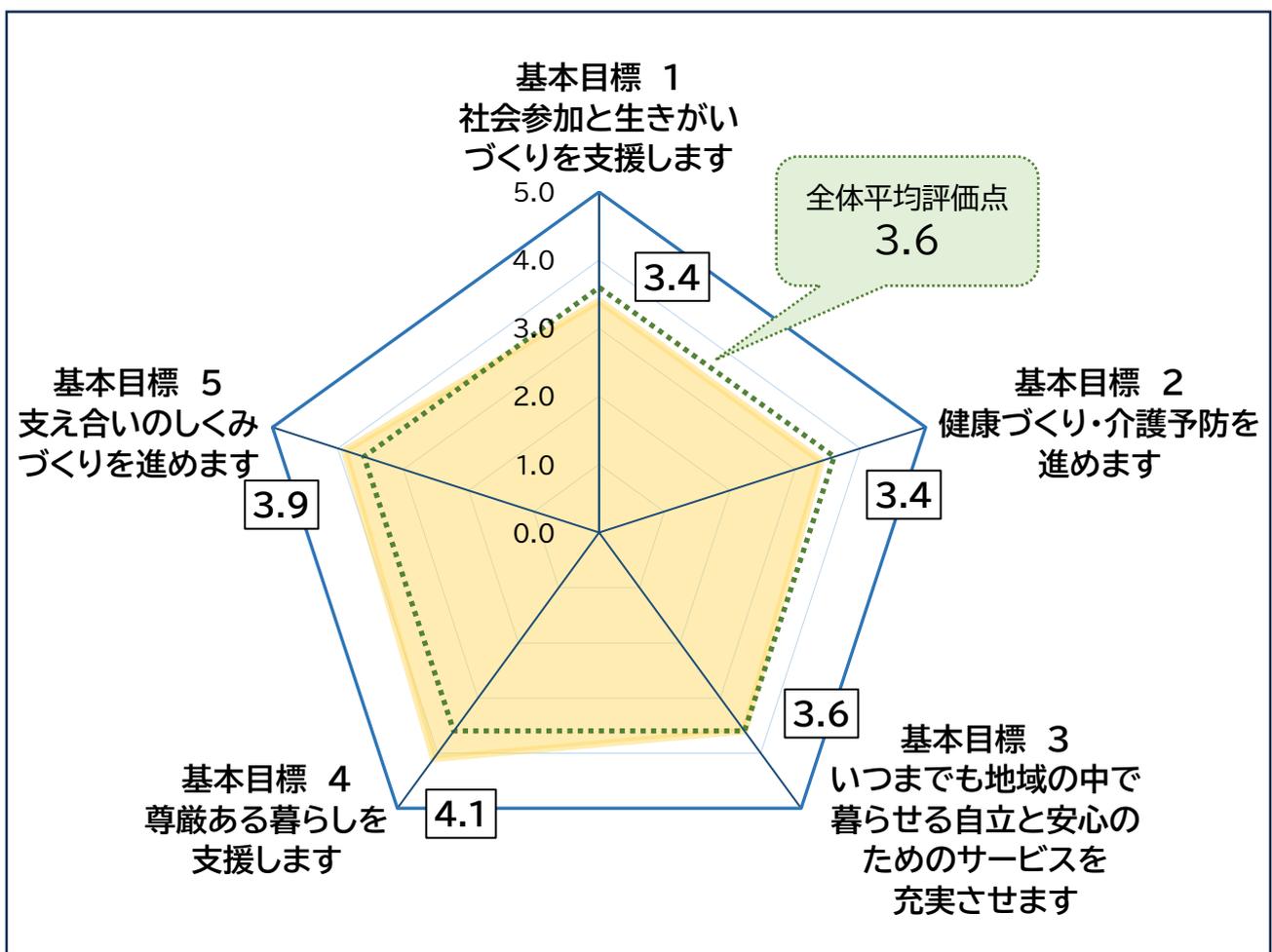
第3章では、第8期計画の基本目標ごとの取り組み状況を検証し、第2章の「高齢化の推移」などや「介護保険事業の状況」、「日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査」の結果等を踏まえ、第9期計画の施策展開に向け、課題を整理しました。

1 第8期計画の検証

前計画の施策について、市の各所管部署および関係機関が5点(非常に評価できる)、4点(かなり評価できる)、3点(普通に評価できる)、2点(あまり評価できない)、1点(評価できない)の5段階で評価しました。

全体平均評点は3.6点となり、「尊厳ある暮らしを支援します」で4.1点と評価が高くなっています。一方、「社会参加と生きがいづくりを支援します」と「健康づくり・介護予防を進めます」で評価が低くなっています。健康寿命*を延伸するための社会参加、健康づくりや介護予防が課題となっています。

*健康寿命～健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間



第8期 基本理念 高齢者が健康で生きがいを高め、 介護が必要となっても、住み慣れた地域で 安心して自分らしく生活できるまちづくり	事業数	評 価					
		5	4	3	2	1	
全体平均評価点	3.6	128	31	31	56	4	6

基本目標・各施策	事業数	評 価					
		5	4	3	2	1	
基本目標 1 社会参加と生きがいづくりを支援します							
1 生きがいづくりへの支援	18	1	5	10	1	1	
2 社会貢献活動・就労への支援	4	1	2	1	0	0	
平均評価点	3.4	22	2	7	11	1	1

基本目標 2 健康づくり・介護予防を進めます							
3 健康づくりの推進	13	1	1	11	0	0	
4 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進	3	2	0	1	0	0	
平均評価点	3.4	16	3	1	12	0	0

基本目標 3 いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます							
5 介護保険サービスの提供と基盤整備	19	9	7	3	0	0	
6 自立生活への支援(高齢者福祉施策によるサービス)	11	3	5	2	0	1	
7 介護保険サービス等の質の向上および適正利用の促進	9	0	3	5	0	1	
8 認知症施策の推進	12	0	4	7	1	0	
9 在宅療養体制の充実	7	3	0	2	0	2	
10 地域包括支援センター機能の充実	9	1	1	5	2	0	
11 暮らしやすい住環境の推進	4	1	0	3	0	0	
平均評価点	3.6	71	17	20	27	3	4

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します							
12 高齢者の尊厳と権利を守る支援	8	5	1	1	0	1	
平均評価点	4.1	8	5	1	1	0	1

基本目標 5 支え合いのしくみづくりを進めます							
13 介護者への支援	4	0	2	2	0	0	
14 高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実	7	4	0	3	0	0	
平均評価点	3.9	11	4	2	5	0	0

2 次期計画に向けた課題のまとめ

第8期計画の検証およびアンケート結果からみえる第9期計画への課題は、次のとおりです。

基本目標1

社会参加と生きがいを支援します

- ・1 生きがいづくりへの支援
- ・2 社会貢献活動・就労への支援

★ 第8期計画の評価ポイント

- ・サロン活動について、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催数や参加人数制限等で指標の達成には至らなかったものの、可能な限り活動を継続することで、高齢者の心身の健康増進が図られました。また、休止期間も参加者と郵便や電話等でつながりを保つことで、社会的孤立防止と活動再開後の参加意欲の維持に努めています。
- ・高齢者軽スポーツフェスティバルでは、老人クラブ会員の高齢化等により従来の競技実施が難しくなったことから、参加しやすい競技への移行を図るため、新競技の体験会を実施するなどの工夫をしています。

★ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

- ・地域住民の有志による健康づくりや趣味等のグループ活動への「参加者」としての参加意向を全体で見ると、「是非参加したい」「参加してもよい」「すでに参加している」を合わせた「参加意向あり(計)」は52.4%となっています。また、「企画・運営(お世話役)」としての参加意向については、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせた「参加意向あり(計)」は32.5%となっています。この企画・運営としての参加意向については、80～84歳の「参加意向あり(計)」が38.1%と全体に比べて高くなっています。

★ 第9期計画に向けた課題

- ・通いの場*については新型コロナウイルス感染症の影響により中断したり、開催数が減少することで活動が停滞し、達成度の十分な検証に至らない事業がありました。今後も、より効果的に事業を提供するために、改めて社会参加の必要性の周知と事業への参加促進を図ることが必要です。
- ・高齢者が社会参加をするうえで、移動手段の確保の困難さが挙げられています。公共交通機関も人材確保が厳しく減便なども余儀なくされていることから、乗合タクシーなどの積極的な活用促進に向けた支援が必要です。

*通いの場～地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所

基本目標2

健康づくり・介護予防を進めます

- ・3 健康づくりの推進
- ・4 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進

★ 第8期計画の評価ポイント

- ・「いきいき運動推進事業」については、コロナ禍の行動制限等で、高齢者の筋力が低下傾向であることや継続して運動を行うことでフレイルを予防することの重要性について伝えてきました。推進員の事業継続により、運動の大切さを地域に根付かせています。
- ・すながわ健康ポイント事業では、申請数の伸び悩みはありますが、事業達成者の割合は増加しています。また、発行した特定健診・がん検診チケット、体育館利用券のチケット利用率も増加しており、特定健診やがん検診の受診率向上や運動の習慣化につながっています。

★ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

- ・運動器の機能低下のリスクをみると、「該当する」が 11.6%、「該当しない」が 88.4%となっています。性別でみると、女性の「該当する」が 13.9%と全体に比べて高くなっています。年齢別にみると、85歳以上になると特にリスクが高まり、90歳以上では 31.8%と3割を超えています。
- ・閉じこもり傾向のリスクをみると、「該当する」が 24.2%、「該当しない」が 75.8%となっています。

★ 第9期計画に向けた課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えもあり、特定健診の受診率が減少していることから、生活習慣病の予防を心がける人が増えるよう、受診率を向上させる取り組みが重要です。
- ・死亡率減少効果があるといわれている胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診について、さらなる受診率向上のため、検診体制や予約方法、勧奨方法の工夫が必要です。
- ・老人クラブの加入者数の減少により健康教育・健康相談だけではポピュレーションアプローチ*が不十分であるため、老人クラブ以外の高齢者の通いの場にも出向いて実施していく必要があります。
- ・各地域で実施する「いきいき運動」などのサロン活動は、コロナ禍で活動が中断されて以来、参加者が伸び悩んでいる状況もあることから、運動を継続する重要性の啓発と参加促進が必要です。

*ポピュレーションアプローチ～集団で健康被害が広がる前に、早い段階で健康リスクにアプローチすることで、集団内の病気を未然に防ぐ取り組み。

基本目標3

いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます

- ・5 介護保険サービスの提供と基盤整備
- ・6 自立生活への支援(高齢者福祉施策によるサービス)
- ・7 介護保険サービス等の質の向上及び適正利用の促進
- ・8 認知症施策の推進
- ・9 在宅療養体制の充実
- ・10 地域包括支援センター機能の充実
- ・11 暮らしやすい住環境の推進

★ 第8期計画の評価ポイント

- ・市民ふれあいサービス事業では、提供会員の協力により公的サービスの隙間を補完するサービスを提供することで、高齢者の生活を支えることができています。
- ・介護保険サービス事業所向け研修会や、がん患者・家族向けの「市民講座」「がんサロン」は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。
- ・介護人材の育成支援事業については、受講料の補助により介護職が一定の知識・技術を身につけることができ、入所者に対する適切なケアや介護人材の確保と安定した事業運営につながっています。
- ・地域包括支援センターでは、相談窓口や「認知症初期集中支援チーム」による初期段階の負担軽減や情報共有が行われています。認知症カフェの取り組みも行われ、認知症当事者やその家族と地域住民の交流の場となっています。また、参加者数も増加し、認知症カフェが徐々に定着しています。
- ・砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)の運用により、医療・介護双方向に情報共有が図られています。現況の閲覧件数の割合としては、医療系3割、介護系7割となっており、ケアマネジャーや医療機関との医療情報の共有がスムーズに行われていますが、医院、歯科、調剤薬局等における活用は低い状況です。
- ・地域ケア会議の開催は、新型コロナウイルス感染症の影響で会議の開催ができない期間が長く、年1回の開催にとどまっています。

★ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

- ・週1回以上の外出については、「週2～4回」が46.5%と最も高く、次いで「週5回以上」が28.0%、「週1回」が18.0%となっています。年齢別にみると、85～89歳の「ほとんど外出しない」が22.7%と他の年齢層に比べて高い割合となっています。
- ・昨年と比較しての外出頻度においては、「とても減っている」(4.1%)と「減っている」(25.1%)の合計は、29.2%となっており、閉じこもり傾向が一部見受けられます。
- ・認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が45.6%、「いいえ」が49.8%となっています。年齢別にみると、70～74歳の「はい」が52.4%と、全体に比べて高くなっています。
- ・IADL(手段的自立度)の低下については、自立度が「高い」が92.0%、「やや低い」4.7%、「低い」が3.3%となっています。性別でみると、男性の自立度が「低い」が5.5%、女性が1.5%となっています。年齢別にみると、90歳以上では自立度が「低い」が9.1%と全体に比べて高い割合となっています。

★ 第9期計画に向けた課題

- ・除雪サービスの需要は伸びているものの、除雪作業の担い手が減少し、受託できる事業者が限られていることから、事業の継続自体が課題となっています。
- ・雪下ろし助成については、除雪サービス同様、作業の担い手の減少の影響で、申請を受けてから作業までに時間を要している実態があります。
- ・市民ふれあいサービスについて、若年層の発掘も含めて提供会員を増やすため、市民向け研修会を開催していますが、参加者が少なく、啓発の強化が必要です。
- ・介護人材育成支援事業として、社会福祉法人への研修助成を実施していますが、介護事業所においては恒常的に人材不足を抱えているため、事業の拡充などの検討が必要です。
- ・認知症サポーター養成講座を積極的に開催するなど、認知症について正しい理解を促進するための取り組みが必要です。
- ・砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)の導入から8年が経過し、機器更新等の対応が必要とされていることから、参加事業所の活用状況を検証し、活用促進を図る必要があります。
- ・在宅療養の理解を深める情報発信が必要です。
- ・地域包括支援センターを身近な相談先として定着させるため、地域に出向き相談会を行うサテライト事業などを積極的に実施することが必要です。

基本目標4

尊厳ある暮らしを支援します

・12 高齢者の尊厳と権利を守る支援

★ 第8期計画の評価ポイント

- ・成年後見支援センター運営事業について、市民から専門職に至るまで幅広く相談を受け付けており、毎年市民フォーラムを開催し、成年後見制度全般の市民周知を行っています。
- ・成年後見制度利用支援事業は、成年後見支援センターと連携を図り、成年後見制度の普及促進に努め、高齢者の在宅生活の支援につながっています。
- ・日常生活自立支援事業は高齢者が安心して在宅生活を送るために必要な事業として、コロナ禍においても途切れることなくサービス継続に努めたほか、近年増加している、当該事業の対象とならない施設入所者等への支援についても、金銭管理等支援事業によって支援を行っています。

★ 第9期計画に向けた課題

- ・成年後見制度は、相談から解決まで時間がかかることが課題です。また、親族の支援が期待できない人からの相談の増加や相談内容の複雑化など、1件に対する業務量が増加しています。
- ・金銭管理等支援事業は、利用者が増加し、相談回数や対応時間、支援方針の検討や関係機関との調整にも時間を要しており、対応可能件数が上限を超えている状況となっています。
- ・消費生活相談は、複雑かつ悪質化していく消費生活問題に対して、相談員のレベルアップが必要となっています。
- ・法人後見事業は、専門職後見人等の受任件数が飽和状態であることから、支援可能な体制を整備する必要があります。

基本目標5

支え合いのしくみづくりを進めます

- ・13 介護者への支援
- ・14 高齢者を地域で支えるしくみづくり

★ 第8期計画の評価ポイント

- ・地域高齢者見守り事業については、事業の定着と意見交換の継続性を保つため、高齢者情報提供事業の名簿更新時に町内会・市・地域包括支援センターで意見交換を実施し、地域における見守り状況の把握に繋がっています。
- ・高齢者支え合いネットワーク事業は、事業所等に見守り事業者としての協力を依頼し、協定事業所を増やす取り組みを行っており、高齢者見守り事業を支える活動の一つとして中心的役割を担っています。

★ 在宅介護実態調査より

- ・介護の頻度について、家族や親族からの介護は、「ほぼ毎日ある」が 21.7%となっています。過去1年間における介護のための離職については、主な介護者以外や転職した方も含め、10.1%が介護を理由として離職しています。また、「働きながら介護を続けていくことは難しい」と考えている方は、合計で8.2%となっています。
- ・主な介護者の方の年齢を見ると、「70代」(15.5%)と「80歳以上」(14.1%)の合計が全体の3割となっています。また、主な介護者の方が不安を感じる介護について、「外出の付き添い、送迎等」が 25.9%と最も高く、「認知症状への対応」が 16.8%となっています。他にも「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(12.7%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(11.8%)、「夜間の排せつ」(11.4%)、「食事の準備(調理等)」(10.5%)など、日常の介護に不安を感じている方が一定の割合でいることがわかります。

★ 第9期計画に向けた課題

- ・地域高齢者見守り事業は、高齢者情報提供事業の名簿更新を実施していない町内会へのアプローチおよび状況把握が課題となっています。
- ・高齢者情報提供事業は、見守り活動の円滑な実施のため、町内会の理解と協力を得られるよう継続して啓発していく必要があります。
- ・民生委員の欠員が生じており、定数確保が課題となっています。
- ・小地域ネットワーク活動推進事業は、地域の協力が不可欠ですが、高齢化や成り手不足、財源である募金額の逡減が課題となっています。

第4章 計画の基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系



第4章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本市では、「砂川市第7期総合計画」が掲げる『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』の都市像のもと、「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」を基本目標として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援体制の構築に取り組んできました。

具体的には、平成27年度から継続する高齢者見守り事業や医療情報および介護情報を医療機関や介護事業所等で共有する「砂川市地域ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)」の取り組み、平成30年度には、地域密着型による特別養護老人ホームの整備、さらには高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくための生活支援コーディネーター*を社会福祉協議会に配置するなど、介護福祉の充実および体制整備を図ってきました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大や物価、エネルギー高騰などに対応した介護施設等への支援金事業を行い、社会情勢のニーズを察知し、市内介護サービス事業の安定的な運営を守るため、様々な取り組みを展開してきました。

本計画では、現役世代(担い手)が急減する令和22(2040)年を見据えながら、高齢者の人口の分布や動向から介護保険サービスのニーズを分析し、従来の取り組みをさらに充実させることで、砂川市の地域性に沿った「地域包括ケアシステム」を推進します。

さらに今後、担い手不足が加速化する中で、従来、構築してきた高齢者を見守り、支え合い、助け合う体制を維持存続できるよう、地域のさまざまな担い手や関係機関の連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで自分らしく生活できるよう、今後3年間の高齢者施策を推進していきます。

*生活支援コーディネーター～高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人

～ 基本理念 ～

健康的に年を重ね
介護が必要となっても
住みなれた地域で
安心して暮らせるまちづくり



2 基本目標

基本理念のもと、本市の特色や地域事情を考慮しながら、5つの目標を柱とし、具体的な施策の展開に向けて計画を推進します。

基本目標1:健康寿命の延伸に向けて社会参加を促進します

高齢者が趣味やボランティアなどの地域活動に参加し、社会との結びつきを保つことは、閉じこもり*を防ぎ、フレイルや認知症の予防などの健康寿命の延伸につながります。

さらに、経験や知識、スキルをもつ高齢者が積極的に社会参加することで、自身の生きがいや健康への寄与のみならず、地域包括ケアシステムの重要なサポート役となり、社会貢献にもつながります。

本市では、多様なライフスタイルや個別のニーズに対応し、グループやサークル活動、社会貢献活動、就労などの機会を提供・支援することで高齢者の社会参加を促進します。

*閉じこもり(症候群)～生活の活動空間がほぼ家の中のみへと狭小化することで活動性が低下し、その結果、心身両面の機能の低下が生じて活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するというプロセスを指したもの

基本目標2:健康づくり・介護予防を進めます

人生100年時代*をいきいきと暮らしていくためには、高齢者が積極的に社会参加し、日常的な健康づくりや介護予防に取り組むことが欠かせません。そして、本市が目指す「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」は、市民一人ひとりの健康づくりと社会的な支え合いが結びついて、はじめて実現するものです。

「介護予防」とは、生活習慣病*などを予防し、健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないようにすることだけではなく、支援や介護が必要となっても生活機能*を維持し、介護度を増さないように改善していく目的があります。

本市では、一人ひとりの心身や生活の状態に合わせた介護予防の取り組みを提供できるよう関係機関と連携を図るとともに、健診の受診勧奨を行い、高齢者が生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるよう支援して、QOL*向上を目指します。

*人生100年時代～平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え。これまでとは異なる100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を説いている。

*生活習慣病～生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称

*生活機能～歩行、食事、排せつ、入浴および着脱衣等の日常生活を独力で営む能力のこと

*QOL(クオリティ・オブ・ライフ)～生命や生活の質(心身の健康や良好な人間関係、満足いくやりがいのある仕事、楽しみである遊び・余暇、快適な自宅・地域の環境など)

基本目標3:いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます

社会的孤立など、既存の制度だけでは十分な対応が難しい複雑で複合的な課題等が浮き彫りとなっています。このような課題の解決に向けて、地域で暮らす全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを見出し、地域を共に築き上げ、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が国の福祉政策の理念となっています。

この社会の状況を踏まえ、「地域包括ケアシステム」を円滑に推進していくためには、介護保険サービスの計画的な整備とともに、介護保険では対応しきれない日常生活や健康保持のためのきめ細かい支援や見守りなどが必要となります。

更に高齢化が進み、生産年齢人口の減少が見込まれる令和22(2040)年を見据え、要介護・要支援の状態にあっても、住みなれた地域で生活し続けられるよう、認知症などに対する理解を広く市民に促進し、地域住民や事業者、ボランティアなどが協力して相互に連携し、支え合うことで、自立生活をサポートするサービスの充実を図ります。

基本目標4:尊厳ある暮らしを支援します

高齢者の尊厳ある暮らしとは、自己決定できること、認知症となっても家族や地域が支えることで自分らしい人生が全うできること、さらに他者から人権や財産を侵されないことです。

判断能力が不十分な高齢者等を狙った詐欺などの犯罪行為や、尊厳・権利を侵す虐待行為から高齢者を守る成年後見制度の活用について周知を強化し、個人の尊厳ある暮らしが守られるよう支援します。

基本目標5:支え合いのしくみづくりを進めます

社会の変化に伴い、かつての地域の相互扶助や家族同士の助け合いを補完・代替する役割として、介護や障がい、子育てなどへの社会保障制度が整備され、属性別・対象者のリスク別の公的支援が拡充されてきました。

しかし、近年、個人が抱える生きづらさや、リスクが複雑化・複合化してきた中で、8050問題*など、従来の縦割りの公的支援の仕組みでは解決しきれないケースが多く発生してきました。

これに加えて「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないようなごみ出し・買い物・通院などの身近な生活課題や、軽度の認知症や精神障がい等が疑われるものの公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題といった課題も顕在化しています。

本市では、「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」に基づく高齢者見守り活動などの行政サービスのほか、既存の地域における福祉活動や社会福祉協議会などが実施する様々なサービスによって、地域を支えてきました。しかし、近年、表面化してきた複雑な問題に対処するには、分野を越えて、複合的な課題解決に向けた支援の協力体制を強化することが鍵となります。

分野や属性の壁を越えて、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指し、関係機関や団体、民間事業者や住民などが連携し、支え合いの輪を広げ、砂川市全体で地域共生社会を目指します。

*8050問題～80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと

3 計画の体系

基本
理念

健康的に年を重ね 介護が必要となっても
住みなれた地域で 安心して暮らせるまちづくり

基本目標

施策

基本目標1

健康寿命の延伸に向けて
社会参加を促進します

1 フレイル予防につながる社会参加と生きがい創出の支援

2 社会貢献活動・就労への支援

基本目標2

健康づくり・介護予防を進めます

3 健康づくりの推進

4 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進

基本目標3

いつまでも地域で暮らせる
自立と安心のためのサービスを
充実させます

5 介護保険サービスの提供と計画的な基盤整備

6 自立生活への支援(高齢者福祉施策によるサービス)

7 介護保険サービス等の質の向上および適正利用の促進

8 認知症施策の推進

9 在宅療養体制の充実

10 地域包括支援センター機能の充実

11 暮らしやすい住環境の推進

基本目標4

尊厳ある暮らしを支援します

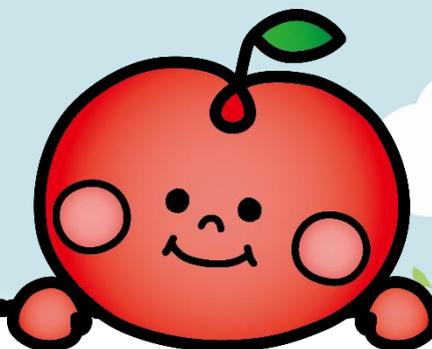
12 高齢者の尊厳と権利を守る支援

基本目標5

支え合いのしくみづくりを
進めます

13 介護者への支援

14 高齢者を地域で支えるしくみづくり



第5章 施策の推進

- 基本目標1 健康寿命延伸に向けて社会参加を促進します
- 基本目標2 健康づくり・介護予防を進めます
- 基本目標3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます
- 基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します
- 基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます

第5章 施策の推進

基本目標1 健康寿命の延伸に向けて社会参加を促進します

施策 1 フレイル予防につながる社会参加と生きがい創出の支援

【できることから始める社会参加の促進】

新型コロナウイルス感染症の影響により、「通いの場」などの地域住民の主体的な活動が停滞し、高齢化に伴い地域のコミュニティや老人クラブ活動なども継続が難しくなりつつあります。

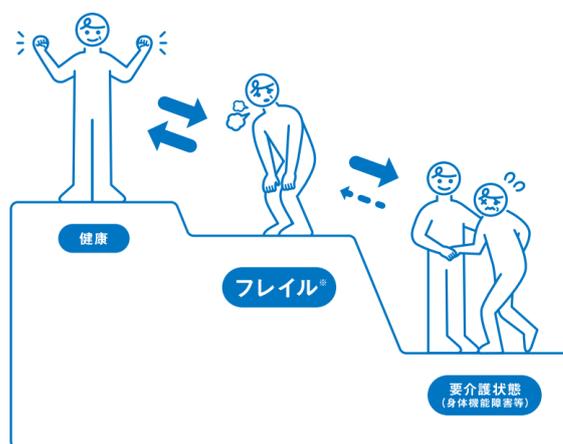
社会との繋がりを維持することは、外出のきっかけや気分転換にもなり、身体的・精神的な介護予防やフレイル予防につながります。また、食材の買い物や病院への通院、近所への散歩などは、社会参加の一環でもあることから、「通いの場」などコミュニティに対する支援とともに、「できることから始める社会参加」の普及啓発を推進します。

【フレイル予防の情報発信の強化】

新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限では、感染リスクだけではなく、家に閉じこもることによる健康への悪影響が懸念されました。特に、動かないこと(生活不活発)による、フレイル(虚弱)の進行です。

フレイルとは、病気ではないものの、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態を指します。たとえば、高齢者が2週間の寝たきりになると、失う筋肉量は、加齢による7年間で失う量に匹敵するといわれています。歩行機会の減少は、筋肉の量や質の低下を引き起こす主な原因の一つです。

フレイル予防や介護予防に寄与する活動の機会の提供とともに、外出機会が少ない高齢者のためにも、自宅でできる運動等の発信を通じて、座りっぱなしの時間を減らし、健康づくりの機運を高めます。



※フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。
【フレイル診療ガイド2018年版】(日本老年医学会/国立長寿医療研究センター、2018)

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
敬老祝金贈呈事業 【介護福祉課】	88歳、100歳に達する方に対し、誕生月に祝金を贈呈することで、市民の敬老思想および高齢者の生きがいと健康に対する意識の高揚など高齢者福祉の増進を図る。
敬老助成券交付事業 【介護福祉課】	市民税非課税の75歳以上の在宅高齢者に対し、敬老助成券(敬老バス券・敬老入浴券・敬老ハイヤー券のいずれか1つ)を交付する。
老人クラブ敬老旅行への支援 【介護福祉課】	高齢者の社会参加活動の促進を図るため、老人クラブおよび老人クラブ連合会の研修を目的とした旅行のバス借上げ料を助成する。
老人クラブ活動への支援 【介護福祉課】	明るい長寿社会を実現するため、60歳以上の高齢者により組織する単位老人クラブの運営費を補助する。
老人クラブ連合会活動への支援 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	単位老人クラブにより組織する老人クラブ連合会に対して運営費の補助と事務支援を行う。
ふれあいセンター活動(講座・サークル活動) 【ふれあいセンター】	高齢者の健康の増進、教養の向上、生きがいを高めるため、太極拳等の講座を開催するとともに、各種サークル活動を支援する。
公民館活動 (公民館講座、出張公民館講座、グループ・サークル活動) 【公民館】	地域人材による学習成果の還元や活動機会の提供などにより、高齢者を含む市民の生きがいづくりや交流活動の促進および生活文化の振興を図る。
社会教育事業 (あいさつ運動、放課後子ども教室、市民大学) 【社会教育課】【公民館】	高齢者を含む地域住民の参加・協力を得て行う、あいさつ運動や放課後子ども教室を通して、心豊かな子どもの育成や安全安心な居場所づくりへの関心や意識を高める。また、市民大学を通して主体的な学びの機会を提供する。
高齢者芸能交流大会 【社会福祉協議会】	高齢者が心身とも健やかに過ごすため、日ごろから取り組んでいる踊りや歌などの演芸を発表する場として開催。参加者の親睦交流の場にもなっている。
スポーツ・レクリエーション活動 (ゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室) 【スポーツ振興課】	気軽に運動を楽しめる環境を整え、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーション活動を行う。
高齢者軽スポーツフェスティバル 【介護福祉課】	高齢者の健康づくり、仲間づくり等を目的として、軽スポーツ種目およびレクリエーションを実施する。
健康教室「ふまねっと運動」 【NPO法人ゆう】	NPO法人「ゆう」が主催するサロン活動で、高齢者を対象として健康運動やレクリエーション等を実施する。
いきいき運動推進員の養成・支援 【ふれあいセンター】	高齢者の筋力低下予防や閉じこもり予防、生きがいづくりを念頭に、地域でいきいき運動を推進するリーダーを養成するとともに、その活動を支援するため交流会や研修会などを行う。
いきいき運動推進事業 【ふれあいセンター】	いきいき運動を推進するため、地域サロン活動などにいきいき運動推進員を派遣するほか、参加者が自ら運動を継続実施できるように支援する。

事業名【担当課】	事業概要
ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」 【社会福祉協議会】	介護予防運動やレクリエーション等を通じて、高齢者の健康および生きがい・仲間づくりを行う。介護予防・日常生活支援総合事業の通所型Bサービスに位置づけて実施。
地域サロン活動支援事業 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	町内会等地域が主催する介護予防および生きがい・仲間づくりのためサロン活動に対し、各種指導やレクリエーションの実施、備品の無償貸出、活動の拠点となる会場借上げ費用の助成などを行い、活動を支援する。
老人憩の家の維持・管理 【介護福祉課】	高齢者の生きがいづくりの場の拠点施設である老人憩の家の補修や保全等を行う。
地域公共交通サービスの利用促進 【市民生活課】	予約型乗合タクシーの運行により、高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段の確保や交通空白地域の改善に取り組む。また、平成29年4月からは敬老助成券による利用も可能とし、高齢者の利用促進を図っている。

■ 具体的な取り組み

(1)ふれあいセンターでの活動

ふれあいセンターでは、地域の有志やボランティアが自身のスキルや学びの成果を活かして、高齢者の生きがいを育むための趣味や、健康づくりのための講座やサークル活動を提供しています。新型コロナウイルス感染症流行時には参加者数が減少しましたが、徐々に活動が再開されました。既存講座の開催日数の増加や新たな講座の開設など、参加促進に取り組めます。

ふれあいセンターの活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座参加延べ人数(人)	1,317	1,040	1,537
サークル活動人数(人)	2,018	1,517	2,649

(2)老人クラブ活動

老人憩の家などのコミュニティ施設では、老人クラブ活動などが行われています。老人クラブは地域に根差した自主的な組織で、おおむね60歳以上の高齢者が参加し、生きがいの創出、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしています。

例年、市と老人クラブ連合会の共催で、各老人クラブの対抗形式によって複数の競技を行う高齢者軽スポーツフェスティバルが実施されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間中止していました。

令和5年度には、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したため、クラブ会員以外の高齢者も参加を募り、初の試みでポッチャ大会を開催しました。また、大会に向けて、各老人クラブでポッチャ体験会を実施したことをきっかけに、老人クラブ



【高齢者軽スポーツフェスティバル
(ポッチャ大会)にて】

活動の一環として楽しみながら健康増進ができるよう、ボッチャボールセットの貸出事業を導入しました。

老人クラブの中でも高齢化が進み、会員数が減少し、継続が難しい状況も見受けられます。ボッチャの普及をきっかけに、高齢者間の交流の活性化や健康づくりが促進されるよう、老人クラブ連合会と連携して取り組みを進めます。

老人クラブの活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブ数(件)	19	19	16
クラブ会員数(人)	671	607	483

(3)生涯学習講座と文化活動

公民館では、高齢者向けのスマートフォン体験教室を含む「公民館講座」や「市民大学」を開講しており、地域交流センターでは社会福祉協議会が「高齢者芸能交流大会」を開催するなど、高齢者をはじめとして、市民がいきいきと学び合える生涯学習の講座や催しを行っています。

高齢者が興味や生きがいを感じる学習の素材や講座などの学びの機会が提供できるよう、講座内容の充実に取り組みます。

(4)社会教育事業

社会教育事業で行われている「あいさつ運動」や「放課後子ども教室」に高齢者が積極的に関わることは、高齢者にとって、社会的な役割を実感する機会になると同時に、経験を幅広く子供たちや社会に還元することで、地域貢献にもつながっています。事業内容の周知や参加を呼びかける広報活動に努めます。

(5)敬老事業

長寿を祝福し、高齢者の社会への貢献に感謝の意を表すために、敬老祝金や地域公共交通サービスで利用できるハイヤー助成券等を交付しています。

これらの助成を継続することで、高齢者の活動促進や外出の機会を拡大する支援に努めます。

敬老事業の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
敬老祝金贈呈事業	88歳贈呈件数(件)	133	144	165
	100歳贈呈件数(件)	13	12	10
敬老助成券交付事業	バス券交付件数(件)	266	239	227
	ハイヤー券交付件数(件)	1,375	1,434	1,444
	入浴券交付件数(件)	26	17	13

地域公共交通サービスの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乗合タクシー利用登録者数(人)	1,597	1,947	1,817

(6)スポーツ・レクリエーション活動

スポーツ振興課が主催する「ゆったりノルディックウォーキング教室」や「歩くスキー教室」などのスポーツ・レクリエーション活動は、多くの高齢者が積極的に参加し、仲間と楽しみながら体を動かすきっかけとなっています。これにより、運動機能の維持・向上が促進されると同時に、交流の場としても機能しています。

また、総合体育館のトレーニングルームのアスレティックトレーナーである地域おこし協力隊による健康教室なども新たに開催しており、安全かつ気軽に運動を楽しむ機会の確保により健康づくりを進めます。

ゆったりノルディックウォーキング教室の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数(人)	19	—	27

歩くスキー教室の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和元年度
参加者数(人)	19	—	15

(7)高齢者サロン活動への支援

老人憩の家やコミュニティセンター、地域交流センターゆうなどでは、高齢者の自主的なサロン活動*が行われており、市では、地域のサロン団体に対し、講師の派遣や会場費の助成を行っています。あわせて、介護予防の取り組みを効果的に推進するために、保健師と市立病院の理学療法士で「いきいき体操*」を開発し、体操指導の講習を受けた「いきいき運動推進員*」を地域団体に派遣して、健康づくりに取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では NPO 法人ゆうと共催で、定期的に分れあい・いきいきサロン「いきいき広場」を開催して「いきいき体操」を行っており、高齢者の機能維持とともに、人とのつながりを持つ貴重な機会となっています。

近年では、団体が自主的に地域で「いきいき体操」に取り組めるよう、DVD を活用したり、地域おこし協力隊の協力により作成した、オリジナル体操の「みまもりんご体操*」の動画を配信するなど、様々な方法でフレイル予防と運動習慣の普及・啓発を推進しています。

*サロン活動～地域で高齢者の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。

*いきいき体操～加齢に伴う筋力の低下などに伴い、要介護や寝たきりになることを防ぐための運動プログラム。

*いきいき運動推進員～市が実施する「いきいき運動推進員養成講座」を受講し、登録したうえで各地域で介護予防に有効な運動の普及活動を行う有償ボランティア。

*みまもりんご体操～地域おこし協力隊のアスレティックトレーナーにより考案された、自宅でも気軽にできる介護予防のための砂川音頭に乘せた体操。

いきいき運動推進員の活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	64	47	89
参加延数(人)	690	518	884

いきいき運動推進員の交流会およびスキルアップ研修の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	10	8	13
参加延数(人)	142	108	164

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	33	27	44
参加延べ人数(人)	452	385	550

《ニーズ調査から》

◇外出は「ほとんどしない」「週1回」が24.3%

地域活動をはじめ、趣味やスポーツ、介護予防の場、老人クラブなどのグループ活動に参加している高齢者は、全体の1割から2割程度です。また、週に外出する頻度については、「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計が、24.3%となっています。さらに、昨年と比較しての外出頻度については、「とても減っている」と「減っている」と答えた高齢者の合計は、29.2%となっており、特にその傾向は女性において顕著に表れています。

施策 2 社会貢献活動・就労への支援

令和4年の総務省労働力調査によると、就業者の割合が65～69歳では61.0%と65歳を過ぎても多くの方が就業しています。ニーズ調査によると、砂川市においても同年齢の就業者の割合は49.6%と約5割にのぼっています。

高齢者の就業率の上昇には、厚生年金の支給開始年齢の引上げや高年齢者雇用安定法の改正に加え、健康寿命の延伸等もあり、就業意欲の高い高齢者が増加していることなどが背景にあると考えられます。

人生100年時代の持続可能な社会の構築のため、健康に不安を抱える高齢者の社会参加支援や、雇用の場では、高齢者に相応しい仕事(短時間の仕事や経験を活かせる、ネットワークを活かせる仕事など)を整備するなど、「シニアの就労と社会参加」を促進することが必要です。

【高齢者の健康に配慮した就労と社会参加の推進】

少子・高齢社会の進展に伴い、高齢者の就労に多面的な期待が寄せられています。また、高齢者にとっても、働くことを通じて生活の張りができ、介護予防にもつながります。一方、高齢期の就労は健康上、無理のない働き方ができているかという労働者保護の観点が不可欠です。

高齢者の生活の充実と地域社会への貢献の理念のもと、健康不安を抱えながら臨時的かつ短期的に就労を希望する高齢者にも対応し、高齢者の就労の拠点的役割を果たしているシルバー人材センター*を支援することで、高齢者の健康に配慮した就労と社会参加を推進します。

*シルバー人材センター～高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織で、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う都道府県知事の指定を受けた公益法人

【アクティブシニア層*の活躍推進】

高齢者については、ひとり暮らしの増加や買い物難民などの課題が取りざたされがちですが、一方で、元気で経験豊かなアクティブシニア層も増加しています。就業、ボランティア、趣味の活動など、様々な形で社会に参加することは、高齢者の健康維持につながるだけでなく、社会活動の維持にも大きな意味を有します。

また、アクティブシニア層に、同世代を「支える側」として、社会福祉協議会の「市民ふれあいサービス」など、地域を支える互助の仕組みで活躍してもらうことで、高齢者のニーズに寄り添った地域包括ケアシステムを推進します。

*アクティブシニア層～年齢にこだわらず趣味や仕事に意欲的で、健康志向が高く、元気で活動的な、主に65歳から74歳までの前期高齢者を指す

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
ボランティアセンターの運営 【社会福祉協議会】	社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の需給調整と啓発・推進を図る。
シルバー人材センターへの支援 【商工労働観光課】	高齢者が長年の経験による技術や知識を生かし、生きがいづくりにつなげるための就労の場を確保できるよう運営に対し助成する。

■ 具体的な取り組み

(1) シルバー人材センターへの運営支援

高齢者の就労支援として、シルバー人材センターへの運営支援を行っています。高齢者がこれまでの経験・知識・スキルを生かして就労することは、社会への貢献のみならず、自らの生きがいや健康づくりにもつながります。

シルバー人材センターでは、就業機会の提供のほか、ボランティア活動や会員同士の交流会なども行っており、高齢者の積極的な社会参加を推進しています。

シルバー人材センターの事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員登録者数(人)	110	105	100
受注件数(件)	2,162	2,041	1,822
受注金額(円)	74,502,427	70,633,138	74,379,301
就業率(%)	102.7	103.8	103.0

シルバー人材センターの男女別会員登録状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性登録者数(人)	88	80	76
女性登録者数(人)	22	25	24
合計(人)	110	105	100

シルバー人材センターの職群別受注件数

単位:件

仕事の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
技術(経理事務、特殊技術)	0	0	1
技能(技能、制作加工)	318	354	318
事務管理(一般事務、毛筆、筆耕)	1	2	1
管理(施設管理、物品管理)	8	10	7
折衝外交(外務)	1	2	3
軽作業(屋外作業、屋内作業)	1,833	1,673	1,492
サービス(社会活動、その他サービス)	0	0	0
その他	1	0	0
合計	2,162	2,041	1,822

《ニーズ調査から》

◇65～69歳の就業率が約5割に

収入のある仕事への参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が26.8%、「参加していない」が45.0%となっています。

年齢別でみると、65～69歳の「参加している」が前回の第8期計画時の前回調査と比べて20ポイント以上上昇し、49.6%と就業率が約5割にのぼっています。

基本目標2 健康づくり・介護予防を進めます

施策 3 健康づくりの推進

コロナ禍前までの特定健診受診率は54.7%まで上がっていましたが、新型コロナウイルス感染症流行による健診や医療機関の受診控えもあり、令和2年51.7%、令和3年48.3%と減少しました。一方、後期高齢者健診については、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行しても健診を継続する意識をもつ方が増えており、特定健診と同様に集団健診を開催し、受診数を増やすことができている。

【生活習慣病予防のための健診率向上】

毎年の健診を通じて、自身の健康状態を正しく評価し、生活習慣病を予防していく方が増えるよう、特定健診の受診率向上に向けた啓発活動を展開すると同時に、各種健診結果に基づく保健指導・栄養指導による支援を強化します。

【重症化予防のための予防接種率の向上】

「砂川市がん対策推進条例」に基づき、がん教育などの普及・啓発や、各種がん検診の受診率向上に取り組むとともに、高齢者の死亡原因の上位を占める肺炎の重症化予防として、インフルエンザや肺炎球菌感染症*の予防接種の費用助成を継続することで、接種を受けやすい環境整備に努めます。

*肺炎球菌感染症～肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気。主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染し、これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがある。

【データ分析による原因疾患の特定と予防対策】

医療・介護・保健等のデータから、医療費や介護費用を押し上げている原因疾患を分析し、予防対策に取り組むことで、健康寿命の延伸、要介護期間の短縮、社会保障費の抑制につなげます。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
健康診査 (国保特定健康診査、後期高齢者健康診査) 【ふれあいセンター】	健康の保持増進・早世予防を図るため、各種検査を実施し、糖尿病等、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努める。
特定健康診査結果説明会 【ふれあいセンター】	特定健康診査の結果について情報提供するとともに、必要に応じて生活習慣の改善を支援する。
特定健康診査二次検診 【ふれあいセンター】	特定健康診査の結果から血管の状態や糖代謝を確認するために、さらに詳しい検査を実施する。
特定健康相談・家庭訪問 【ふれあいセンター】	生活習慣病を予防するため、特定健康診査の結果に基づく継続した保健指導や、その他疾病等で支援が必要な方に保健師および栄養士が支援する。
がん対策の推進(各種検診、講演会) 【ふれあいセンター】	がんの予防・早期発見・早期治療を推進するため、がんに関する知識等の普及啓発や各種がん検診を実施する。
市民健康栄養相談 【ふれあいセンター】	保健師による健康相談および栄養士による栄養相談を実施する。
すながわ健康ポイント事業 【ふれあいセンター】	保健事業等の参加に対して健康ポイントを付与し、特定健診や各種がん検診等の受診率向上や、市民自らの生活習慣の改善と健康づくりへの動機づけや意識の向上を図るきっかけとする。
老人クラブ健康教育・健康相談 【ふれあいセンター】	老人クラブにおいて血圧測定や健康相談を行うとともに、高齢者の健康に必要な情報を提供する。
町内会健康づくり推進事業 【ふれあいセンター】	町内会単位で健康づくり活動を推進するため、健康に関する講話や食生活改善協議会の協力による健康のための食に関する知識を普及させる。
高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の費用助成 【ふれあいセンター】	高齢者の肺炎の重症化予防のため、接種費用を助成する。
糖尿病の重症化予防 【ふれあいセンター】	糖尿病が重症化するリスクの高い方を対象に、保健師および栄養士が医療機関と連携し、人工透析などへの移行を防止するための適切な保健指導、栄養指導を行う。
個別栄養相談・家庭訪問 【ふれあいセンター】	健診事後や各機関からの依頼などにより、管理栄養士などが来所相談や家庭訪問による個別の栄養指導を行う。
食生活改善協議会への支援および推進員の養成 【ふれあいセンター】	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識を普及するため、食生活改善協議会に対し助成するとともに、栄養士や保健師等が活動を支援する。また、実践活動の担い手となる食生活改善推進員を養成する。

■ 具体的な取り組み

(1) 健診率向上の取り組み

ふれあいセンターでは、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を重点項目としながら、市民が生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるまちの実現に向けて取り組んできました。

健康づくりや疾病予防の入口として健診の受診率向上を目指しており、健診結果に基づいた保健指導のほか、食生活などの栄養指導を行いながら、治療を要するものには連絡票を活用して医療機関へ紹介し、医師から指示をもらい、その後の支援に活用しています。

また、生活習慣の改善評価や現状を正しく知るために二次検査やセンターでの簡易検査を活用して、受診者のからだの状態を一緒に確認することで、その後の取り組みの方向性を確認するサポートを実施しています。

「がん」の一次予防は生活習慣の改善、禁煙・禁酒、ウイルスへの感染予防などが推奨されていますが、完全に発症を予防できるわけではなく、早期発見・早期治療が重要になることから、がん検診の啓発活動を中心に、健診の受診率向上に取り組めます。

後期高齢者健診の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	3,068	3,142	3,122
受診者数(人)	323	363	426
受診率(%)	10.53	11.55	13.65

国保特定健診受診率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
砂川市	51.7%(全道 24 位)	48.3%(全道 41 位)	52.0%(全道33位)
北海道	27.0%(全国 44 位)	27.9%(全国 47 位)	29.7%(全国一位)
全国	33.7%	36.4%	— %

国保特定健診の保健指導延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健診結果説明会(人)	592	546	550
来所・電話相談(人)	510	415	372
家庭訪問(人)	699	657	739
合計	1,801	1,618	1,661

国保特定健診の有所見者の推移

単位：％

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
血圧	正常・正常高値	36.2	33.6	33.9
	高値血圧	31.8	28.3	32.4
	受診勧奨判定値	32.0	38.1	33.7
血糖	正常	32.1	41.8	43.2
	境界域	54.6	46.0	45.8
	受診勧奨判定値	13.3	12.2	11.0
LDLコレステロール	正常	47.9	50.7	50.9
	境界域	22.2	24.5	22.9
	受診勧奨判定値	29.9	24.8	26.2

※受診勧奨判定値：医療機関の受診を勧める必要性を判断する値

各種がん検診の実施状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受診者数(人)	受診率(%)	受診者数(人)	受診率(%)	受診者数(人)	受診率(%)
胃がん	696	8.7	626	7.7	565	6.5
肺がん	928	8.0	930	8.2	930	8.2
大腸がん	994	8.6	1,008	8.8	986	8.7
子宮がん	377	9.6	478	9.3	371	9.1
乳がん	414	14.4	563	12.8	459	12.8
前立腺がん	247	7.5	235	7.2	289	8.9

令和4年度要介護者等の年齢別有病状況

単位:割合%

受給者区分		2号		1号				合計				
年齢区分		40～64歳		65～74歳		75歳以上		65歳以上計				
要介護(要支援)認定者数		23		96		1,210		1,306		1,329		
内)国保・後期 レセプト確認件数		12		60		985		1,045		1,057		
疾患	順位	疾病	件数	疾病	件数	疾病	件数	疾病	件数	疾病	件数	
			割合		割合		割合		割合		割合	割合
有 病 状 況 レ セ プ ト の 診 断 名 よ り 重 複 し て 計 上	循環器疾患	1	脳卒中	6	脳卒中	28	虚血性	383	虚血性	393	脳卒中	394
				50.0		46.7	心疾患	38.9	心疾患	37.6		37.3
		2	虚血性	1	虚血性	10	脳卒中	360	脳卒中	388	虚血性	394
	心疾患*		8.3	心疾患	16.7		36.5		37.1	心疾患	37.3	
	3	腎不全		1	腎不全	8	腎不全	229	腎不全	237	腎不全	238
				8.3		13.3		23.2		22.7		22.5
	合併症	4	糖尿病	1	糖尿病	7	糖尿病	109	糖尿病	116	糖尿病	117
			合併症	8.3	合併症	11.7	合併症	11.1	合併症	11.1	合併症	11.1
	基礎疾患(高血圧・ 糖尿病・脂質異常症)			11	基礎	54	基礎	937	基礎	991	基礎	1,002
				91.7	疾患	90.0	疾患	95.1	疾患	94.8	疾患	94.8
血管疾患合計			11	合計	55	合計	950	合計	1,005	合計	1,016	
			91.7		91.7		96.4		96.2		96.1	
認知症		認知症		1	認知症	23	認知症	501	認知症	524	認知症	525
				8.3		38.3		50.9		50.1		49.7
筋・骨格疾患		筋骨 格系		10	筋骨	48	筋骨	938	筋骨	986	筋骨	996
				83.3		80.0		95.2		94.4		94.2

資料:国保データシステム

(2)食生活改善の取り組み

食生活については、食生活改善推進員*の協力のもと、「塩分控えめの料理教室」などを開催し、栄養バランスや減塩、減糖、野菜摂取量の増加など、食生活改善による自身の健康管理に向けた普及・啓発活動を実施しています。

*食生活改善推進員～市民の健康の保持増進を図るため、食生活改善推進員養成講座を開催し、町内会や各種団体などに、調理実習や講話を通して食生活改善の普及を実施している。

(3)健康教育の取り組み

保健師や管理栄養士が町内会や老人クラブに出向き、血圧測定や健康相談を行うとともに、高齢者の健康に必要な情報を提供しています。近年は老人クラブの加入者数が減少していることから、今後は、老人クラブのみならず、他の高齢者の通いの場における健康教育・健康相談の実施に向けたアプローチに取り組めます。

健康教育の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ	実施回数(回)	15	7	7
	延べ参加者数(人)	179	71	67

(4)健康づくり教室とまちづくり出前講座

糖尿病などの生活習慣病予防や栄養改善などの啓発活動として、保健師や管理栄養士などによる健康づくり教室やまちづくり出前講座を開催しています。

《ニーズ調査から》

◇病気を抱える人の半数以上が「高血圧」

現在の健康状態について、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『よくない』は、22.5%となっています。

また、現在治療中・後遺症のある病気については、「高血圧」が50.9%と圧倒的に高く、次いで「目の病気」が15.9%、「高脂血症(脂質異常)」が15.2%となっています。

これらの生活習慣病の早期発見のために、健診を受けて身体を確認するとともに、特定健診又は後期高齢者健診等の継続的な受診勧奨を積極的に行い、保健指導および栄養指導の効果を確認していく必要があります。

施策 4 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進

新型コロナウイルス感染症流行により、老人クラブ活動などの停滞や、地域におけるサロン活動の休止、開催回数の減少などの影響がありました。一方、コロナ禍においても定期的に開催を継続してきたサロン活動については、徐々に開催回数を増加するなど、復調傾向にあります。

【介護予防の三本柱「運動(身体活動)」「栄養」「社会参加」の推進】

介護予防は、要介護状態等の予防や軽減、悪化の防止を目指すためであり、そのためには、「運動」「栄養」「社会参加」の三本柱を日常生活に取り入れることが重要です。

地域の自主活動として行われているサロン活動などの通いの場では、「運動」したり、「栄養指導」の講座を開催するなど、介護予防・認知症予防に貢献する活動を行うことで、「社会参加」を推進しています。また、近年、健康寿命の延伸やQOLの向上を図るうえで重要とされている口腔ケアの講座なども開催しています。

引き続き、サロン活動などの地域に根差した自主的な介護予防活動への支援に併せて、個人でもできる体操の紹介など、なるべく身体を動かし、体力の維持や心身の健康の保持に努めるよう啓発し、高齢者の生活機能の維持・改善に努めます。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
保健師・管理栄養士によるまちづくり出前講座 【ふれあいセンター】	老人クラブや町内会等の要請に基づき、高齢者自らがより健康的な生活について考えるきっかけとなるよう、疾病や介護予防に関する講話等を実施する。
通年型介護予防教室 「いきいきシニアプログラム」 【介護福祉課】	要介護（要支援）認定を受けていない高齢者を対象に、運動習慣の確立、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防およびうつ予防等、さまざまなメニューを組み合わせたプログラムを通年実施する。
ゆう「いきいき百歳体操」* 【NPO法人ゆう】	NPO法人「ゆう」が主催するサロン活動で、高知県発祥の「百歳体操」を取り入れ、地域の健康増進のために実施する。
体力テスト 【スポーツ振興課】	文部科学省が推奨する「新体力テスト」に基づき、総合体育館およびまちづくり出前講座により申込みを受け付けた団体に対し希望する場所で実施する。

*「いきいき百歳体操」～NPO 法人ゆうが主催する、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援を目指した体操。

■ 具体的な取り組み

(1)介護予防、重度化防止に向けたサロン活動の展開と活動支援

地域おこし協力隊のスポーツトレーナーの指導による「通年型介護予防教室（いきいきシニアプログラム）」では、介護予防運動のほか、通所前後における血圧測定などの健康チェックや保健指導、薬剤師による服薬管理指導、歯科衛生士による口腔ケアなど介護予防に必要な充実した内容となっています。

また、NPO法人ゆう主催の「いきいき百歳体操」では、重りを利用した筋力運動のほか、食べる力や飲み込む力をつけるための口の開閉と下のトレーニングなどを週2回実施しており、毎回、多くの高齢者が参加しています。

更に、活動の支援として「いきいき運動推進員」の派遣、備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成などを行うとともに、通いの場において参加者の体力測定や個別面談を行い、活動意欲の向上につなげています。

通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	33	30	48
参加延べ人数(人)	230	240	379

ゆう「いきいき百歳体操」の活動状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	63	53	80
参加延べ人数(人)	2,825	2,601	3,845

《ニーズ調査から》

◇介護予防の場への参加率は5.3%

本人の介護・介助の必要性の有無について、「介護・介助は必要ない」が87.3%となっており、多くの方は介護・介助を必要としていません。一方で、介護予防の場への参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が5.3%、一方で「参加していない」は61.7%となっています。

介護・介助の必要がない期間をより長く継続するために、閉じこもりによるリスクの啓発や、心身の健康の維持と意識づけを行うことによって、適度な運動、適切な食習慣、禁煙、健診、検診の受診を促進し、フレイルの予防につなげていく必要があります。

基本目標3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます

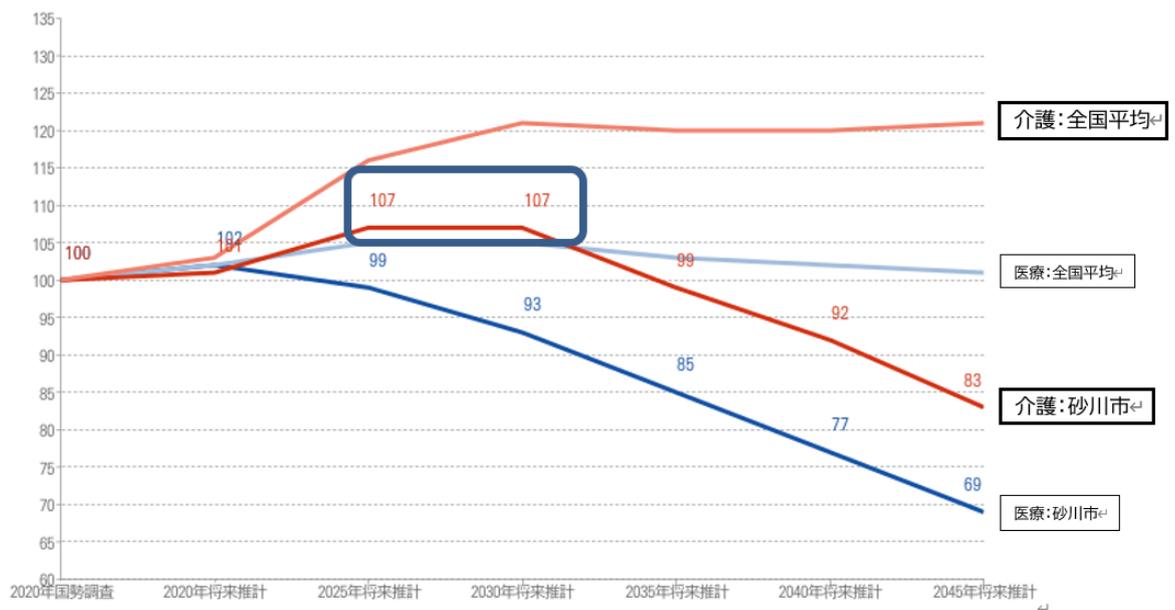
施策 5 介護保険サービスの提供と計画的な基盤整備

【適正なサービス需給】

介護サービスの需要について、日本医師会による医療需要介護予測指数では、2025年をピークにその後、需要が徐々に減少傾向になると予測されています。

そのため、利用実績および各種調査結果等からサービスの必要性を検証し、サービス供給が過剰とならないように適正量を見込むことにより、高齢者ニーズに合致したサービスの整備を図ります。

また、介護サービス事業所の運営について、人員配置や設備をはじめ、満たすべき基準について事業者等に対して必要な助言や指導等を行うことにより、サービスの質の確保および利用者保護を図り、介護保険制度の円滑な運営の確保に努めます。



医療介護需要予測指数(2020年実績=100) :地域医療情報システム(日本医師会)

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
訪問介護 【介護福祉課】	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行う。
訪問看護 介護予防訪問看護 【介護福祉課】	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助等を行う。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 【介護福祉課】	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上必要な管理や指導等を行う。
通所介護 【介護福祉課】	デイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 【介護福祉課】	介護老人保健施設や病院等で心身の機能回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法等を行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 【介護福祉課】	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行う。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 【介護福祉課】	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護および医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 【介護福祉課】	有料老人ホームやケアハウスに入所する要支援・要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護およびその他日常生活上の世話および機能訓練を行う。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 【介護福祉課】	車椅子や特殊寝台等の福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 【介護福祉課】	ポータブルトイレおよび入浴補助用具等排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
居宅介護支援 介護予防支援 【介護福祉課】	在宅で介護を受ける要支援・要介護者の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅（要支援者は介護予防）サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整等を行う。
介護老人福祉施設 【介護福祉課】	入所者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および健康管理等を行う。
介護老人保健施設 【介護福祉課】	入所者に対し施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護および機能訓練、介護、その他必要な医療等を行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 【介護福祉課】	認知症高齢者等に対し、デイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 【介護福祉課】	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを行う。

事業名【担当課】	事業概要
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 【介護福祉課】	認知症高齢者等が共同で生活する住居において食事、入浴等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【介護福祉課】	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
地域密着型通所介護 【介護福祉課】	定員が18人以下の小規模なデイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。

■ 具体的な取り組み

(1)後期高齢者の増加に伴う制度の持続性確保

第8期計画終了時の介護保険施設・居住サービス状況は、特別養護老人ホーム2か所(広域型1か所、地域密着型1か所)、介護老人保健施設1か所、特定施設入居者生活介護3か所、認知症高齢者グループホーム3か所(6ユニット)で、事業サービスの新たな参入はありませんでした。

本市の65歳以上人口は、令和2年まで増加していましたが、その後減少傾向に転じ、第9期計画の終了年度である2026(令和8)年には6,252人と推計されています。

65歳以上75歳未満の人口の減少傾向が続く一方、75歳以上人口は当面の間、増加傾向が予測されることから、必要なサービス量を調査・分析し、サービス需要に適切に対応する必要があります。

施策 6 自立生活への支援(高齢者福祉施策によるサービス)

【在宅生活を支える持続可能なサービスの提供】

後期高齢者の増加に伴い、在宅生活支援の需要が増す一方、冬期の除雪サービスでは作業員の不足が深刻化するなど、人口減少などの影響で様々な担い手が減少し、サービスの維持が困難となることも懸念されています。

これまでのサービス基盤を中心に、高齢者の在宅生活の利便性の確保と自立した生活を支援するため、生活支援体制整備事業*や地域ケア会議*などを通じて持続可能なサービスを検討し、必要なサービスの提供の実現に向けて取り組みます。

*生活支援体制整備事業～「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業。

*地域ケア会議～医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。

【インフォーマルサービス(保険外サービス)の活用推進】

人口減少と在宅生活支援の需要の増加のギャップが拡大する中で注目されているのが「インフォーマルサービス」です。フォーマルサービスが介護度に基づく公的サービスであるのに対し、インフォーマルサービスは家族や地域の協力による援助であり、公的サービスでは難しい個別のニーズにも対応可能です。

家族や近隣住民による支援のほか、シルバー人材センターによる庭仕事・大工仕事や通院の付き添いなどを行う社会福祉協議会による市民ふれあいサービスなどの有償ボランティア、生協などの宅配事業などがそれに該当します。高齢者のQOLの維持・向上を図り、尊厳ある生活を継続させるためには、公的なサービスだけではなく、個々が有する多様で幅広いニーズにも対応できるインフォーマルサービスの活用を推進します。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
在宅高齢者配食サービス事業 【介護福祉課】	在宅において低栄養や食事の支度が困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた食事の提供および安否確認を行う。
除雪サービス事業 【介護福祉課】	除雪労力の確保が困難なおおむね70歳以上の高齢者世帯等に対し、有償で生活路の除雪を行う。
高齢者世帯等雪下ろし助成事業 【介護福祉課】	おおむね70歳以上の高齢者世帯等に対し、安全を確保するため、屋根の雪下ろし等に要した費用の一部を助成する。
紙オムツ利用券交付事業 【介護福祉課】	在宅で介護を受けている寝たきり高齢者等へ利用券を交付し、衛生状態を維持するとともに経済的負担の軽減を図る。
緊急通報装置設置事業 【介護福祉課】	高齢者の生活不安や人命の安全を確保するため、在宅の病弱な高齢者等に対し、緊急通報装置の設置費用を助成する。
救急医療情報キット設置の推進 【砂川消防署】	高齢者等の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病等の医療情報や健康保険証の写し等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管する。
市民ふれあいサービス事業 【社会福祉協議会】	日常生活の支援を必要とする高齢者等へ、住民参加型在宅福祉サービスとして登録された提供会員(有償ボランティア)により家事支援、外出・通院支援および話し相手等のサービスを提供する。介護予防・日常生活支援総合事業訪問型Bサービスに位置づけて実施。
外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 【介護福祉課】	外国人登録をしている在日外国人高齢者・障がい者で公的年金の受給要件を満たすことができない人に福祉給付金を支給する。
居宅介護住宅改修資金貸付事業 【介護福祉課】	介護保険制度において住宅改修費が20万円を超えた場合、50万円を限度として無利子で貸付する。
住宅改修支援事業 【介護福祉課】	居宅介護支援等を受けていない場合、住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成経費を助成する。
生活福祉資金貸付事業 【社会福祉協議会】	介護保険サービスの経費を負担することが困難な世帯などに、必要な経費を原則無利子で貸付する。

■ 具体的な取り組み

(1)高齢者の生活を支える各種支援事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活に対する支援として、食事の支度が困難な高齢者に向けた配食サービスや、消防につながる緊急通報装置の設置、冬季の生活を支える除雪サービスや屋根の雪下ろし費用の助成などを行っています。在宅で介護を受けている寝たきり高齢者等は、衛生状態の維持とともに経済的負担の軽減を図るため、紙オムツ利用券を交付しています。

また、社会福祉協議会が行う市民ふれあいサービスでは、地域のボランティアによる家事援助や外出の支援を提供し、高齢者が在宅で暮らす上での手助けとなっています。

在宅高齢者配食サービス事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	130	135	148

除雪サービス事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用世帯数(世帯)	73	90	95

高齢者世帯等雪下ろし助成事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用世帯数(世帯)	92	123	93

紙オムツ利用券交付事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	68	80	72

緊急通報装置設置事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規設置台数(台)	16	14	19
廃止台数(台)	29	19	17
設置台数(台)	147	142	144

市民ふれあいサービス事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用会員数(人)	35	25	57
提供会員数(人)	29	26	28
派遣回数(回)	258	424	430

《ニーズ調査から》

◇80歳以上の2割が移動や買い物に支障

バスや電車を使って一人で移動したり、食品・日用品の買物が「自分ではできない」と「できがしていない」と答えた高齢者が、80歳以上では約2割となっています。

高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスとともに、高齢者福祉施策による日常生活へのきめ細かな支援や見守りなどを行っていく必要があります。

施策 7 介護保険サービス等の質の向上および適正利用の促進

【介護給付の適正化】

「適正な要介護認定」「過不足のないサービスの提供」を念頭に置き、サービスの適正利用の促進や質の向上を目指すとともに、介護給付の適正化を図ります。

【介護保険給付内容の精査と事業者指導】

事業者のサービス内容を精査し、請求誤りや悪質な不正請求を防ぐことで、介護保険付費を適切に管理し、介護保険制度の安定かつ持続的な運営を目指します。

【介護人材確保につながる育成支援】

介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人に対し、介護職員初任者研修および実務者研修の費用を助成しており、慢性的に不足傾向にある介護職員の人材確保と介護技術水準の維持・向上に努めています。

あらゆる介護福祉施設等において人材の確保が難しい状況を踏まえ、介護人材の研修費用に対する助成対象について、市内で介護福祉施設事業を展開する全ての事業者に拡充することで、有資格者の養成を支援し、介護サービスの質の向上に努めます。

【介護人材需要増対策の推進】

介護福祉施設等の人材不足による負担軽減を図るため、介護ロボットの導入支援など、介護現場における ICT の利用促進にかかる国や道の事業を活用し、働きやすい環境づくりを支援することで介護人材の定着に努めます。

【介護従事者のスキルアップに向けた研修会の開催】

介護従事者のスキルアップに向けて、地域包括支援センター主催によるケアマネジャーや介護保険サービス事業所などを対象とした事例検討会や研修会を積極的に開催します。

介護人材育成支援事業(介護職員初任者研修・実務者研修費助成)

	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	0	7	6

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
介護保険サービス事業所向け研修会の開催 【介護福祉課】	市内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を開催する。
介護保険サービスに関する苦情相談 【介護福祉課】	介護保険サービスの利用に際して、事業者等とトラブルが生じた際に、事実関係を確認し、事業者等との調整を行う。
介護給付適正化の推進 【介護福祉課】	医療情報との突合や縦覧点検を行い、介護サービス費の適正化を図る。
要介護認定の適正化の推進 【介護福祉課】	介護認定審査会委員や認定調査員の資質向上のため、研修への参加を推進し、要介護認定調査の公平性の確保および適正化を図る。
介護保険サービス事業者に対する指導監査 【介護福祉課】	サービス事業者等の指導および監査を行い、介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図る。
介護保険制度の普及・啓発 【介護福祉課】	介護を必要とする高齢者等が、介護保険サービスを適正に利用することができるよう介護保険制度の普及・啓発に努める。
介護サービス情報の公表と第三者評価の促進 【介護福祉課】	介護サービス利用者が適切な事業者選択を行うことができるよう、介護サービスに係る「情報の公表」および「第三者評価」の促進を図る。
介護人材の育成支援事業 【介護福祉課】	令和5年度まで、市内の社会福祉法人に限定している介護職員初任者研修等の受講料の助成を、市内の全ての介護施設事業を展開する事業者に拡充するとともに、介護人材の確保や負担軽減につながる支援について検討する。
有料老人ホームの運営に対する指導監査 【介護福祉課】	市内の有料老人ホームのサービス水準や経営の安定性を確保するとともに、入居者の保護を図るため、当該事業所に対し運営指導などの必要な指導を行う。

■ 具体的な取り組み

(1)適切なサービス利用のための介護保険サービスのしおりの提供

本市では、65歳に到達された方に送付する介護保険被保険者証に、ポケットサイズのサービス利用のしおりを同封し、介護保険サービス内容と利用方法について周知しています。

(2)ケアマネジャーおよび事業所への指導

国の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用したケアプランの点検のほか、ケアマネジャー会議を通じた定期的な意見交換やサービス事業所への運営指導を通じて、法令や基準に則った適正なサービスの提供につなげています。

また、利用者から事業者に関する相談や苦情を受けた場合は、事実確認をしてトラブル解消に向けた調整を行うことで、各利用者に適した質の高いサービスが提供されるよう努めています。

(3)サービス内容の点検

提供されるサービス内容については、医療情報との突合・縦覧点検を実施、住宅改修や福祉用具の購入については、写真、パンフレット、見積書などによる確認を徹底するとともに、必要に応じて現地調査を行い、サービス利用状況や料金が適正か、確認を行っています。

(4)介護認定審査の適正な運営

介護認定審査については、認定調査員の定期的な研修受講のほか、審査会委員と積極的に連携を取り、審査会の円滑な運営に努めています。

また、認定調査を外部委託した際には、全ての調査票について保険者による点検を行っています。

施策 8 認知症施策の推進

<共生社会の実現に向けて～認知症基本法の成立>

令和5年6月、認知症の人が尊厳を保ちつつ、希望を持って暮らすことができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。この法律は、認知症を抱える人も含め、全ての国民が自らの個性と能力を十分に発揮し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する活力ある社会(共生社会)の実現を目指すものです。

本市では、平成16年に市立病院に「もの忘れ外来」を開設して以降、現在では空知地域唯一の、道から指定を受けた認知症疾患医療センター*を有しており先進的な専門医療と地域連携を行っています。今後も、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、施策を更に推進します。

*認知症疾患医療センター～認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付等を行う専門医療機関のことをいう。

わが国では、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、高齢者人口は3,677万人、要介護(要支援)認定者数は815万人になると見込まれ、うち日常生活に何らかの支障をきたし見守りや支援を要する認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人は470万人になると見込まれています。

本市においても令和5年3月末時点の要介護(要支援)認定者数1,313人のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人は723人となっており、令和2年3月末時点と比較すると人数は減少しているものの、割合は増加傾向にあります。

【地域連携による認知症サポート体制の強化】

認知症の総合相談窓口の中心的役割を担う地域包括支援センターと市が主体となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、NPO法人、ボランティア団体、家族会などの協力のもと、認知症患者の早期発見・早期対応により、適切な支援につながるよう連携を強化します。

【地域共生社会実現の発信拠点としての認知症カフェ*の展開】

地域包括支援センターが主催する認知症カフェ(ひだまりカフェ)は、認知症疾患医療センターや家族会の協力で認知症初期段階の高齢者への声掛けによって、徐々に参加者が増加しており、令和5年度より月1回から月2回へと増やし、開催しています。

日頃の見守り活動によるひとり暮らし高齢者などへの声掛けをきっかけに、支援の入り口として重要な機能を果たしていることから、今後も引き続き認知症患者の早期発見と支援につなげるとともに、幅広い年齢層の市民が集い、砂川市の地域共生社会実現の発信拠点として創意工夫したカフェを展開します。

*認知症カフェ～認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など、誰でも気軽に集い、交流を深める場。認知症の人と介護者の地域社会からの孤立防止と、専門職と早期につながることで、介護負担軽減や適切な支援につなげることを目的としている。

【「チームオレンジ」の活動推進】

認知症施策推進大綱で目標とされている、「チームオレンジ」とは、認知症サポーター*を中心に認知症の方への心理面・生活面の支援や、認知症の方や家族をつなぐ仕組みです。

その活動においては、「認知症の人や家族を含む地域の高齢者が気軽に集い、活動する」「シニア世代の介護予防」「認知症への理解の深化」「早期発見・早期支援としてのつなぎ」「専門機関へのつなぎ」「子供も含めた多世代交流」などが求められており、本市においても各種事業に取り組んできました。

認知症カフェでは、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員*をはじめ、定期的に認知症初期集中支援チーム*員の看護師などの医療従事者、認知症家族の会のメンバーが参加しており、健康サポート薬局との連携で健康度測定を実施したり、看護師をめざす高校生と交流するなど、多岐に渡る取り組みを展開しています。

しかし、取り組みの周知が十分とは言えず、広く市民に知られていない現状があります。

今後は、認知症カフェを中心に拡がりを見せる認知症施策の活動について、主旨や目的を明確に発信し、認知度を高め、認知症サポーターをはじめ、広く市民に呼び掛けることで「チームオレンジ」につながる取り組みを推進します。

*認知症サポーター～認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人

*認知症地域支援推進員～認知症の医療や介護の専門的知識および経験を有する医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士や、これらの専門職以外で認知症の医療や介護の専門的知識および経験を有すると市町村が認めた者。

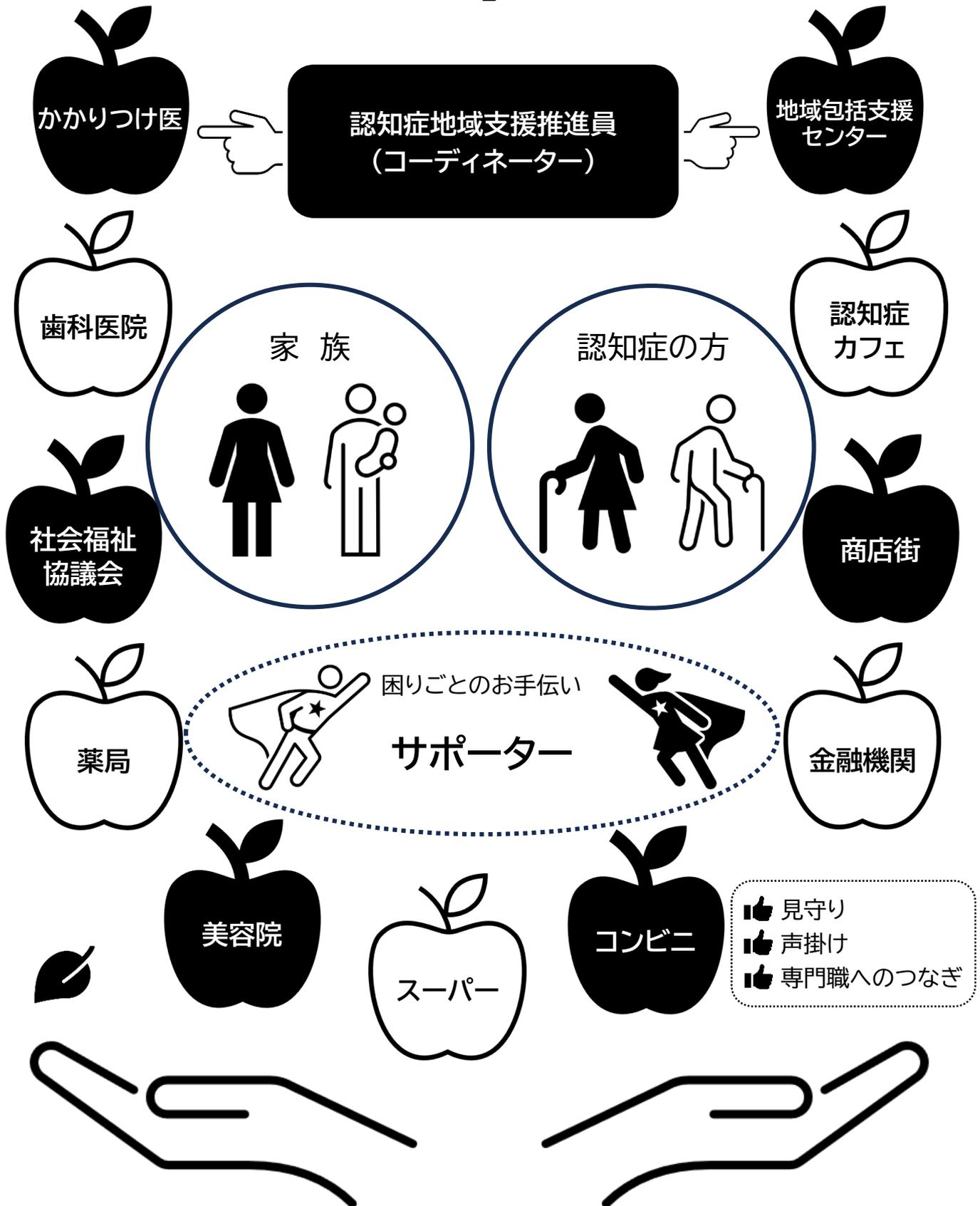
*認知症初期集中支援チーム～複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム。



仕組みづくりに関する検討会の開催



地域の企業等との連携(ささえあいねっと)



■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
認知症地域支援推進員等設置事業 【介護福祉課】	地域における医療および介護の連携強化並びに認知症の人や介護する家族に対する支援体制の強化を図るため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置する。
認知症初期集中支援推進事業 【介護福祉課】	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や介護する家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
認知症カフェの開催 【介護福祉課】	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う家族支援と初期の認知症の人の支援と交流の場としてカフェを開催する。認知症の人や介護者の負担の軽減のため、認知症初期集中支援チーム員が参加し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
認知症支援ボランティアぼっけとの連携 【介護福祉課】	継続してボランティア活動が行えるよう、研修会等に対し支援する。
認知症ケアに携わる多職種連携の推進 【介護福祉課】	認知症の人と家族への支援の質の向上を図るため、お互いの役割等を理解し、課題を共有できるよう各職種間の円滑な連携を推進する。
認知症サポーターの養成 【介護福祉課】	認知症について正しい知識を身につけ、認知症高齢者等およびその家族を見守る認知症サポーターを養成する。
認知症に関する普及・啓発 【介護福祉課】	認知症を正しく理解してもらうため、講演会や講話を開催するなど、普及・啓発に努める。
認知症疾患医療センターおよびかかりつけ医等との連携強化 【介護福祉課】	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター（市立病院）およびかかりつけ医等と緊密な連携を図り、医療と介護の切れ目のない支援を実施する。
NPO法人中空知・地域で認知症を支える会への支援 【介護福祉課】	当該NPO法人の活動が円滑に運営されるよう支援する。
認知症を抱える家族の会への支援 【介護福祉課】【ふれあいセンター】 【社会福祉協議会】	継続して自主的な活動・組織運営が図られるよう、家族交流会および研修会等に対し支援する。
徘徊高齢者SOSネットワーク 【介護福祉課】	徘徊する高齢者の生命の安全を確保するため、保健所、警察署、消防署および各関係機関等による緊密な連携を図り、徘徊高齢者の早期発見に努める。
高齢者等位置情報提供サービス利用助成事業 【介護福祉課】	徘徊する高齢者の早期発見および安全確保と介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るため、GPS方式による位置情報提供サービス利用の初期費用を助成する。

■ 具体的な取り組み

(1) 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターの指定を受けている市立病院や各関係機関と連携を図りながら、認知症施策を重点的に取り組んでいます。

認知症への理解を深める認知症サポーター養成講座の実施をはじめ、認知症カフェ(ひだまりカフェ)などを開催し、地域で認知症を支える体制づくりに努めています。

(2) 認知症初期集中支援推進事業

市立病院認知症疾患医療センターに認知症初期集中支援チームを設置し、「地域高齢者見守り事業」と連動して、初期の認知症および認知症の症状があるにも関わらず支援につながっていない高齢者の早期発見・早期対応に努めています。

また、市立病院の待合室のデジタルサイネージで認知症初期集中支援チームへの相談案内を行うなど、広報などを中心に広く認知症に関する周知を行っています。

(3) 「NPO法人中空知・地域で認知症を支える会」への支援

平成16年に発足した「NPO法人 中空知・地域で認知症を支える会」は、認知症に関わる地域の中核団体です。市民や地域のケアスタッフ向けの啓発のための講演会や施設訪問座談会、北海道中空知地区認知症地域社会資源マップの公開など幅広い取り組みを行っています。また、認知症多職種事例検討会を開催し、医療・保健・介護・福祉などの多職種の連携強化にも取り組んでいます。

「一般社団法人 認知症支援ボランティア ぽっけ」は、認知症の方および介護する家族に対して、通院の付き添い、話し相手や安否確認、家族の介護相談など、医療や介護の公的なサービスでは対応できないサポートをボランティアで行っています。

(4) 「中空知 SOS ネットワーク」への参画

中空知管内の市町および介護福祉施設等の協力機関と連携した取り組みである「中空知SOSネットワーク」に参画し、認知症高齢者等の徘徊による行方不明者の速やかな捜索・保護活動と、再発防止を図っており、本人および介護する家族への支援を行っています。

(5)「認知症を抱える家族の会(ひだまりの会)」への支援

「認知症を抱える家族の会(ひだまりの会)」は、認知症の方を介護する家族の負担の軽減および偏見のない介護しやすい地域づくりを目的として活動しています。家族の交流の場の定期開催のほか、研修会や施設見学会、アルツハイマーデー*に合わせた街頭啓発など、認知症に関する啓発活動に取り組むとともに、認知症カフェの開催にも協力しています。

*アルツハイマーデー～1994年、「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機構(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施している。

認知症カフェの実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	8	4	11
参加者数(人)	45	44	268

認知症サポーター養成講座の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	1	2	6
受講者数(人)	28	46	111

徘徊高齢者SOSネットワークの実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報件数(件)	1	2	4

要介護(要支援)認定者に占める認知症高齢者の割合

	区分	要介護(要支援) 認定者数	要介護(要支援) 認定者数に占める割合
令和2年3月末	総数	1,347人	-
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅱ以上	729人	54.1%
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上	265人	19.7%
令和5年3月末	総数	1,313人	-
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅱ以上	723人	55.1%
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上	242人	18.4%
令和2年3月から 令和5年3月の 増加率	総数	▲2.5%	/
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅱ以上	▲0.8%	
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上	▲8.7%	

※転入により認知症高齢者の日常生活自立度が不明な方を除く

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準における判定状況

区分		要介護(要支援)認定者数	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計
令和2年 3月末	人数(人)	1,347	179	439	131	333	178	32	50	5	1,347
	要介護(要支援)認定者数に占める割合(%)	-	13.3	32.6	9.7	24.7	13.2	2.4	3.7	0.4	100.0
令和5年 3月末	人数(人)	1,313	134	456	101	380	153	48	40	1	1,313
	要介護(要支援)認定者数に占める割合(%)	-	10.2	34.7	7.7	28.9	11.7	3.7	3.0	0.1	100.0
令和2年3月から 令和5年3月の 増加率(%)		▲2.5	▲25.1	3.9	▲22.9	14.1	▲14.0	50.0	▲20.0	▲80.0	

※転入により認知症高齢者の日常生活自立度が不明な方を除く

※日常生活自立度～高齢者や認知症のある方に対して、介護員や医師がどのような対応が適切なのかを判断する基準となるもの

《ニーズ調査から》

◇外出の頻度が高いほど「物忘れ」が減少

「物忘れが多い」と答えた方は、85歳になると6割を超え、84歳までと比べて急にその割合を増しています。また、外出の頻度が増えるほどに「物忘れが多い」と答える方が減少していく傾向がみられます。近年の研究では、外出を行うことが認知機能の維持や認知症の予防に関連していることが示され始めています。したがって、地域サロン活動など、高齢者の生きがいがいづくりにつながる取り組みに対する支援や事業の継続など地域の自主活動の促進を図る必要があります。

施策 9 在宅療養体制の充実

【在宅療養体制を支える多職種連携の強化】

利用者が住み慣れた地域で心地よく生活するためには、医療、介護、生活支援などのあらゆるサービスが「包括的」、かつ「継続的」に提供される「地域包括ケアシステム」の機能が重要です。

地域包括ケアシステムは、医療機関に勤務する医師や看護師、訪問医、訪問看護ステーション、介護スタッフ、薬剤師、理学療法士や作業療法士など、多職種によって支えられています。

在宅療養と介護を一体的に提供するために、情報共有や意見交換により関係機関の連携を推進し、看取り*や認知症の対応強化を図ることで、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。

「利用者の生活を支える」という目標のため、異なる専門職がチームを組み、それぞれの立場から専門性を発揮して、看取りや認知症の対応強化も図ることで、在宅療養を支える体制を推進します。

*看取り～無理な延命治療などは行わず、高齢者が自然に亡くなるまでの過程を見守ること

【介護と医療とつなぐ「砂川みまもりんく」の活用促進】

医療の質や安全性を保ちつつ、利用者の多種多様なニーズに応えるためには、医療・介護の専門職が、協力しながらチームで医療に当たる「多職種連携」が必要です。

医療と介護を結ぶ職種間のコミュニケーションツールとして「砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)」の活用促進を図り、安心して在宅医療・在宅介護を受けられる環境づくりを進めます。

【ACP(人生会議)*に対する理解促進】

介護事業の進展に伴い、日常生活援助や身体介護を提供する訪問介護、看護師による医療サービス提供の訪問看護、かかりつけ医による訪問診療、訪問入浴、福祉用具貸与や介護に必要な改修工事の補助など、多岐に渡る在宅生活支援サービスが提供されています。

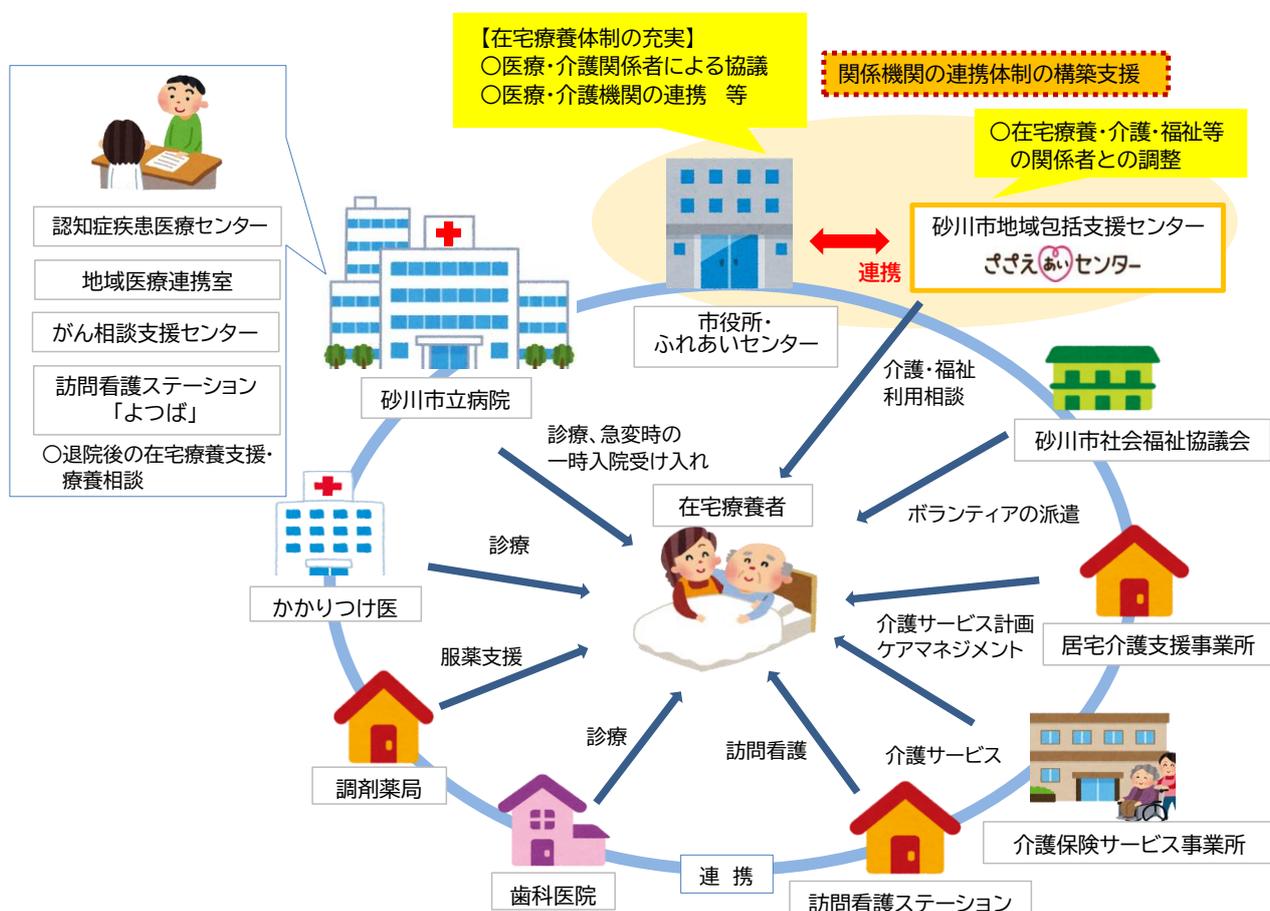
新型コロナウイルス感染対策による病院での面会制限などにより、住み慣れた自宅で最期の時を迎えたいという希望から、在宅療養を選択する人が増えたといわれています。在宅療養の体制やサービス内容の周知のほか、本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から周囲と話し合っておくこと(アドバンス・ケア・プランニング＝ACP 愛称:人生会議)の必要性について広報紙などを活用して、看取りを含む在宅療養に関する正確な理解の促進に取り組みます。

*ACP(アドバンス・ケア・プランニング)～人生の最終段階での医療・介護に関し、本人の意思を尊重し意思決定を支援する取り組み。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
訪問看護事業への支援 【介護福祉課】	訪問看護ステーションの看護師等が、主治医の指示の下、家庭を訪問して病状観察や手当等を行う事業を支援する。
市立病院地域医療連携室との連携 【介護福祉課】	患者の抱える不安等に対応するとともに退院後の在宅療養および転院を支援するため、市立病院地域医療連携室と緊密な連携を図る。
砂川市地域包括ケアネットワークシステム (砂川みまもりんく)の推進 【介護福祉課】【市立病院地域医療連携課】	インターネットを利用した当該システムを活用し、市立病院の医療情報などを医療機関および介護事業所等で共有することにより、高齢者等の迅速かつ的確な支援を推進する。
多職種連携の推進 【介護福祉課】	在宅療養における医療・介護・福祉の多職種間の連携の推進を図る。
在宅療養の普及・啓発 【介護福祉課】	市民が在宅療養について理解を深めるため、広報などを活用し、普及・啓発に努める。
がん患者・家族に対する支援 【市立病院がん相談支援センター】	がんに関する不安や悩みなどの相談を看護師やソーシャルワーカーが相談員として対応することや、患者サロンの定期開催等の支援を行う。

在宅療養を支えるしくみ(イメージ図)



■ 具体的な取り組み

(1)市立病院における在宅療養支援と療養相談

市立病院では、退院後の在宅療養の支援や療養相談に対応するため、社会福祉士や看護師などを配置した地域医療連携室において、退院調整などを地域包括支援センター、ケアマネジャー、訪問看護ステーションと連携して行うことにより、在宅療養の不安を解消するとともに、連携している医療機関との患者情報の共有を図ることにより効率的な診療に努めています。

地域医療連携室の相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(件)	33,220	33,587	33,864

(2)訪問看護ステーションによる24時間体制の在宅医療支援

本市では、平成30年8月から指定居宅サービス事業所として市立病院内に開設した訪問看護ステーション「よつば」と、令和5年10月から24時間対応可能となった砂川市訪問看護ステーションにおいて、24時間体制で在宅医療を支援しています。

(3)「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の整備と活用

本市では、市立病院の電子カルテシステムに蓄積されているデータを各医療機関(医科・歯科)、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、市役所などの行政機関、消防などがリアルタイムに参照できる地域完結型医療提供サービスを展開しています。

「砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)」により、医療機関、介護事業所、調剤薬局などによる患者情報の共有化が図られ、適切な在宅ケアにつながっています。

砂川市地域包括ケアネットワークシステム利用状況

	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数(団体)	52	52	54
同意件数(件)	3,455	3,821	4,287
閲覧延べ数(回)	25,198	30,378	29,921

施策 10 地域包括支援センター機能の充実

【地域との連携強化】

地域包括支援センターは、地域包括ケアを推進するうえで中核となる機関であり、高齢化の進行によるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、その役割は更に重要となります。

高齢者の多様化するニーズに対応するため、総合相談窓口としての機能の充実を図り、医療・介護・福祉・保健などの各関係機関のほか、町内会や民生委員などと連携して、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを支えます。

【地域共生社会に向けた重層的支援の取り組み】

一つの世帯に複数の課題が存在している状態である8050問題や、介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立している状態など、地域が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しています。

そのような状況で生まれた地域共生社会という概念に基づき、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づいて令和3年4月より実施された新たな事業が「重層的支援体制整備事業」です。

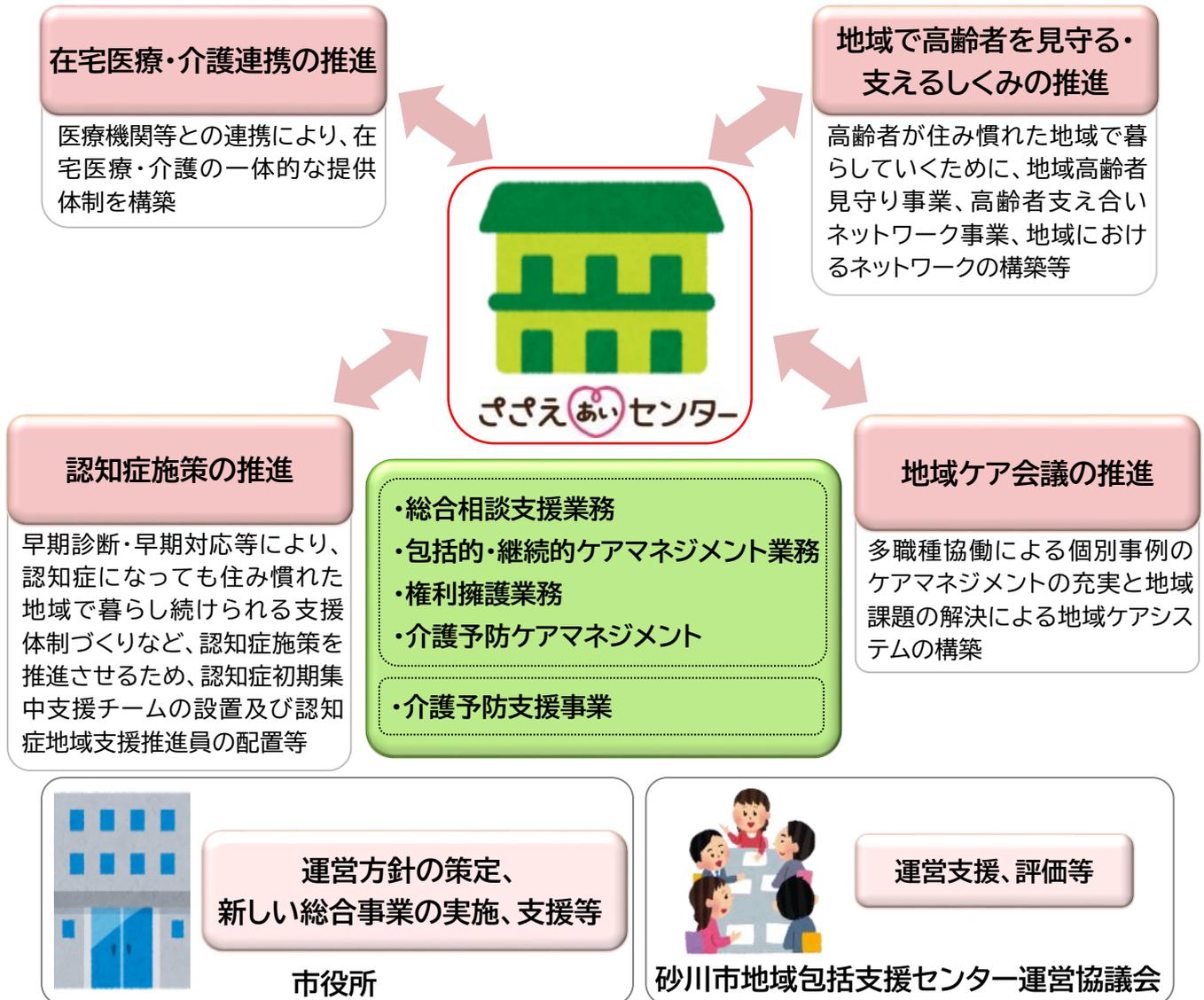
重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援を行うため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

地域包括支援センターは高齢者支援を専門としますが、相談者の属性、世代および相談内容に関わらず包括的に受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
サテライト地域包括支援センター事業 【介護福祉課】	地域で高齢者が活動する場に、地域包括支援センターの職員が訪問して、総合相談や介護・福祉に関する情報提供等を行う。
主治医との連携強化 【介護福祉課】	介護予防プランの質の向上を図るため、主治医に対して情報提供等を行い連携の強化を図る。
支援困難事例等のケアマネジャーへの支援 【介護福祉課】	ケアマネジャーからの困難事例等に対する相談に応じるとともに、必要な情報の収集および提供等について支援する。
地域ケア会議の開催 【介護福祉課】	多職種協働による個別ケース支援の検討を通じて地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現する上で必要なネットワークの構築等、地域づくりや資源開発につなげるため開催する。
ケアマネジメント実務者研修会の開催 【介護福祉課】	地域ケア能力の向上を図るため、介護サービス事業者等に対し、実務者研修会を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催 【介護福祉課】	地域の関係者全体で協議し、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保するため開催する。
高齢者および障害者虐待防止連絡協議会の開催 【介護福祉課】【社会福祉課】	高齢者および障がい者の虐待の予防と早期発見等について協議するため開催する。
高齢者虐待防止の推進 【介護福祉課】	高齢者虐待の予防と早期発見のため、高齢者自身の届出、市民やケアマネジャー等からの相談に対し、迅速に状況を確認するとともに、継続的対応を含め、適切な支援方法を検討する。
介護予防ケアマネジメント 【介護福祉課】	元気な高齢者、やや虚弱な状態にある高齢者および要支援認定者を対象に、その心身の状態等に応じて、介護予防事業やその他の適切な事業が包括的に実施されるよう必要な支援を行う。

砂川市地域包括支援センター機能の充実(イメージ図)



■ 具体的な取り組み

(1)地域包括支援センター(ささえあいセンター)の機能強化

地域包括支援センターは、高齢者とその家族が地域で安心して生活できるよう、総合相談や介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを提供しており、相談件数が増加しています。

相談件数は高齢化の進展に伴い相談件数が年々増加し、令和4年度には1,851件の相談がありました。複雑な生活課題を抱える人が増えていることから、障がい者や子ども・子育てなど他の相談窓口と連携した包括的で断らない相談支援が求められています。これに対応し、高齢者支援に留まらない相談支援や社会参加に向けた支援、地域づくりに対する包括的な支援を提供すべく、組織のあり方や連携の強化を検討し、多様なニーズに対応する支援体制を築く必要があります。

施策 11 暮らしやすい住環境の推進

高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住環境の整備を図るため、引き続き高齢者などが居住する住宅のバリアフリー*化の支援を行うとともに、公営住宅については、高齢者専用住宅の適正な管理に努めます。

*バリアフリー～高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること

【住まいと生活に関する情報提供と支援】

施設サービスの利用を検討する高齢者が住まいについて、より具体的に検討しやすくなるよう、介護保険のしおりに市内の老人ホームを掲載します。また、生活面での困難を抱える高齢者に対しては、養護老人ホームへの入所措置などの活用を通じて、住まいと生活の一体的な支援を提供します。

【住み替えに向けた環境づくり】

「生活支援体制整備事業」の実施により、多様化する高齢者ニーズの把握に努めるとともに、「砂川市住み替え支援協議会」により、高齢者世帯が居住する住宅の規模や家族構成などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境づくりを目指します。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
高齢者等の住まいに対する補助事業 【建築住宅課】	高齢者等が安心して生活できるように行う住宅改修工事に係る費用の一部を補助し、安全に安心して住み続けることができる住まいの実現を図る。
高齢者専用の公営住宅の適正な管理 【介護福祉課】【建築住宅課】	安否確認等のサービスが付加された公営住宅を適正に管理する。
高齢者向け住宅に関わる情報提供 【介護福祉課】	市民に対し、市内にある高齢者向け住宅についての情報を提供し、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。また、高齢者向け住宅の整備を促すため事業者に対する情報提供を行う。
住み替えに向けた環境づくりの推進 【建築住宅課】	高齢者世帯と子育て世帯との住宅規模のミスマッチを解消するため、円滑な住み替えに寄与する環境づくりを推進する。

■ 具体的な取り組み

(1)安心して暮らすことのできる住環境の整備

高齢者などが居住する住宅のバリアフリー工事に対する補助を行うほか、介護保険制度を利用して自宅に手すりの取付けや段差解消などの小規模な改修の支援を行うなど、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金申請状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数(件)	17	26	26

(2)高齢者専用公営住宅の整備

安否確認などのサービスが付加された高齢者専用の公営住宅を整備し、近年では既存の公営住宅に高齢化対応改善工事を行っています。

また、民間資金による有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅*含む)が245人分整備されており、うち175人分については、介護保険が適用される特定施設入居者生活介護の指定を行うことにより、住み慣れた地域で安心していつまでも暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

*サービス付き高齢者向け住宅～高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される、介護・医療と連携し、自宅同様の自由度の高い暮らしを送りながら、スタッフによる安否確認や生活相談サービスなどを受けられる賃貸住宅。

高齢者専用の公営住宅の状況(令和5年3月末)

	宮川中央団地 (やすらぎの家)	三砂団地	南吉野団地 (シルバー ハウジング)	道営すずらん団地
戸数(戸)	10	12	11	12

サービス付き高齢者向け住宅の状況(令和5年3月末)

	施設数	定員(人)
サービス付き高齢者向け住宅	4	155

有料老人ホームの状況(令和5年3月末)

	施設数	定員(人)
有料老人ホーム	4	90

基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します

<成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護支援の体制整備に向けて>

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や判断能力が不十分な高齢者が増加し、金銭の管理や介護保険サービス契約などの支援ニーズが高まっています。

認知症高齢者等、判断能力が不十分な人の権利を法的に保護するため、介護保険制度の開始とあわせて、民法に基づく制度として平成12(2000)年4月より「成年後見制度」が創設されました。制度開始から20年以上が経過していますが、手続きの煩雑さや費用負担の問題など、その普及には課題が残っています。

平成28(2016)年5月に施行された成年後見制度利用促進法に伴う基本計画に基づき、保健・医療・福祉の連携だけでなく、法律関係の専門職等も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築が求められています。

本市の障がい者計画などの成年後見制度の利用促進に関連する他計画と連携しながら、成年後見制度の普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、的確に対応できる相談窓口の確保など、成年後見制度の利用促進に係る取り組みを強化していく必要があります。

施策 12 高齢者の尊厳と権利を守る支援

【成年後見制度利用促進および権利擁護支援体制】

本市では、社会福祉協議会に砂川市成年後見支援センターを設置し、業務を委託しています。

また、社会福祉協議会では、高齢や障がい等により、判断能力が不十分な方へ「法人」として成年後見人(保佐人、補助人)となり、財産管理・身上保護*を行い、対象者の権利擁護を行っています。市内では、社会福祉協議会のほか、専門職後見人として活動している司法書士1名と広域展開している NPO 法人中空知成年後見センター等が成年後見受任に取り組んでいます。

さらに、成年後見支援センターで相談窓口の一本化を図り、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」や「金銭管理等支援事業」と連動しながら、権利擁護に係る支援体制を整備しています。

*身上保護～本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと

【成年後見センターの機能強化】

平成29年度より、砂川市成年後見センターを立ち上げ、権利擁護にかかわる相談支援体制を整備していますが、権利擁護にかかる情報発信や家庭裁判所との連携等を強化し、「中核機関」(地域における連携・対応強化の推進役)としての役割を果たせるよう努めます。

【地域連携ネットワーク構築に向けた環境整備】

認知症高齢者の増加に備え、成年後見制度に関する正確な知識を広めるために、市民、福祉、医療の関係者を巻き込んだ環境整備を進めます。成年後見センターと NPO 法人の連携を強化し、

市民後見人の養成や広報を通じた制度普及・促進を図ります。

【高齢者虐待の未然防止と早期発見・早期対応】

高齢者および障害者虐待防止連絡協議会では研修や情報共有を通じて、構成組織(介護サービス・障がい福祉サービス事業者)に対して虐待防止の意識と資質の向上に努めています。

介護サービス・障がい福祉サービス事業者においては、虐待防止の認識が浸透されつつありますが、近年では全国的な傾向として、在宅生活における養護者や配偶者からの虐待事案が増加しており、在宅生活者における虐待の防止が課題となっています。虐待は被害者だけでなく、虐待を行った養護者にも深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を与えます。そのため、虐待の未然防止がより一層重要です。

高齢者への虐待については、当事者もしくは近隣住民からの通報があった場合、地域包括支援センターと市が、安全確認と事実確認を行った上で、個別ケース会議を開催し、介入や見守り支援につなげています。引き続き、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を図りながら、未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

【消費者被害防止の啓発】

近年は、全国的に、高齢者をねらった悪質商法が新しい手口で次々と発生し、消費生活相談件数も増加しています。消費者被害*防止については、消費者相談窓口の周知や啓発に努めていますが、年々手口が巧妙化しているため、市民や消費生活相談員の知識向上を図り、新たな手口にも対応して被害防止を進めます。

*消費者被害～商品を購入したときや、サービスを契約するなどの消費行動に伴って発生する被害をいう。訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引(マルチ商法)などによって被害が生じた事例が多数報告されている。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
成年後見支援センター運営事業 【介護福祉課】	認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人の権利や財産を守るため、成年後見に関する支援や市民後見人の養成、広報啓発活動を行う。
成年後見制度利用支援事業 【介護福祉課】	成年後見制度の利用を支援するため、認知症等で判断能力が十分ではない一定の要件に該当する高齢者等に対し、申立費用および成年後見人等に対する報酬を助成する。
日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】	在宅で判断能力に不安がある高齢者等が、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続および日常生活の金銭管理などを支援する。
金銭管理等支援事業 【社会福祉協議会】	日常生活自立支援事業に該当しない施設入所者や病院入院患者に対し、日常生活自立支援事業と同等の支援を行う。
心配ごと相談所 【社会福祉協議会】	市民が抱える日常生活上での諸問題に対応するため、週1回、公民館で開設する。

事業名【担当課】	事業概要
消費生活相談 【市民生活課】	専門的な研修を受講した相談員が、商品やサービス等、消費生活全般に関する苦情や問合せ等、市民からの相談を受け付けることにより、情報提供や相談支援体制の充実を図り、消費者被害の未然防止に努める。
まちづくり出前講座の開催 「気をつけよう悪質商法」 【市民生活課】	「悪質商法」のさまざまな手口や、被害に遭わないための注意点を紹介する出前講座を行い、消費者被害の未然防止に努める。
法人後見事業 【社会福祉課】【社会福祉協議会】 【NPO法人中空知成年後見センター】	法人として成年後見人等となり、判断能力が不十分な人の身上保護や財産管理などの支援を行う。

■ 具体的な取り組み

(1)日常生活自立支援事業・金銭管理等支援事業の取り組み

社会福祉協議会では、在宅で生活している軽度認知症高齢者等への支援を行う日常生活自立支援事業を展開しています。契約に基づく福祉サービス利用支援や金銭管理の援助を通じ、安心して生活を送ることができるよう支援しています。

また、日常生活自立支援事業に該当しない施設入所者や入院患者には、金銭管理等支援事業で支援しています。

(2)成年後見制度の周知、普及

成年後見制度の普及・啓発に取り組み、「市民後見人養成講座」や「フォローアップ研修」を提供しています。市民が成年後見に対する理解を深めることで、制度の利用が促進されるよう広報活動に努めています。

成年後見支援センター運営事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(件)	34	22	26

日常生活自立支援事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	25	18	21

金銭管理等支援事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	15	23	26

心配ごと相談所の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(件)	3	3	2

高齢者虐待の対応状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
養介護施設従事者 などによるもの	相談・通報件数(件)	0	1	0
	虐待判断件数(件)	0	0	0
養護者によるもの	相談・通報件数(件)	2	2	0
	虐待判断件数(件)	0	1	0

基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます

施策 13 介護者への支援

【介護者の社会的孤立防止に向けた取り組み】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、それに伴う「老老介護*」が社会問題化しています。加えて平均寿命の延伸により介護が長期化することで、介護に関わる家族への負担は大きく、介護離職なども大きな社会問題となっています。

介護保険サービスの利用は介護する家族の負担軽減につながりますが、介護に多くの時間を費やすことで地域社会と疎遠になることや、加えて介護を受ける高齢者との意思疎通が図られない場合には、身体的負担や精神的負担にもなります。こうした状況を踏まえ、道では個々の支援につなげることができるよう、「北海道ケアラー条例」を制定し、令和4年4月に施行しました。

介護者の社会的孤立を防ぐため、「介護に直面した際、家族介護だけでなく、介護保険サービスも利用しながら仕事や社会参加を継続する」ことを肯定的に評価し、促進するため、認知症カフェなどの相談支援事業を積極的に展開します。

*老老介護～高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に 65 歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
家族介護慰労事業 【介護福祉課】	要介護4若しくは5に認定された高齢者等を在宅で1年以上介護保険サービスを利用せず介護した方で一定の基準に該当した場合、慰労金を支給する。
介護手当支給事業 【介護福祉課】	寝たきり認知症高齢者等を3か月以上継続して介護した方で一定の基準に該当した場合、手当を支給する。

■ 具体的な取り組み

(1) 介護者の孤立防止と経済的支援

本市では、「地域高齢者見守り事業」の実施により、介護者の孤立を防ぐとともに、「家族介護慰労事業」や「介護手当支給事業」により介護する家族への経済的支援に取り組んでいるほか、在宅での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を図り、介護する家族への負担軽減に努めています。

《ニーズ調査から》

◇主な介護・介助者は、男性では「配偶者」、女性では「娘」が最も高い

主な介護・介助者は「配偶者」「娘」が4割前後で上位を占めています。性別で見ると、男性では「配偶者」、女性では「娘」が最も高くなっています。近年、「老老介護」「ヤングケアラー」「ビジネスケアラー」などが社会問題化しています。したがって、家族の介護・介助を支援するために、現在行っている「地域高齢者見守り事業」「家族介護慰労事業」「介護手当支給事業」とともに、相談体制の充実によって家族の負担軽減、孤立を防ぐことに努める必要があります。

施策 14 高齢者を地域で支えるしくみづくり

【社会背景に対応した持続可能な支え合い活動】

高齢者が必要な支援を受け、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるため、「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」に基づき、高齢者から同意を得て収集している情報を地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、町内会等で共有し「地域高齢者見守り事業」を展開しているほか、「砂川市高齢者支え合いネットワーク事業」では、市内で活動する事業者との連携による重層的な見守りを実施しています。

本人同意事項*の情報提供事業では、孤立死の未然防止などの効果が期待されますが、高齢者の個人情報保護意識が高まっている現状を考慮し、砂川市独自の高齢者見守り活動に対する理解を深め、一層浸透させることで、砂川市地域包括ケアシステムの発展を促進します。

*本人同意事項～65歳以上の高齢者に係る住所・氏名・年齢・性別以外の、本人が「もしもの時のために自分自身の情報を提供してもよい」と同意した緊急連絡先、介護サービスの利用状況などの情報。「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」に基づき、市から社会福祉協議会に提供し、社会福祉協議会を通じて町内会等に提供している。

【生活支援体制整備事業の活用】

住民の年齢構成の差異等により、高齢者の見守り活動の対応も地域によってさまざまです。地域ケア会議などを通じて浮かび上がる地域の課題に対して、生活支援コーディネーターを中心に、協議体*を活用して関係機関と連携しながら、地域における必要なサポートを展開します。

*協議体(生活支援体制整備協議体)～医療・介護の専門職、地域住民、行政や地域包括支援センターなどで構成され、定期的な情報の共有や連携の強化、課題解決のための取り組みの検討などを目的として設置された話し合いの場。

【地域ボランティアの人材育成と活動推進】

高齢化が進む中、ゴミ出しや通院の付き添いなどの生活介助のニーズが高まっています。このため、社会福祉協議会によるボランティア養成講座などを通じて、ボランティア人材の育成に努めます。

特に、社会福祉協議会の「市民ふれあいサービス」における家事支援や外出介助は、ますます需要が高まることが見込まれるため、活動情報を広報することで、人材の確保に努めます。

■ 施策を支える事業

事業名【担当課】	事業概要
地域高齢者見守り事業 【介護福祉課】	市、地域包括支援センター、民生委員、町内会等が連携し、地域の実情に合わせた見守り体制を構築し、見守りが必要な高齢者への支援を行う。
高齢者情報提供事業 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	65歳以上の高齢者に係る住所・氏名・年齢・性別と、本人が同意した情報を市から社会福祉協議会へ提供し、希望する町内会・自治会等と共同利用することで、効果的・効率的な高齢者の見守り活動などを推進する。
高齢者支え合いネットワーク事業 【介護福祉課】	地域で高齢者を見守るため、市と市内で活動している事業者が協定を締結し、事業者が日常の業務の中で、高齢者の異変に気づいた場合、市や地域包括支援センターに連絡してもらうことで、早期に問題を発見し、効果的・効率的な支援につなげる。
民生委員による相談および見守り活動 【社会福祉課】	担当区域において高齢者や障がい者などの安否確認や見守りなどを行うほか、生活上の心配事の相談に応じるとともに、必要な支援を行う。
除雪ボランティア事業 【社会福祉協議会】	高齢者・障がい者世帯等を対象に、団体や学校などの協力を得て除雪ボランティア活動を実施する。
ボランティア活動器材等貸出事業 【社会福祉協議会】	市民をはじめ各種団体へ高齢者疑似体験セットや車椅子等を無料で貸出し、福祉事業への関心を高め市民福祉の推進を図る。
小地域ネットワーク活動推進事業 【社会福祉協議会】	福祉部を設置している町内会への助成や地域福祉活動実践者を対象に研修会を開催するなど、地域福祉活動に関する支援を行う。
避難行動要支援者名簿の整備 【市長公室課】【介護福祉課】【社会福祉課】	災害発生時等に迅速かつ的確な対応を図るため、名簿の随時更新を行う。
生活支援体制整備事業 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	高齢者の介護予防や在宅生活の支援強化のため、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、地域事情(ニーズ)に応じたサービスの開発や充実を図り、高齢者の社会参加や町内会・自治会など住民主体の地域の自主福祉活動等を推進する。

■ 具体的な取り組み

(1) 高齢者いきいき支え合い活動

「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」により、65歳以上の高齢者に係る情報(氏名・住所・年齢・性別)および本人から同意を得て収集している情報を地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、町内会等で共有し地域における高齢者の見守り体制の構築を図る「地域高齢者見守り事業」を展開しています。

各町内会においては、社会福祉協議会の「小地域ネットワーク活動推進事業」による高齢者見守り活動が行われてきましたが、「支え合い条例」の整備によって、町内会、市、関係機関が連携して支援が必要な高齢者への迅速な対応につながっています。

(2) 高齢者支え合いネットワーク事業

見守る高齢者を特定せずに、事業者が日常業務の中で、高齢者の異変に気がついた場合、市や地域包括支援センターに連絡することで、早期に問題を発見し、支援へとつないでいます。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成など災害に対する備え

災害時の備えとして、要介護者等や障がい者など、特に避難支援を必要とする方を把握するため避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時などの支援体制を整備しています。感染症対策に当たっては、医療や福祉、介護事業所等に対して、各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促しています。

(4) ボランティア活動による生活支援

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、地域住民をはじめ、学校や企業等の協力を得て、ボランティアをしたい人、必要としている人の相談に応じて活動を展開しています。

ボランティア活動器材等の貸出事業では、車いすは、介護保険サービス利用が始まるまでの期間をサポートし、また旅行などの外出機会にも活用され、移動が難しい方々の支えとなっています。

高齢者疑似体験セットは、学校や企業が高齢者や障がいに理解を深める場で活用され、市民の福祉に関する学習機会をサポートしています。更に、市民ふれあいサービスでは、有償ボランティアによる家事援助や外出介助などの生活支援が提供されています。

除雪ボランティア事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施世帯件数(件)	33	-	24
協力人数(人)	274	-	216

ボランティア活動器材等貸出事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出件数(件)	25	14	18

《ニーズ調査から》

◇家族・知人以外の相談相手について「いない」割合が44.9%

家族・知人以外の相談相手については、「そのような人はいない」が44.9%と半数近くを占めています。一方、相談相手としては、「医師・歯科医師・看護師」が18.9%、「地域包括支援センター・保健師・役所」が13.6%となっています。高齢者の社会的孤立を防ぐため、地域における高齢者見守り事業を活用し、日頃から見守りや声かけなどによって、閉じこもりや認知症、介護問題など高齢者が抱える問題を早期に発見し、相談窓口につなぐことが必要です。

第6章

介護保険制度によるサービスの見込量

- 1 居宅サービスの令和6年度から8年度の見込量
- 2 地域密着型サービスの令和6年度から8年度の見込量
- 3 施設サービスの令和6年度から8年度の見込量
- 4 地域支援事業の令和6年度から8年度の見込量



第6章 介護保険制度によるサービスの見込量

介護保険サービスには、居宅サービス、地域密着型サービスおよび施設サービスがあります。また、要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護(要支援)状態となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした地域支援事業を実施しています。

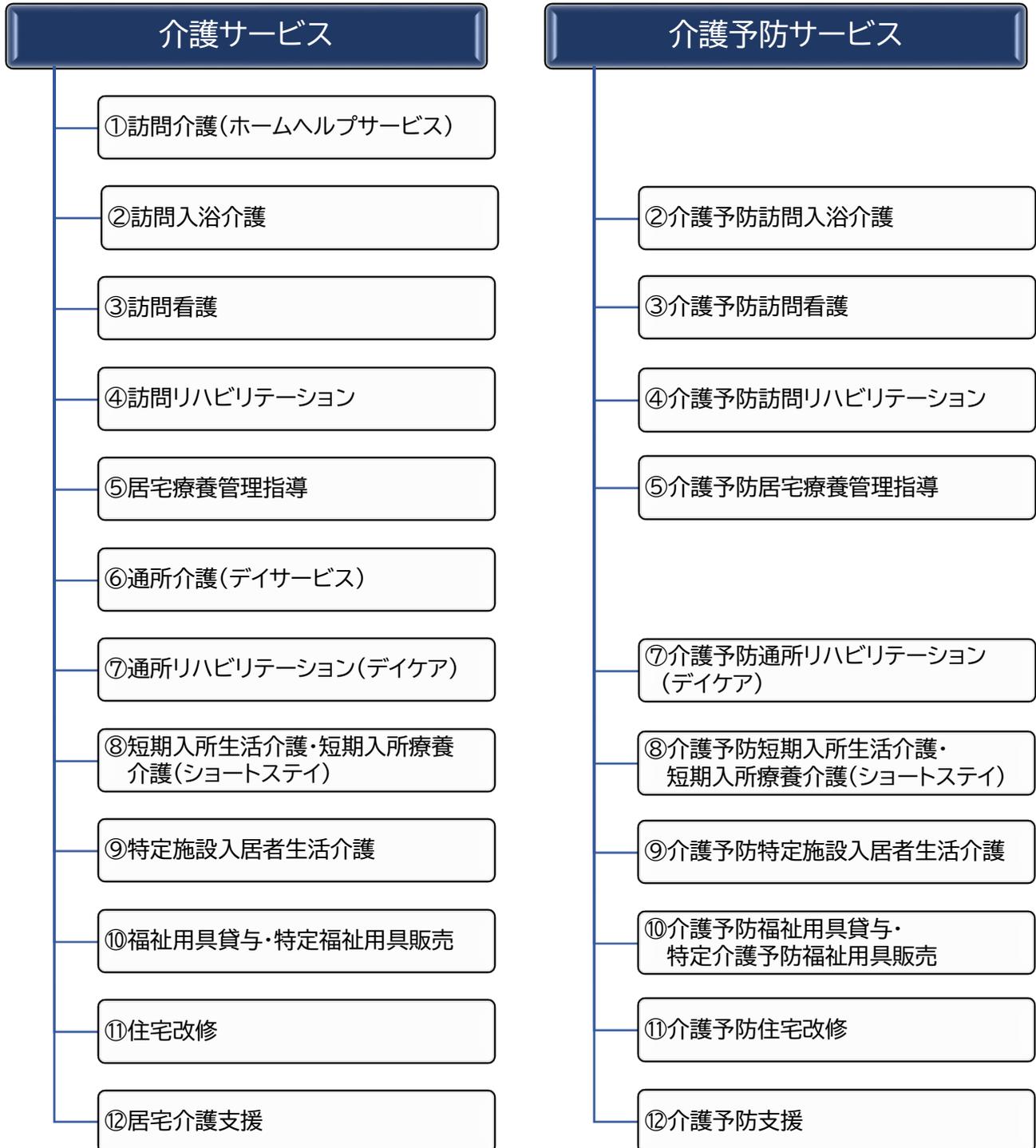
ここでは、国の示す地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し推計を行ったサービスの種類ごとの見込量、今後の方向性を示します。



1 居宅サービスの令和6年度から8年度の見込量

<施策の体系>

居宅サービスには、次のようなサービスがあります。



介護予防サービスの
①介護予防訪問介護、⑥介護予防通所介護
については、平成27年度に介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

①訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護は、要介護者が日常生活で何らかの支障がある場合に、ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴、身体整容、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事および生活に関する相談・助言など、必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

本市には提供事業所が2か所整備されており、24時間365日体制でサービスが提供されています。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、利用者数を介護サービスで97人/月と見込んでいます。

サービスの質的向上を働きかけるとともに、利用者の在宅生活を支えるため自立支援や重度化防止の観点から、必要な支援が適切に提供されるよう努めます。

訪問介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	1,774.4	1,774.4	1,774.4
	利用者数(人/月)	97.0	97.0	97.0

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅で入浴が困難な要介護者に対し、看護師と介護職員が居宅を訪問し、浴槽を寝台などの横に設置して入浴の介護を行い、身体の清潔保持と心身機能の維持・向上を図るサービスです。

介護予防訪問入浴介護では、要支援者の居宅に浴槽がない場合や感染症などの理由から、浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問入浴介護サービスが提供されます。

本市には提供事業所がなく、市外の事業所によりサービスが提供されています。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、利用者数を介護サービスで9人/月と見込んでいます。

現行事業所に対する継続的、安定的なサービスの提供とともに、サービスの質的向上を働きかけます。

訪問入浴介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	30.1	30.1	30.1
	利用者数(人/月)	9.0	9.0	9.0
介護予防サービス	利用回数(回/月)	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人/月)	0.0	0.0	0.0

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士*、作業療法士*が、要介護者の居宅を訪問し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事(栄養)指導管理、排せつの介助・管理、ターミナルケア*、カテーテル*などの管理、家族への介護支援・相談などを行うサービスです。

介護予防訪問看護では、要支援者の介護予防を目的として訪問看護サービスが提供されます。

本市には提供事業所が2か所整備されており、24時間365日体制でサービスが提供されています。

*理学療法士～リハビリテーション職の一つ。病気やけが、老化などが原因で身体に障がいがある人に対して、歩行訓練などの運動を指導するなど、基本的な動作能力の回復を図る。

*作業療法士～リハビリテーション職の一つ。病気やけがもしくは生まれながらに障がいがある人に対して、様々な作業を通じて訓練や指導を行い、日常生活をスムーズに送れるように心身機能の回復を図る。

*ターミナルケア～終末期の医療、看護のことをいう。末期がん患者等に対して延命を目的とするものではなく、主に身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、人生の質を向上することに主眼が置かれ、医療的措置(緩和医療)に加え、精神的側面を重視した総合的な措置が取られることをいう。

*カテーテル～医療器具。ゴムで作られた細い管で、体腔、体内の器官などに挿入し、体液の排出、薬液や造影剤の注入などに用いられる。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで57人/月、介護予防サービスで6人/月と見込んでいます。

さらなるサービスの質的向上を働きかけるとともに、事業所のほか、医療機関やケアマネジャーなどと連携を緊密にし、適切な在宅療養体制の確保に努めます。

訪問看護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	419.6	425.8	425.8
	利用者数(人/月)	56.0	57.0	57.0
介護予防サービス	利用回数(回/月)	58.8	58.8	58.8
	利用者数(人/月)	6.0	6.0	6.0

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病気、けがおよび老化などにより、心身に何らかの障がいをもつ高齢者のうち、生活上何らかの問題がある要介護者に対し、心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を支援するため、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士*などが居宅を訪問し、機能訓練、専門的助言・指導、精神的サポートなどを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションでは、要支援者の心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を支援するため、短期集中的に訪問リハビリテーションサービスが提供されます。

本市には提供事業所がなく、市外の事業所によりサービスが提供されています。

*言語聴覚士～リハビリテーション職の一つ。失語症や言語発達遅滞、難聴などの言語障がいがある方に対して、訓練や指導を行い、コミュニケーション能力の改善を図る。また、咀嚼や嚥下障がいについても、医師や看護師、栄養士等と連携して機能回復などを図る。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで22人/月、介護予防サービスで5人/月と見込んでいます。

要介護者等の心身の機能の維持・回復を図るため、主治医とケアマネジャーが連携してサービスの提供が行われるよう、引き続き体制の確保に努めます。

訪問リハビリテーション		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	165.1	274.7	274.7
	利用者数(人/月)	14.0	22.0	22.0
介護予防サービス	利用回数(回/月)	62.4	66.1	66.1
	利用者数(人/月)	4.0	5.0	5.0

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理および指導を行い、療養生活の質的向上を図るサービスです。

介護予防居宅療養管理指導では、要支援者に対し、介護予防を目的とした居宅療養管理指導サービスが提供されます。

本市には提供事業所が15か所整備されており、本市をサービス提供地域としている市外の事業所もあります。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで100人/月、介護予防サービスで18人/月と見込んでいます。

医師会、歯科医会、薬剤師会およびケアマネジャーなどと連携を緊密にし、適切な在宅療養体制の確保に努めます。

居宅療養管理指導		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	97.0	99.0	100.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	18.0	18.0	18.0

⑥通所介護(デイサービス)

通所介護は、要介護者を通所介護事業所に送迎し、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などが受けられ、要介護者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、閉じこもりによる認知症進行の防止および家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

本市には提供事業所が3か所整備されており、本市以外の事業所からもサービスが提供されています。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで115人/月と見込んでいます。

引き続き、利用者のニーズに即した、より充実したサービスが提供されるよう努めます。

通所介護(デイサービス)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	879.1	876.4	885.6
	利用者数(人/月)	114.0	114.0	115.0

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

通所リハビリテーションは、要介護者が可能な限り居宅で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護老人保健施設や病院、診療所に通い、理学療法、作業療法など、必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持・回復を図るサービスです。

介護予防通所リハビリテーションでは、要支援者に対し通所リハビリテーションのサービス内容に加えて、心身の機能の維持・回復を目指すサービスが提供されます。

本市には提供事業所が1か所整備されており、本市以外の事業所からもサービスが提供されています。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで45人/月、介護予防サービスで23人/月と見込んでいます。

引き続き、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

通所リハビリテーション		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	296.9	303.6	303.6
	利用者数(人/月)	44.0	45.0	45.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	23.0	23.0	23.0

※介護予防サービスの利用回数の見込量については、月額算定のため利用者数のみとなります。

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)／短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

短期入所生活介護は、家族の病気、冠婚葬祭、その他社会的な理由により、一時的に家庭での介護が困難となった場合に、特別養護老人ホームに短期間入所する要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行うサービスです。また、短期入所療養介護は、同様に介護老人保健施設などに短期間入所する要介護者に、看護、医学的な管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護では、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設などに短期間入所する要支援者に、介護予防を目的として短期入所生活介護・短期入所療養介護のサービスが提供されます。

本市には短期入所生活介護と短期入所療養介護の提供事業所が各1か所整備されており、本市以外の事業所からもサービスが提供されています。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、利用者数を介護サービスで31人／月(短期入所生活介護 25人／月、短期入所療養介護6人／月)と見込んでいます。

引き続き、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

短期入所生活介護・短期入所療養介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用日数(回/月)	269.4	269.4	269.4
	短期入所生活介護	220.2	220.2	220.2
	短期入所療養介護	49.2	49.2	49.2
	利用者数(人/月)	31.0	31.0	31.0
	短期入所生活介護	25.0	25.0	25.0
	短期入所療養介護	6.0	6.0	6.0
介護予防サービス	利用日数(回/月)	42.3	42.3	42.3
	短期入所生活介護	42.3	42.3	42.3
	短期入所療養介護	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人/月)	9.0	9.0	9.0
	短期入所生活介護	9.0	9.0	9.0
	短期入所療養介護	0.0	0.0	0.0

⑨特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム*(ケアハウス*)などに入所する要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練および療養上の世話を行うサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護では、要支援者に介護予防を目的とした特定施設入居者生活介護サービスが提供されます。

本市には施設3か所(定員175人)が整備されております。

*軽費老人ホーム～無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く)をいう。

*ケアハウス～60歳以上で、加齢等により自宅で生活することに不安がある人が、比較的low料金で入所でき、食事の提供を受けられる施設をいう。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで84人/月、介護予防サービスで20人/月と見込んでいます。

引き続き、事業所と連携し、入居者の尊厳が守られるよう施設生活の質的向上を働きかけます。

特定施設入居者生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	82.0	83.0	84.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	19.0	20.0	20.0

⑩福祉用具貸与・特定福祉用具販売／介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具貸与とは、身体機能が低下した要介護者に、機能訓練又は日常生活での自立を図るための用具を貸与するサービスです。

対象となる品目は、直接肌に触れないもので、車椅子、特殊寝台、床ずれ予防用具、歩行器などがあります。

一方、特定福祉用具販売とは、入浴や排せつで使われる用具の購入費の一部を支給するサービスで、対象となる品目は、直接肌に触れるもので、簡易トイレや入浴用の椅子、簡易浴槽などがあり、利用できる金額は年間10万円が限度です。

介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売では、要支援者に対する介護予防を目的とした福祉用具の貸与・購入に対するサービスが提供されます。

■今後の方向性

令和8年度の福祉用具貸与については、利用者数を介護サービスで222人/月、介護予防サービスで97人/月と見込んでおり、特定福祉用具販売については、介護サービスで6人/月、介護予防サービスで2人/月と見込んでいます。

引き続き、ケアマネジャーなどと連携を図り、適正な利用を働きかけます。

福祉用具貸与		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	217.0	220.0	222.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	96.0	97.0	97.0

特定福祉用具販売		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	6.0	6.0	6.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	2.0	2.0	2.0

①住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、要介護者が居宅での生活を継続して送ることができるように、手すりの取付け、段差解消などに係る住宅改修費の一部を支給し、要介護者の自立支援および家族の介護負担の軽減を図るサービスで、利用できる金額(保険給付費と自己負担額の合計)は、原則として一人20万円が限度です。

介護予防住宅改修では、住宅改修のうち、要支援者が介護予防を目的として行う住宅改修の費用が対象となります。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、利用者数を介護サービスで4人/月、介護予防サービスで4人/月と見込んでいます。

住宅改修は、居宅での生活支援につながることから、引き続きケアマネジャーなどと連携を図り、適正な利用を働きかけます。

住宅改修		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	4.0	4.0	4.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	4.0	4.0	4.0

⑫居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、居宅の要介護者が居宅サービスやを適切に利用できるように、居宅介護支援事業所*に配置されたケアマネジャーが居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。また、計画に基づくサービスが確保されるようサービス提供事業所との連絡調整を行うとともに、介護保険施設の紹介なども行います。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師などが、生活機能の改善に向けた介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成するサービスです。また、計画に基づくサービスが確保されるように、サービス提供事業所との連絡調整を行います。

本市には提供事業所が5か所整備されており、要介護(要支援)認定申請の際に必要な支援を行うとともに、認定後は個々の状況に適したサービス計画を作成し、サービス提供事業所とサービス利用者を適切に結びつけ、円滑にサービス提供が行われるように支援を行っています。

*居宅介護支援事業所～要介護者が居宅において適切にサービスを利用できるよう、在籍するケアマネジャー(介護支援専門員)がその心身の状況や生活環境、本人および家族の希望等に沿ったケアプランの作成や、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う事業所。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで356人/月、介護予防サービスで120人/月と見込んでいます。

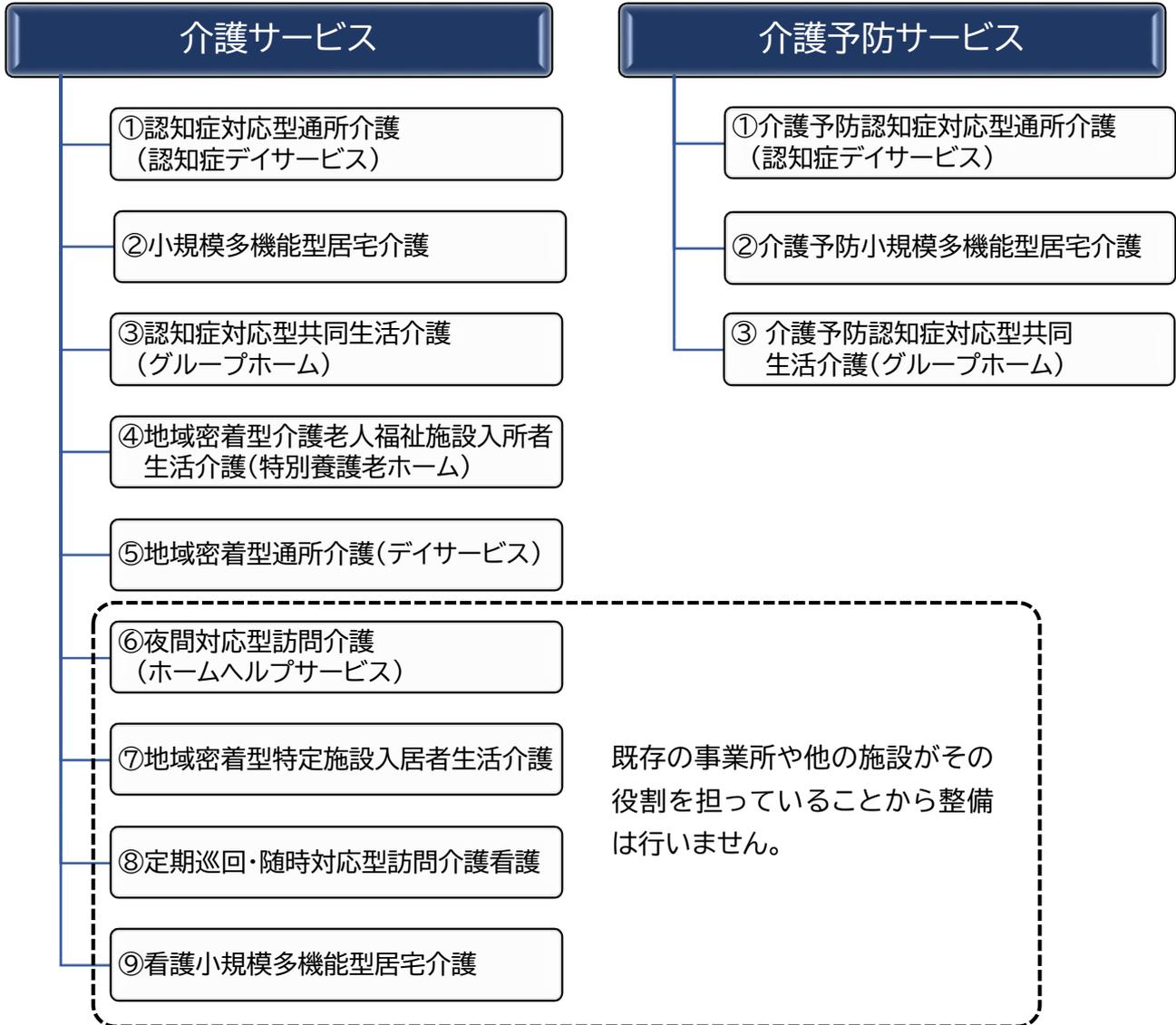
利用者の状態に即したサービスにつながるよう、ケアマネジャーとの連携を図るとともに、情報の提供や交換、交流の場を提供します。

居宅介護支援・介護予防支援		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	351.0	354.0	356.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	119.0	120.0	120.0

2 地域密着型サービスの令和6年度から8年度の見込量

<施策の体系>

地域密着型サービスには、次のようなサービスがあります。



①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者が、可能な限り居宅において自立した生活を送ることができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、認知症の人に適した機能訓練などが受けられ、要介護者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、閉じこもりによる認知症進行の防止および家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護では、要支援者に対し、介護予防を目的として、認知症対応型通所介護サービスが提供されます。

本市には提供事業所が1か所整備されています。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、利用者数を介護サービスで17人/月と見込んでいます。

引き続き、サービスの質的向上を働きかけます。

認知症対応型通所介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	150.9	150.9	150.9
	利用者数(人/月)	17.0	17.0	17.0
介護予防サービス	利用回数(回/月)	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人/月)	0.0	0.0	0.0

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の居宅への訪問又はサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、その有する能力に応じて居宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活の世話、機能訓練などを同一の事業所が一体的に行うサービスです。

介護予防小規模多機能型居宅介護では、要支援者に対し、生活機能の維持又は向上を目的とした小規模多機能型居宅介護サービスが提供されています。

本市には提供事業所が1か所(定員29人)整備されています。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を介護サービスで19人/月、介護予防サービスで7人/月と見込んでいます。

利用者のニーズに対応し、より充実したサービスが提供されるよう働きかけます。

小規模多機能型居宅介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用者数(人/月)	17.0	18.0	19.0
介護予防サービス	利用者数(人/月)	5.0	6.0	7.0

③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症対応型共同生活介護は、認知症により、常に見守りや指示が必要な状態で、在宅で生活することが困難な要介護者が、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようグループホームに居住し、入浴、排せつ、食事などの介護のほか、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護では、要支援者に対し、介護予防を目的とした認知症対応型共同生活介護サービスが提供されています。

本市には提供事業所が3か所(6ユニット・定員 54 人)整備されています。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、入居者数を介護サービスで50人/月と見込んでいます。

引き続き、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

認知症対応型共同生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	入居者数(人/月)	50.0	50.0	50.0
介護予防サービス	入居者数(人/月)	0.0	0.0	0.0

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)

地域密着型介護老人福祉施設は、身体又は精神上の障がいなどにより常時介護を必要とし、居宅における介護が困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とした施設で、定員が29人以下のものについては、地域密着型サービスの区分となります。

本市には提供事業所が1か所(定員28人)整備されています。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、入所者数を介護サービスで28人/月と見込んでいます。

施設と連携し、入所者の尊厳が守られるよう施設生活の質的向上を働きかけます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	入所者数(人/月)	28.0	28.0	28.0

⑤地域密着型通所介護(デイサービス)

地域密着型通所介護は、要介護者を通所介護事業所に送迎し、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などが受けられ、要介護者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、閉じこもりによる認知症進行の防止および家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

本市には提供事業所が4か所整備されております。

■今後の方向性

令和8年度においては、利用者数を66人/月と見込んでいます。

利用者のニーズに即した、より充実したサービスが提供されるよう働きかけます。

地域密着型通所介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	利用回数(回/月)	744.4	769.3	769.3
	利用者数(人/月)	64.0	66.0	66.0

⑥第9期計画期間では整備を行わない地域密着型サービス

次の地域密着型サービスは、既存の事業所や他の施設がその役割を担っていることから整備は行いません。

夜間対応型訪問介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護小規模多機能型居宅介護

3 施設サービスの令和6年度から8年度の見込量

<施策の体系>

施設サービスには、次の3種類がありますが、いずれも要介護者を対象とした施設です。



①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設は、身体又は精神上的の障がいなどにより常時介護を必要とし、居宅における介護が困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とした施設です。本市には、施設が1か所(定員100人)整備されております。

■今後の方向性

令和8年度においては、サービス提供基盤の確保を目的に、北海道が設定する中空知5市5町による中空知保健医療福祉圏域における床数を勘案して入所者数を128人/月と見込んでいます。

施設と連携し、入所者の尊厳が守られるよう施設生活の質的向上を働きかけます。

介護老人福祉施設		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	入所者数(人/月)	129.0	128.0	128.0

介護老人福祉施設入所者数一覧

(令和5年9月末現在)

施設所在地	施設名	定員	入所者数
砂川市	特別養護老人ホーム 福寿園	100	83
歌志内市	社会福祉法人北海道光生舎 特別養護老人ホーム しらかば荘	50	6
滝川市	滝川市特別養護老人ホーム 緑寿園	200	7
赤平市	特別養護老人ホーム ユニット型あかびらエルムハイツ	30	1
赤平市	特別養護老人ホーム 赤平愛真ホーム	50	1
芦別市	特別養護老人ホーム 芦別慈恵園	63	1
上砂川町	上砂川町立特別養護老人ホーム「はるにれ荘」	50	5
新十津川町	特別養護老人ホーム かおる園	100	11
浦臼町	特別養護老人ホーム ゆうあいの郷	20	2
奈井江町	特別養護老人ホーム やすらぎの家	50	5
雨竜町	特別養護老人ホーム 雨竜寿園	80	1
札幌市	介護老人福祉施設 福寿園	122	1
		合計	124

②介護老人保健施設(老人保健施設)

老人保健施設は、病状の回復期、安定期にあるが、在宅での療養が困難である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的な管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行い、家庭に復帰することを目的とした施設です。

本市には、施設が1か所(定員 62 人)整備されております。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、本市および本市以外の介護老人保健施設の利用により、入所者数を77人/月と見込んでいます。

引き続き、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

介護老人保健施設		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	入所者数(人/月)	77.0	77.0	77.0

介護老人保健施設入所者数一覧

(令和5年9月末現在)

施設所在地	施設名	定員	入所者数
砂川市	砂川老人保健施設 みやかわ	62	46
滝川市	介護老人保健施設 シーザーズ	70	4
滝川市	滝川市老人保健施設 ナイスケアすずかけ	100	1
岩見沢市	北村温泉ナーシングホーム	100	1
岩見沢市	介護老人保健施設 北翔館	150	1
上砂川町	上砂川町老人保健施設 成寿苑	50	7
奈井江町	介護老人保健施設 健寿苑	52	14
月形町	介護老人保健施設 月形緑苑	70	1
札幌市	厚別老人保健施設 ディ・グリュエネン	100	1
恵庭市	介護老人保健施設 アートライフ恵庭	100	1
旭川市	旭川老人保健施設 ふれあい	100	1
埼玉県川越市	介護老人保健施設 小江戸の郷	100	1
		合計	79

③介護医療院

介護医療院は、平成30年4月に創設された新しい介護保険施設で、長期的な医療と介護の二
ーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や、看取りやターミナルケア等の医療機能
と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。本市には施設がありません。

■今後の方向性

第9期計画期間においては、中空知保健医療福祉圏域における病床数を勘案して入所者数を4
人／月と見込んでいます。

施設の新たな整備状況などを注視し、必要なサービスが引き続き提供されるよう努めます。

介護医療院		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス	入所者数(人/月)	4.0	4.0	4.0

介護医療院入所者数一覧

(令和5年9月末現在)

施設所在地	施設名	定員	入所者数
美唄市	医療法人社団宏仁会 しろした病院 介護医療院	59	1
美唄市	医療法人社団慶北会 花田病院 介護医療院 はなまる	60	1
江別市	友愛記念病院 介護医療院	60	1
		合計	3

4 地域支援事業の令和6年度から8年度の見込量

地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護(要支援)状態になった場合においても、できる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことを可能とすることを目的とし、地域における包括的な相談や支援体制を推進していくものです。

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業があり、地域の特性に応じて多種多様な施策を市町村が主体となって取り組むこととされています。

本市においても高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、国の動向を注視しながら、地域支援事業を展開していきます。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

a. 訪問型サービス

ホームヘルパーなどが高齢者宅を訪問し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行うサービスで、介護サービス事業者による「訪問介護相当サービス」、ボランティアなどを主体とした「住民主体によるサービス」に区分しています。

■今後の方向性

住民主体によるサービスでは、社会福祉協議会に登録されたボランティアによる市民ふれあいサービスが展開されています。

高齢者の在宅生活を支援していく上で、当該サービスは大変重要であることから、必要なサービスが引き続き提供できるよう努めます。

訪問介護相当サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	36	30	26

住民主体によるサービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用件数(件)	72	72	72
提供会員数(人)	30	30	30

b. 通所型サービス

通所型サービスには、介護サービス事業者による「通所介護相当サービス」、ボランティアなどを主体とした「住民主体によるサービス」があります。

■今後の方向性

通所介護相当サービスでは、機能訓練、レクリエーション、入浴や食事などの日常生活上の支援が行われています。住民主体によるサービスでは、社会福祉協議会に登録されたボランティアやいきいき運動推進員を中心とした「いきいき広場」で展開され、体操やレクリエーションによる健康づくりの支援が行われています。

高齢者の在宅生活を支え心身の健康を図るためには、日常生活の支援はもとより、高齢者の通いの場など、地域の自主福祉活動を推進していく必要があることから、引き続き、サービスの提供体制の確保に努めます。

通所介護相当サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	150	136	121

住民主体によるサービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用件数(件)	500	500	500
延べボランティア数(人)	200	200	200

c.生活支援サービス

地域における自立した日常生活の支援のためのサービスで、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があるとされています。

■今後の方向性

本市では、低栄養や食事の支度が困難な高齢者に対して、低料金で利用できる配食サービスを実施することにより、栄養バランスのとれた食事の提供とともに、配達時の安否確認を行っています。

配食サービスは、平成28年1月に任意事業と総合事業に分割され、総合事業では要支援者および事業対象者*を対象にサービスを提供しています。

配食サービスの提供事業所は3か所となっており、引き続き、継続してサービスが提供できるよう努めます。

*事業対象者～基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられ要支援状態となるおそれがあると判定された高齢者

在宅高齢者配食サービス (総合事業)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	50	50	50
利用食数(食)	7,500	7,500	7,500

d.介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターが介護予防・生活支援サービス事業の利用者に対するアセスメント*を実施しています。

*アセスメント～事前評価、初期評価。福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

■今後の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぎ、また、要介護状態等になってもその悪化をできる限り防ぐため、引き続き、地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援を行います。

介護予防ケアマネジメント	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1,208	1,213	1,173

e.高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

■今後の方向性

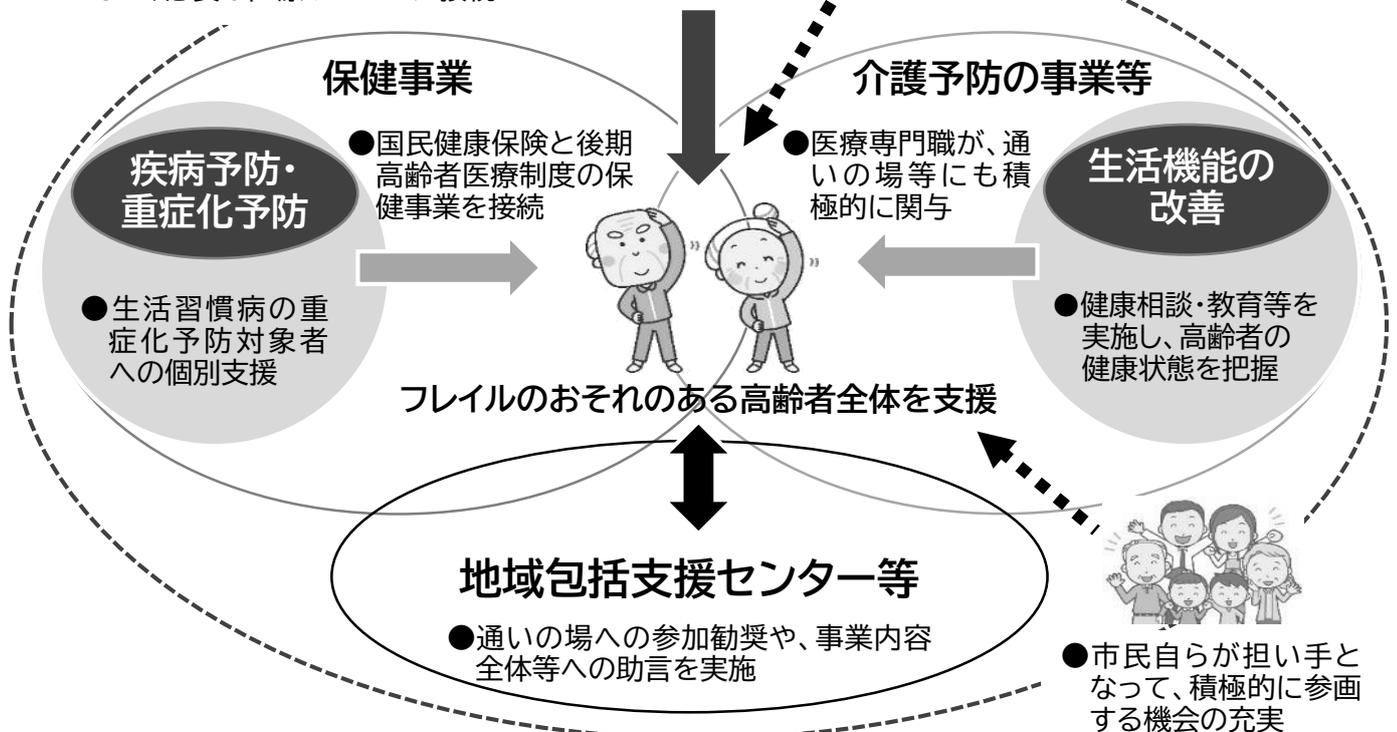
2040年を見据えて、健康寿命の延伸、社会保障制度の安定を図ることを目指し、令和2年7月から国保・後期高齢者医療制度の健診、保健指導等の保健事業とサロン活動などの通いの場における介護予防事業を一体的に実施し、優先度の高い生活習慣病の重症化予防対象者の抽出と個別支援を行っています。

引き続き、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化予防対象者への個別的支援を行うとともに、通いの場へ保健師等が出向き、高齢者の健康課題を把握し、フレイル予防に努めます。

医療・介護データ解析

- 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- 地域の健康課題を整理・分析
- 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続

- 市は医療専門職を配置（日常生活圏域に保健師、管理栄養士等を配置）



出典：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について[概要版]（令和5年8月厚生労働省保険局高齢者医療課）の図を基に作成

イ. 一般介護予防事業

a. 介護予防把握事業

「地域高齢者見守り事業」と連動し、総合事業などの介護予防事業の取り組みにつなげています。

■今後の方向性

地域包括支援センターに専門員を配置することにより、「地域高齢者見守り事業」と連動しながら、対象者の把握に努めているほか、基本チェックリストを活用し、高齢者の生活や心身の機能の確認を行うことにより、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、総合事業などの介護予防事業の取り組みにつなげています。

高齢者の心身の機能を確認することにより、介護予防はもとより疾病予防や認知症などの早期発見・早期治療にもつながることから、健康維持に有効な手段として、継続して実施します。

基本チェックリスト	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数(件)	400	400	400

b. 介護予防普及啓発事業

■今後の方向性

高齢者が積極的に介護予防を目的とした活動に参加できるように、「高齢者軽スポーツフェスティバル」などのイベントや、高齢者を対象とした健康相談の機会などを設けています。

今後とも、高齢者の心身の健康や生きがい、潤いのある生活を支援するため、多様な事業を展開します。

高齢者軽スポーツフェスティバル	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	1	1	1
参加者数(人)	200	200	200

ふれあいセンター講座	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	150	150	150
参加延べ数(人)	2,000	2,000	2,000

市民大学	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	1	1	1
参加者数(人)	40	40	40

高齢者等の健康教育	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	20	20	20
参加延べ数(人)	200	200	200

高齢者等の健康相談	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	20	20	20
参加延べ数(人)	170	170	170

出張公民館講座	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	3	3	3
参加延べ数(人)	30	30	30

c. 地域介護予防活動支援事業

■ 今後の方向性

介護予防を目的とした住民主体の活動が広く展開されるように、いきいき運動推進員などのボランティアの育成や、地域で行われるサロン活動への支援を行っています。

主な支援としては、外部講師の派遣、備品の無料貸出、会場借上げ料の補助、いきいき運動推進員への謝礼の支給などを行っており、地域の自主福祉活動を支えています。

自助・互助の推進も図られることから、地域で健康体操やレクリエーションなどを行うサロン団体を引き続き支援するとともに、事業の拡充に努めます。

いきいき運動推進員支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	13	13	13
参加延べ数(人)	182	182	182

いきいき運動推進員自主活動	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	110	110	110
参加延べ数(人)	950	950	950

通年型介護予防教室 「いきいきシニアプログラム」	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	48	48	48
参加延べ数(人)	720	720	720

地域サロン活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	400	400	400
参加延べ数(人)	4,000	4,000	4,000

②包括的支援事業

ア. 地域包括支援センターの設置および運営

■今後の方向性

介護予防を推進するとともに、介護が必要となっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族などへの総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント業務などを展開しています。

高齢者の包括的なケアを推進するため、以下の各事業の継続および充実を図ります。

a. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるように、ケアマネジャーやかかりつけ医など、地域の関係機関との連携により、高齢者一人ひとりに応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

b. 総合相談支援業務

高齢者やその家族などの総合相談窓口として、訪問や電話による相談業務を行い、高齢者の地域での生活を支援しており、電話による相談業務を24時間体制とすることで相談者の安心につながっています。

また、地域包括支援センターを令和3年度に市役所に配置したことにより、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの窓口と緊密な連携を図ることで、今後とも地域に出向くサテライト事業を含め、包括的な相談支援に努めています。

総合相談支援業務	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談実数(件)	1,500	1,500	1,500
相談延べ数(人)	1,800	1,800	1,800
サテライト事業(件)	3	3	3

C. 権利擁護業務

成年後見制度や消費者被害防止に関する相談業務のほか、情報提供や啓発活動などを展開するとともに、高齢者虐待に対する専門的な立場からの支援を行っています。

イ. 在宅医療・介護連携推進事業

■今後の方向性

地域の基幹病院である市立病院が中心となって在宅医療を推進しており、これまで医療・介護関係者や関係機関により、在宅医療・介護連携に係る地域ケア会議、多職種事例検討会などを実施して連携強化やケア向上を図っています。

また、市立病院の電子カルテなどの医療情報を医療機関や介護事業所などで共有する「砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)」の運用を行い、情報連携の強化に努めています。

今後の方向性としては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、在宅医療と介護の連携が重要となることから、引き続き、在宅医療・介護連携に係る地域ケア会議や多職種事例検討会などの実施を通して、関係機関相互の連携強化や市外の医療機関などの「砂川市地域包括ケアネットワークシステム(砂川みまもりんく)」への参加拡充や介護情報の共有化などの充実を図ります。

また、看取りを含めた在宅療養を正しく理解してもらうことが重要であることから、広報紙などを活用した市民に対する普及・啓発に努めます。

ウ. 生活支援体制整備事業

■今後の方向性

生活支援・介護予防の地域における支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題や支援ニーズの把握に努めています。

また、生活支援コーディネーターを補完・協働する機関として、市内の医療・介護・保健などの関係機関で構成する協議体を設置し、定期的な情報共有および連携強化を図っています。

生活支援コーディネーターと協働し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者ニーズに合致するサービスの開発や発掘を行い、多様化するニーズに即した高齢者施策の展開に努めます。

工. 認知症初期集中支援推進事業

■今後の方向性

市立病院認知症疾患医療センターと協力・連携のもと、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、初期の認知症や認知症の症状があるにも関わらず支援につながっていない高齢者の早期発見・早期対応を行っています。

今後の方向性としては、認知症高齢者および家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、「地域高齢者見守り事業」との連動や町内会などの協力を得ながら、事業の推進を図ります。

認知症初期集中支援チーム 活動状況	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議件数(件)	8	8	8
会議開催数(回)	12	12	12

オ. 認知症地域支援・ケア向上事業

■今後の方向性

地域全体で認知症高齢者を支える体制を構築するため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」を開催しています。

また、認知症の方やその家族への支援体制として、認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の体制整備に向けて準備を進めます。

認知症サポーター養成講座	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催件数(件)	7	7	7
受講者数(人)	150	150	150

カ. 地域ケア会議推進事業

■今後の方向性

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、令和2年度から定期的に開催しているほか、支援困難事例などへの対応や関係機関相互の連携を図るための調整会議などを随時開催しています。

引き続き、地域ケア会議を定期的に開催し、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、社会資源の調整や新たな資源開発への検討など、生活支援体制整備事業の機能と連携を図りながら、一層の地域包括ケアの推進・充実を目指します。

地域ケア会議	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	4	4	4

③任意事業

ア. 介護給付等適正化事業

■今後の方向性

介護保険サービスの利用者に適切なサービスが提供されるよう介護給付等適正化事業を実施しています。

具体的な取り組みとしては、サービス利用者に対する介護保険制度の周知のほか、介護事業所等への運営指導、居宅介護支援事業所等に委託した認定調査結果の点検、医療情報との突合・縦覧点検、住宅改修の現地調査などを行い、サービス利用者が真に必要とする過不足のないサービスが提供されるように努めています。

今後の方向性としては、介護保険サービスの適切な運用を図るため、引き続き現在の取り組みを実施するほか、介護支援専門員のさらなる資質向上を図るため、ケアプラン点検を実施できるよう実施方法について検討を行い、介護給付の適正化に努めます。

イ. 家族介護支援事業

■今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるように精神的・経済的な負担軽減を図る事業を展開し、介護を要する高齢者やその家族の生活を支援しています。

要介護認定者の適切な介護につながるように、また、その家族を含め安心した暮らしができるように、引き続き介護者(家族など)の負担軽減を図る事業の推進に努めます。

紙オムツ利用券交付事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	70	70	70
利用月数(月)	500	500	500

家族介護慰労事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1	1	1

介護手当支給事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1	1	1

認知症を抱える家族の会への支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	10	10	10
参加延べ数(人)	240	240	240

ウ. その他の事業

■今後の方向性

高齢者の権利を守るとともに、自立した日常生活を支援するため、成年後見制度利用支援、在宅高齢者配食サービス(任意事業)や高齢者専用住宅家庭奉仕員派遣など、さまざまな事業を展開しています。

高齢者の尊厳を守り自立した生活を確保するため、現行の事業を継続して展開していくとともに、高齢者ニーズを把握しながらサービスの充実に努めます。

成年後見制度利用支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数(件)	3	3	3

在宅高齢者配食サービス (任意事業)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	100	100	100
利用食数(食)	17,500	17,500	17,500

高齢者専用住宅家庭奉仕員 派遣事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣箇所数(か所)	4	4	4
派遣戸数(戸)	45	45	45

住宅改修支援事業 (理由書作成支援)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(件)	20	20	20

④その他

地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化

■今後の方向性

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、介護保険サービスおよび地域支援事業に携わる人材を安定的に確保する必要があります。本市においては、これまでも介護人材の育成支援事業として、介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人に対し介護職員初任者研修の費用助成を行っており、慢性的に不足傾向にある介護職員の人材確保と介護技術水準の維持・向上につなげています。

また、社会福祉協議会では、コロナ禍での中止もありましたが、高校生を対象に市内の介護施設を訪問し、身の回りのお世話などを体験する「WAI・WAIキャンプ」が行われており、介護職を目指すきっかけづくりとなっています。

介護人材の研修費用に対する助成対象について、市内で介護福祉施設事業を展開する全ての事業者に拡充することで、有資格者の養成を支援し、介護サービスの質の向上に努めます。

また、介護職の負担軽減を図るため介護ロボットの活用を推進するほか、介護業務のイメージ改善を図るため、ホームページ等において介護の魅力に関する啓発に努めます。

さらに、介護現場の業務負担の軽減のため、ICTの活用等による効果的な介護サービスの提供を進めます。

介護人材育成支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数(人)	17	17	17

第7章

介護保険事業の適正な運営

- 1 第9期計画期間（令和6年度から8年度）における第1号被保険者の介護保険料
- 2 低所得者対策
- 3 計画の進行管理



第7章 介護保険事業の適正な運営

1 第9期計画期間(令和6年度から8年度)における第1号被保険者の介護保険料

(1)保険料の算定

計画期間中、被保険者数や給付費の変動に伴い、保険料収納必要額も毎年度変動しますが、保険者の判断により、3年間一定の保険料の設定も可能なことから、本市は3年間一定の保険料とします。

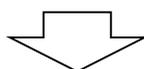
また、介護給付費準備基金の取崩しにより、保険料上昇を抑制し、被保険者の負担を軽減します。

保険料基準月額の算定手順

算定式等		算定の考え方
標準給付費見込額	令和6年度～8年度の3年間の介護(予防)サービス費	3年間の介護(予防)サービス費総額
	+ その他の保険給付費	高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、特定入所者介護サービス費等給付費および審査支払手数料
地域支援事業費	令和6年度～8年度の3年間の地域支援事業費	地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援・任意事業のそれぞれに定められた上限額の範囲内の3年間の事業費総額



算定式等		算定の考え方
保険料収納必要額	標準給付費見込額×28% + 地域支援事業費×23%	第1号被保険者の保険料で負担すべき標準的な割合:23% 調整交付金交付割合:5%
	- 調整交付金見込額	後期高齢者割合と所得段階別割合を全国平均と比較して算出される調整交付金見込交付割合に基づく交付額
	+ 財政安定化基金拠出金	[標準給付費見込額 + 地域支援事業費] × 0.00032%
	- 準備基金取崩額※ (あるいは、+財政安定化基金償還額)	前期事業運営期間までの介護給付費準備基金積立金の取崩額、あるいは、財政安定化基金より借り入れた金額の償還額
	- 保険者機能強化推進交付金	保険者や都道府県のさまざまな取組について評価できるような客観的な指標の達成状況に応じて支給される



算定式等		算定の考え方
保険料基準月額	保険料収納必要額(3年間) ÷ 予定保険料収納率 ÷ 3年間	1年間の賦課総額を算出
	÷ 所得段階別加入割合補正後の被保険者数	所得段階別加入割合被保険者数は、[各所得段階別被保険者数×各所得段階の保険料割合]の合計
	÷ 12 か月	平均月額

※算定にあたっては、厚生労働省の提供による『地域包括ケア「見える化」システム』等を活用。

(2)標準給付費等の見込み

保険料算定の基礎となる標準給付費の見込みについては、国の介護報酬改定を加味し、高齢者人口や要介護(要支援)認定者数、介護(予防)サービス量を基に推計します。

令和6年度から令和8年度の3年間に必要と見込まれる標準給付費等見込総額を5,696,108千円と推計しました。

《介護サービス費の見込額》

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期 合計
居宅サービス				
訪問介護	63,088	63,167	63,167	189,422
訪問入浴介護	4,502	4,508	4,508	13,518
訪問看護	35,131	35,723	35,723	106,577
訪問リハビリテーション	6,250	10,516	10,516	27,282
居宅療養管理指導	9,198	9,381	9,481	28,060
通所介護	73,203	73,203	74,034	220,440
通所リハビリテーション	28,499	29,177	29,177	86,853
短期入所生活介護	22,631	22,660	22,660	67,951
短期入所療養介護(老健)	5,414	5,420	5,420	16,254
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	30,190	30,726	31,052	91,968
特定福祉用具購入費	2,248	2,248	2,248	6,744
住宅改修費	3,042	3,042	3,042	9,126
特定施設入居者生活介護	189,441	191,926	194,471	575,838
居宅介護支援	62,412	63,075	63,458	188,945
小 計	535,249	544,772	548,957	1,628,978
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,796	9,808	9,808	29,412
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	74,990	77,654	77,654	230,298
認知症対応型通所介護	20,614	20,640	20,640	61,894
小規模多機能型居宅介護	40,445	43,646	45,991	130,082
認知症対応型共同生活介護	155,021	155,217	155,217	465,455
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	84,179	84,285	84,285	252,749
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
小 計	385,045	391,250	393,595	1,169,890

単位:千円

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	第9期 合計
施設サービス				
介護老人福祉施設	401,054	398,295	398,295	1,197,644
介護老人保健施設	255,373	255,696	255,696	766,765
介護医療院	16,253	16,273	16,273	48,799
小 計	672,680	670,264	670,264	2,013,208
合 計	1,592,974	1,606,286	1,612,816	4,812,076

《介護予防サービス費の見込額》

単位:千円

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	第9期 合計
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,451	2,454	2,454	7,359
介護予防訪問リハビリテーション	2,328	2,466	2,466	7,260
介護予防居宅療養管理指導	1,315	1,317	1,317	3,949
介護予防通所リハビリテーション	9,107	9,118	9,118	27,343
介護予防短期入所生活介護	3,571	3,575	3,575	10,721
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,198	5,256	5,256	15,710
特定介護予防福祉用具購入費	982	982	982	2,946
介護予防住宅改修	4,631	4,631	4,631	13,893
介護予防特定施設入居者生活介護	16,510	17,625	17,625	51,760
介護予防支援	6,549	6,612	6,612	19,773
小 計	52,642	54,036	54,036	160,714
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,122	5,050	5,972	15,144
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
小 計	4,122	5,050	5,972	15,144
合 計	56,764	59,086	60,008	175,858

「介護・介護予防サービス費見込総額」

単位:千円

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	第9期 合計
居宅サービス				
介護サービス	535,249	544,772	548,957	1,628,978
介護予防	52,642	54,036	54,036	160,714
地域密着型サービス				
介護サービス	385,045	391,250	393,595	1,169,890
介護予防	4,122	5,050	5,972	15,144
施設サービス	672,680	670,264	670,264	2,013,208
合計	1,649,738	1,665,372	1,672,824	4,987,934

「標準給付費等見込額」

単位:千円

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	第9期 合計
居宅サービス				
介護サービス	535,249	544,772	548,957	1,628,978
介護予防	52,642	54,036	54,036	160,714
地域密着型サービス				
介護サービス	385,045	391,250	393,595	1,169,890
介護予防	4,122	5,050	5,972	15,144
施設サービス	672,680	670,264	670,264	2,013,208
小計	1,649,738	1,665,372	1,672,824	4,987,934
その他の保険給付費				
高額介護サービス費等給付費	37,250	37,549	37,712	112,511
高額医療合算介護サービス費等給付費	5,976	6,015	6,041	18,032
特定入所者介護サービス費等給付費	64,013	64,514	64,794	193,321
審査支払手数料	1,275	1,284	1,289	3,848
小計	108,514	109,362	109,836	327,712
標準給付費見込額(合計)	1,758,252	1,774,734	1,782,660	5,315,646
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業	74,651	71,296	68,432	214,379
包括的支援・任意事業	54,541	55,231	56,311	166,083
小計	129,192	126,527	124,743	380,462
標準給付費見込額 +地域支援事業費(合計)	1,887,444	1,901,261	1,907,403	5,696,108

(3) 保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額をもとに第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額(月額)を算定し、基準額を5,000円(月額)とします。

第9期計画では、国の標準段階が第8期計画における9段階から13段階へ改正されることから、本市においても引き続き国の標準段階を採用し13段階とします。

保険料基準額

保 険 料	月 額	5,000 円
	年 額	60,000 円

※介護給付費準備基金の取崩し(3年間で60,000千円)の活用による引き下げ後の保険料基準額

段階	対象者	負担割合	年 額
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村住民税非課税の方	0.455↓ 公費軽減後(注3)	27,300 円↓ 公費軽減後 17,100 円
		0.285	
第2段階	世帯全員が市町村住民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注1)の合計が	0.685↓ 公費軽減後	41,100 円↓ 公費軽減後 29,100 円
第3段階		0.690↓ 公費軽減後	41,400 円↓ 公費軽減後 41,100 円
第4段階	世帯の中に市町村住民税課税者がいて、本人が市町村住民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注1)の合計が	0.900	54,000 円
第5段階		1.000	60,000 円
第6段階	本人が市町村住民税課税で、前年の合計所得金額(注2)が	1.200	72,000 円
第7段階		1.300	78,000 円
第8段階		1.500	90,000 円
第9段階		1.700	102,000 円
第10段階		1.900	114,000 円
第11段階		2.100	126,000 円
第12段階		2.300	138,000 円
第13段階	2.400	144,000 円	

(注1) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(注2) ここでいう「合計所得金額」は、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(注3) 公費軽減とは、低所得者の保険料軽減措置をいう。(国費 1/2 道費 1/4 市費 1/4)

(4) 保険料の将来推計

第9期の介護保険給付見込みなどから今後の保険料を中長期的に推計すると、第1号被保険者数の減少見込みに対し、年間給付費は19億円台で推移すると見込まれることから、保険料は上昇していくものと考えられます。

令和22(2040)年度における第1号被保険者数は5,135人、要介護認定者数は1,409人と推計しています。また、介護保険事業における年間給付費は増加し、年額約19億6千万円と見込まれ、保険料(基準月額)は、約7,200円に増加するものと見込まれます。

	第8期 (令和4年4月)	第9期		2030年度 (令和12年4月)	2040年度 (令和22年4月)
		(令和7年4月)	増減率		
総人口	16,011人	15,159人	▲5.3%	13,737人	10,938人
第1号被保険者数	6,368人	6,262人	▲1.7%	5,943人	5,135人
65～74歳	2,749人	2,410人	▲12.3%	2,086人	1,896人
75歳以上	3,619人	3,852人	6.4%	3,857人	3,239人
要介護認定者数	1,336人	1,382人	3.4%	1,427人	1,409人
第1号被保険者	1,319人	1,358人	3.0%	1,405人	1,394人
第2号被保険者	17人	24人	41.2%	22人	15人
年間給付費 (地域支援事業含む)	約17億8千万円	約19億円	6.7%	約19億5千万円	約19億6千万円
保険料(基準月額)	5,000円	5,000円	0.0%	約6,000円	約7,200円

2 低所得者対策

(1) 特定入所者介護(予防)サービス費

介護保険給付対象外となる介護保険施設などの居住費・食費が、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護(予防)サービス費として補足給付します。

利用者負担段階

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額(遺族年金や障害年金を含む。以下同じ。)が80万円以下の方
第3段階①	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階②	市民税非課税世帯で、合計所得金額+年金収入額が120万円超の方

利用者負担段階と補足給付額

単位：日額

利用者負担段階	食費			居住費							
	基準費用額	負担限度額	補足給付額	居室の種類	基準費用額		負担限度額		補足給付額		
					R6.7まで	R6.8から	R6.7まで	R6.8から	R6.7まで	R6.8から	
第1段階	1,445円	300円	1,145円	ユニット型個室	2,006円	2,066円	820円	880円	1,186円	1,186円	
				ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	490円	550円	1,178円	1,178円	
				従来型個室	特養等	1,171円	1,231円	320円	380円	851円	851円
					老健等	1,668円	1,728円	490円	550円	1,178円	1,178円
				多床室	特養等	855円	915円	0円	0円	855円	915円
					老健等	377円	437円	0円	0円	377円	437円
第2段階	1,445円	390円	1,055円	ユニット型個室	2,006円	2,066円	820円	880円	1,186円	1,186円	
				ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	490円	550円	1,178円	1,178円	
				従来型個室	特養等	1,171円	1,231円	420円	480円	751円	751円
					老健等	1,668円	1,728円	490円	550円	1,178円	1,178円
				多床室	特養等	855円	915円	370円	430円	485円	485円
					老健等	377円	437円	370円	430円	7円	7円
第3段階①	1,445円	650円	795円	ユニット型個室	2,006円	2,066円	1,310円	1,370円	696円	696円	
				ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	1,310円	1,370円	358円	358円	
				従来型個室	特養等	1,171円	1,231円	820円	880円	351円	351円
					老健等	1,668円	1,728円	1,310円	1,370円	358円	358円
				多床室	特養等	855円	915円	370円	430円	485円	485円
					老健等	377円	437円	370円	430円	7円	7円
第3段階②	1,445円	1,360円	85円	ユニット型個室	2,006円	2,066円	1,310円	1,370円	696円	696円	
				ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	1,310円	1,370円	358円	358円	
				従来型個室	特養等	1,171円	1,231円	820円	880円	351円	351円
					老健等	1,668円	1,728円	1,310円	1,370円	358円	358円
				多床室	特養等	855円	915円	370円	430円	485円	485円
					老健等	377円	437円	370円	430円	7円	7円

○上記の表中、「特養等」は特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)・短期入所生活介護、「老健等」は介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護。

※令和7年8月から、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」・介護医療院の「Ⅱ型」の多床室について、月額 8,000 円相当の室料の自己負担が導入される予定。なお、導入の際は、低所得者対策として、利用者負担が増加しないよう給付が行われる予定。

補足給付の要件として、世帯分離している配偶者の所得が勘案されるとともに、預貯金などの資産についても勘案されています。

預貯金などの資産要件については、単身者で第1段階では1千万円以下、第2段階では650万円以下、第3段階①では550万円以下、第3段階②では500万円以下となり、配偶者がいる場合は現行と同じく1千万円が加算されます。

また、遺族年金や障害年金といった非課税年金の収入も年金収入に含めて判定されています。

(2)高額介護(予防)サービス費

1か月に受けた介護(予防)サービスの利用料負担の合計が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護(予防)サービス費として支給します。

利用者負担の上限額

単位:月額

対 象 者	上 限 額
・生活保護受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない方(境界層該当者)	15,000 円(世帯) 15,000 円(個人)
世帯全員が市民税非課税	24,600 円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円(個人)
一般世帯	44,400 円(世帯)
※年収約 383 万円～約 770 万円未満の方	44,400 円(世帯)
※年収約 770 万円～約 1,160 万円未満の方	93,000 円(世帯)
※年収約 1,160 万円以上の方	140,100 円(世帯)

(3)高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険および介護保険における1年間の自己負担の合計額が高額となる場合に、負担を軽減するために限度額を設け、その限度額を超える金額を高額医療合算介護(予防)サービス費として支給します。

(4)社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などの利用者負担減額を行います。

利用者負担額軽減(単身世帯の場合)

対 象 者	市民税非課税世帯で下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が 150 万円以下 ・預貯金などの額が 350 万円以下 ・自宅以外に土地・家屋などを所有していないこと ・負担能力のある親族などに扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

(5) 市民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階(市民税課税世帯)の方は、「特定入所者介護(予防)サービス費」の補足給付の対象とはなりません。

ただし、高齢者夫婦世帯などで、一方が介護保険施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者が生計困難に陥らないよう、世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

(6) 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担限度額、高額介護(予防)サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方(境界層該当者)については、その低い基準を適用します。

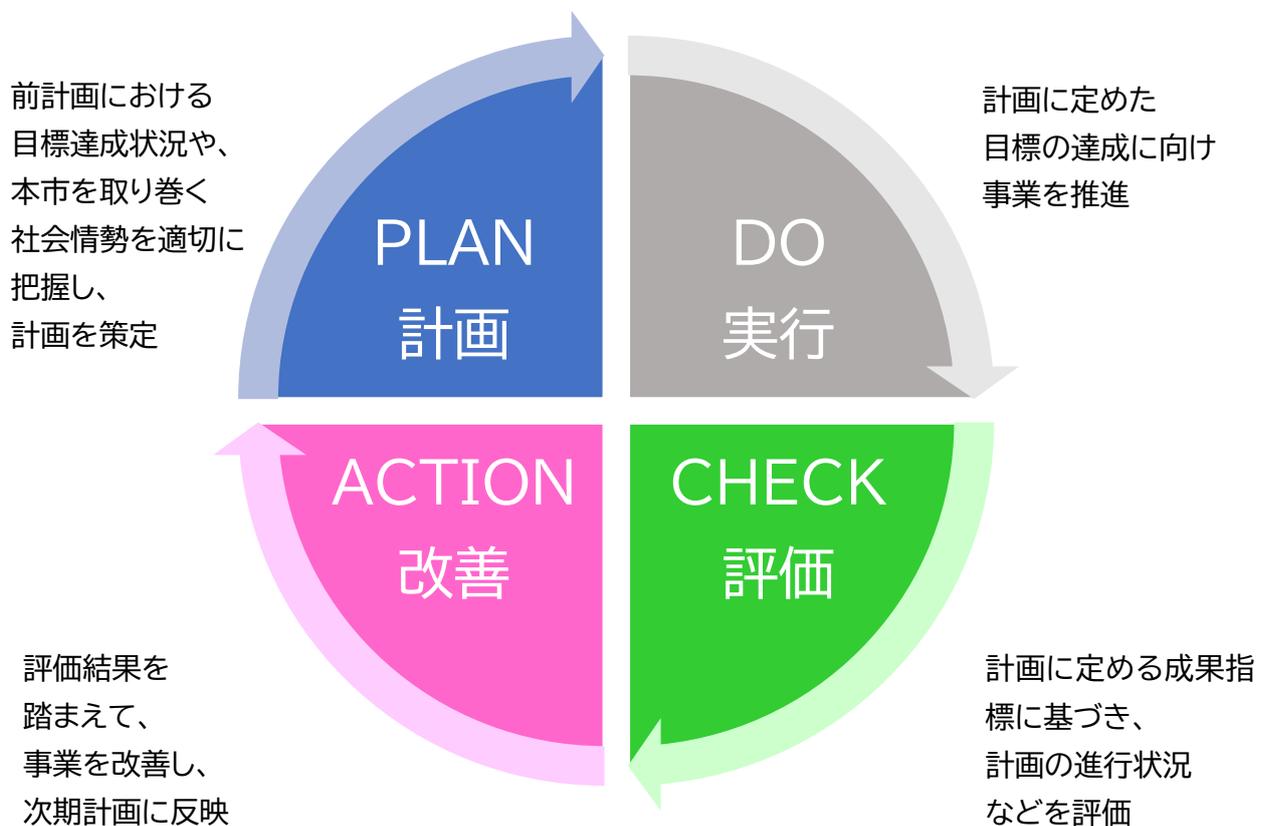
3 計画の進行管理

本計画で掲げた目標については、その進捗状況を点検、調査および評価等を行い、PDCAサイクルによる改善を図っていくことで、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。

「PDCA サイクル」とは、「計画(PLAN)」、「実行(DO)」、「評価(CHECK)」、「改善(ACTION)」それぞれの頭文字を取ったもので、業務を進めるうえでの進行管理を効率化し、質を向上するためのしくみです。

目標の達成状況については、計画の最終年度である令和8年度に市のホームページ等において公表します。

PDCAサイクル 概念図



資料編



- 1 設置要綱・委員名簿
- 2 策定経過
- 3 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
- 4 在宅介護実態調査
- 5 事業一覧
- 6 用語解説



資料編

1 設置要綱・委員名簿

(1)砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が安心して生活できる総合的な保健・医療・福祉に関する計画を策定し、その円滑な運営に資するため、砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) その他前2号の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 推進協議会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、必要の都度会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、砂川市保健福祉部介護福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則(平成11年5月31日訓令第15号)

この訓令は、平成11年5月18日から施行する。

附 則(平成12年4月28日訓令第23号)

この要綱は、平成14年2月24日から施行する。

附 則(平成23年12月16日訓令第22号)

この訓令は、平成23年12月16日から施行する。

附 則(平成26年5月1日訓令第32号)

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第35号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(2)砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が安心して生活できる総合的な保健・医療・福祉に関する計画を策定し、その円滑な運営に資するため、砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) その他前2号の目的を達成するために必要と認める事項

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、本市の執行機関及び関係行政機関の職員をもって充てる。

2 委員の任期は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長がその任にあたり、会務を総理する。

3 副委員長は教育長がその任にあたり、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 推進委員会に次に定める専門部会を置き、委員長又は推進委員会の命を受けて第2条に規定する事項の細部事項を協議検討する。

(1) 高齢者保健福祉計画策定専門部会

(2) 介護保険事業計画策定専門部会

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。

3 部会長は、専門部会を主宰し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(組織)

第6条 推進委員会、専門部会及び事務局の組織は別表のとおりとする。

(会議)

第7条 推進委員会は委員長が、専門部会については部会長が招集し、会議を運営する。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局を介護福祉課に置き、事務局長及び事務局次長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は保健福祉部長が、事務局次長は介護福祉課長の職にある者がその任にあたる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 砂川市老人保健福祉計画策定推進委員会設置要綱(平成4年訓令第12号)は、廃止する。

附 則(平成14年6月28日訓令第20号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成17年6月21日訓令第25号)

この訓令は、平成17年5月31日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月25日訓令第19号)

この訓令は、平成23年10月25日から施行する。

附 則(平成23年12月16日訓令第23号)

この訓令は、平成23年12月16日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第17号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第18号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月23日訓令第49号)

この訓令は、平成26年10月23日から施行する。

附 則(平成29年9月14日訓令第36号)

この訓令は、平成29年9月14日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第34号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月14日訓令第51号)

この訓令は、令和2年9月14日から施行する。

附 則(令和2年10月29日訓令第55号)

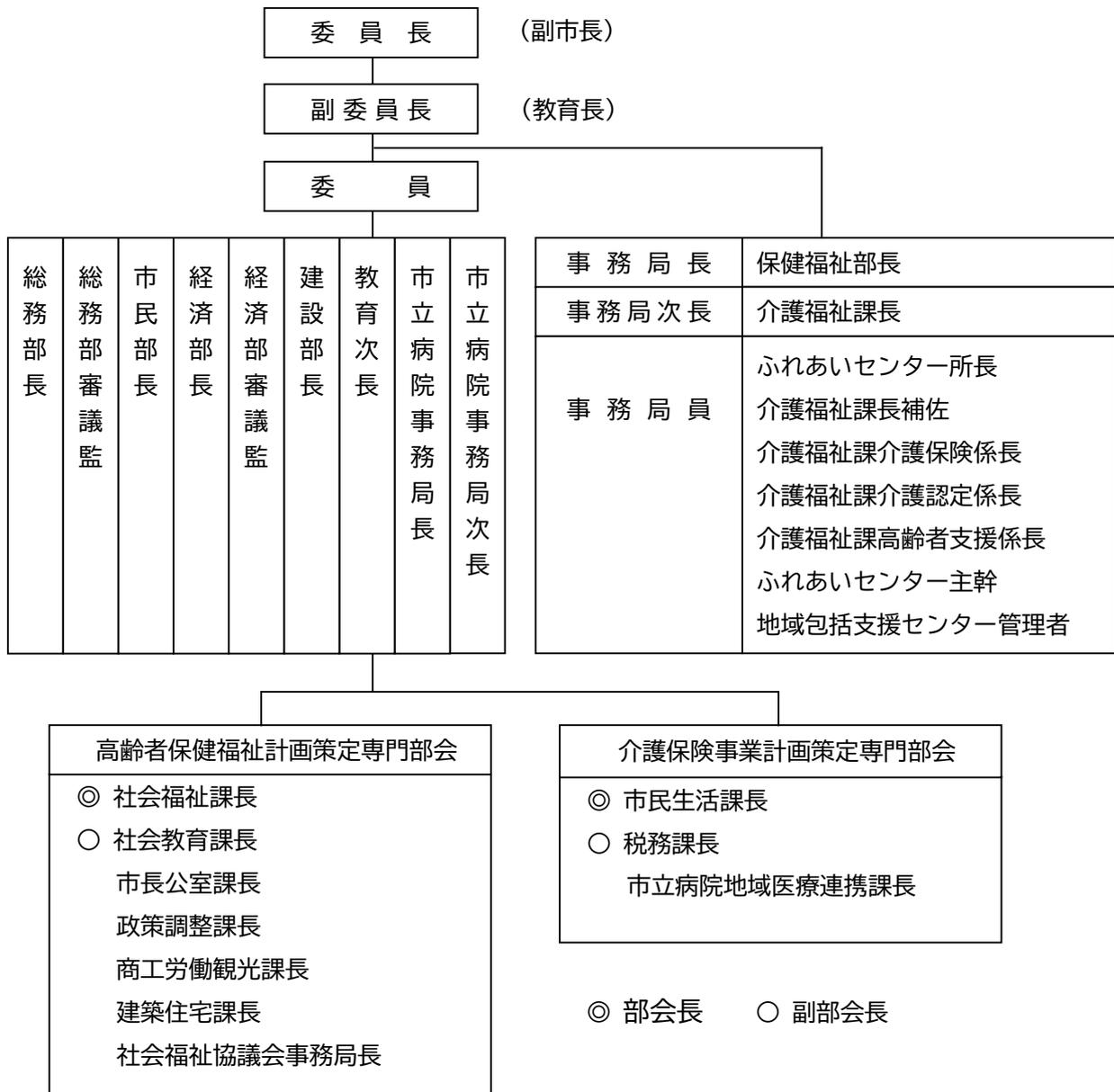
この訓令は、令和2年10月29日から施行する。

附 則(令和5年9月14日訓令第39号)

この訓令は、令和5年9月14日から施行する。

別表(第6条関係)

砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会組織図



(3)砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会委員名簿

組 織		団 体 等	氏 名
関 係 機 関 団 体	保 健 医 療 関 係 者 (4名)	砂川市立病院 院長	日 下 大 隆
		空知医師会砂川部会 部会長	明 円 亮
		砂川歯科医会 会長	幡 茂 樹
		北海道薬剤師会北空知支部 砂川部会長	福 地 隆 康
	福 祉 関 係 者 (4名)	砂川市社会福祉協議会 会長	岡 本 昌 昭
		砂川市民生児童委員協議会 副会長	平 田 聡 之
		砂川市町内会連合会 会長	高 村 雄 渾
		砂川市老人クラブ連合会 会長	鈴 木 日 出 男
一 般 公 募	介 護 保 険 被 保 険 者 (2名)	第1号被保険者	茅 野 和 恵
		第2号被保険者	熊 谷 仁 美

10名(男8名・女2名)

2 策定経過

(1) 砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会の開催

開催日	主な会議内容
令和5年7月11日	介護保険事業の運営状況、地域支援事業の実施計画、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」づくり、第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
令和5年8月30日	介護保険制度改正の概要、計画策定のためのアンケート調査の結果、計画の方向性について
令和5年11月2日	計画構成(案)、計画策定推進委員会およびワーキンググループ、介護保険料について
令和6年1月18日	計画(案)、パブリックコメントの実施について
令和6年2月26日	計画(案)、パブリックコメント結果について

(2) 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会の開催

開催日	主な会議内容
令和5年10月6日	介護保険制度改正の概要、計画作成指針(検討案)、策定体制について
令和5年12月26日	計画(案)について

(3) 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会専門部会の開催

開催日	主な会議内容
令和5年11月29日	計画(案)について
令和5年12月21日	計画(案)について

(4) 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループの開催

開催日	主な会議内容
令和5年10月6日	介護保険制度改正の概要、計画作成指針(検討案)、策定体制について

3 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」 報告書

令和6年3月
砂川市

第1章【調査の実施概要】

1. 調査の目的

本調査は、砂川市において令和6年度～令和8年度を期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の生活実態、課題を的確に把握・分析することで、次期計画においてニーズに沿った施策の推進並びに介護サービスの導入を図ることを目的として実施しました。

2. 調査の対象・調査方法

対象は、「住民基本台帳」から65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない在宅生活者を無作為に抽出。調査票の送付・回収は郵送による。

3. 調査期間・回収率

調査期間	配布数	回収数	回収率
令和5年4月25日～5月29日	1,500件	986件	65.7%

4. 留意事項

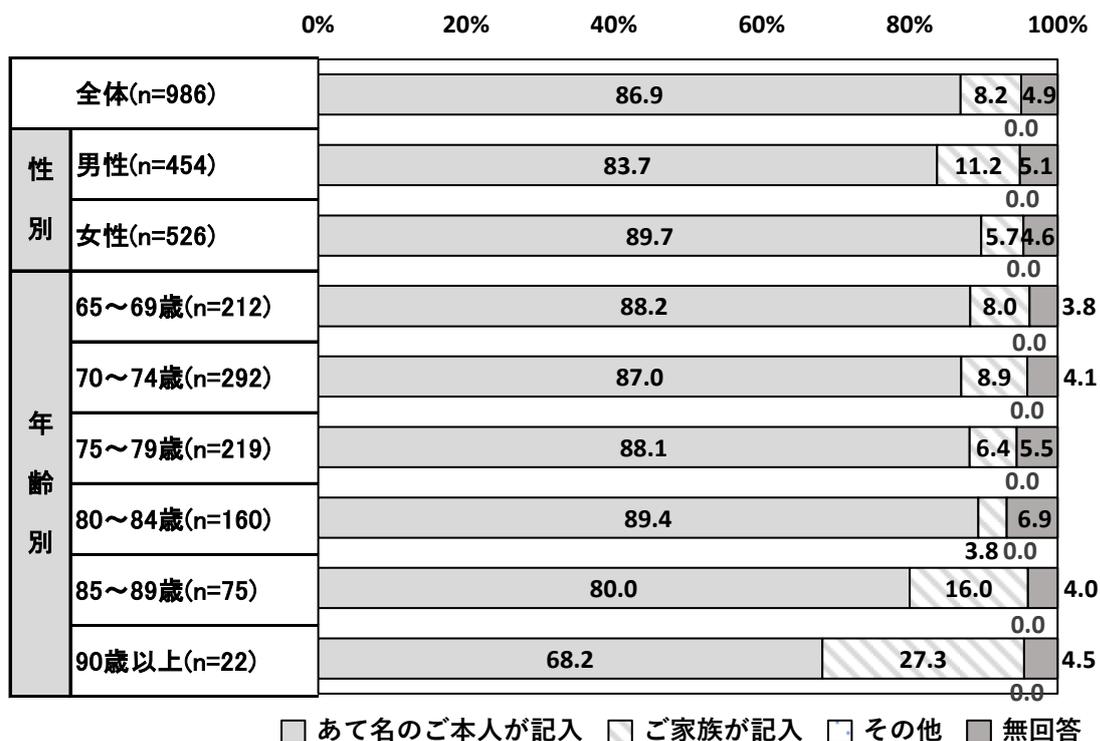
- (1) 調査数（ n =number of cases）は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示します。
- (2) 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しており、単一回答形式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると100.0%を超えます。
- (3) 調査数（ n ）が少数の場合、統計上の回答構成比の信頼性が低いため、文章中の分析を省略している場合があります。
- (4) 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。
- (5) クロス集計結果のグラフや表においては、無回答の分析軸を掲載していないことから、分析軸の調査数（ n ）を合計しても全体の調査数（ n ）にならない場合があります。

第2章 調査結果

基本属性について

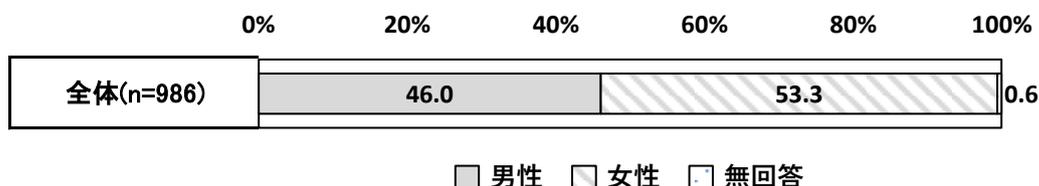
(1) 調査票の記入者

記入者については、「あて名のご本人が記入」が86.9%を占めています。



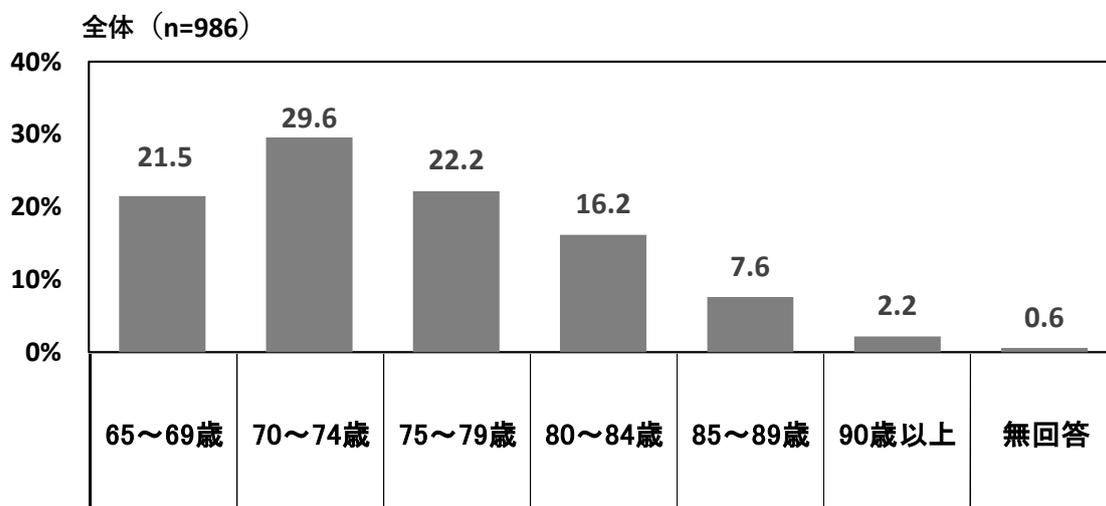
(2) ご本人の性別

性別については、男性が46.0%となっており、女性が53.3%となっています。



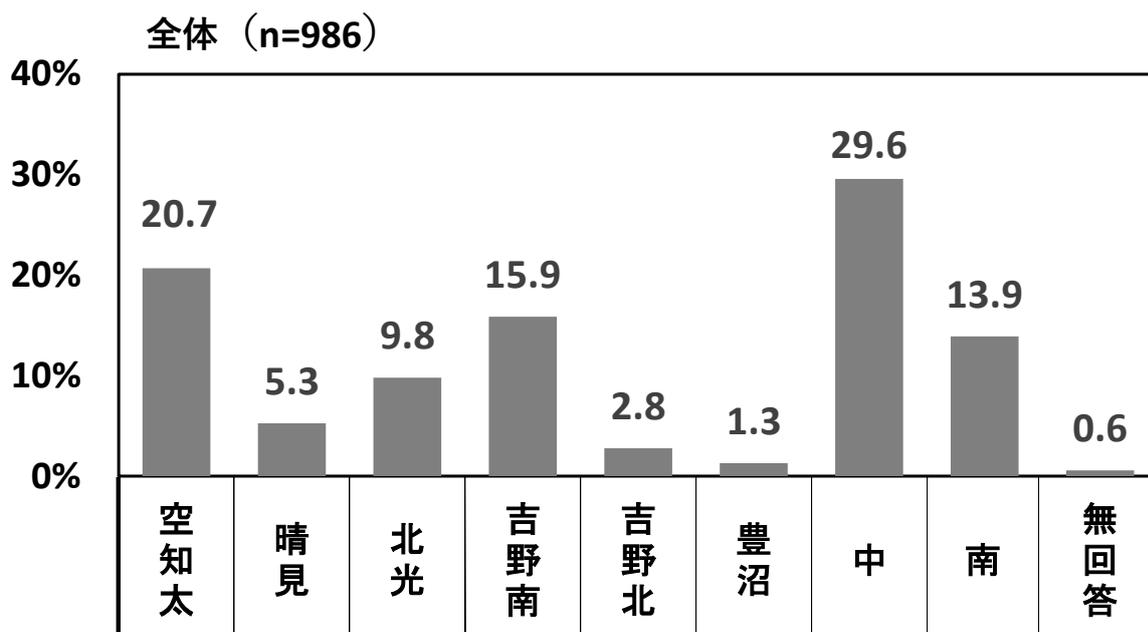
(3) ご本人の年齢

年齢については、「70～74歳」が29.6%と最も高く、次いで「75～79歳」の22.2%、「65～69歳」の21.5%となっています。



(4) お住まいの地区

お住まいの地区については、「中」が29.6%と最も高く、次いで「空知太」の20.7%、「南」の13.9%となっています。



問1 あなたのご家族や生活状況について

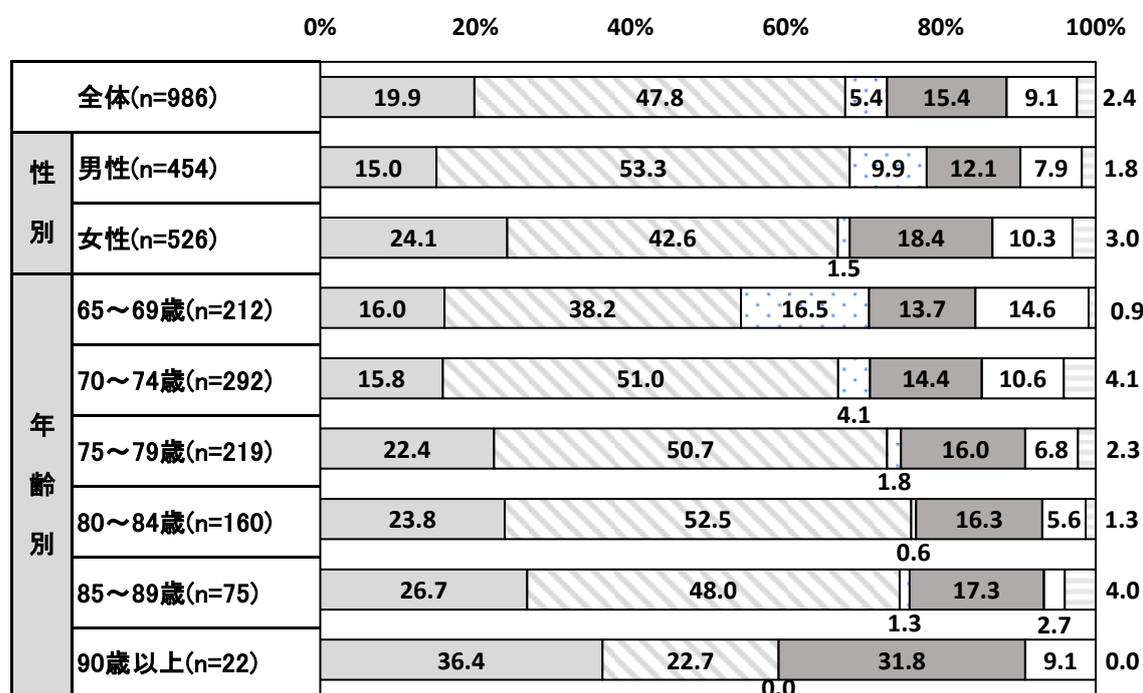
1-1 家族構成

(1) 家族構成をお教えてください

家族構成については、全体では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が47.8%、「1人暮らし」が19.9%、「息子・娘との2世帯」が15.4%となっています。

性別でみると、女性の「1人暮らし」が24.1%と、男性の15.0%を9.1ポイント上回っています。

年齢別でみると90歳以上の「1人暮らし」が36.4%と、全体に比べて高くなっています。



- 1人暮らし
- 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- 息子・娘との2世帯
- その他
- 無回答

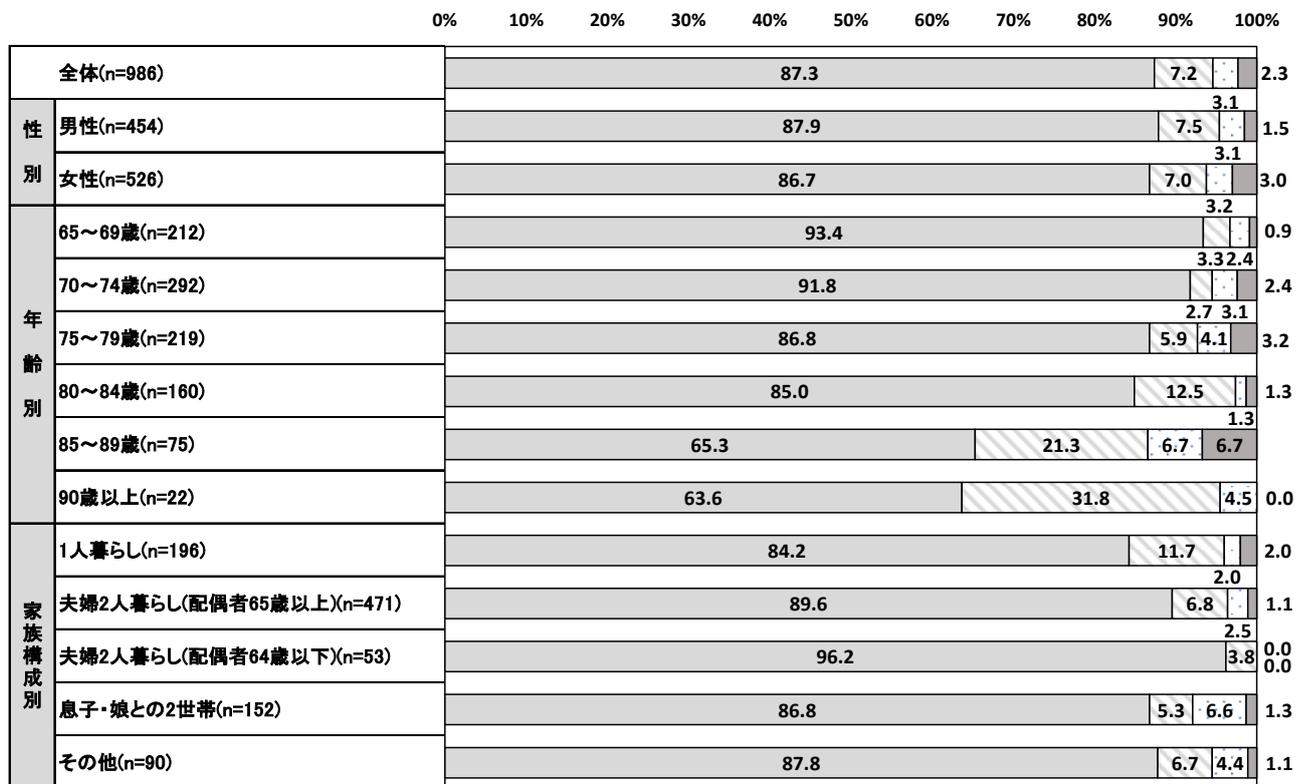
1-2 普段の生活での介護・介助

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

普段の生活での介護・介助については、「介護・介助は必要ない」が87.3%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.2%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」が3.1%となっています。

年齢別にみると、「介護・介助は必要ない」の割合が84歳までは8割を超えているのに対して、85歳以上になると6割台まで低くなっています。

家族構成別にみると、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）の「介護・介助は必要ない」が9割強になっており、他の家族構成の世帯が8割台であるのに比べ高くなっています。



- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護・介助を受けている
- 無回答

1-2-1 主な介護・介助者

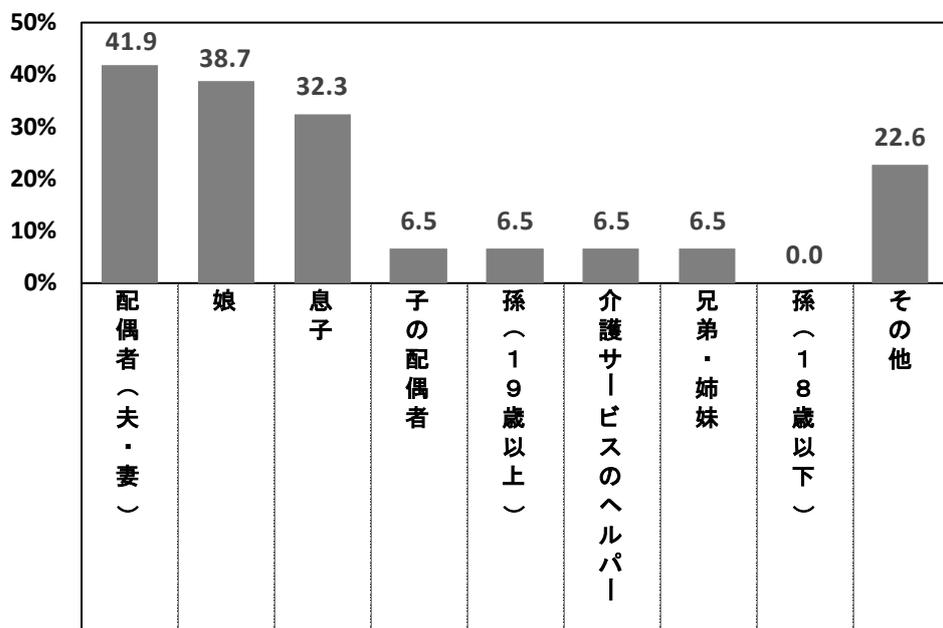
(2) -②主にどなたの介護、介助を受けていますか（いくつでも）

※回答条件：「現在、何らかの介護を受けている」と回答した人

介護・介助者については、「配偶者（夫・妻）」が41.9%となっており、次いで「娘」が38.7%、「息子」が32.3%となっています。

性別でみると男性の「配偶者」が64.3%と、女性の23.5%に比べて大幅に高くなっています。

年齢別にみると、70～74歳と75～79歳で、「娘」が同率で44.4%と全体に比べて高くなっています。



		配偶者（夫・妻）	娘	息子	子の配偶者	孫（19歳以上）	介護サービスのヘルパー	兄弟・姉妹	孫（18歳以下）	その他
全体(n=31)		41.9	38.7	32.3	6.5	6.5	6.5	6.5	0.0	22.6
性別	男性(n=14)	64.3	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	21.4
	女性(n=17)	23.5	58.8	47.1	11.8	11.8	0.0	11.8	0.0	23.5
年齢別	65～69歳(n=5)	0.0	40.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
	70～74歳(n=9)	55.6	44.4	33.3	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1
	75～79歳(n=9)	33.3	44.4	22.2	11.1	11.1	11.1	0.0	0.0	22.2
	80～84歳(n=2)	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	85～89歳(n=5)	80.0	40.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	90歳以上(n=1)	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

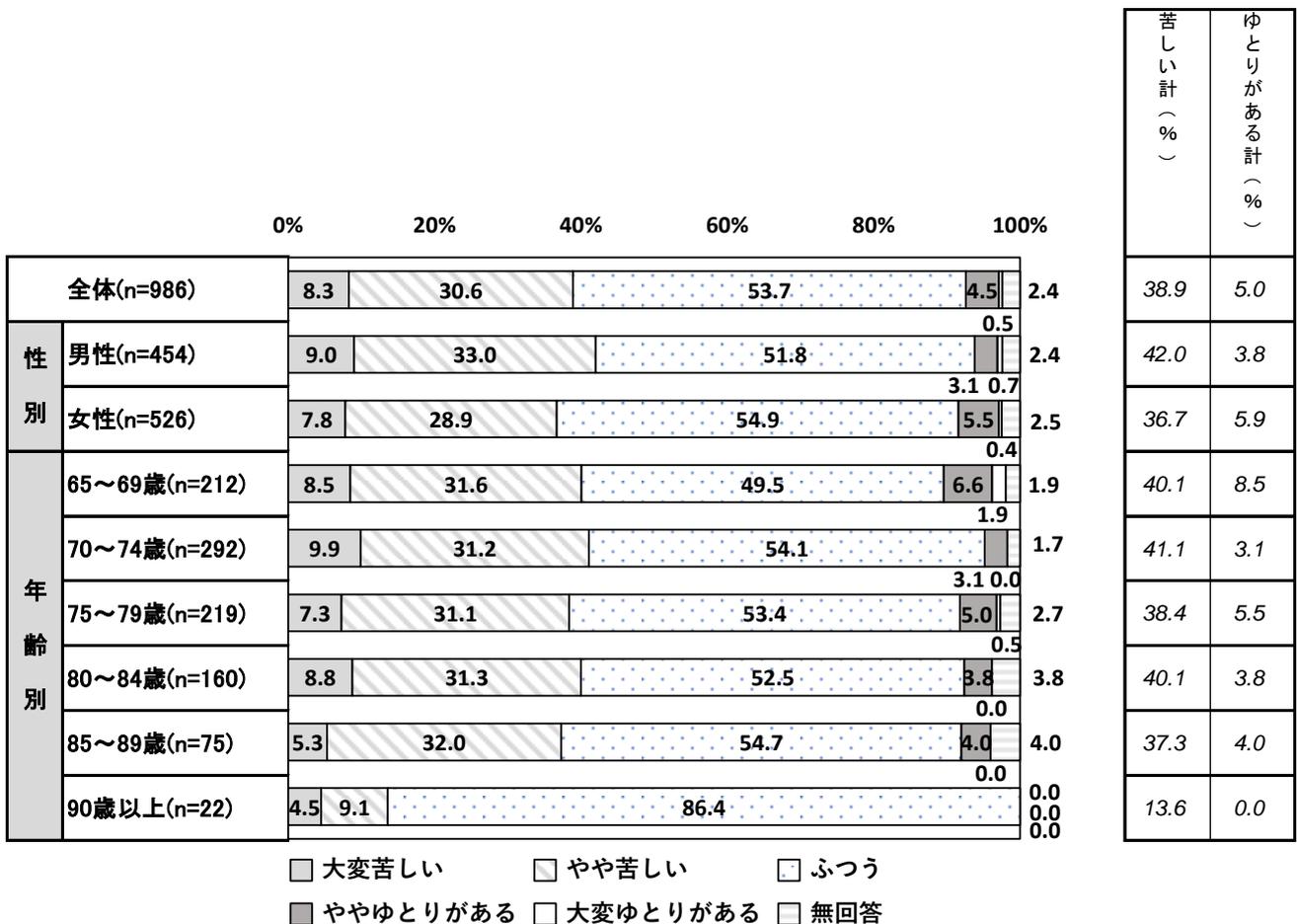
1-3 現在の経済状況

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

経済的な暮らしの状況については、「ふつう」が53.7%、「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせた「苦しい(計)」が38.9%、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」を合わせた「ゆとりがある(計)」が5.0%となっています。

性別でみると、男性の「ゆとりがある(計)」が3.8%であるのに対して、女性は5.9%となっています。

年齢別にみると、90歳以上を除くすべての年齢層において「苦しい(計)」が4割前後となっています。



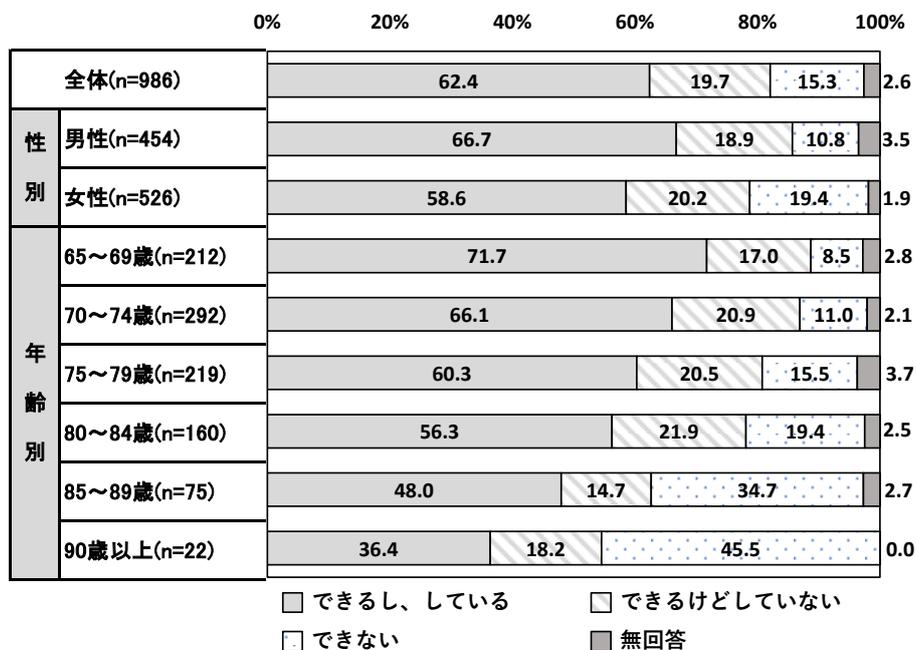
問2 からだを動かすことについて

2-1 階段の手すりや壁の利用

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかについては、「できるし、している」が62.4%、「できるけどしていない」が19.7%、「できない」が15.3%となっています。

性別でみると、女性の「できるし、している」が58.6%と全体に比べて低くなっています。

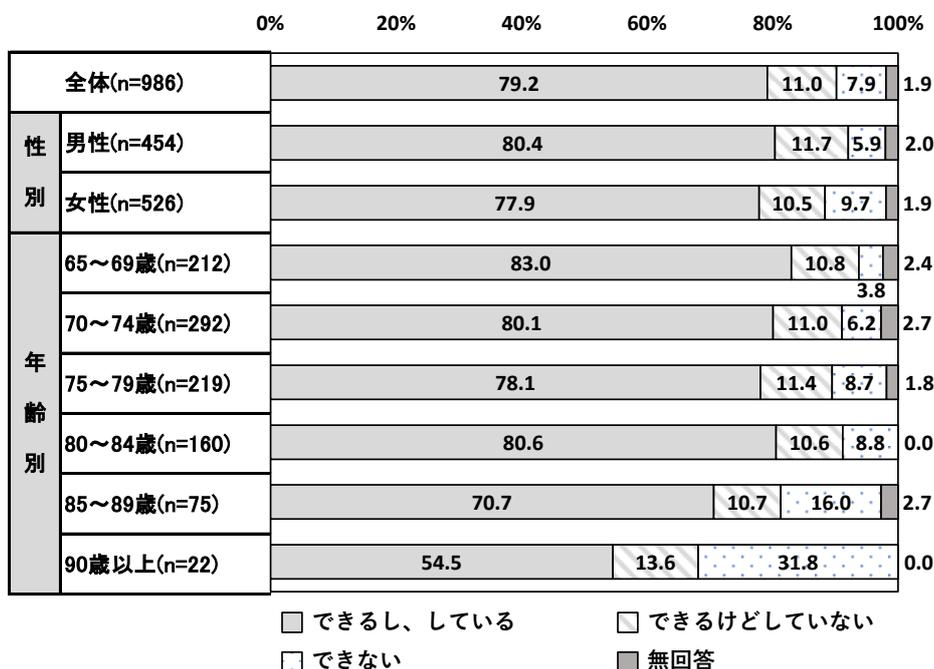


2-2 椅子からの立ち上がり

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかについては、「できるし、している」が79.2%、「できるけどしていない」が11.0%、「できない」が7.9%となっています。

年齢別にみると、90歳以上では「できない」が3割を超えています。

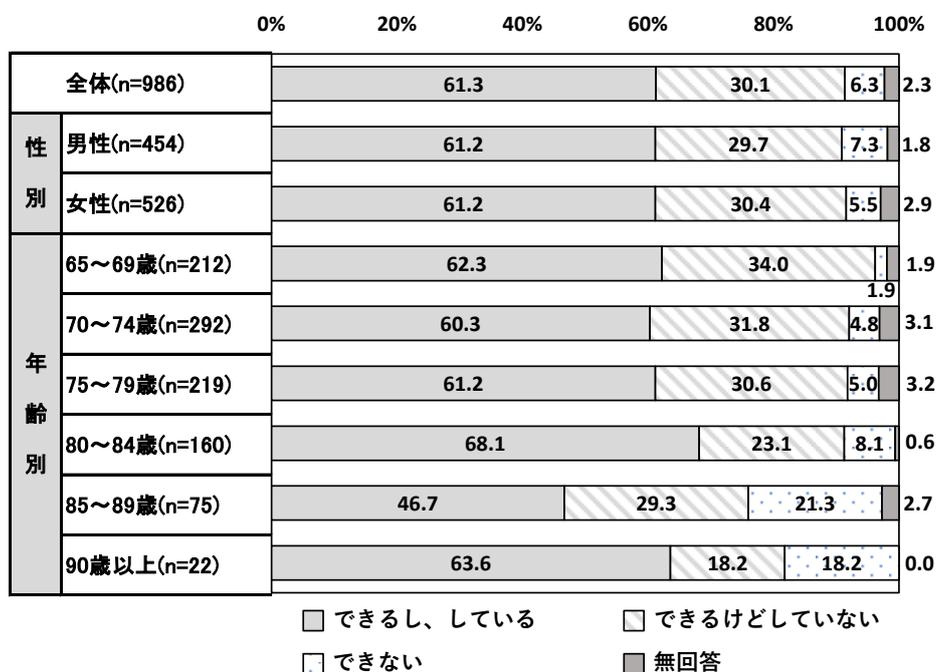


2-3 15分以上の継続歩行

(3) 15分位続けて歩いていますか

15分以上の連続の歩行については、「できるし、している」が61.3%、「できるけどしていない」が30.1%、「できない」が6.3%となっています。

年齢別にみると、85～89歳の「できるし、している」が46.7%と全体に比べて低くなっています。

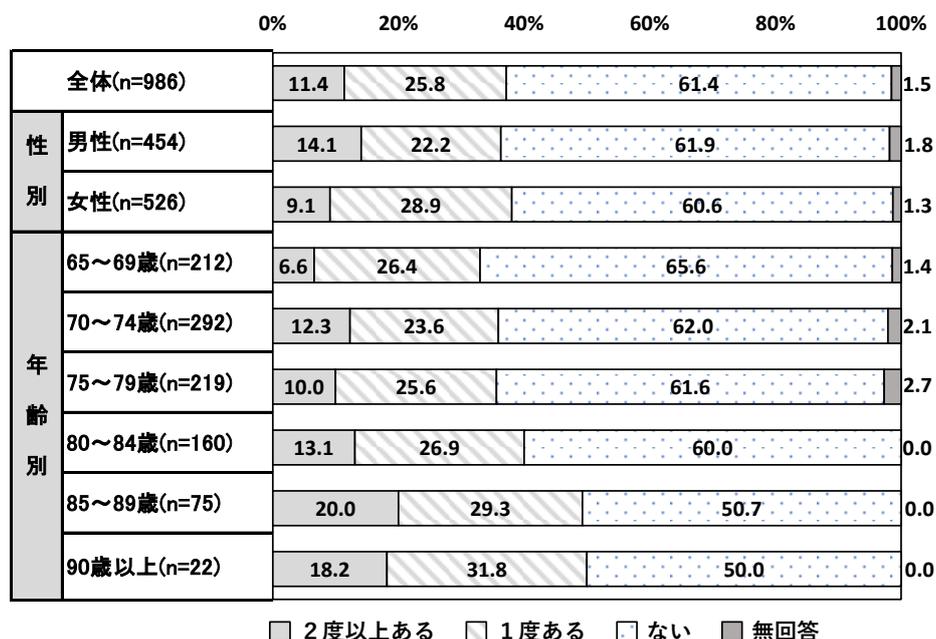


2-4 過去1年間の転倒有無

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか

過去1年間の転倒については、「2度以上ある」が11.4%、「1度ある」が25.8%、「ない」が61.4%となっています。

性別でみると、男性の「2度以上ある」が14.1%と、女性の9.1%に比べ5ポイント高くなっています。



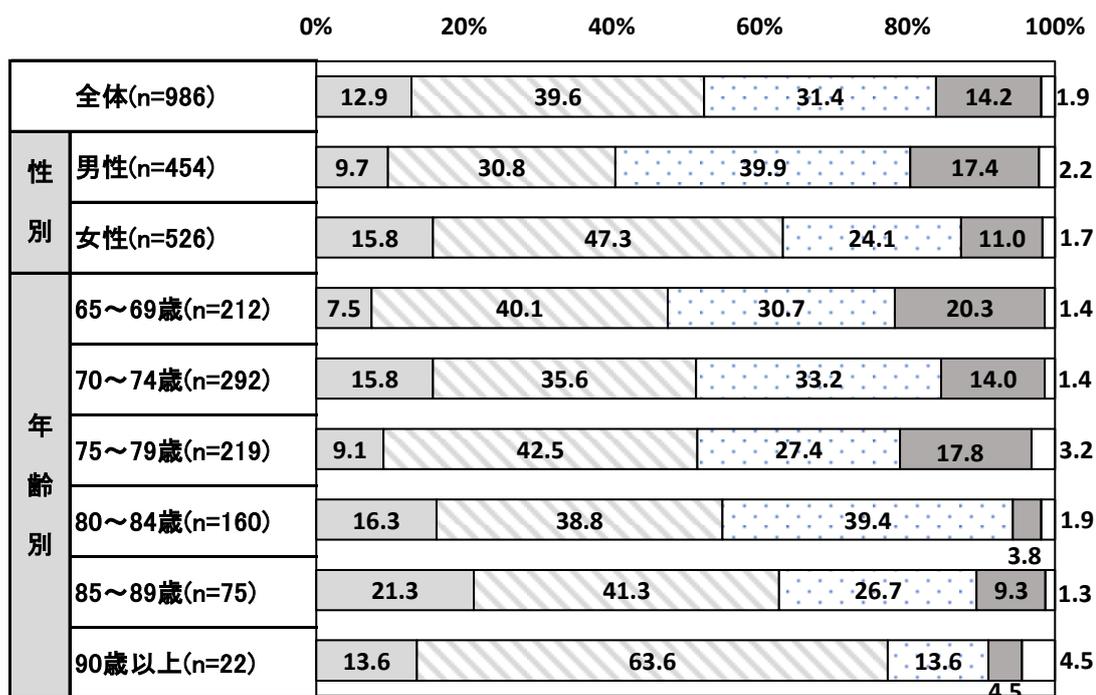
2-5 転倒に対する不安

(5) 転倒に対する不安は大きいですか

転倒に対する不安については、「とても不安である」が12.9%、「やや不安である」が39.6%となっており、合わせると過半数の52.5%の人が転倒に対する不安を抱えています。

性別で見ると、女性の「やや不安である」が47.3%と全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、90歳以上の「やや不安である」が63.6%と、他の年齢層に比べて20ポイント以上高くなっています。



とても不安である やや不安である あまり不安でない

不安でない 無回答

2-6 週1回以上の外出

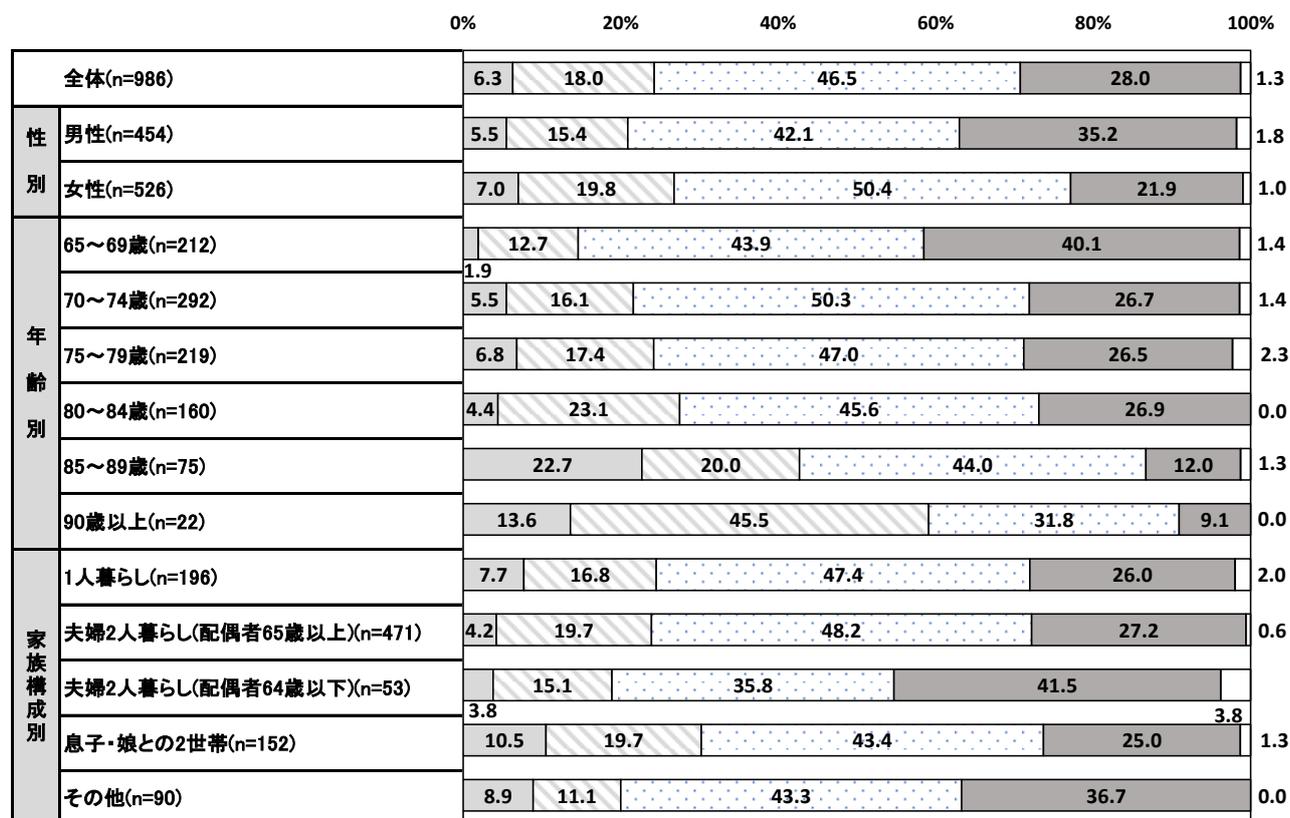
(6) 週に1回以上は外出していますか

週1回以上の外出については、「週2～4回」が46.5%と最も高く、次いで「週5回以上」が28.0%、「週1回」が18.0%となっています。

性別でみると、女性の「週2～4回」が50.4%と全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、85～89歳の「ほとんど外出しない」が22.7%と他の年齢層に比べて高い割合となっています。

家族構成別にみると、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）の「週5回以上」が41.5%と他の家族構成の世帯に比べて高くなっています。



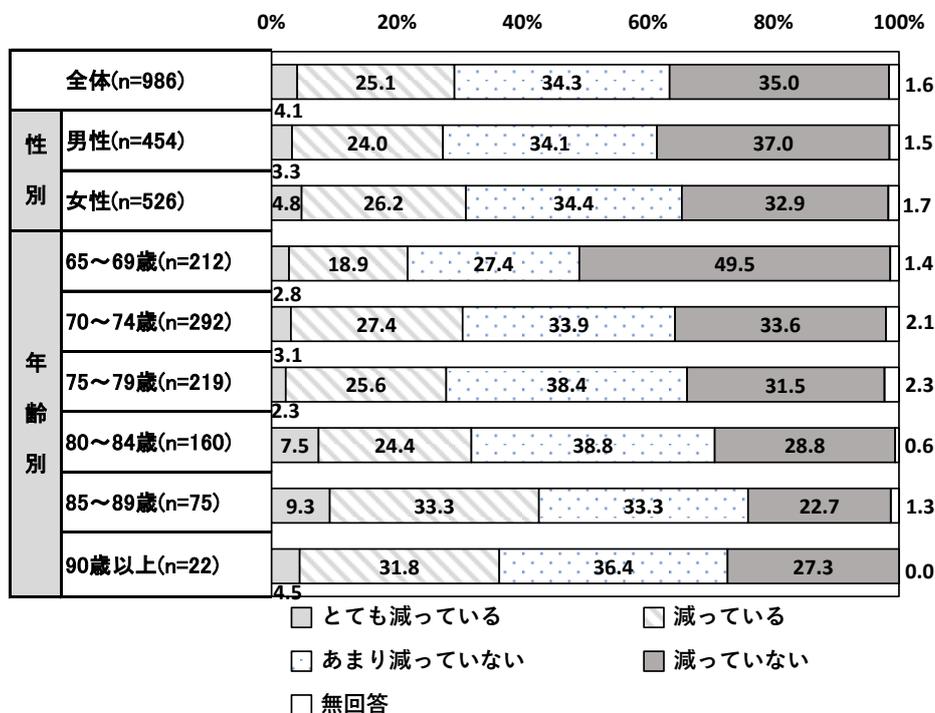
ほとんど外出しない
 週1回
 週2～4回
 週5回以上
 無回答

2-7 昨年と比べて外出頻度

(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

昨年と比べての外出頻度は、「減っていない」が35.0%と最も高く、次いで「あまり減っていない」が34.3%、「減っている」が25.1%となっています。

年齢別にみると、85～89歳の「とても減っている」が9.3%と全体に比べて高くなっています。



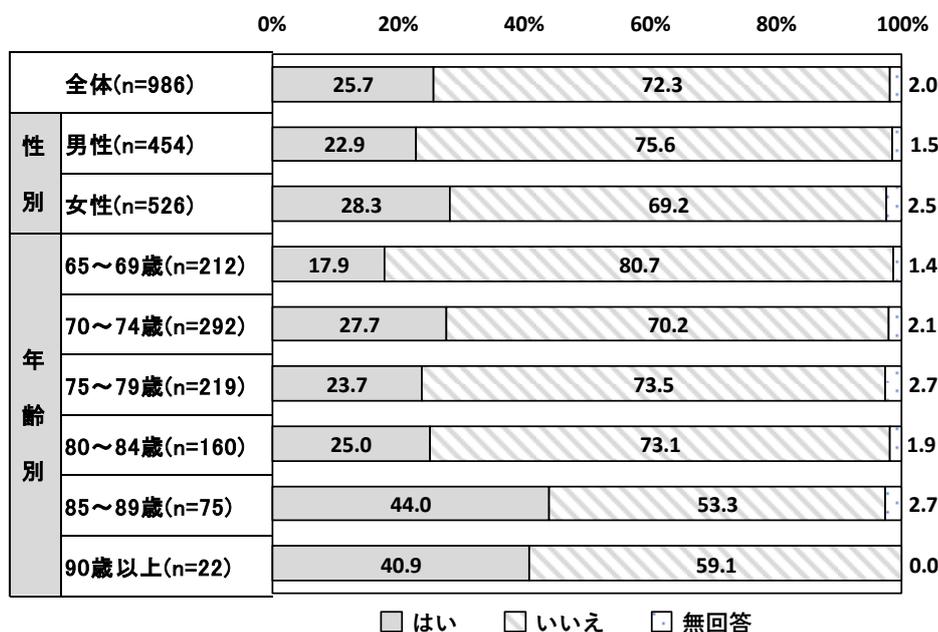
2-8 外出を控えているか

(8) 外出を控えていますか

外出を控えているかについては、「はい」が25.7%、「いいえ」が72.3%となっています。

性別でみると、女性の「はい」が28.3%と全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、85歳以上になると「はい」が4割を超えています。



2-8-1 外出を控えている理由

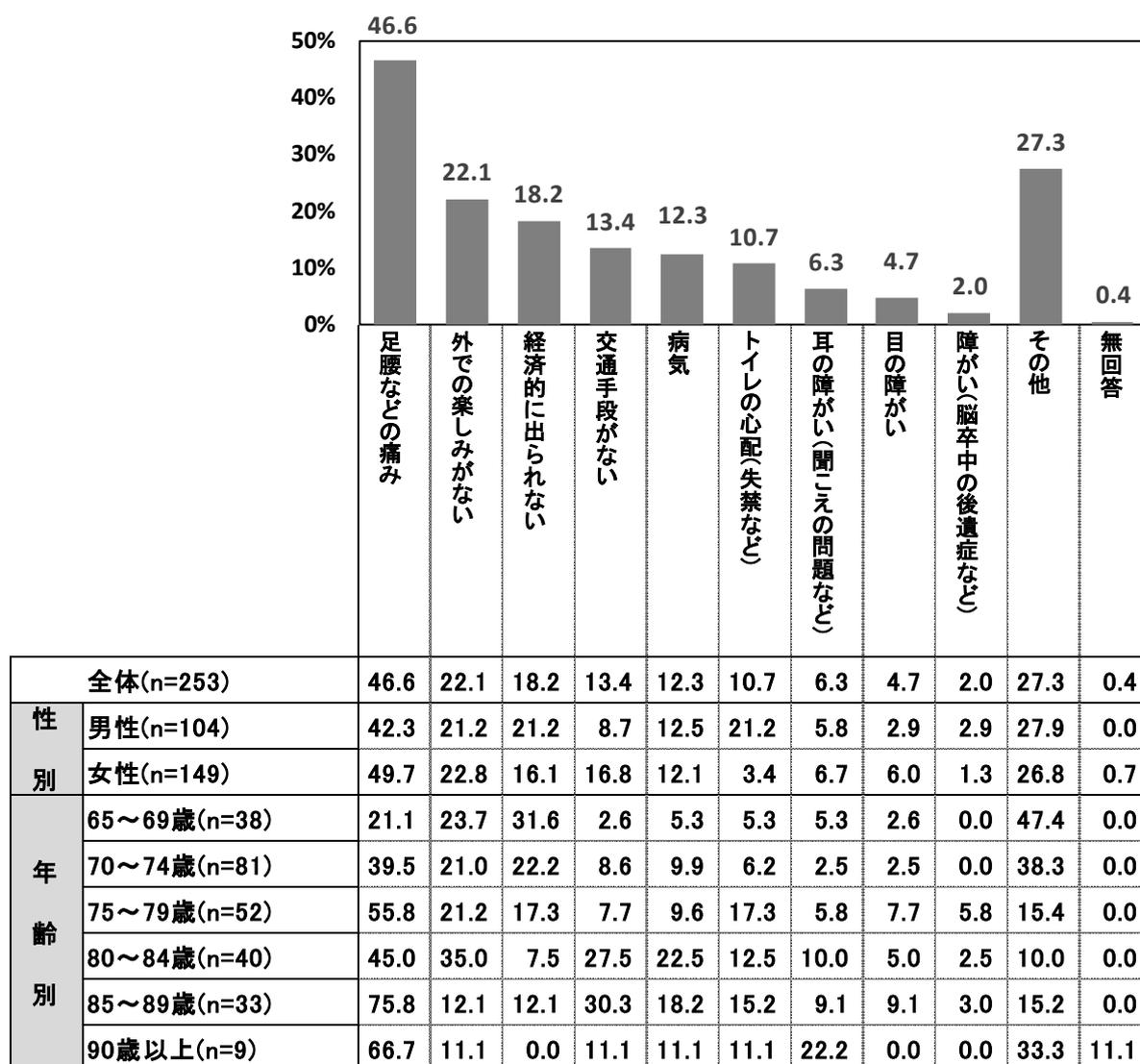
(8) -① 外出を控えている理由は、次のどれですか（いくつでも）

※回答条件：「はい」と回答した人

外出を控えている理由としては、「足腰などの痛み」が46.6%と最も高くなっており、次いで「外での楽しみがない」が22.1%、「経済的に出られない」18.2%となっています。

性別でみると、男性の「交通手段がない」が8.7%であるのに対して、女性が16.8%となっています。

年齢別でみると、85～89歳の「足腰などの痛み」が75.8%と全体に比べて高くなっています。



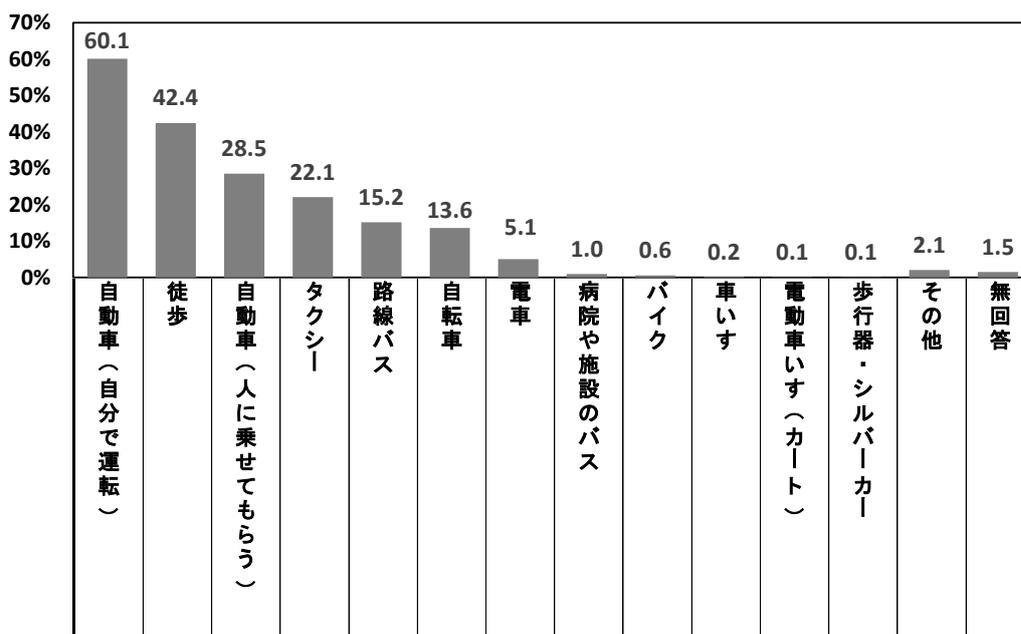
2-9 外出時の移動手段

(9) 外出する際の移動手段は何ですか（いくつでも）

外出時の移動手段については、「自動車（自分で運転）」が60.1%と最も高く、次いで「徒歩」が42.4%、「自動車（人に乗せてもらう）」が28.5%となっています。

性別で見ると、男性の「自動車（自分で運転）」が78.6%と全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、80～84歳と90歳以上で「徒歩」の割合が5割を超えています。



全体(n=986)		60.1	42.4	28.5	22.1	15.2	13.6	5.1	1.0	0.6	0.2	0.1	0.1	2.1	1.5
性別	男性(n=454)	78.6	37.4	10.8	17.2	9.0	13.4	4.2	0.4	1.3	0.4	0.2	0.2	1.1	1.1
	女性(n=526)	44.1	46.8	44.1	26.4	20.3	13.3	5.7	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	1.9
年齢別	65～69歳(n=212)	77.4	37.7	23.1	12.3	9.9	12.7	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	1.4
	70～74歳(n=292)	69.2	42.1	26.4	15.4	13.0	11.3	6.2	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	2.1	1.0
	75～79歳(n=219)	58.0	42.0	30.6	24.7	14.6	13.7	4.1	0.5	1.4	0.5	0.0	0.0	1.4	0.9
	80～84歳(n=160)	46.9	50.6	27.5	36.3	23.8	18.1	5.0	2.5	0.6	0.0	0.0	0.0	3.1	2.5
	85～89歳(n=75)	25.3	36.0	44.0	33.3	20.0	14.7	1.3	4.0	0.0	1.3	1.3	1.3	2.7	4.0
	90歳以上(n=22)	9.1	59.1	50.0	40.9	18.2	4.5	4.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	0.0

問3 食べることについて

3-1 身長・体重・BMI

①身長・体重

記入いただいた身長と体重から、それぞれの平均値を算出した結果が次の通りです。

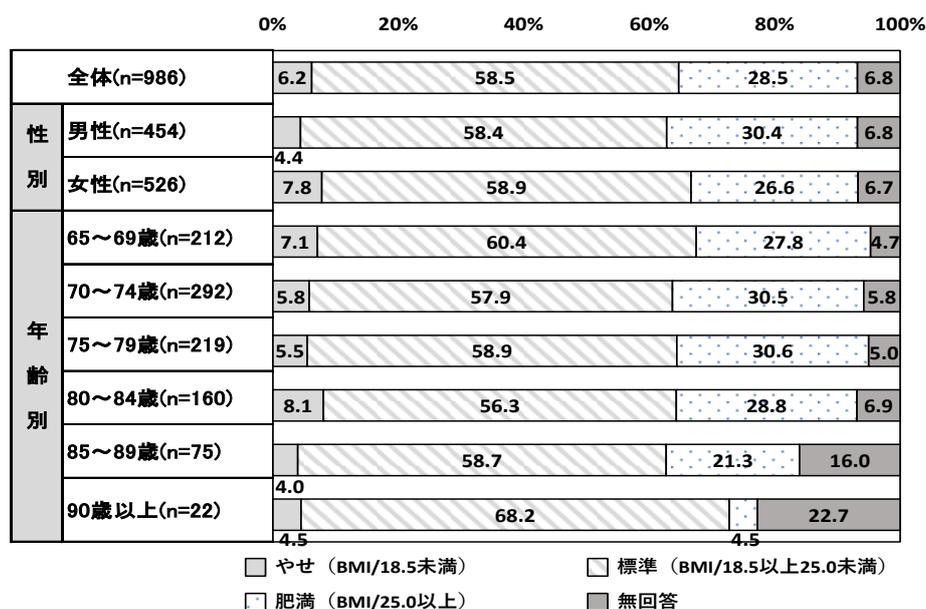
		(cm)	(kg)
		身長(平均)	体重(平均)
全体(n=939)		157.9	58.5
性別	男性(n=435)	164.8	64.3
	女性(n=499)	151.8	53.6
年齢別	65~69歳(n=206)	160.5	60.7
	70~74歳(n=280)	158.4	59.5
	75~79歳(n=211)	156.9	58.0
	80~84歳(n=153)	156.1	56.6
	85~89歳(n=66)	156.3	56.2
	90歳以上(n=18)	150.8	47.8

②BMI

記入いただいた身長・体重からBMIを算出しました。

BMIについては、「標準 (18.5 以上 25.0 未満)」が 58.5%と最も高く、次いで「肥満 (25.0 以上)」が 28.5%、「やせ (18.5 未満)」が 6.2%となっています。

年齢別にみると、どの年齢層でも「標準 (18.5 以上 25.0 未満)」が6割前後を占めていますが、90歳以上では「肥満」が 4.5%と全体に比べて顕著に低くなっています。

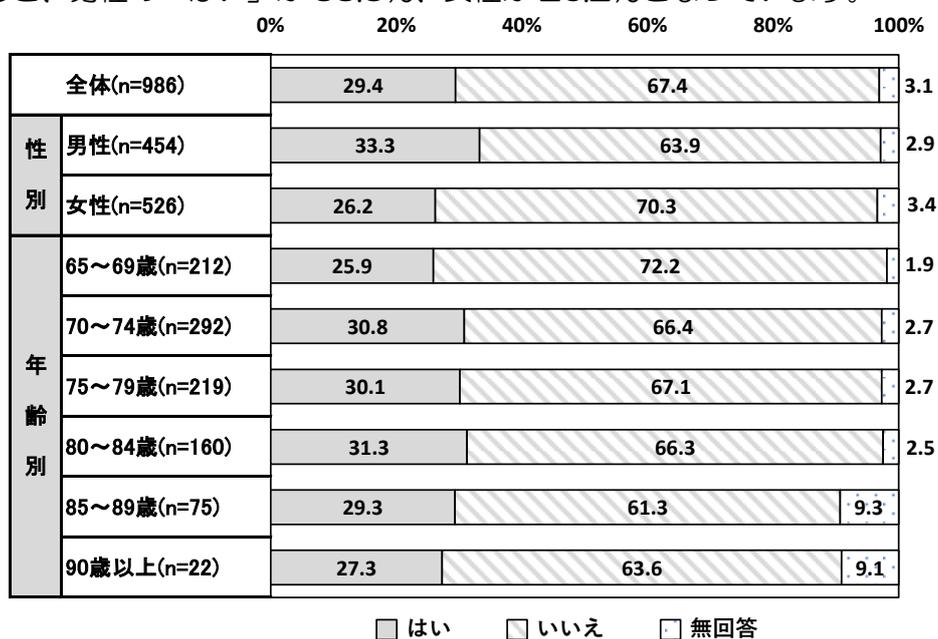


3-2 半年前と比べて固いものの食べにくさ

(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

半年前と比べて固いものの食べにくさについては、「はい」が29.4%、「いいえ」が67.4%となっています。

性別でみると、男性の「はい」が33.3%、女性が26.2%となっています。



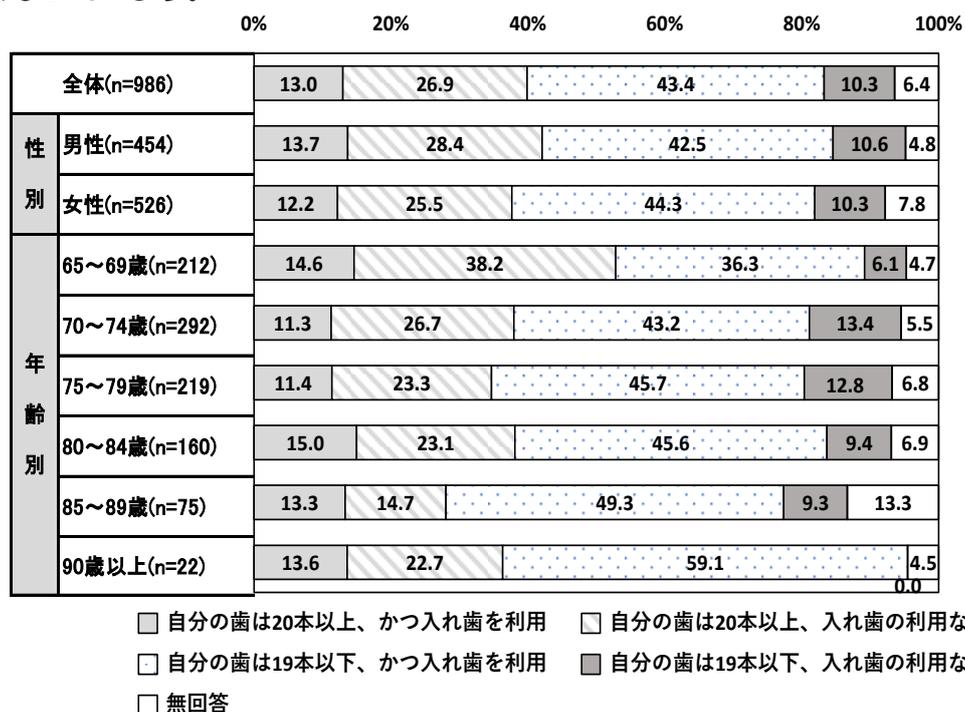
□ はい □ いいえ □ 無回答

3-3 歯の数と入れ歯の利用状況

(3) 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください（成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）

歯の数と入れ歯の利用状況については、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が43.4%と最も高く、次いで「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が26.9%となっています。

年齢別にみると、85~89歳の「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が14.7%と全体に比べて低くなっています。



□ 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用 □ 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし
 □ 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用 □ 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし
 □ 無回答

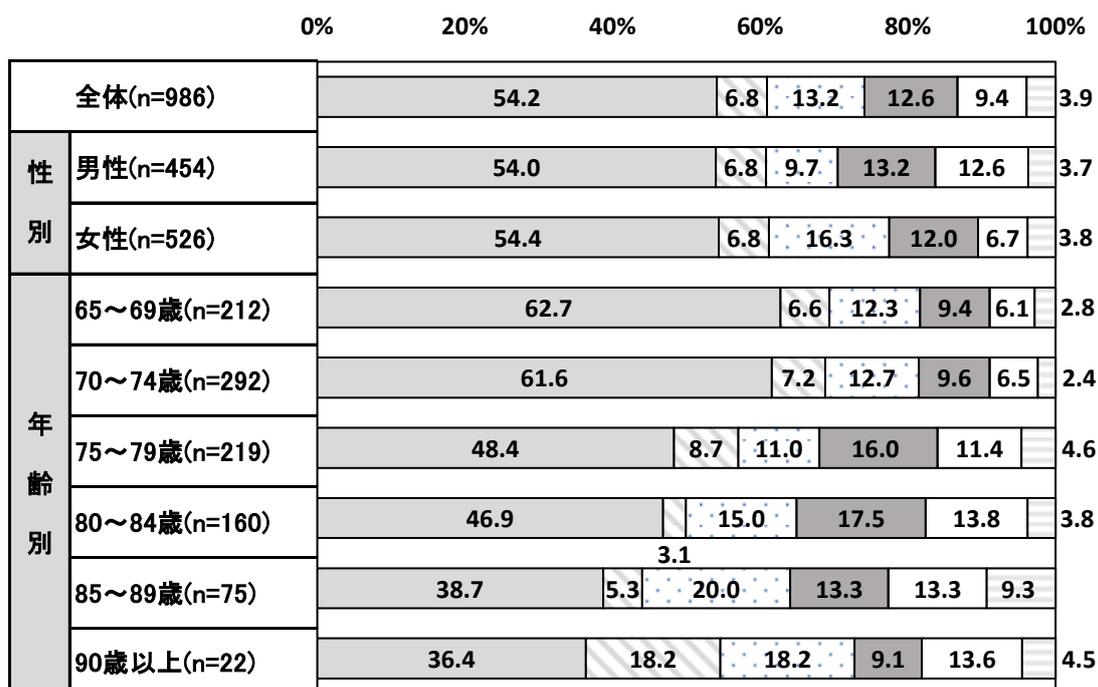
3-4 誰かと食事をする機会

(4) どなたかと食事をもつる機会がありますか

誰かと食事をする機会については、「毎日ある」が54.2%と最も高く、次いで「月に何度かある」13.2%、「年に何度かある」が12.6%となっています。

性別でみると、女性の「ほとんどない」が6.7%であるのに対して、男性が12.6%と5.9ポイント高くなっています。

年齢別でみると、65～69歳と70～74歳の「毎日ある」がそれぞれ62.7%、61.6%と全体に比べて高くなっています。



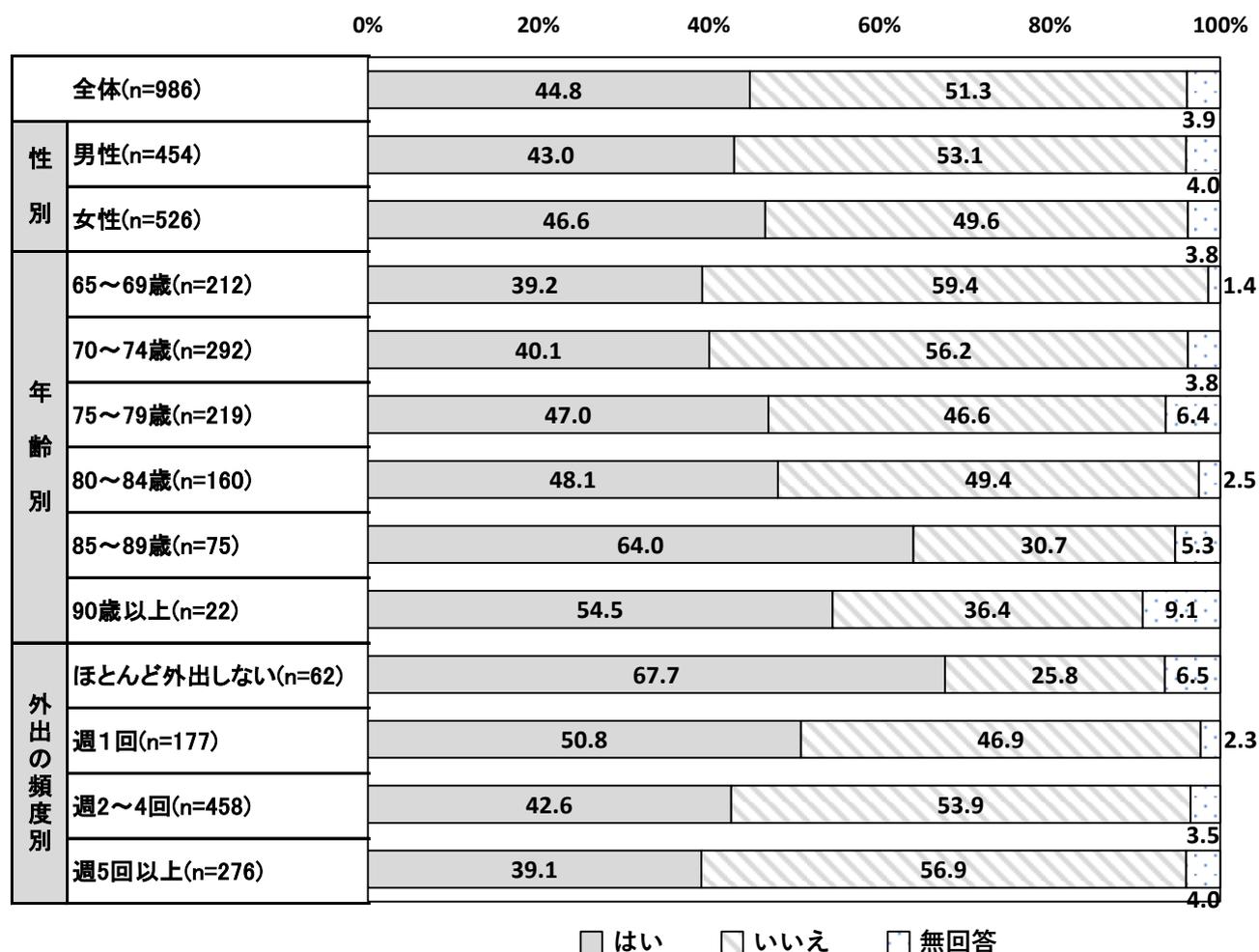
- 毎日ある 週に何度かある 月に何度かある
- 年に何度かある ほとんどない 無回答

問4 毎日の生活について

4-1 物忘れの頻度

(1) 物忘れが多いと感じますか

物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が44.8%、「いいえ」が51.3%となっています。年齢別でみると、85～89歳の「はい」が64.0%と全体に比べて高くなっています。外出の頻度別にみると、外出の頻度が増えるほどに「はい」が減少していく傾向がみられます。

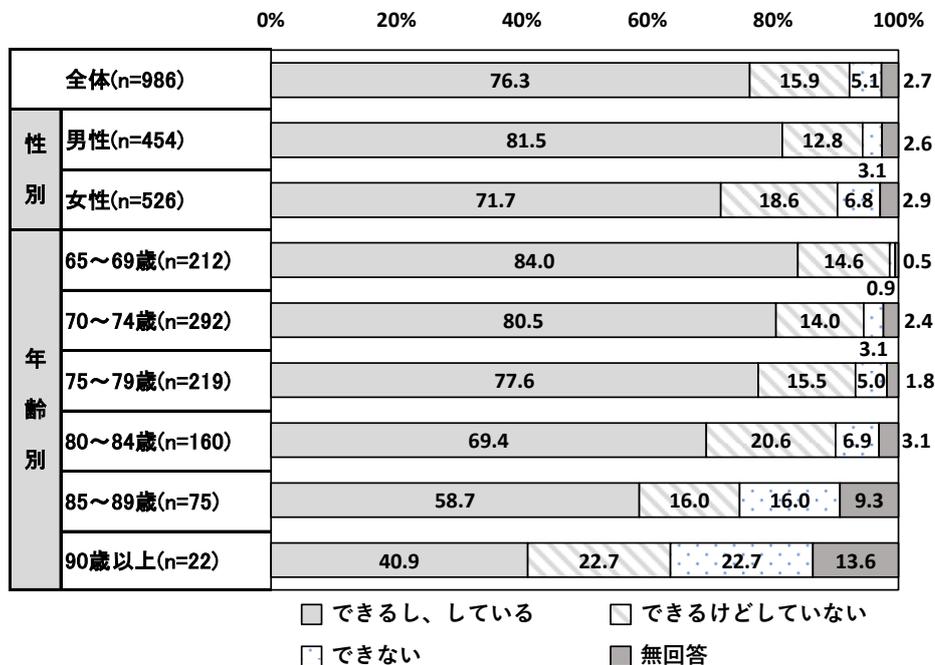


4-2 バスや電車を使って1人で外出

(2) バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

バスや電車を使って1人で外出しているかについては、「できるし、している」が76.3%、「できるけどしていない」が15.9%、「できない」が5.1%となっています。

性別でみると、男性の「できるし、している」が81.5%であるのに対して、女性が71.7%となっています。

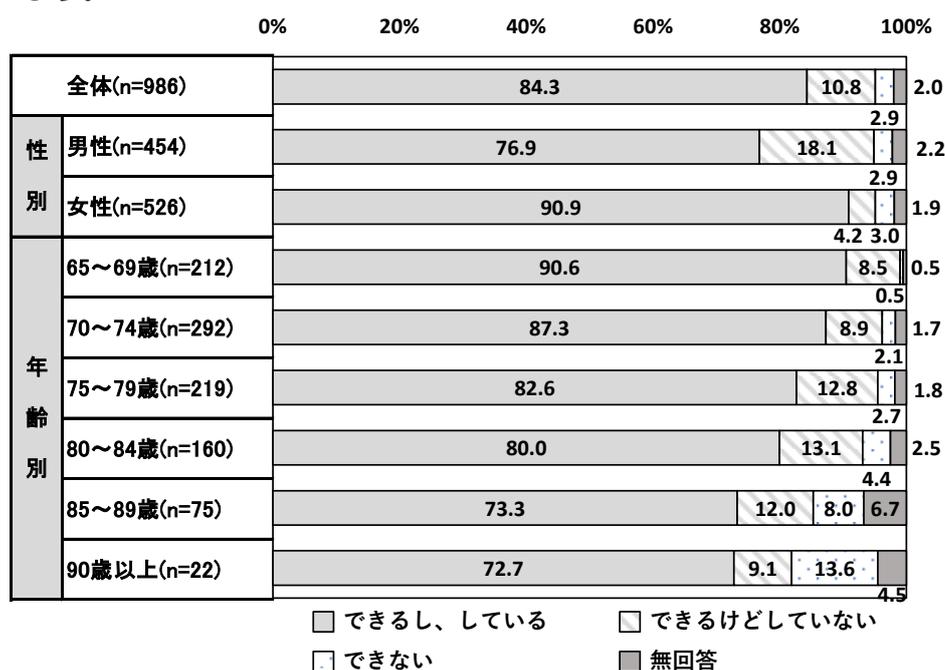


4-3 自分での食品・日用品の買い物

(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか

自分で食品・日用品の買物をしているかについては、「できるし、している」が84.3%、「できるけどしていない」が10.8%、「できない」が2.9%となっています。

年齢別でみると、85歳以上になると「できるけどしていない」「できない」を合わせた割合が2割を超えています。

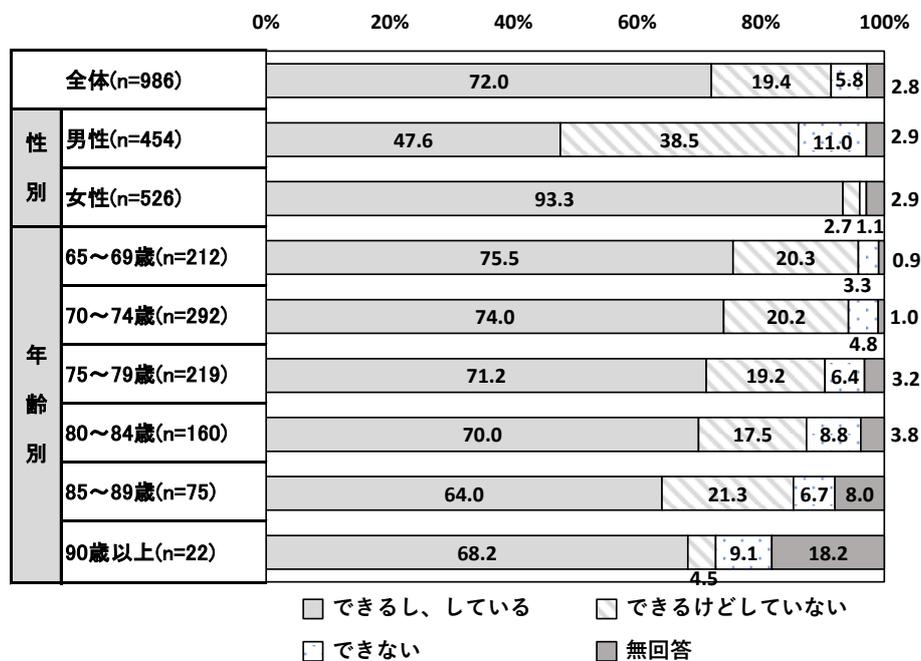


4-4 自分で食事の用意

(4) 自分で食事の用意をしていますか

自分で食事を用意することについては、「できるし、している」が72.0%、「できるけどしていない」が19.4%、「できない」が5.8%となっています。

性別でみると、男性の「できるし、している」が47.6%であるのに対して、女性が93.3%と大幅に高くなっています。

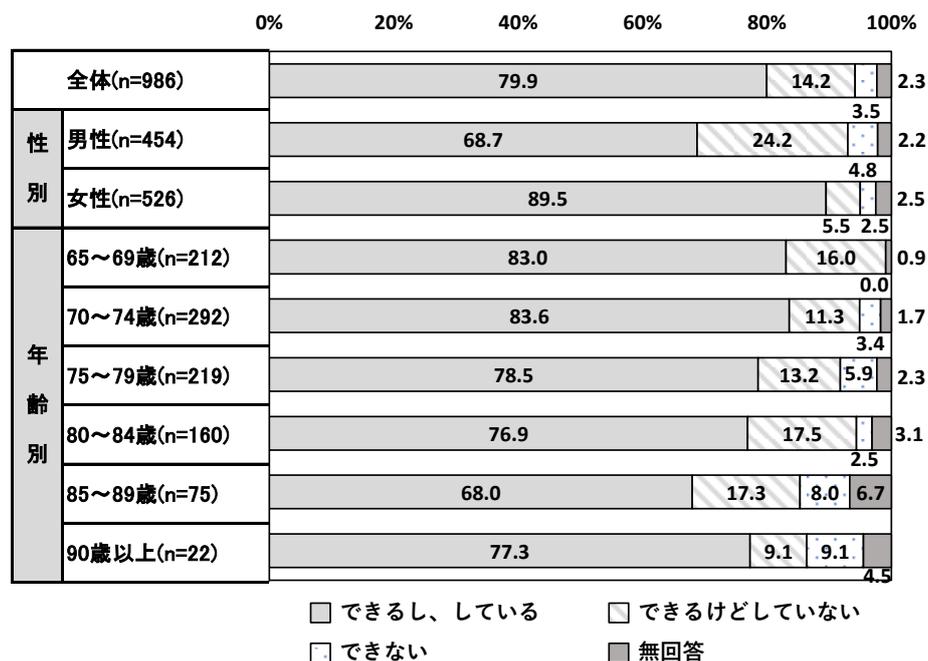


4-5 自分で請求書の支払い

(5) 自分で請求書の支払いをしていますか

自分で請求書の支払いをすることについては、「できるし、している」が79.9%、「できるけどしていない」が14.2%、「できない」が3.5%となっています。

年齢別でみると、85～89歳の「できるし、している」が68.0%と全体に比べて低くなっています。

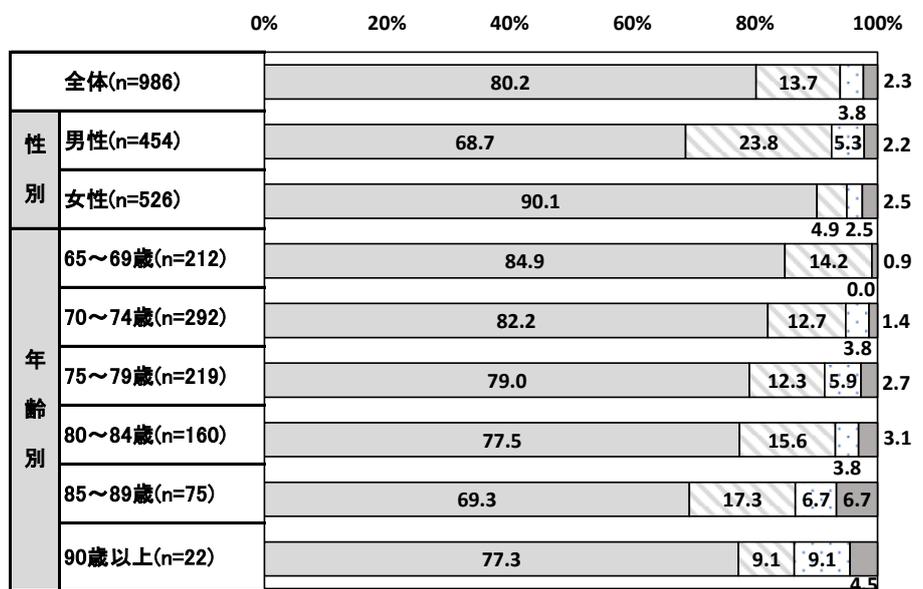


4-6 自分で預貯金の出し入れ

(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか

自分で預貯金の出し入れをすることについては、「できるし、している」が80.2%、「できるけどしていない」が13.7%、「できない」が3.8%となっています。

性別でみると、男性の「できるし、している」が68.7%であるのに対して、女性が90.1%となっています。



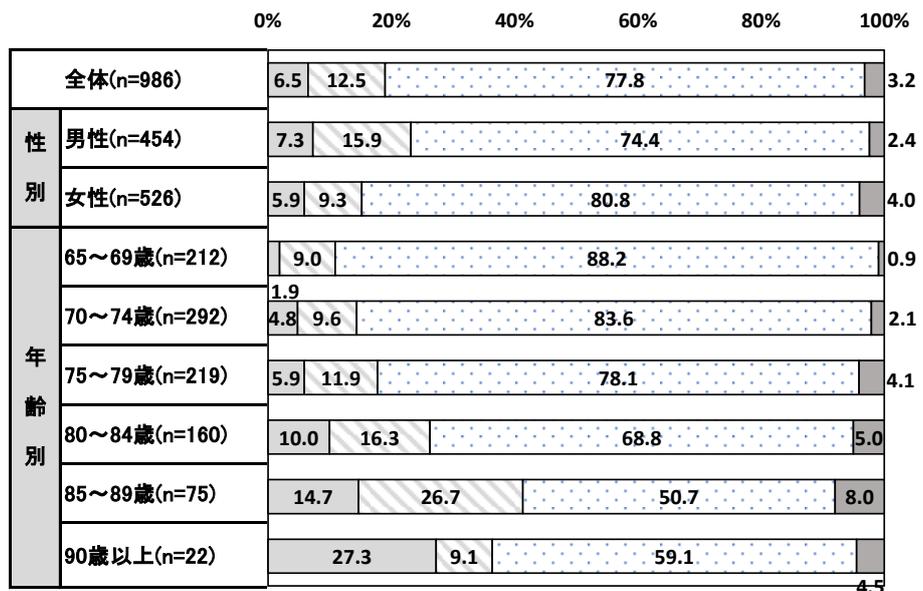
□ できるし、している □ できるけどしていない □ できない ■ 無回答

4-7 補聴器の使用

(7) 補聴器を使っていますか

補聴器の使用については、「必要ないので使っていない」が77.8%と7割を超えています。

年齢別にみると年齢が上がるに従って「使っている」の割合が高くなっていますが、85～89歳では「必要だと思っているが、高価なので使っていない」も26.7%と他の年齢層に比べ10ポイント以上高くなっています。



□ 使っている
 □ 必要だと思っているが、高価なので使っていない
 □ 必要ないので使っていない
 ■ 無回答

問5 地域での活動について

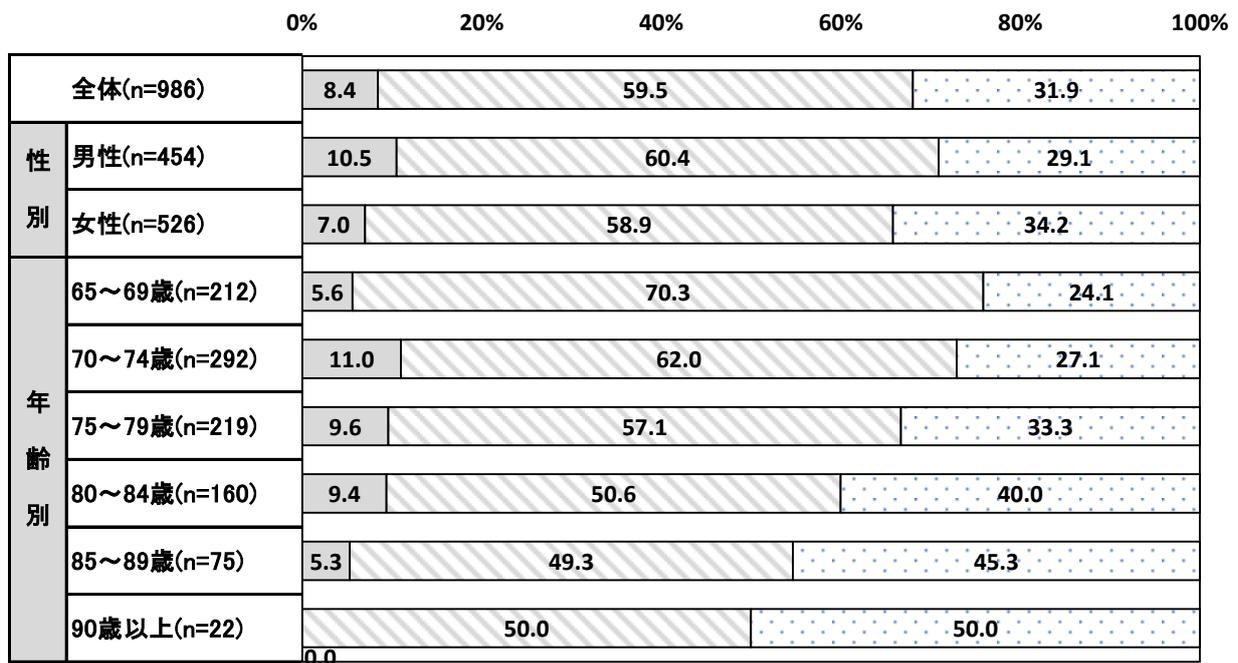
5-1-1 ボランティアへの参加頻度

(1) -①ボランティアのグループ

ボランティアのグループへの参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が8.4%となっている一方、「参加していない」が59.5%と大きく上回っています。

性別でみると、男性の「参加している」が10.5%、女性が7.0%となっています。

年齢別でみると、70～84歳の各年齢層で「参加している」が全体に比べて高くなっています。



■ 参加している □ 参加していない □ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全 体		986	0.1	1.1	0.8	3.0	3.4	59.5	31.9
性 別	男性	454	0.0	1.5	0.9	3.5	4.6	60.4	29.1
	女性	526	0.2	0.8	0.8	2.7	2.5	58.9	34.2
年 齢 別	65～69歳	212	0.0	0.9	0.0	1.4	3.3	70.3	24.1
	70～74歳	292	0.0	0.3	2.1	4.5	4.1	62.0	27.1
	75～79歳	219	0.0	2.7	0.5	3.2	3.2	57.1	33.3
	80～84歳	160	0.6	1.3	0.6	3.8	3.1	50.6	40.0
	85～89歳	75	0.0	0.0	0.0	1.3	4.0	49.3	45.3
	90歳以上	22	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0

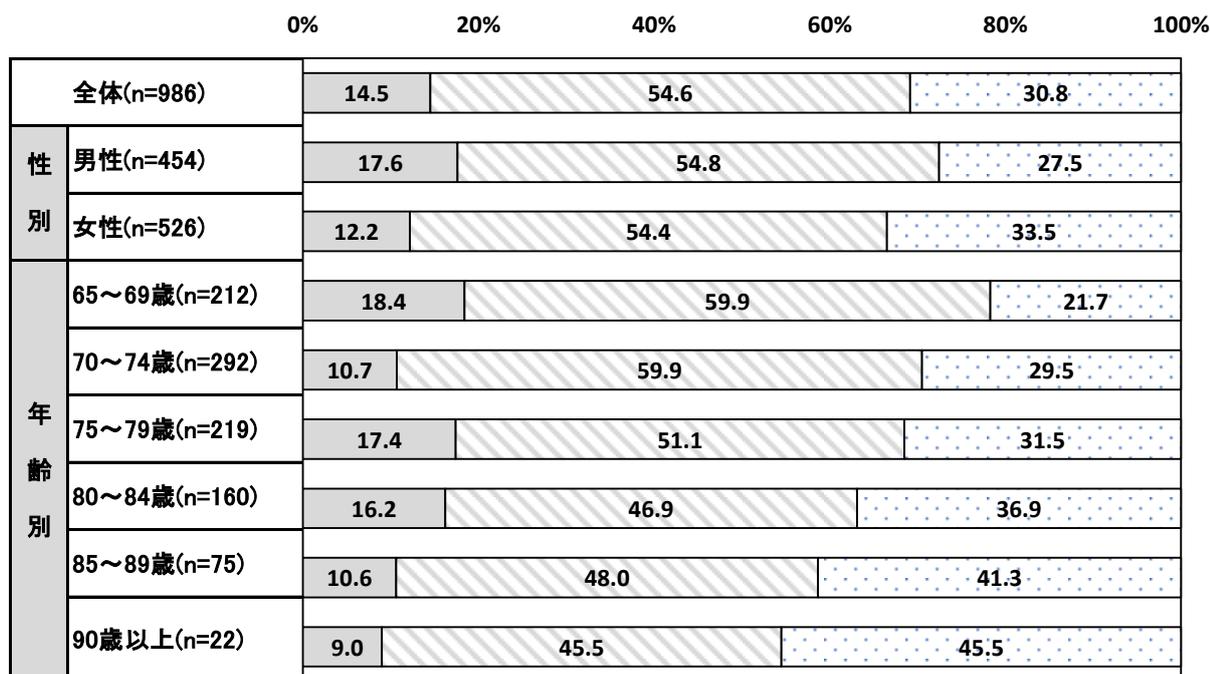
5-1-2 スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度

(1) -②スポーツ関係のグループやクラブ

スポーツ関係グループやクラブへの参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が14.5%、「参加していない」が54.6%となっています。

性別でみると、男性の「参加している」が17.6%、女性が12.2%となっています。

年齢別でみると、65～69歳の「参加している」が18.4%、「参加していない」が59.9%と、それぞれ全体に比べて高くなっています。



参加している
 参加していない
 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体		986	1.9	4.7	2.3	2.6	3.0	54.6	30.8
性別	男性	454	2.4	5.1	2.2	3.3	4.6	54.8	27.5
	女性	526	1.5	4.4	2.5	2.1	1.7	54.4	33.5
年齢別	65～69歳	212	1.9	5.2	2.8	4.7	3.8	59.9	21.7
	70～74歳	292	2.1	4.5	0.7	1.7	1.7	59.9	29.5
	75～79歳	219	2.3	6.8	3.7	0.9	3.7	51.1	31.5
	80～84歳	160	2.5	3.1	3.1	5.0	2.5	46.9	36.9
	85～89歳	75	0.0	1.3	1.3	1.3	6.7	48.0	41.3
	90歳以上	22	0.0	4.5	4.5	0.0	0.0	45.5	45.5

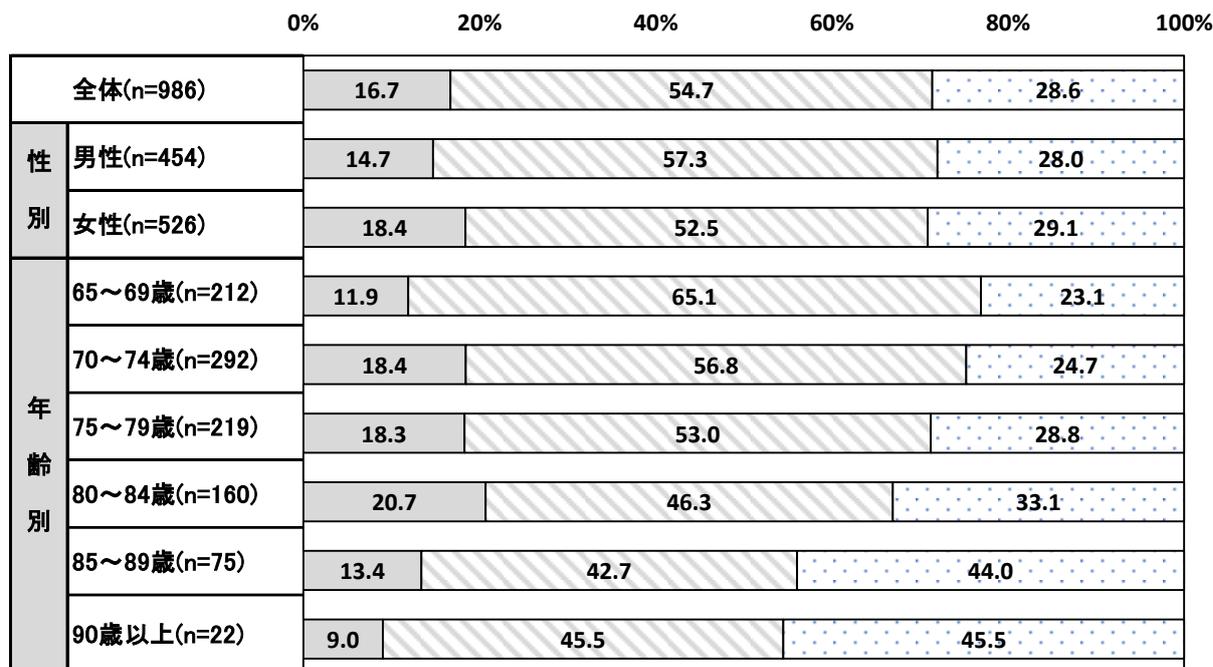
5-1-3 趣味関係のグループへの参加頻度

(1) -③趣味関係のグループ

趣味関係のグループへの参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が16.7%、「参加していない」が54.7%となっています。

性別でみると、女性の「参加している」が18.4%と全体に比べて高くなっています。

年齢別でみると、65～69歳の「参加していない」が65.1%と他の年齢層に比べて高い割合になっています。



■ 参加している ▨ 参加していない ▩ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体		986	0.9	2.9	4.4	5.5	3.0	54.7	28.6
性別	男性	454	1.3	2.6	3.3	3.5	4.0	57.3	28.0
	女性	526	0.4	3.2	5.3	7.2	2.3	52.5	29.1
年齢別	65～69歳	212	0.5	2.4	1.9	5.2	1.9	65.1	23.1
	70～74歳	292	1.0	3.1	5.1	5.1	4.1	56.8	24.7
	75～79歳	219	1.4	3.7	4.1	6.4	2.7	53.0	28.8
	80～84歳	160	0.6	4.4	7.5	6.3	1.9	46.3	33.1
	85～89歳	75	0.0	0.0	2.7	4.0	6.7	42.7	44.0
	90歳以上	22	0.0	0.0	4.5	4.5	0.0	45.5	45.5

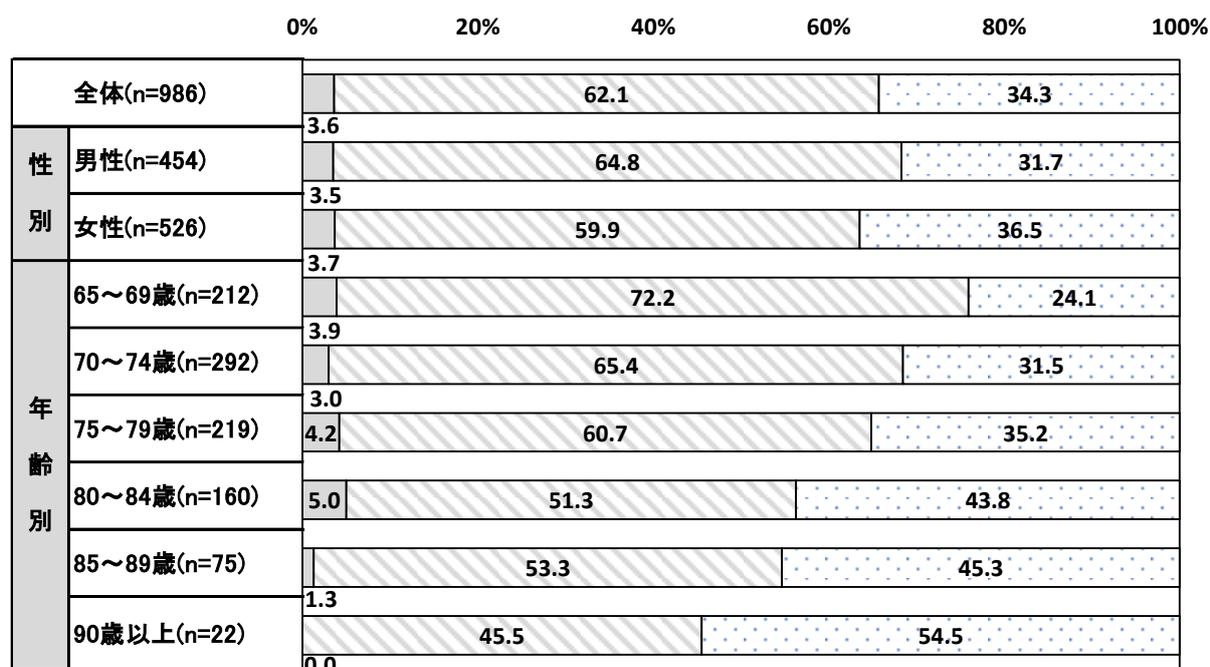
5-1-4 学習・教養サークルへの参加頻度

(1) -④学習・教養サークル

学習・教養サークルへの参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が3.6%、「参加していない」が62.1%となっています。

性別でみると、男性の「参加している」が3.5%、女性が3.7%となっています。

年齢別でみると、80～84歳の「参加している」が5.0%と全体に比べて高くなっています。



■ 参加している □ 参加していない □ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体		986	0.3	0.2	0.3	1.6	1.2	62.1	34.3
性別	男性	454	0.4	0.2	0.2	0.9	1.8	64.8	31.7
	女性	526	0.0	0.2	0.4	2.3	0.8	59.9	36.5
年齢別	65～69歳	212	0.0	0.5	0.5	2.4	0.5	72.2	24.1
	70～74歳	292	0.0	0.3	0.3	1.4	1.0	65.4	31.5
	75～79歳	219	0.5	0.0	0.5	1.8	1.4	60.7	35.2
	80～84歳	160	0.6	0.0	0.0	1.9	2.5	51.3	43.8
	85～89歳	75	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	53.3	45.3
	90歳以上	22	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	54.5

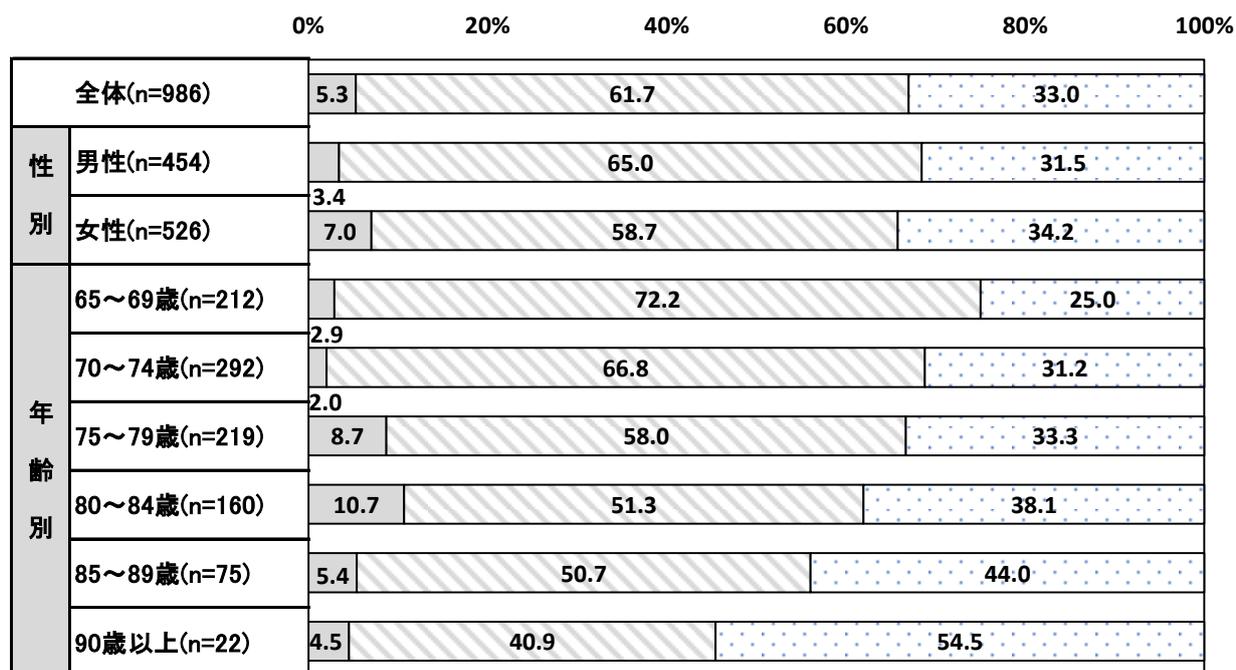
5-1-5 介護予防の場への参加頻度

(1) -⑤介護予防のための通いの場（いきいきシニアや百歳体操など）

介護予防の場への参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が5.3%、「参加していない」が61.7%となっています。

性別でみると、男性の「参加している」が3.4%に対して、女性の「参加している」が7.0%と僅かに高くなっています。

年齢別でみると、75～79歳と80～84歳の「参加している」がそれぞれ8.7%、10.7%と全体に比べて高くなっています。



□ 参加している □ 参加していない □ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体		986	0.1	1.8	0.9	1.4	1.1	61.7	33.0
性別	男性	454	0.0	0.2	0.4	1.5	1.3	65.0	31.5
	女性	526	0.2	3.2	1.3	1.3	1.0	58.7	34.2
年齢別	65～69歳	212	0.0	0.5	0.5	1.4	0.5	72.2	25.0
	70～74歳	292	0.0	1.0	0.3	0.7	0.0	66.8	31.2
	75～79歳	219	0.0	3.2	1.4	1.4	2.7	58.0	33.3
	80～84歳	160	0.6	3.8	1.3	2.5	2.5	51.3	38.1
	85～89歳	75	0.0	0.0	2.7	2.7	0.0	50.7	44.0
	90歳以上	22	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	40.9	54.5

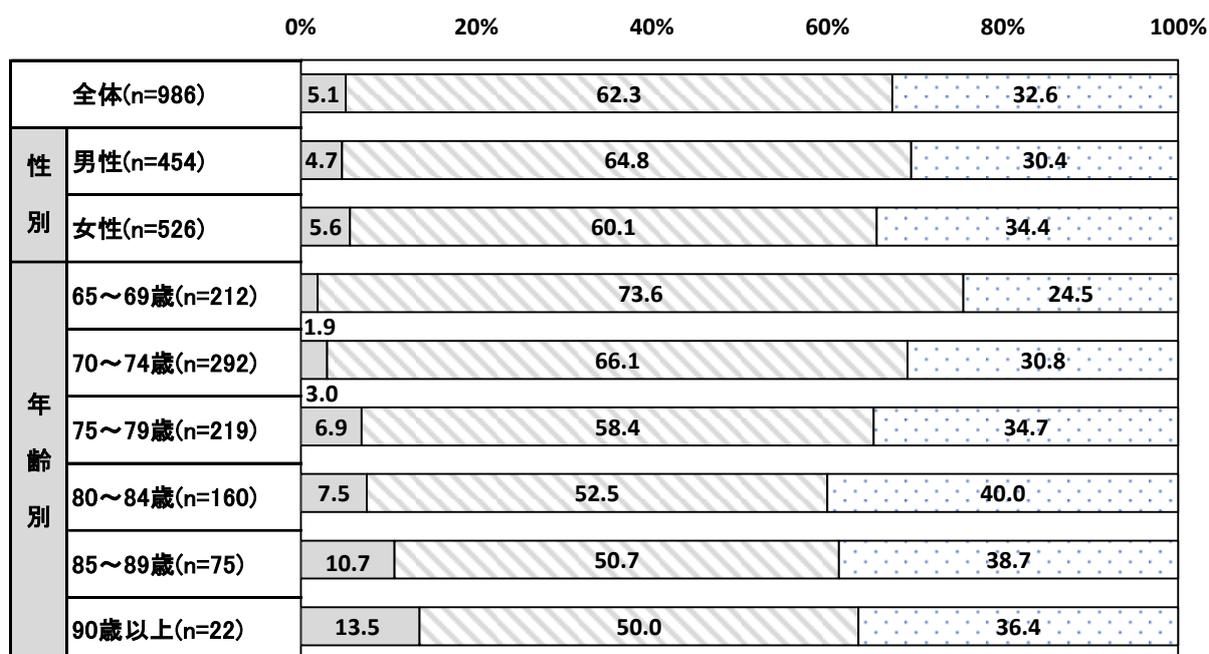
5-1-6 老人クラブへの参加頻度

(1) -⑥老人クラブ

老人クラブへの参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が5.1%、「参加していない」が62.3%となっています。

性別でみると、男性の「参加している」が4.7%、女性が5.6%となっています。

年齢別でみると、年齢が上がるに従って「参加している」の割合も増加しており、90歳以上では13.5%となっています。



□ 参加している □ 参加していない □ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全 体		986	0.5	0.7	1.5	1.2	1.2	62.3	32.6
性	男性	454	0.2	0.4	1.3	1.3	1.5	64.8	30.4
	女性	526	0.8	1.0	1.7	1.1	1.0	60.1	34.4
年	65～69歳	212	0.0	0.5	0.0	0.0	1.4	73.6	24.5
	70～74歳	292	0.0	0.3	1.7	0.7	0.3	66.1	30.8
	75～79歳	219	1.8	0.9	1.4	2.3	0.5	58.4	34.7
	80～84歳	160	0.6	0.6	1.9	1.3	3.1	52.5	40.0
	85～89歳	75	0.0	2.7	4.0	2.7	1.3	50.7	38.7
	90歳以上	22	0.0	0.0	4.5	4.5	4.5	50.0	36.4

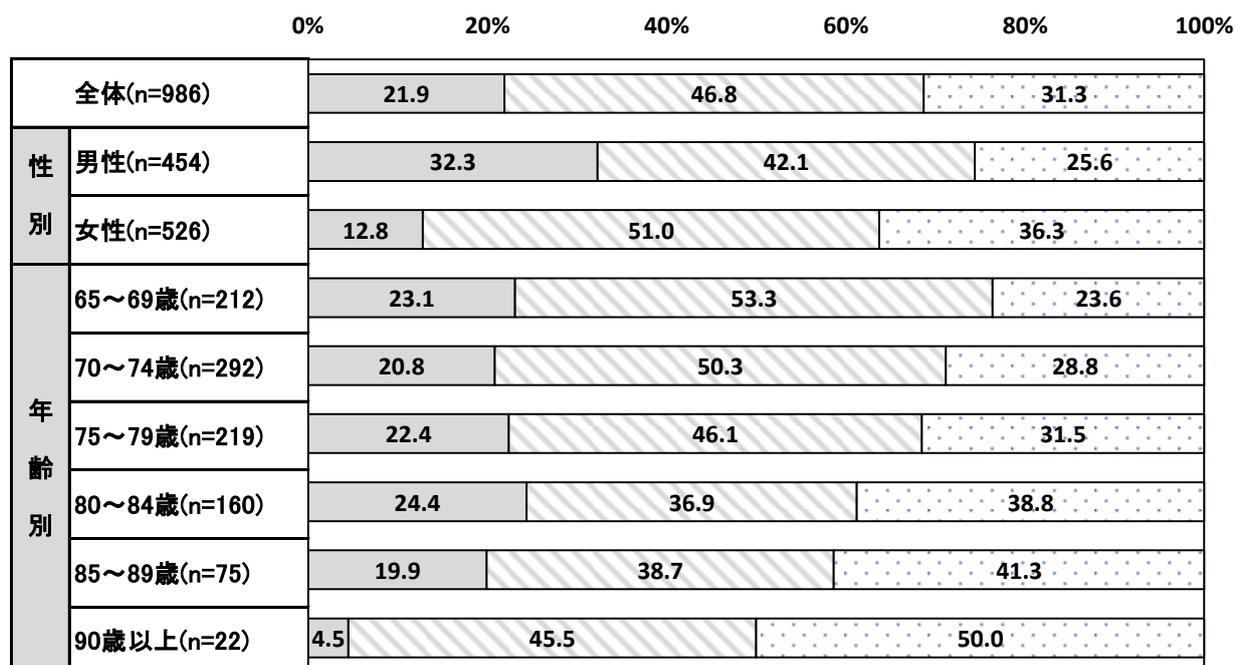
5-1-7 町内会・自治会への参加頻度

(1) -⑦町内会・自治会

町内会・自治会への参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が21.9%、「参加していない」が46.8%となっています。

性別でみると、男性の「参加している」が32.3%となっており、女性の12.8%を19.5ポイント上回っています。

年齢別でみると、65～69歳と70～74歳の「参加していない」がそれぞれ53.3%、50.3%と全体に比べて高くなっています。



■ 参加している ▨ 参加していない ▩ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体		986	0.4	0.6	0.2	4.6	16.1	46.8	31.3
性別	男性	454	0.9	1.3	0.4	6.6	23.1	42.1	25.6
	女性	526	0.0	0.0	0.0	2.9	9.9	51.0	36.3
年齢別	65～69歳	212	0.0	0.0	0.0	3.8	19.3	53.3	23.6
	70～74歳	292	0.3	0.3	0.3	5.5	14.4	50.3	28.8
	75～79歳	219	0.0	1.4	0.5	5.9	14.6	46.1	31.5
	80～84歳	160	1.3	0.6	0.0	1.9	20.6	36.9	38.8
	85～89歳	75	1.3	1.3	0.0	5.3	12.0	38.7	41.3
	90歳以上	22	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	45.5	50.0

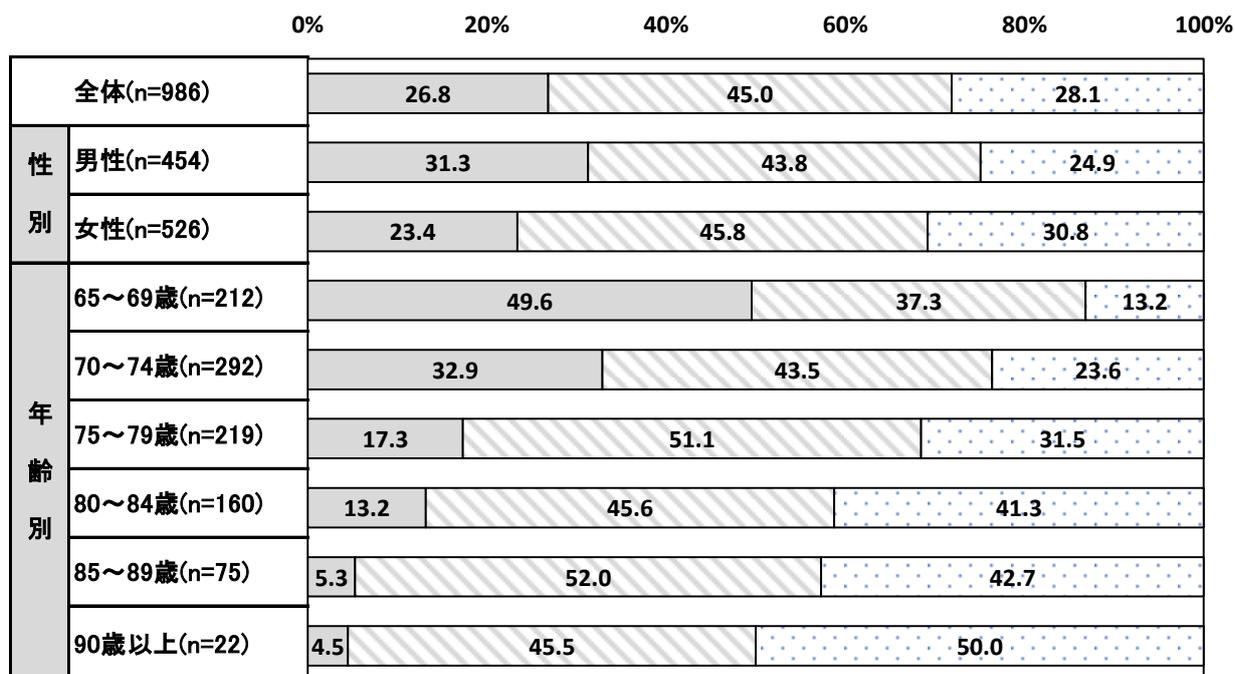
5-1-8 収入のある仕事への参加頻度

(1) -⑧収入のある仕事

収入のある仕事への参加頻度については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた「参加している」が26.8%、「参加していない」が45.0%となっています。

性別でみると、男性の「参加している」が31.3%、女性が23.4%となっています。

年齢別でみると、65～69歳の「参加している」が49.6%と5割弱になっています。



■ 参加している ▨ 参加していない ▩ 無回答

(%)

		回答者数	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体		986	15.4	6.4	1.0	2.3	1.7	45.0	28.1
性別	男性	454	19.2	7.0	0.7	2.0	2.4	43.8	24.9
	女性	526	12.4	5.9	1.3	2.7	1.1	45.8	30.8
年齢別	65～69歳	212	30.7	10.8	2.4	3.3	2.4	37.3	13.2
	70～74歳	292	18.8	8.6	1.7	1.7	2.1	43.5	23.6
	75～79歳	219	9.1	4.1	0.0	2.7	1.4	51.1	31.5
	80～84歳	160	5.6	3.8	0.0	2.5	1.3	45.6	41.3
	85～89歳	75	2.7	0.0	0.0	1.3	1.3	52.0	42.7
	90歳以上	22	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	50.0

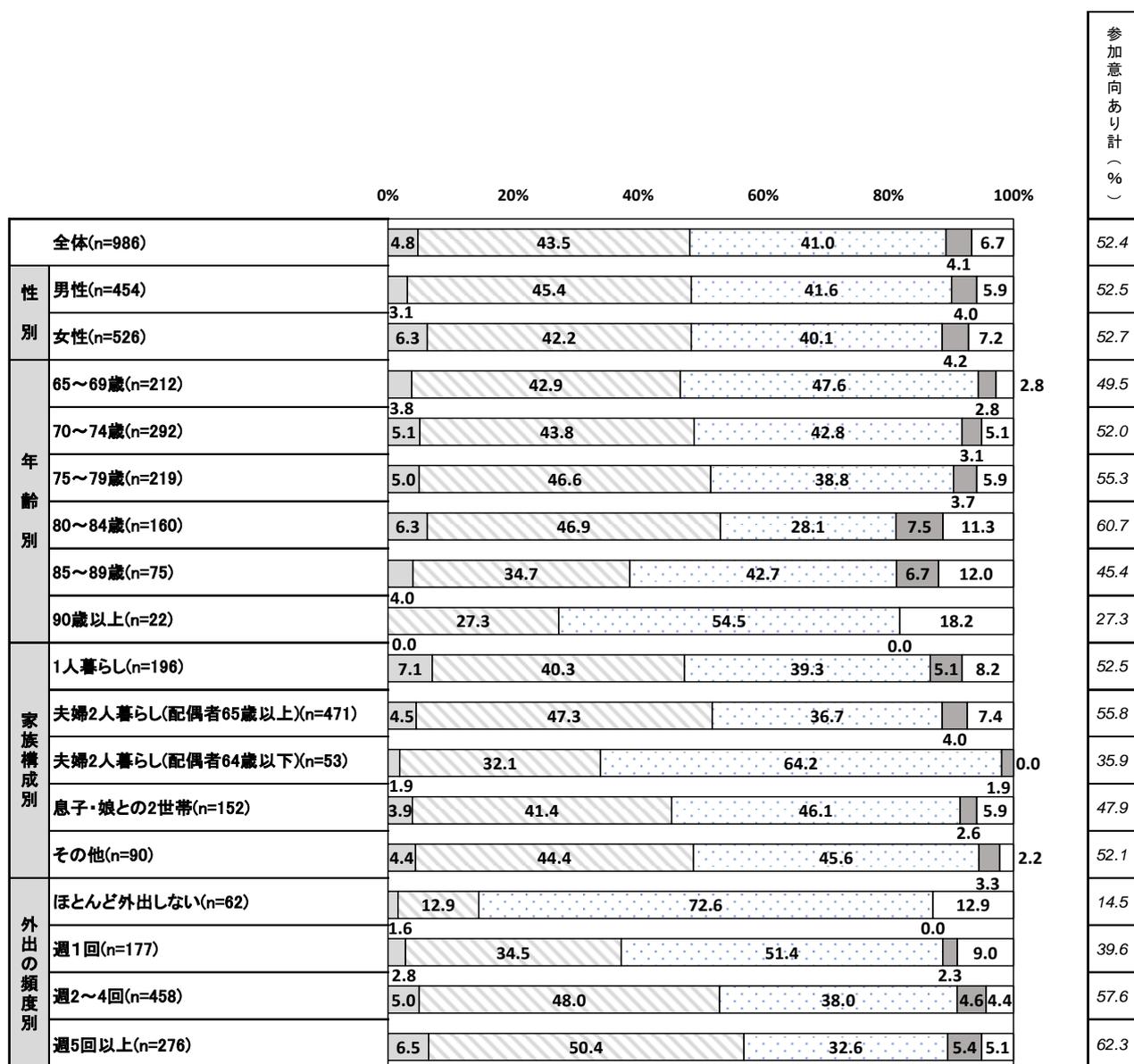
5-2 地域づくり活動への参加者としての参加意向

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

地域づくり活動への参加者としての参加意向については、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせた「参加意向あり(計)」は52.4%、「参加したくない」は41.0%となっています。

家族構成別にみると、夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)の「参加意向あり(計)」が55.8%と全体に比べて高くなっています。

外出の頻度別にみると、外出の回数が増えるほど『参加の意向』が高くなり、週5回以上では「参加意向あり(計)」が62.3%となっています。



是非参加したい
 参加してもよい
 参加したくない
 既に参加している
 無回答

5-3 地域づくり活動への運営者としての参加意向

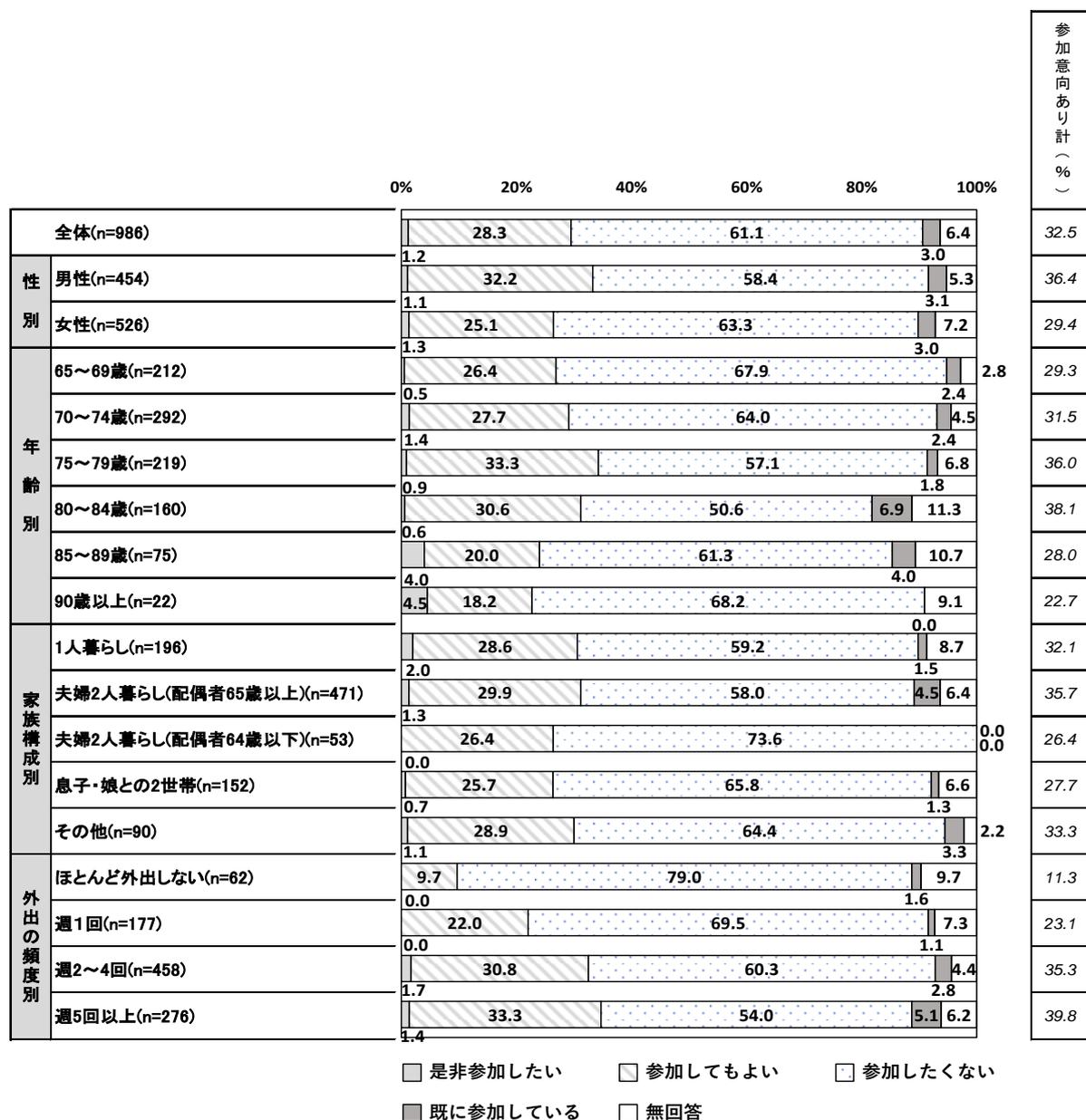
(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか

地域づくり活動への企画・運営としての参加意向については、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」を合わせた「参加意向あり(計)」は32.5%、「参加したくない」は61.1%となっています。

年齢別にみると、80~84歳の「参加意向あり(計)」が38.1%と全体に比べて高くなっています。

家族構成別にみると、夫婦2人暮らし(64歳以下)の「参加したくない」が73.6%と他の年齢層に比べて高くなっています。

外出の頻度別にみると、外出の回数が増えるほど「参加意向あり(計)」も高くなっていき「週5回以上」では約4割となっています。



問6 たすけあいについて

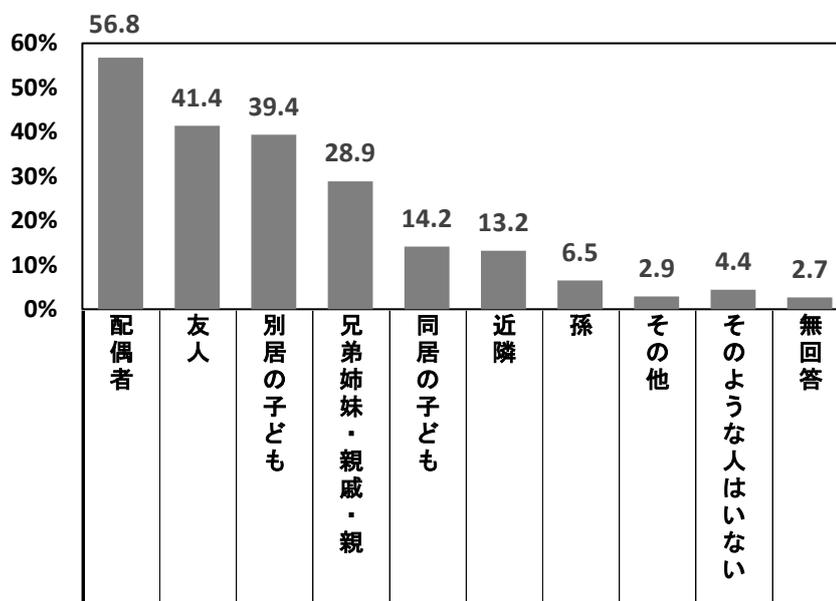
6-1 心配事や愚痴を聞いてくれる人

(1) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」が56.8%と最も高く、次いで「友人」が41.4%。「別居の子ども」が39.4%となっています。

性別でみると、男性の「配偶者」が70.3%、女性の「友人」が54.2%となっており、それぞれの項目で全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、「同居の子ども」の割合が、90歳以上では27.3%と他の年齢層に比べて高くなっています。



		全体(n=986)	56.8	41.4	39.4	28.9	14.2	13.2	6.5	2.9	4.4	2.7
性別	男性(n=454)	70.3	27.1	31.3	18.9	10.1	7.7	5.7	4.2	7.0	2.6	
	女性(n=526)	44.9	54.2	46.2	37.6	17.9	17.7	7.0	1.9	1.9	2.9	
年齢別	65～69歳(n=212)	62.3	49.1	36.8	35.8	11.3	9.9	3.3	4.2	1.9	2.8	
	70～74歳(n=292)	60.6	44.2	39.7	29.1	16.1	14.0	5.1	4.8	2.7	1.4	
	75～79歳(n=219)	56.2	40.6	38.8	30.1	14.2	13.2	6.4	0.5	5.9	2.7	
	80～84歳(n=160)	50.0	35.0	43.8	23.8	11.9	13.8	10.0	2.5	6.9	5.0	
	85～89歳(n=75)	49.3	28.0	36.0	17.3	17.3	14.7	10.7	1.3	6.7	2.7	
	90歳以上(n=22)	27.3	40.9	40.9	27.3	27.3	18.2	13.6	0.0	4.5	4.5	

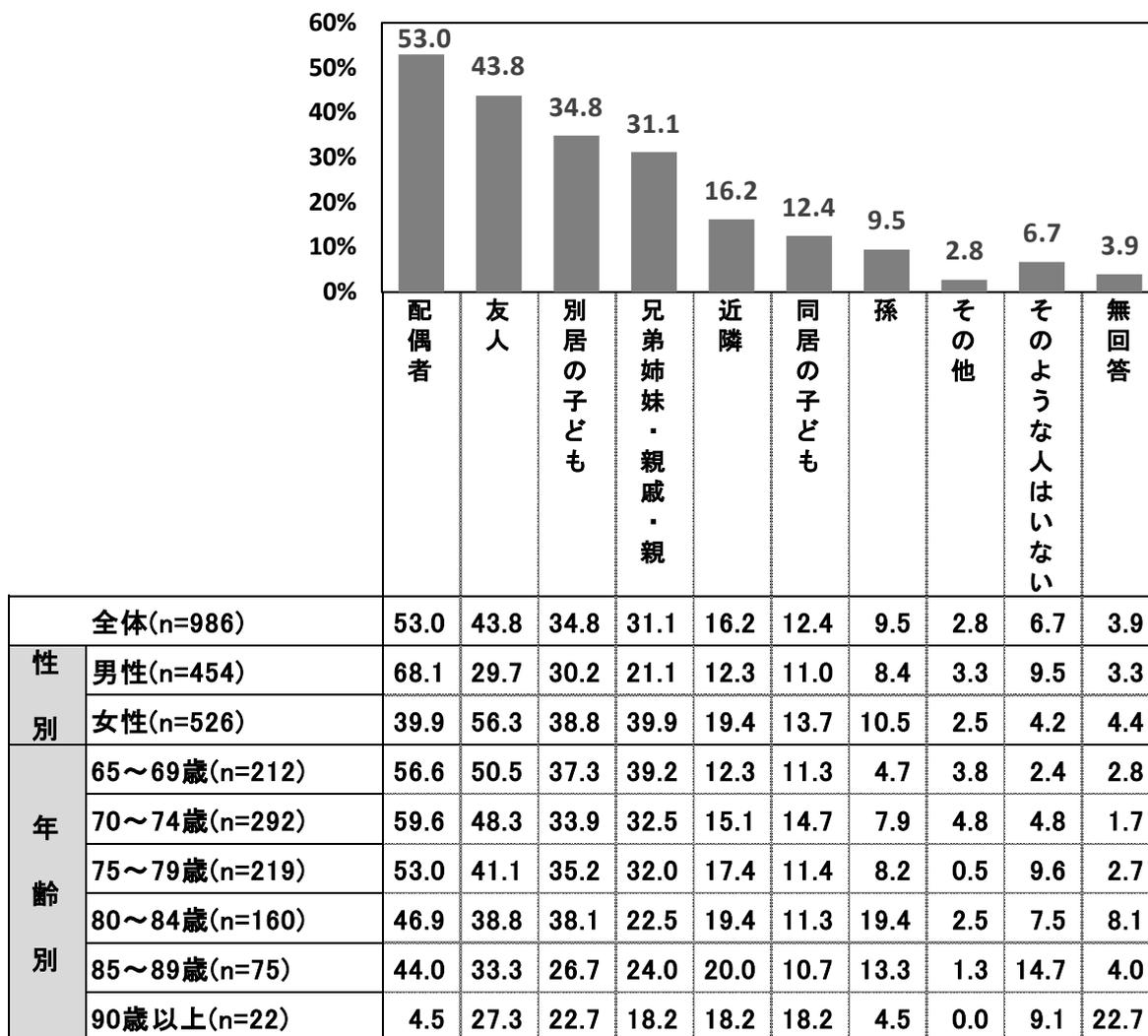
6-2 心配事や愚痴を聞いてあげる人

(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）

心配事や愚痴を聞いてあげる人については、「配偶者」が53.0%、「友人」が43.8%、「別居の子ども」が34.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が31.1%となっています。

性別でみると、女性の「配偶者」が39.9%であるのに対して、男性が68.1%となっており、28.2ポイント上回っています。

年齢別にみると80～84歳の「孫」が19.4%と全体に比べて高くなっています。

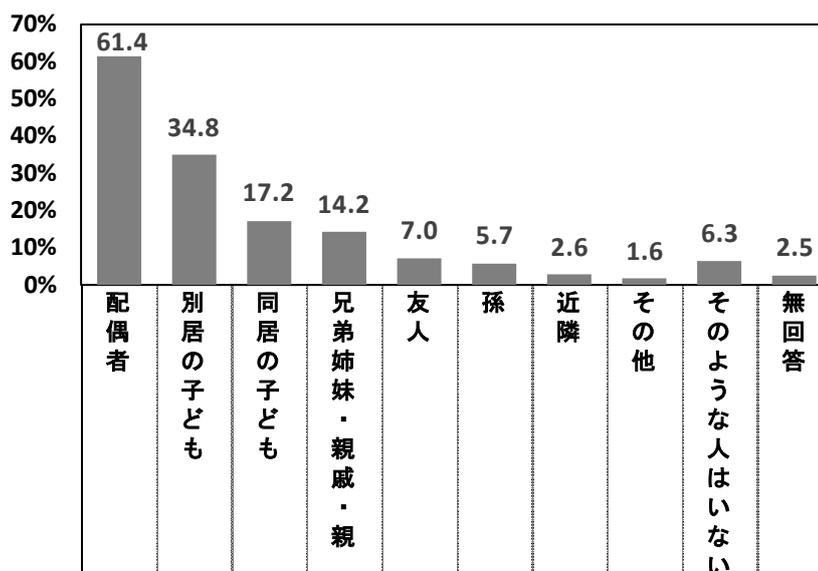


6-3 看病や世話をしてくれる人

(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（いくつでも）

看病してくれる人については、「配偶者」が61.4%、「別居の子ども」が34.8%となっています。性別でみると、男性の「友人」が2.6%である一方で、女性は10.8%となっています。

年齢別にみると、90歳以上の「別居の子ども」「同居の子ども」で、同率の40.9%と全体に比べて高い割合となっています。



		全体(n=986)	61.4	34.8	17.2	14.2	7.0	5.7	2.6	1.6	6.3	2.5
性別	男性(n=454)	74.9	29.1	12.1	10.6	2.6	4.0	1.5	1.8	6.2	2.2	
	女性(n=526)	49.4	39.7	21.9	17.5	10.8	7.2	3.6	1.5	6.3	2.9	
年齢別	65～69歳(n=212)	65.1	33.5	13.7	18.4	7.5	3.3	1.9	1.4	6.1	2.4	
	70～74歳(n=292)	65.4	32.9	18.5	16.8	8.6	4.5	1.7	1.0	3.4	1.4	
	75～79歳(n=219)	61.2	35.2	16.4	11.4	7.8	5.0	3.2	3.2	7.3	1.4	
	80～84歳(n=160)	54.4	40.0	15.0	10.6	2.5	10.0	3.8	0.6	10.0	5.0	
	85～89歳(n=75)	60.0	32.0	24.0	10.7	6.7	12.0	4.0	2.7	5.3	2.7	
	90歳以上(n=22)	22.7	40.9	40.9	9.1	9.1	0.0	4.5	0.0	9.1	13.6	

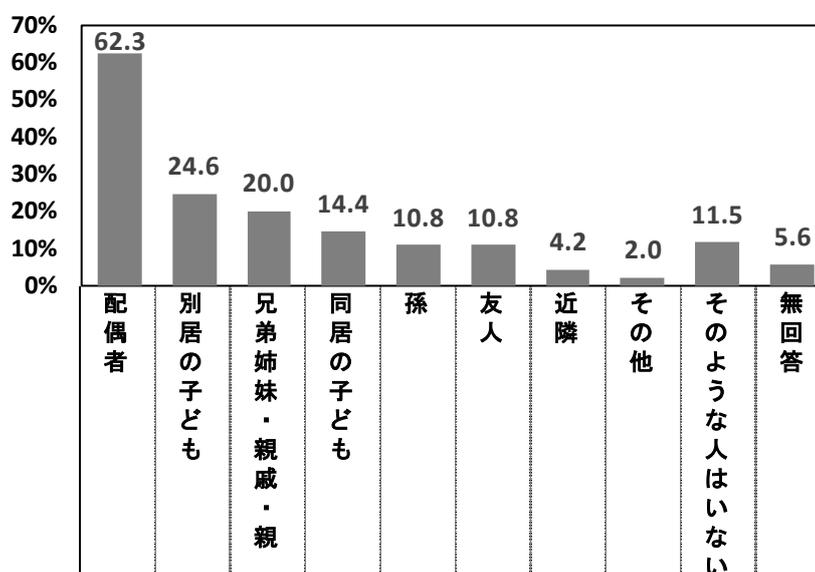
6-4 看病や世話をしあける人

(4) 反対に、看病や世話をしあける人（いくつでも）

看病してあける人については、「配偶者」が62.3%、「別居の子ども」が24.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が20.0%となっています。

性別でみると、男性の「別居の子ども」が19.6%であるのに対して、女性が28.9%となっています。

年齢別にみると、65～69歳の「兄弟姉妹・親戚・親」が30.2%と全体に比べて高くなっています。



		全体(n=986)	62.3	24.6	20.0	14.4	10.8	10.8	4.2	2.0	11.5	5.6
性別	男性(n=454)		72.2	19.6	13.9	11.0	7.0	4.6	1.8	2.6	11.9	3.7
	女性(n=526)		53.4	28.9	25.5	17.5	13.7	16.2	6.3	1.5	11.0	7.2
年齢別	65～69歳(n=212)		66.0	29.7	30.2	12.3	9.4	10.8	2.8	1.9	8.5	3.8
	70～74歳(n=292)		68.5	26.7	25.3	15.1	10.6	11.3	4.1	2.1	7.9	3.4
	75～79歳(n=219)		63.9	23.3	13.2	13.7	14.2	12.8	5.0	1.8	11.0	5.0
	80～84歳(n=160)		53.8	21.9	11.9	17.5	9.4	6.9	5.0	2.5	15.6	8.8
	85～89歳(n=75)		52.0	16.0	13.3	14.7	8.0	10.7	4.0	2.7	18.7	10.7
	90歳以上(n=22)		18.2	9.1	4.5	13.6	4.5	13.6	4.5	0.0	36.4	18.2

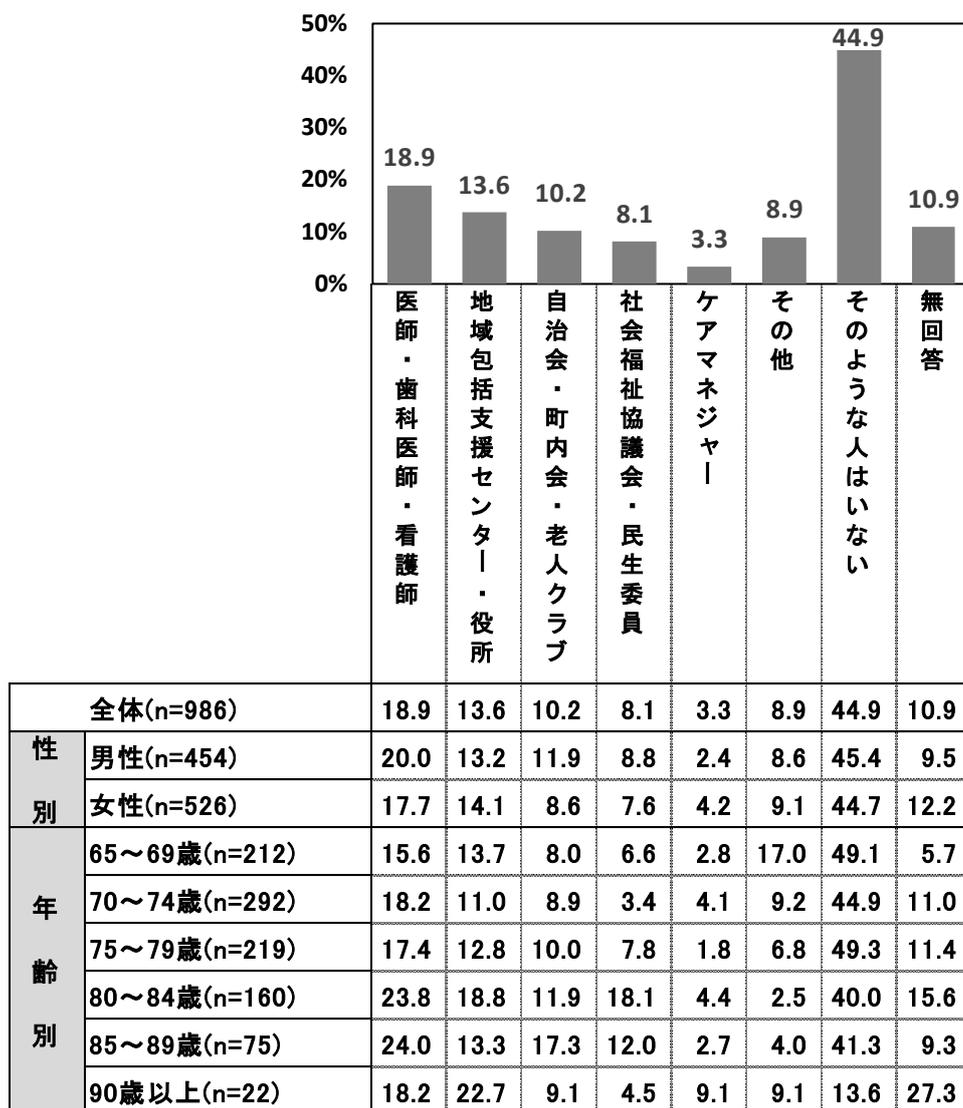
6-5 家族・知人以外の相談相手

(5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（いくつでも）

家族・知人以外の相談相手については、最も高いのが「そのような人はいない」で44.9%、次いで「医師・歯科医師・看護師」が18.9%、次いで「地域包括支援センター・保健師・役場」が13.6%となっています。

性別でみると、男性の「自治会・町内会・老人クラブ」が11.9%、女性が8.6%となっています。

年齢別にみると、80～84歳と85～89歳で「医師・歯科技師・看護婦」がそれぞれ23.8%と24.0%と全体に比べて高くなっています。

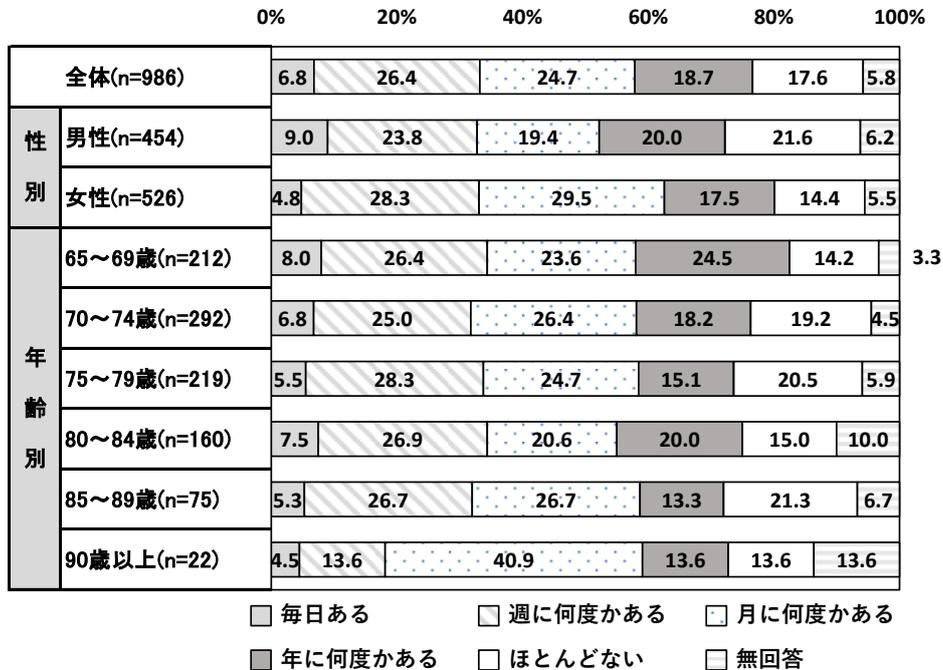


6-6 友人・知人と会う頻度

(6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか

友人・知人と会う頻度については、「週に何度かある」が26.4%と最も高く、次いで「月に何度かある」が24.7%、「年に何度かある」が18.7%となっています。

年齢別でみると、90歳以上の「月に何度かある」が40.9%と他の年齢層に比べて高い割合となっています。

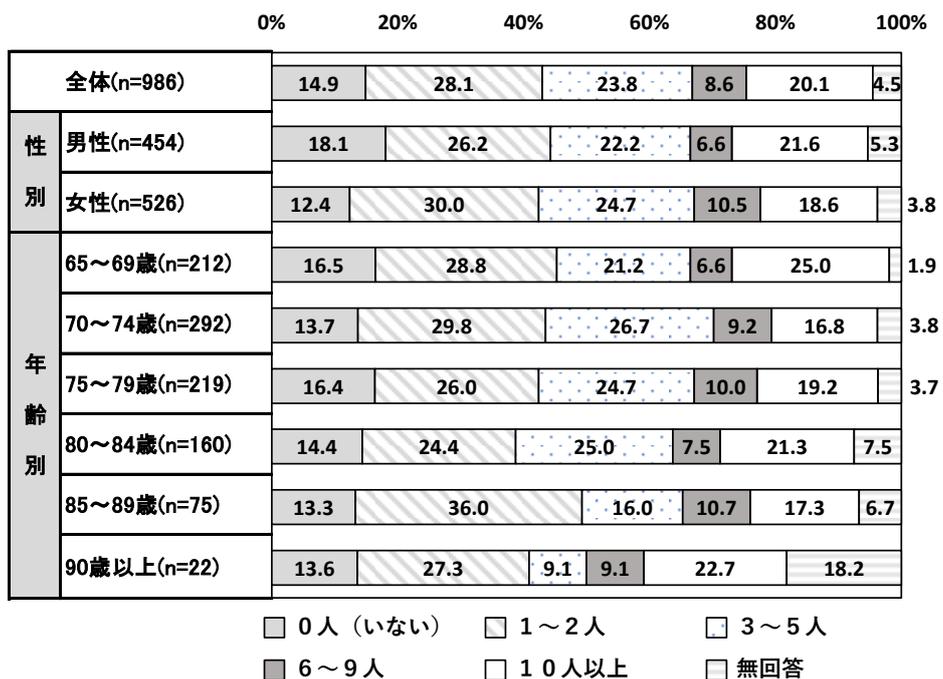


6-7 1か月間で会った友人・知人の人数

(7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか

1か月間で会った友人・知人の人数については、「1~2人」が28.1%と最も高く、次いで「3~5人」が23.8%、「いない」が14.9%となっています。

年齢別でみると、85~89歳の「1~2人」が36.0%と全体に比べて高くなっています。



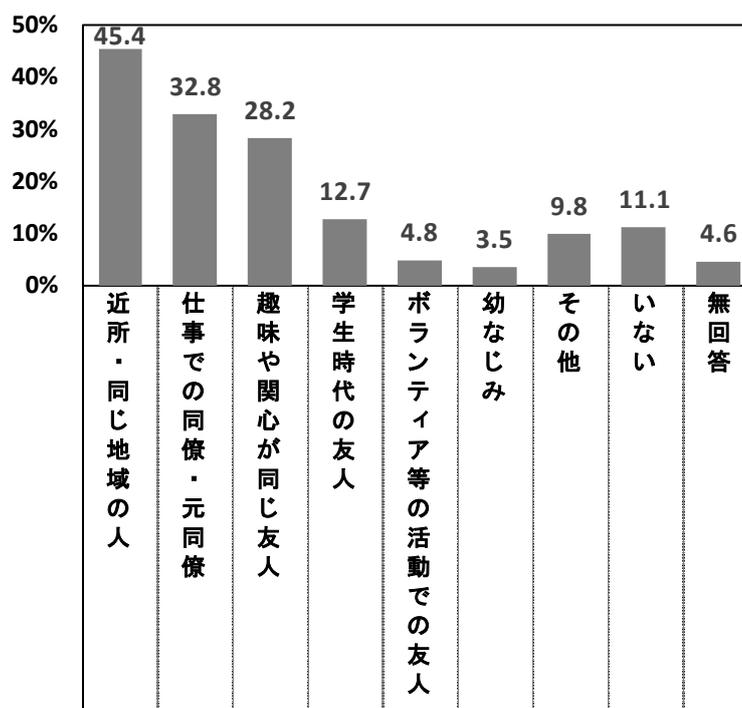
6-8 友人・知人との関係

(8) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか（いくつでも）

友人・知人との関係については、「近所・同じ地域の人」が45.4%、「仕事での同僚・元同僚」が32.8%、「趣味や関心が同じ友人」が28.2%となっています。

性別でみると、女性の「近所・同じ地域の人」が51.3%と全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、年齢が上がるに従って「仕事での同僚・元同僚」「学生時代の友人」の割合が低くなっていく傾向にあります。



		全体(n=986)	45.4	32.8	28.2	12.7	4.8	3.5	9.8	11.1	4.6
性別	男性(n=454)	38.1	33.5	26.2	11.9	4.0	2.2	10.1	14.1	5.9	
	女性(n=526)	51.3	31.9	29.8	13.5	5.5	4.8	9.7	8.6	3.4	
年齢別	65～69歳(n=212)	35.8	47.6	25.9	24.1	3.8	4.7	10.8	10.8	1.9	
	70～74歳(n=292)	41.8	33.6	26.0	12.7	4.5	3.8	11.0	12.3	4.5	
	75～79歳(n=219)	47.5	32.0	29.7	10.0	5.9	4.6	9.1	12.8	4.1	
	80～84歳(n=160)	56.9	21.9	31.9	5.6	6.9	1.3	8.8	6.3	7.5	
	85～89歳(n=75)	57.3	17.3	30.7	6.7	2.7	2.7	9.3	10.7	5.3	
	90歳以上(n=22)	31.8	13.6	27.3	4.5	0.0	0.0	4.5	18.2	13.6	

問7 健康について

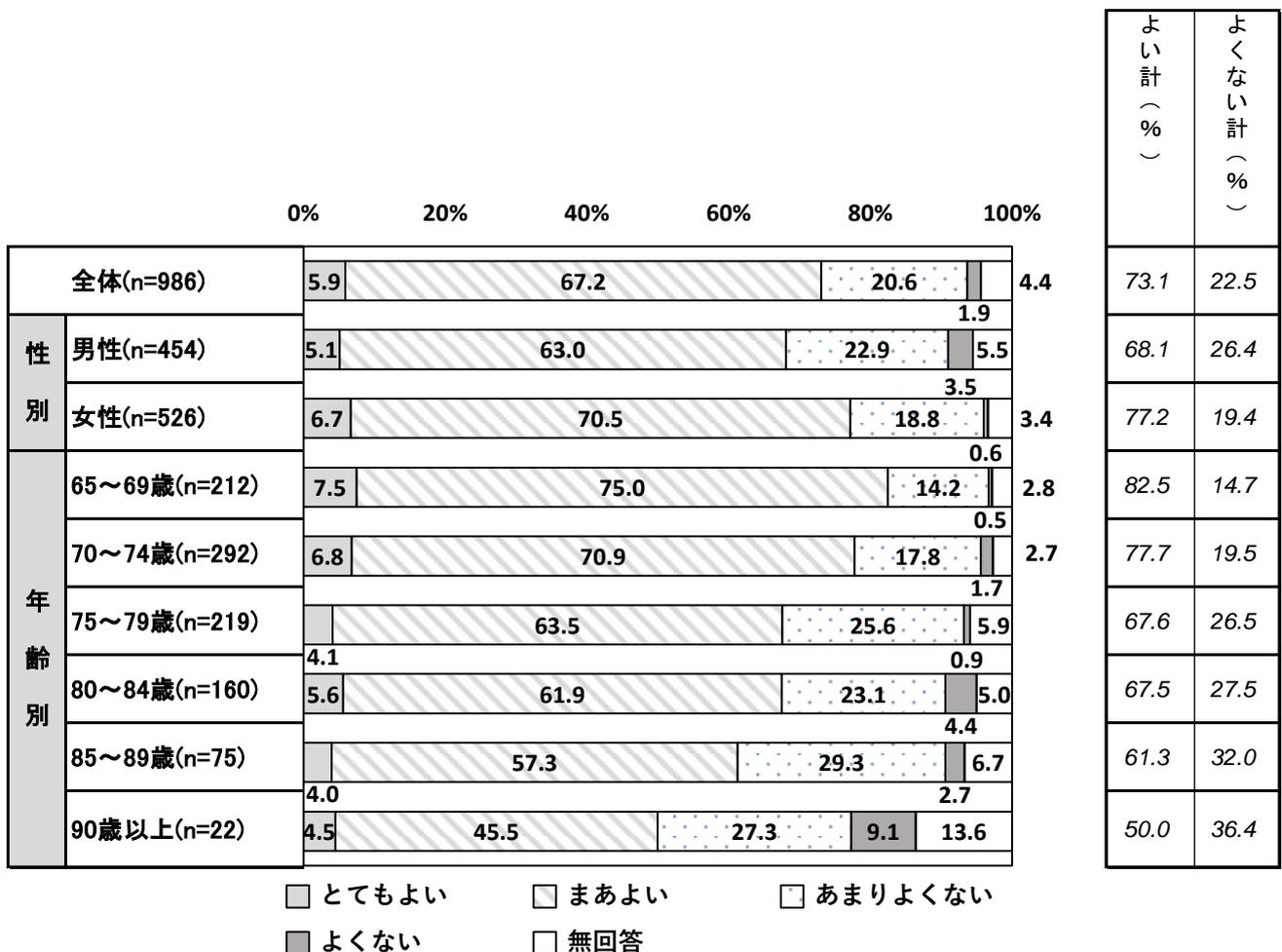
7-1 主観的健康観

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

現在の健康状態については、「とてもよい」「まあよい」を合わせた「よい(計)」が73.1%、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた「よくない(計)」が22.5%となっています。

性別でみると、男性の「よい(計)」が68.1%であるのに対して、女性が77.2%となっており9.1ポイント上回っています。

年齢別にみると、年齢が上がるに従って「よくない(計)」は高くなり、90歳以上では36.4%となっています。



7-2 現在の幸福度

(2) あなたは、現在どの程度幸せですか

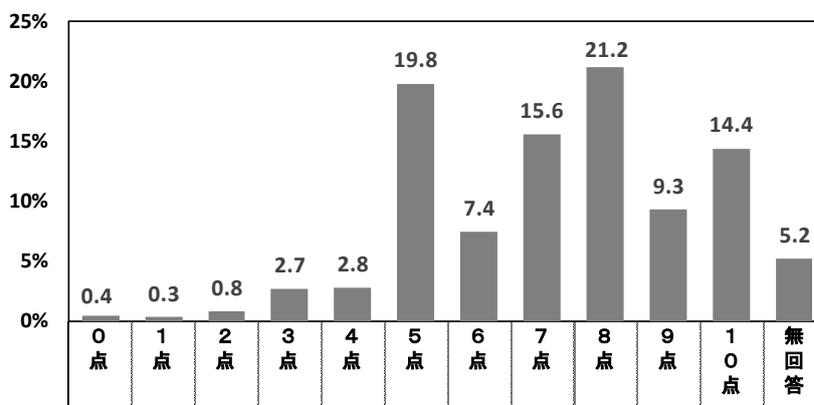
(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)

現在の幸福度については、最も高いのが「8点」で21.2%、次いで「5点」が19.8%、「7点」が15.6%となっており、平均が8.6点となっています。

性別でみると、女性の「9点」が12.2%となっており、男性の5.9%に比べて6.3ポイント高くなっています。

家族構成別にみると「一人暮らし」の「10点」が16.3%と他の年齢層に比べて高い割合となっています。

主観的健康観別にみると、とてもよいの「10点」が41.4%と、全体の14.4%と比べて大幅に高くなっています。



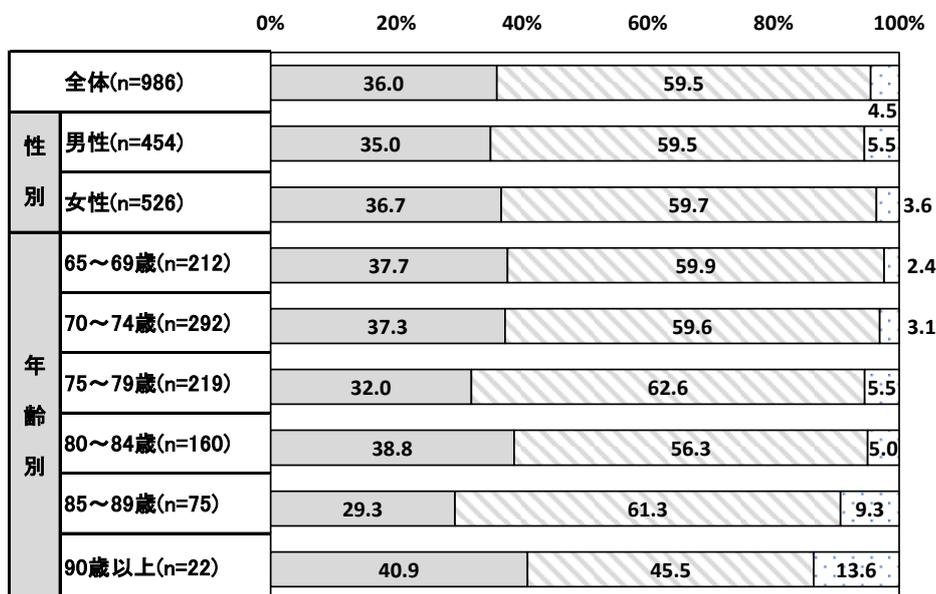
		0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答
全体(n=986)		0.4	0.3	0.8	2.7	2.8	19.8	7.4	15.6	21.2	9.3	14.4	5.2
性別	男性(n=454)	0.4	0.2	1.5	2.9	4.6	22.0	7.0	16.1	20.0	5.9	13.7	5.5
	女性(n=526)	0.4	0.4	0.2	2.7	1.3	17.7	7.8	15.4	22.1	12.2	15.0	4.9
年齢別	65～69歳(n=212)	0.0	0.0	0.9	3.8	3.3	18.9	8.5	16.0	21.2	10.8	13.7	2.8
	70～74歳(n=292)	0.7	0.3	1.0	2.7	3.1	21.6	7.5	17.5	19.9	12.3	11.3	2.1
	75～79歳(n=219)	0.5	0.5	0.9	2.3	1.8	17.8	6.8	17.4	20.1	7.3	17.4	7.3
	80～84歳(n=160)	0.6	0.6	0.6	1.9	3.1	21.9	7.5	10.6	23.1	6.9	16.3	6.9
	85～89歳(n=75)	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7	17.3	4.0	12.0	28.0	5.3	17.3	10.7
	90歳以上(n=22)	0.0	0.0	0.0	4.5	4.5	13.6	13.6	22.7	9.1	4.5	9.1	18.2
家族構成別	1人暮らし(n=196)	0.5	0.5	1.0	4.1	4.1	20.4	8.2	16.3	13.3	9.2	16.3	6.1
	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)(n=471)	0.6	0.0	0.8	1.5	2.5	18.0	6.4	15.9	24.4	9.3	15.7	4.7
	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)(n=53)	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	20.8	7.5	15.1	24.5	9.4	9.4	5.7
	息子・娘との2世帯(n=152)	0.0	0.7	1.3	3.3	3.3	21.1	9.2	16.4	21.7	6.6	12.5	3.9
	その他(n=90)	0.0	1.1	0.0	5.6	1.1	24.4	8.9	12.2	21.1	12.2	11.1	2.2
主観的健康観別	とてもよい(n=58)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	6.9	29.3	15.5	41.4	1.7
	まあよい(n=663)	0.3	0.2	0.3	1.8	2.4	16.9	7.5	18.3	23.8	11.6	15.4	1.5
	あまりよくない(n=203)	1.0	1.0	2.5	6.9	3.4	34.0	11.3	11.8	15.8	3.0	5.9	3.4
	よくない(n=19)	0.0	0.0	5.3	5.3	21.1	31.6	0.0	10.5	10.5	0.0	15.8	0.0

7-3 1か月間の気分の低下

(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

1か月間で気分の低下があったかについては、「はい」が36.0%、「いいえ」が59.5%となっています。

年齢別にみると、85～89歳の「はい」が29.3%と、他の年齢層に比べて低い割合となっています。



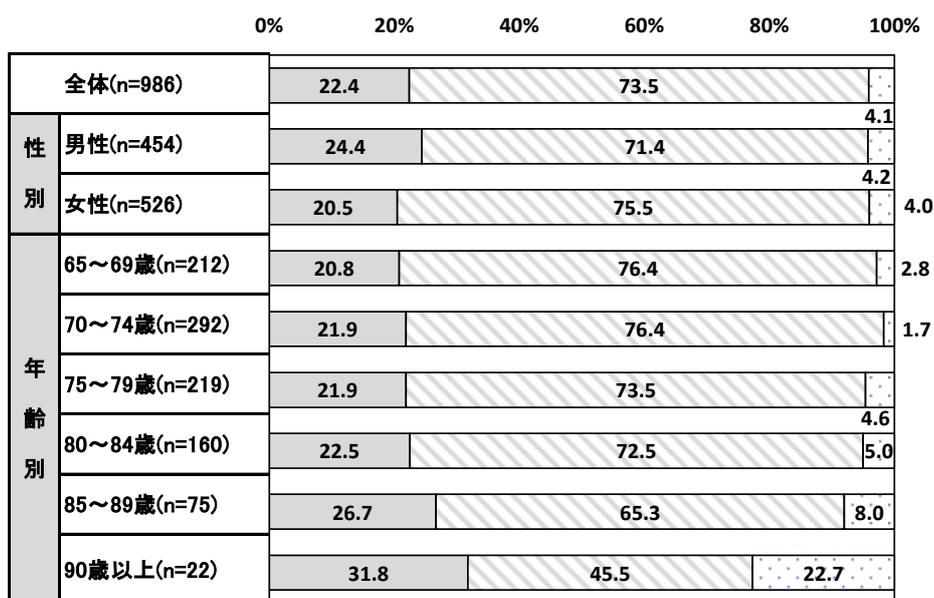
□ はい □ いいえ □ 無回答

7-4 1か月間の物事への興味

(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

1か月間で物事への興味がわかない、楽しめない感じがあったかについては、「はい」が22.4%、「いいえ」が73.5%となっています。

年齢別にみると、90歳以上では「はい」の割合が3割を超えています。



□ はい □ いいえ □ 無回答

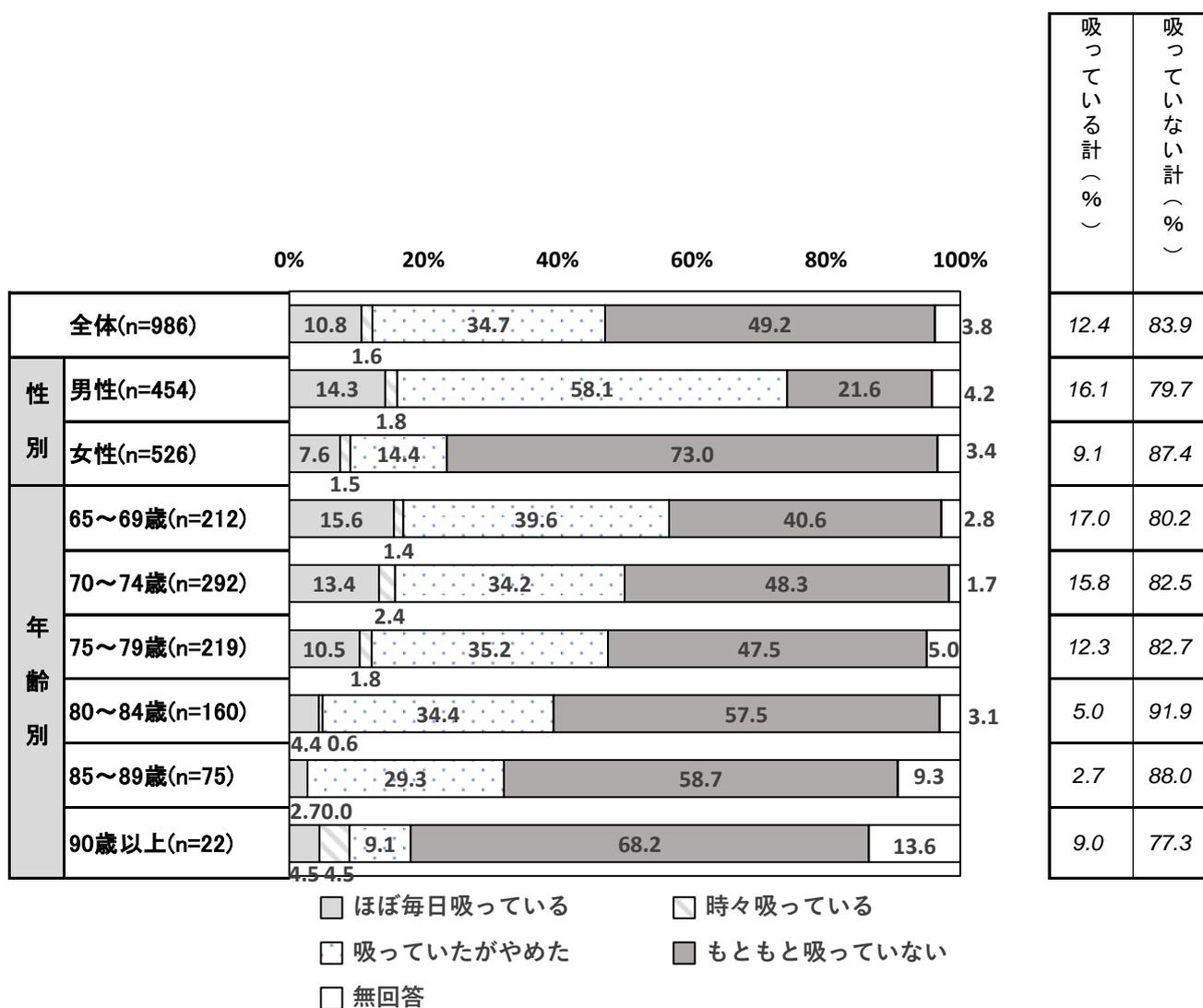
7-5 喫煙状況

(5) タバコは吸っていますか

喫煙の頻度については、「ほぼ毎日吸っている」「時々吸っている」を合わせた「吸っている(計)」は12.4%、「吸っていたがやめた」「もともと吸っていない」を合わせた「吸っていない(計)」が83.9%となっています。

性別でみると、男性の「吸っている(計)」が16.1%、女性が9.1%となっています。

年齢別にみると、90歳以上の「もともと吸っていない」が68.2%と全体に比べて高くなっています。



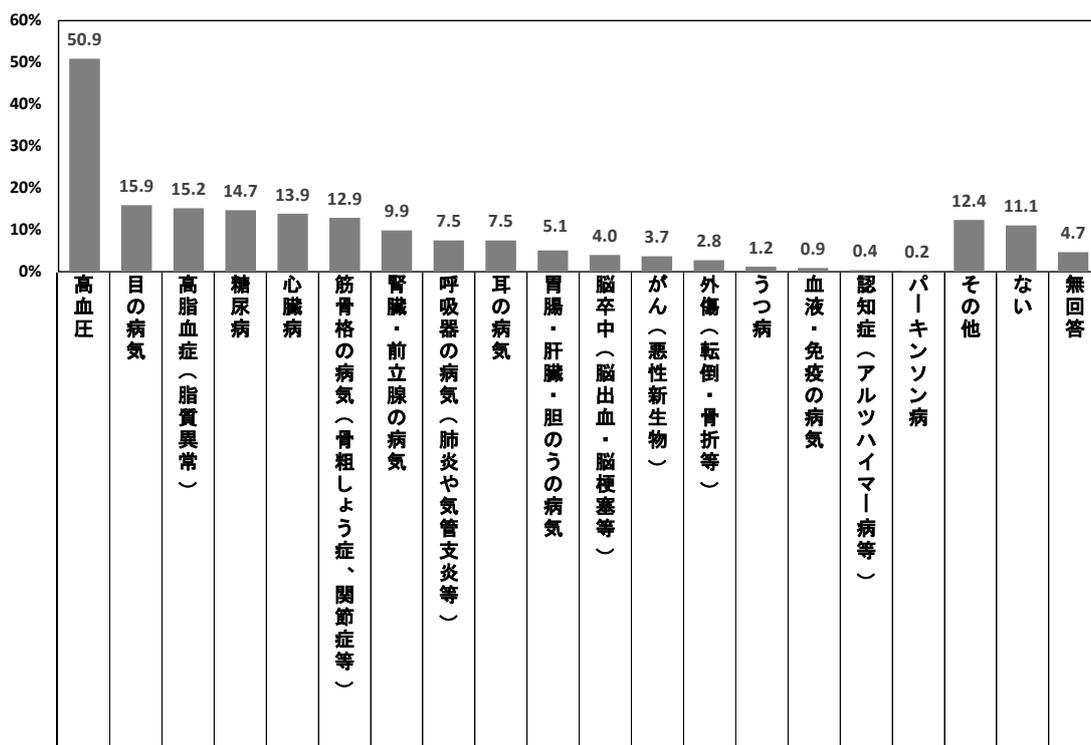
7-6 現在治療中・後遺症のある病気

(6) 現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか（いくつでも）

現在治療中・後遺症のある病気については、「高血圧」が50.9%と高く、次いで「目の病気」が15.9%、「高脂血症（脂質異常）」15.2%となっています。

性別で見ると、男性の「心臓病」が20.0%となっており、女性の8.7%を11.3ポイント上回っています。

年齢別にみると、90歳以上の「高血圧」が68.2%と全体に比べて高い割合となっています。



全体(n=986)		50.9	15.9	15.2	14.7	13.9	12.9	9.9	7.5	7.5	5.1	4.0	3.7	2.8	1.2	0.9	0.4	0.2	12.4	11.1	4.7
性別	男性(n=454)	51.3	14.8	12.8	18.9	20.0	5.7	19.2	7.7	9.0	5.1	5.9	4.2	2.4	1.1	0.2	0.4	0.4	11.7	9.9	4.2
	女性(n=526)	50.4	16.9	17.3	11.2	8.7	19.2	1.9	7.4	6.3	5.1	2.1	3.2	3.2	1.3	1.1	0.4	0.0	12.9	12.2	5.1
年齢別	65～69歳(n=212)	44.8	7.1	17.9	11.8	8.5	10.8	5.2	5.7	5.7	5.2	1.9	2.8	0.0	1.4	0.5	0.0	0.5	11.3	17.0	6.1
	70～74歳(n=292)	53.4	17.8	19.2	14.7	13.0	14.7	6.8	5.1	5.8	6.2	3.4	3.1	3.4	1.0	1.0	0.7	0.0	13.4	9.6	4.5
	75～79歳(n=219)	51.1	19.2	12.3	20.1	15.1	12.8	12.8	10.0	9.1	5.0	2.7	4.1	2.3	0.9	0.9	0.9	0.0	10.5	12.3	4.6
	80～84歳(n=160)	49.4	17.5	12.5	15.0	15.6	11.9	15.0	9.4	11.3	4.4	7.5	3.8	3.1	1.3	0.0	0.0	0.0	13.8	8.1	4.4
	85～89歳(n=75)	54.7	20.0	10.7	12.0	26.7	13.3	16.0	13.3	5.3	4.0	4.0	6.7	8.0	1.3	1.3	0.0	1.3	14.7	5.3	2.7
	90歳以上(n=22)	68.2	18.2	0.0	0.0	13.6	18.2	9.1	0.0	13.6	0.0	13.6	4.5	9.1	4.5	0.0	0.0	0.0	9.1	4.5	4.5

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

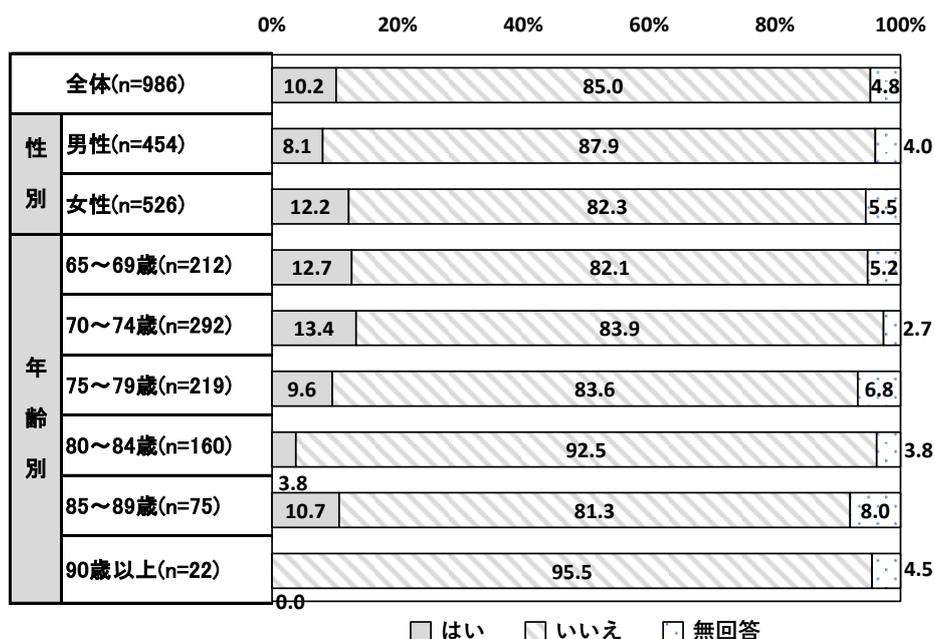
8-1 本人・家族の認知症の有無

(1) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

本人・家族の認知症の症状の有無については、「はい」が10.2%、「いいえ」が85.0%となっています。

性別でみると、男性の「はい」が8.1%、女性が12.2%となっています。

年齢別にみると、70～74歳の「はい」が13.4%と全体に比べて高くなっています。

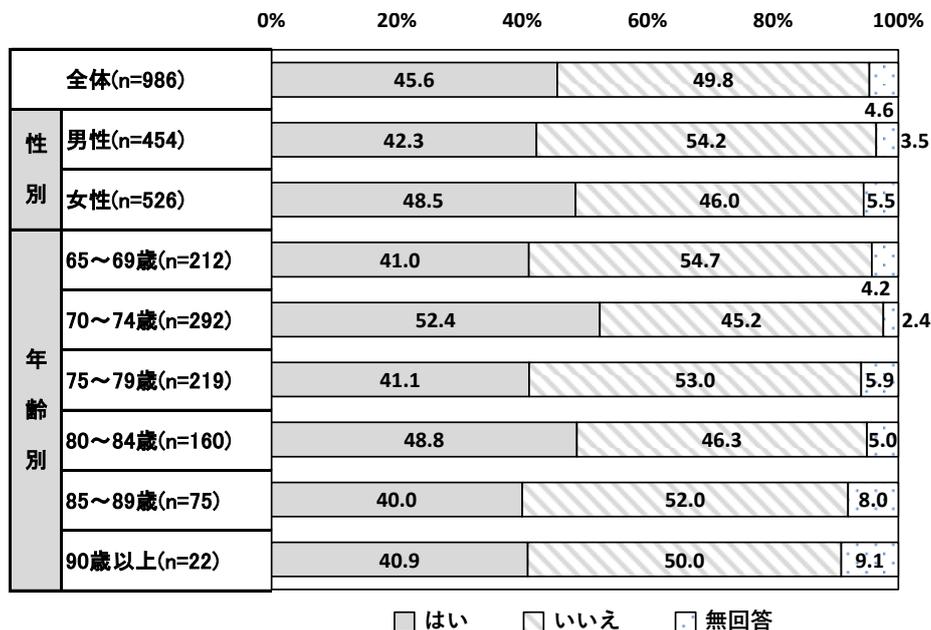


8-2 認知症に関する相談窓口

(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が45.6%、「いいえ」が49.8%となっています。

年齢別にみると、70～74歳の「はい」が52.4%と、全体に比べて高くなっています。



《高齢者のリスク判定分析》

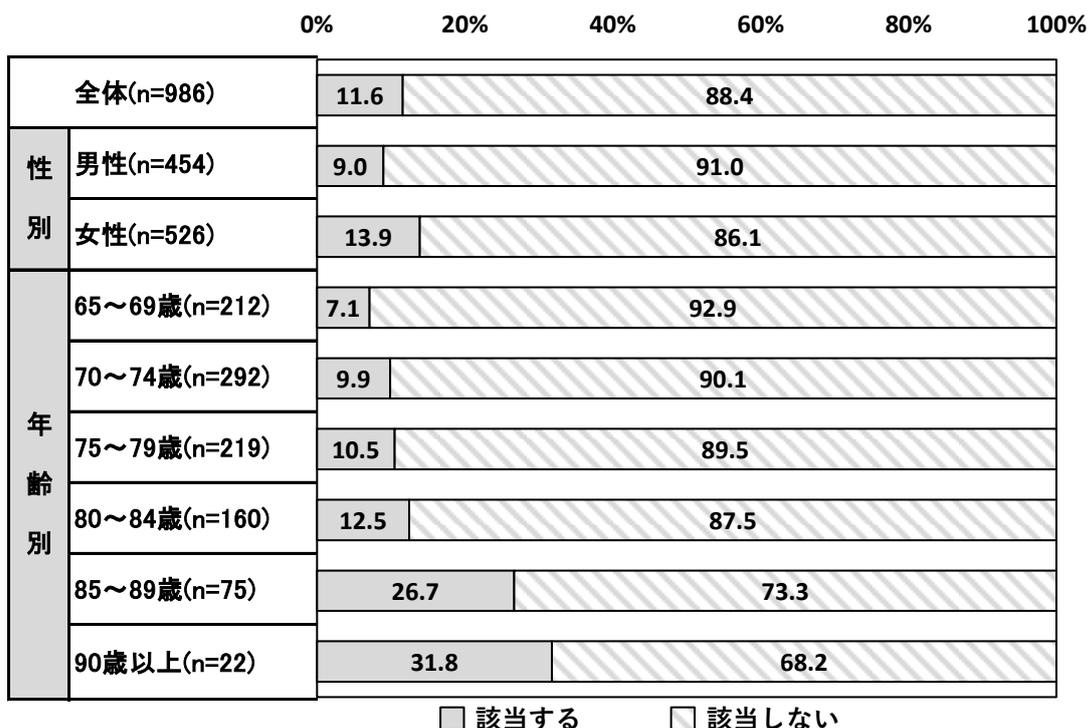
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答をもとに、国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」（以下「国の手引き」とします）に基づき、要介護状態になるリスクについて判定を行いました。

1. 運動器機能の低下

「国の手引き」に基づき、5項目のうち3項目以上に該当する場合、「運動器機能の低下リスクのある」高齢者と判定しました。

問番号	設問	該当する選択肢
問 2(1)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3. できない
問 2(2)	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3. できない
問 2(3)	15分位続けて歩いていますか。	3. できない
問 2(4)	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある
問 2(5)	転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である

運動機能の低下者については、「該当する」が11.6%、「該当しない」が88.4%となっています。性別でみると、女性の「該当する」が13.9%と全体に比べて高くなっています。年齢別にみると、90歳以上の「該当する」が31.8%と3割を超えています。



2. 転倒リスク

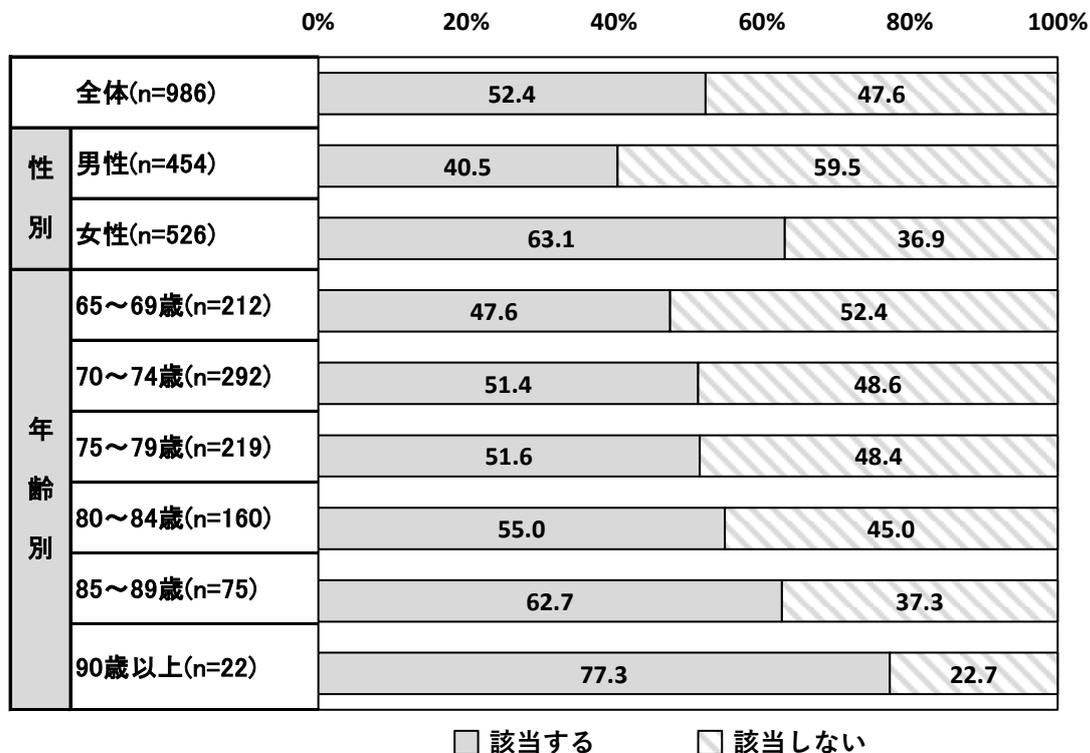
「国の手引き」に基づき、下記項目に該当する場合、「転倒リスクがある」高齢者と判定しました。

問番号	設問	該当する選択肢
問 2(4)	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある

転倒リスクについては、「該当する」が52.4%、「該当しない」が47.6%となっています。

性別でみると、男性の「該当する」が40.5%に対して、女性が63.1%と22.6ポイント上回っています。

年齢別でみると、年齢が上がるに従って「該当する」の割合が高くなっていき、90歳以上では7割を超えています。



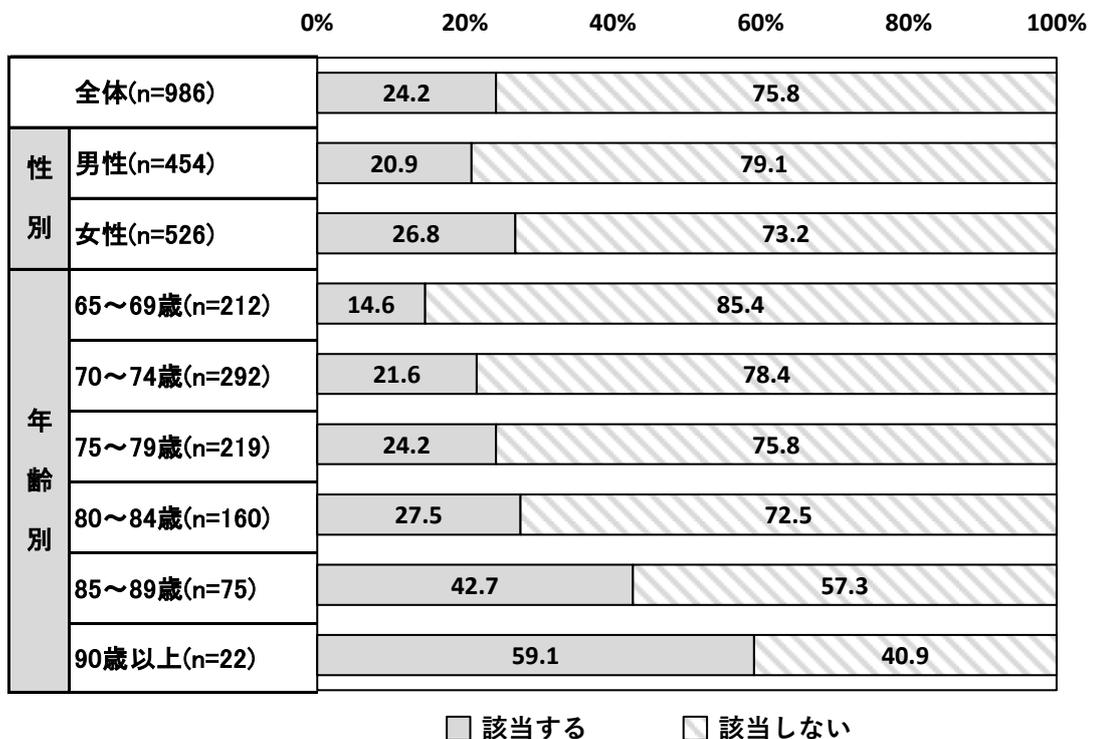
3. 閉じこもり傾向

「国の手引き」に基づき、下記項目に該当する場合、「閉じこもり傾向がある」高齢者と判定しました。

問番号	設問	該当する選択肢
問 2(6)	週に1回以上は外出していますか。	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

閉じこもり傾向については、「該当する」が 24.2%、「該当しない」が 75.8%となっています。性別でみると、男性の「該当する」20.9%、女性が 26.8%となっています。

年齢別でみると、85～89歳と90歳以上の「該当する」がそれぞれ 42.7%、59.1%と全体に比べて高くなっています。



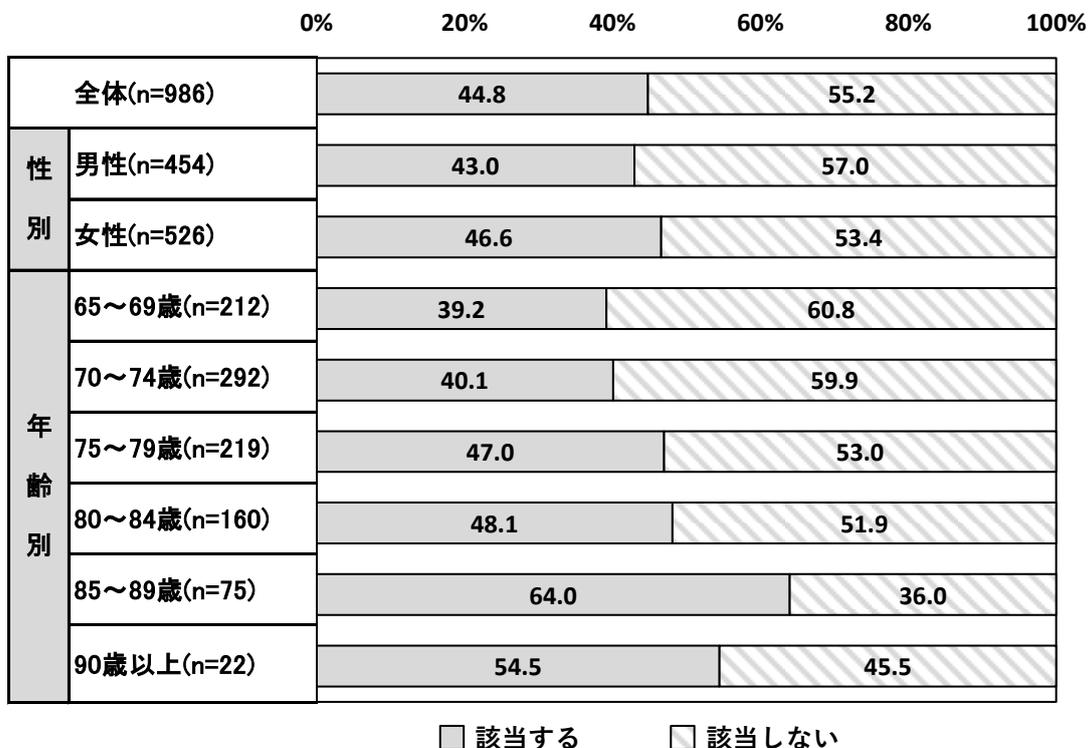
4. 認知機能の低下

「国の手引き」に基づき、下記項目に該当する場合を「認知機能の低下がみられる」高齢者と判定しました。

問番号	設問	該当する選択肢
問 4(1)	物忘れが多いと感じますか。	1. はい

認知機能の低下については、「該当する」が 44.8%、「該当しない」が 55.2%となっています。性別でみると、女性の「該当する」が 46.6%と全体に比べて高くなっています。

年齢別にみると、85～89歳の「該当する」が 64.0%と他の年齢層に比べて高い割合となっています。



5. IADL（手段的自立度）の低下

IADLは、日常生活を送る上で必要な動作のうち、「家事全般（買物や食事の用意等）」や、「外出して乗り物に乗ること」、「金銭管理等」の動作を指し項目ごとの自立度で評価します。

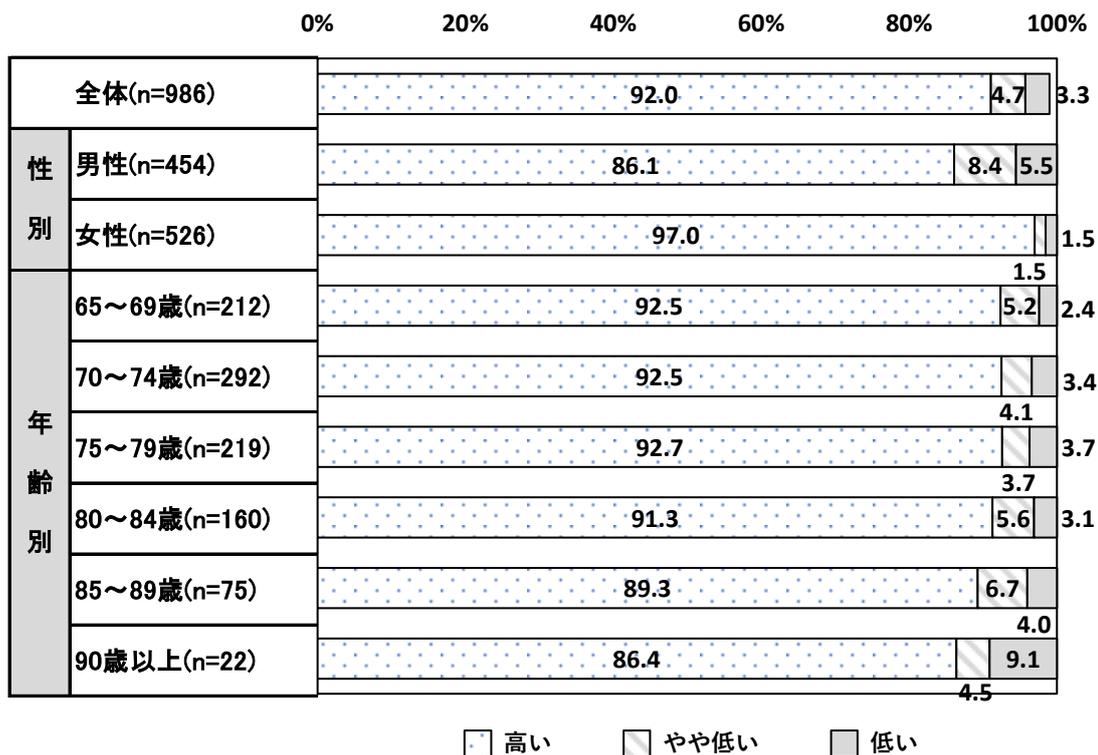
本調査では「老研式活動能力指標」に基づき、各項目を点数化し、その合計で自立度が「高い（5点）」、「やや低い（4点）」、「低い（3点以下）」と分類し集計を行っています。

このうち、「低い（3点以下）」に該当した場合、手段的自立度（IADL）の低下者（3点以下）と判定しました。

設問番号	設問内容	該当選択肢	点数
問 4(4)	バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）	1. できるし、している 2. できるけどしていない	1点
問 4(5)	自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない	1点
問 4(6)	自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない	1点
問 4(7)	自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない	1点
問 4(8)	自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない	1点

IADLの低いでは、「高い」が92.0%、「やや低い」4.7%、「低い」が3.3%となっています。性別でみると、男性の「低い」が5.5%、女性が1.5%となっています。

年齢別にみると、90歳以上では「低い」が9.1%と全体に比べて高い割合となっています。



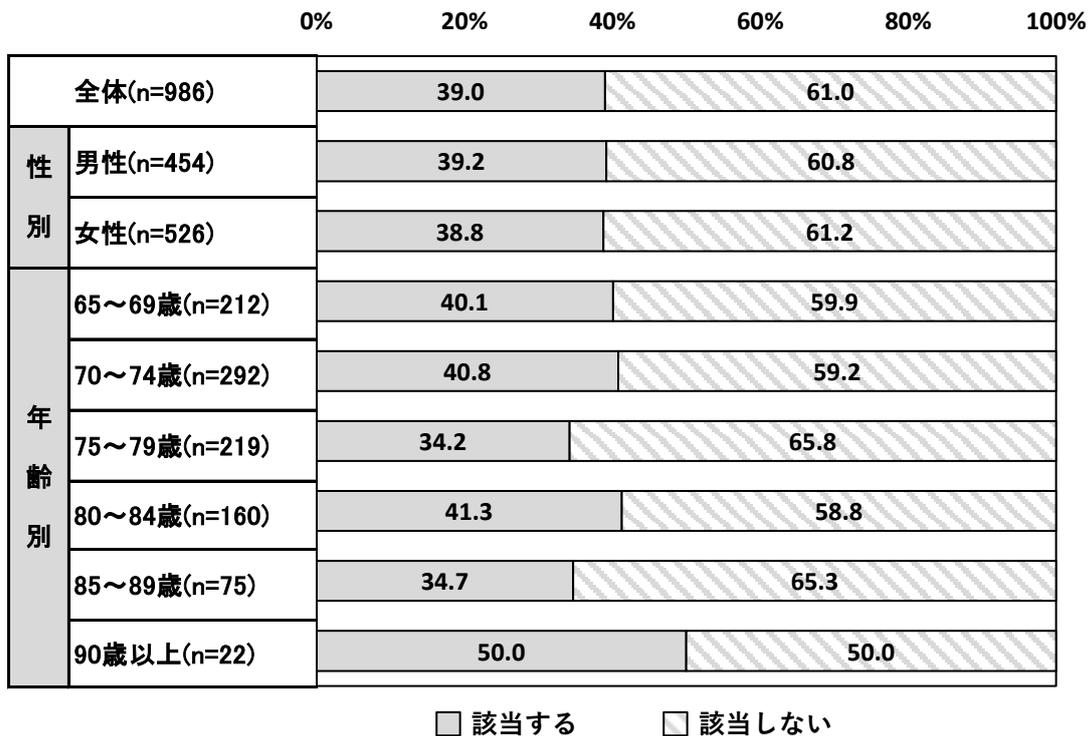
6. うつ傾向

「国の手引き」に基づき、2項目のうち1項目以上に該当する場合を「うつ」のリスク該当者と判定しました。

問番号	設問	該当する選択肢
問 7(3)	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい
問 7(4)	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1. はい

うつ傾向については、「該当する」が39.0%、「該当しない」が61.0%となっています。性別でみると、男性と女性で顕著な差はみられません。

年齢別にみると、「該当する」の割合がすべての年齢層において3割を超えており、90歳以上においては半数の人が「うつ傾向」にあるという結果になっています。



参考資料（調査票）

【調査票】

第9期

介護予防・日常生活圏域二一ス調査 【調査票】

- 調査票を記入する際は、各項目で該当する数字に○をつけてください。
- 調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、
5月29日(月)までに投函してください。

記入日	令和	年	月	日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。				
1. あて名のご本人が記入				
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄)				
3. その他				

介護福祉課
介護保険係・介護認定係

個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護および活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。

なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【個人情報の保護および活用目的について】

- この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。本調査で得られた情報につきましては、砂川市による介護保険事業計画策定の目的以外には利用いたしません。また当該情報については、市役所内で適切に管理いたします。
- ただし、介護保険事業計画策定時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する市町村外のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析するなど、個人が識別されない形で利用することがあります。

あなたのご家族や生活状況について

(1) 家族構成をお教えてください

1. 1人暮らし 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) 4. 息子・娘との2世帯
5. その他

(2) あなたは、普通の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

1. 介護・介助は必要ない 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
3. 現在、何らかの介護・介助を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)

【(2)において「3. 現在、何らかの介護・介助を受けている」の方のみ】
②主にどなたの介護・介助を受けていますか(いくつでも)

1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者
5. 孫(19歳以上) 6. 孫(18歳以下) 7. 介護サービスのヘルパー
8. 兄弟・姉妹 9. その他()

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 大変苦しい 2. やや苦しい 3. ふつう
4. ややゆとりがある 5. 大変ゆとりがある

問2 からだを動かすことについて

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(3) 1日のうち15分位続けて歩くことをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか

1. 2度以上ある 2. 1度ある 3. ない

(5) 転倒に対する不安は大きいですか

1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない
4. 不安でない

(6) 週に1回以上は外出していますか

1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2~4回 4. 週5回以上

(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

1. とても減っている 2. 減っている
3. あまり減っていない 4. 減っていない

問6 たすけあいについて あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします		
(1) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)		
1. 配偶者	2. 同居の子ども	3. 別居の子ども
4. 兄弟姉妹・親戚・親	5. 孫	6. 近隣
7. 友人	8. その他()	9. そのような人はいない
(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(いくつでも)		
1. 配偶者	2. 同居の子ども	3. 別居の子ども
4. 兄弟姉妹・親戚・親	5. 孫	6. 近隣
7. 友人	8. その他()	9. そのような人はいない
(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)		
1. 配偶者	2. 同居の子ども	3. 別居の子ども
4. 兄弟姉妹・親戚・親	5. 孫	6. 近隣
7. 友人	8. その他()	9. そのような人はいない
(4) 反対に、看病や世話をしてあげる人(いくつでも)		
1. 配偶者	2. 同居の子ども	3. 別居の子ども
4. 兄弟姉妹・親戚・親	5. 孫	6. 近隣
7. 友人	8. その他()	9. そのような人はいない

(5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください(いくつでも)		
1. 自治会・町内会・老人クラブ	2. 社会福祉協議会・民生委員	
3. ケアマネジャー	4. 医師・歯科医師・看護師	
5. 地域包括支援センター・役所	6. その他	
7. そのような人はいない		
(6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。		
1. 毎日ある	2. 週に何度かある	3. 月に何度かある
4. 年に何度かある	5. ほとんどない	
(7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。同じ人には何度会っても1人と数えることとします。		
1. 0人(いない)	2. 1~2人	3. 3~5人
4. 6~9人	5. 10人以上	
(8) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか。(いくつでも)		
1. 近所・同じ地域の人	2. 幼なじみ	3. 学生時代の友人
4. 仕事での同僚・元同僚	5. 趣味や関心が同じ友人	
6. ボランティア等の活動での友人		
7. その他	8. いない	

問7 健康について		
(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか		
1. とてもよい	2. まあよい	3. あまりよくない
4. よくない		
(2) あなたは、現在どの程度幸せですか (「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)		
とても不幸		とても幸せ
0点	1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点 8点 9点	10点
(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか		
1. はい	2. いいえ	
(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか		
1. はい	2. いいえ	
(5) タバコは吸っていますか		
1. ほぼ毎日吸っている	2. 時々吸っている	3. 吸っていたがやめた
4. もともと吸っていない		

(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか(いくつでも)		
1. ない	2. 高血圧	3. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等)
4. 心臓病	5. 糖尿病	6. 高脂血症(脂質異常)
7. 呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)	8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気	
9. 腎臓・前立腺の病気	10. 筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)	
11. 外傷(転倒・骨折等)	12. がん(悪性新生物)	13. 血液・免疫の病気
14. うつ病	15. 認知症(アルツハイマー病等)	16. パーキンソン病
17. 目の病気	18. 耳の病気	19. その他()

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について		
(1) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか		
1. はい	2. いいえ	
(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか		
1. はい	2. いいえ	

■■■■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました■■■■

4 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」 報告書

令和6年3月
砂川市

第1章【調査の実施概要】

1. 調査の目的

本調査は、砂川市において令和6年度～令和8年度を期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の適切な在宅生活の継続や、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

2. 調査の対象・調査方法

対象は、「住民基本台帳」から65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない在宅生活者を無作為に抽出。調査票の送付・回収は郵送による。

3. 調査期間・回収率

調査期間	配布数	回収数	回収率
令和5年4月25日～5月29日	950件	517件	54.4%

4. 留意事項

- (1) 調査数（ n =number of cases）は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示します。
- (2) 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しており、単一回答形式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると100.0%を超えます。
- (3) 調査数（ n ）が少数の場合、統計上の回答構成比の信頼性が低いため、文章中の分析を省略している場合があります。
- (4) 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。
- (5) クロス集計結果のグラフや表においては、無回答の分析軸を掲載していないことから、分析軸の調査数（ n ）を合計しても全体の調査数（ n ）にならない場合があります。

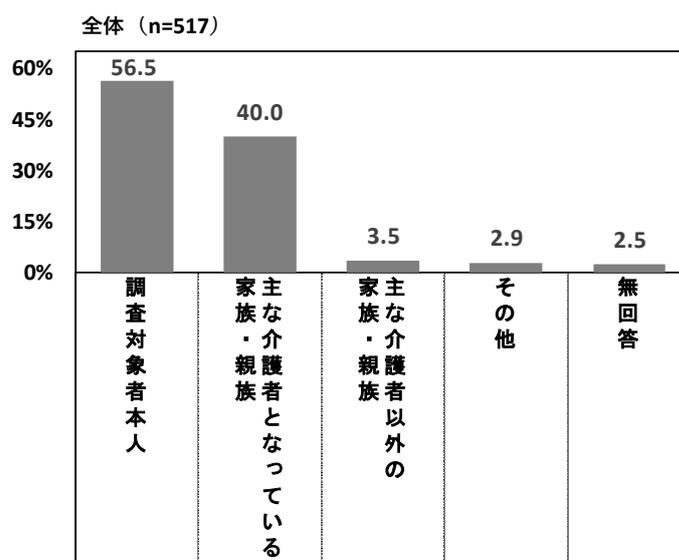
第2章 調査結果

A票 調査対象者本人について

1-1 記入者

問1 現在、この調査票にご回答を頂いているのは、どなたですか（複数回答可）

記入者については、「あて名のご本人が記入」が56.5%を占めています。



1-2 世帯類型

問2 世帯類型について、ご回答ください（1つを選択）

世帯類型については、全体では「単身世帯」が37.1%、「夫婦のみ世帯」が32.5%となっています。

性別でみると、女性の「単身世帯」が45.1%と、男性の21.1%に比べ24ポイント高くなっています。

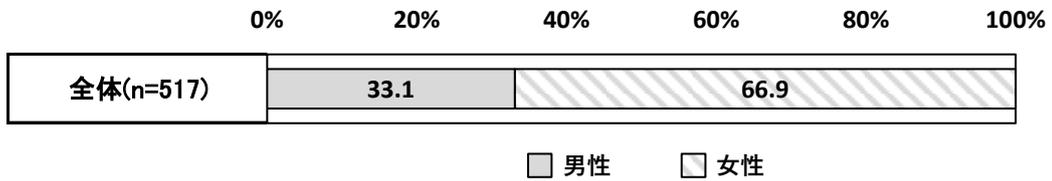


□ 単身世帯 □ 夫婦のみ世帯 □ その他 ■ 無回答

1-3 性別

問3 ご本人の性別について、ご回答ください（1つを選択）

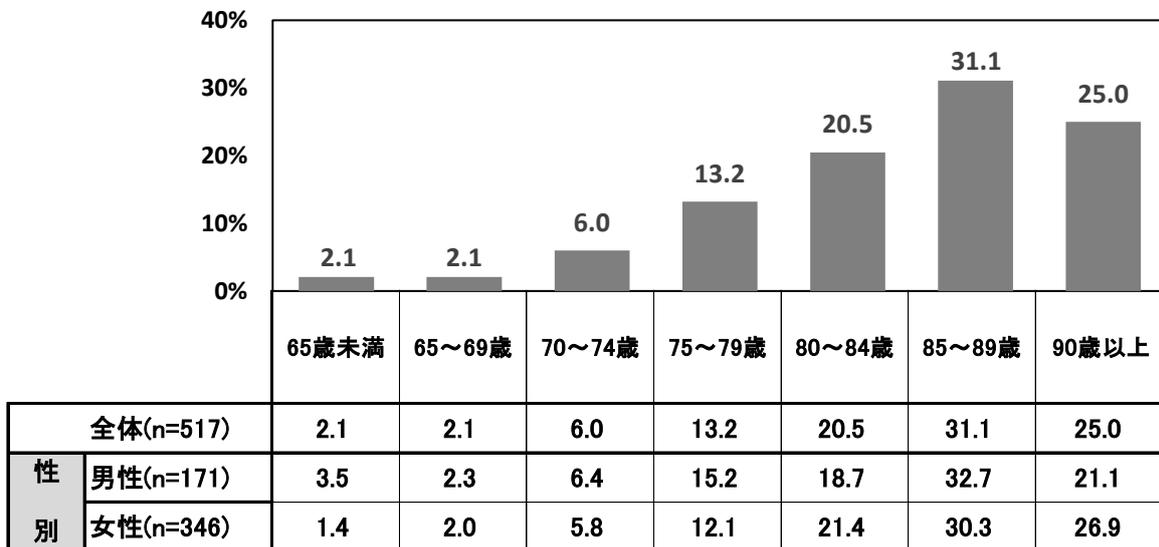
性別については、「男性」が33.1%、女性が66.9%となっています。



1-4 年齢

問4 ご本人の年齢について、ご回答ください（1つを選択）

年齢については、「85～89歳」が31.1%で最も高く、次いで「90歳以上」が25.0%、「80～84歳」が20.5%、「75～79歳」が13.2%となっています。



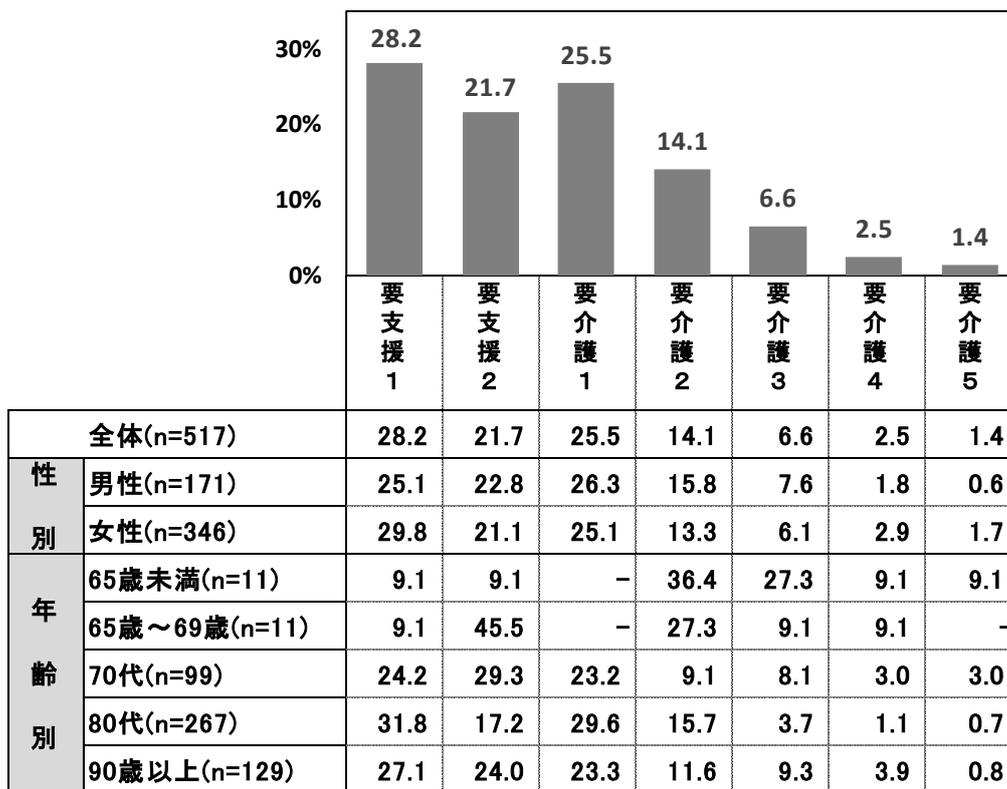
1-5 要介護度

問5 ご本人の要介護度について、ご回答ください（1つを選択）

要介護度については、「要支援1」が28.2%で最も高く、次いで「要介護1」が25.5%、「要支援2」が21.7%、「要介護2」が14.1%となっています。

性別で見ると、「要支援1」は男性が25.1%であるのに対し、女性は29.5%と4.4ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、80代の「要支援1」は31.8%と他の年代に比べ高くなっています。



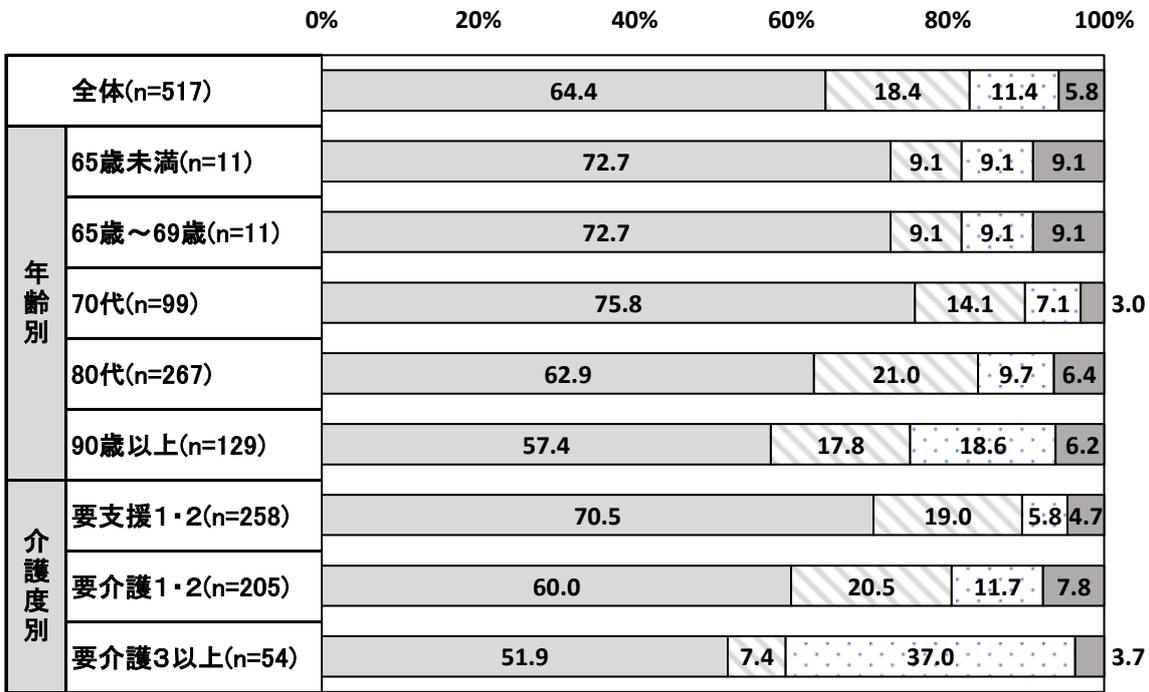
1-6 施設等への入所・入居の検討状況

問6 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つを選択）

施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が64.4%、「入所・入居を検討している」が18.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が11.4%となっています。

年齢別でみると、「入所・入居を検討している」は80代で21.0%と他の年代に比べ高くなっています。

介護度別でみると、「すでに入所・入居申し込みをしている」は要介護3以上で37.0%と全体に比べ25ポイント以上高くなっています。



- 入所・入居は検討していない
- 入所・入居を検討している
- すでに入所・入居申し込みをしている
- 無回答

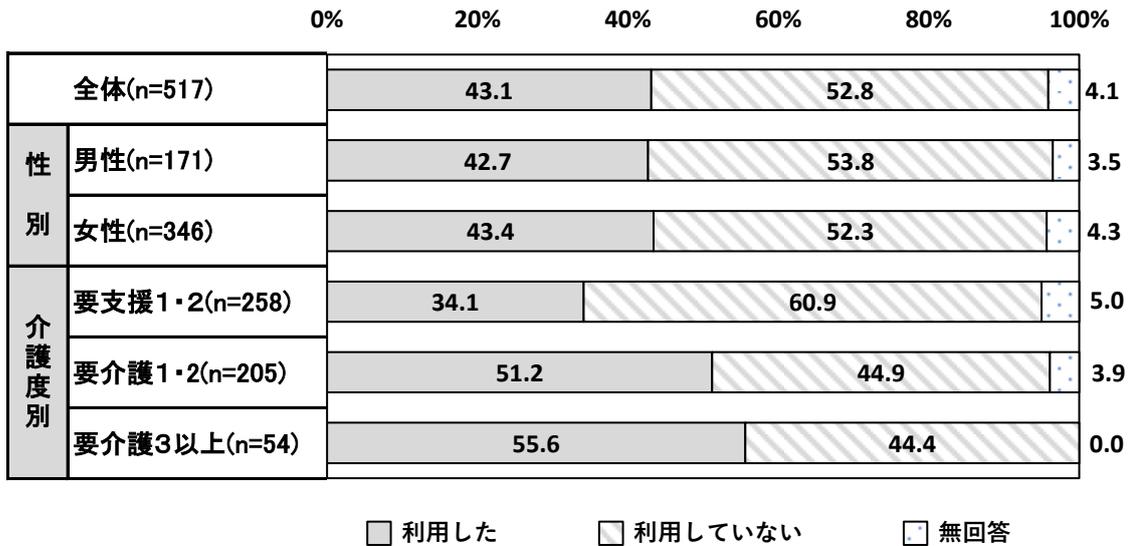
1-7 介護保険サービスの利用有無

問7 令和5年5月の1か月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しましたか(1つを選択)

介護保険サービスの利用有無については、「利用した」が43.1%、「利用していない」が52.8%となっています。

性別でみると、男女とも「利用した」は4割を超えています。

要介護度別でみると、「利用した」は介護度が上がるにつれ増加傾向となっており、要介護3以上では5割台半ばとなっています。



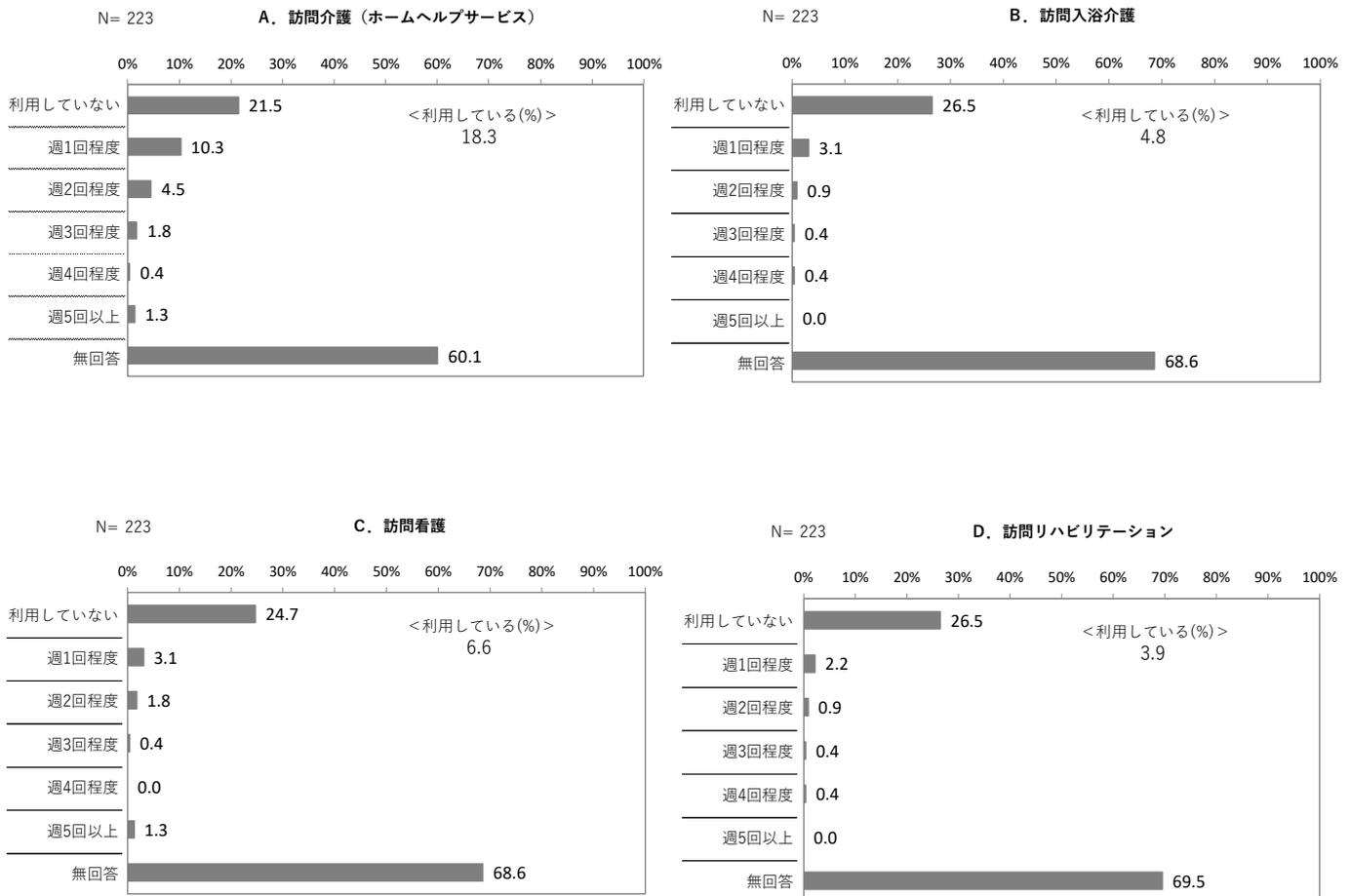
1-8 介護保険サービスの1週間あたりの利用状況

令和5年5月の1か月間の利用状況をご回答ください。(それぞれ1つに○)。

※回答条件：問7で「利用した」と回答した人

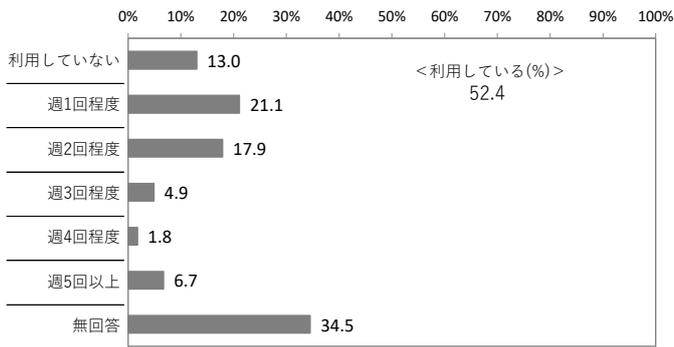
○現在利用している介護保険サービス

現在利用している介護保険サービスの利用率については、「A. 訪問介護(ホームヘルプサービス)」が18.3%、「B. 訪問入浴介護」が4.8%、「C. 訪問看護」が6.6%、「D. 訪問リハビリテーション」が3.9%、「E. 通所介護(デイサービス)」が52.4%、「F. 通所リハビリテーション(デイケア)」が17.5%、「G. 夜間対応型訪問介護」が0.4%、「H. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が2.7%、「I. 小規模多機能型居宅介護」が3.1%、「J. 看護小規模多機能型居宅介護」が0.9%、「K. ショートステイ」が12.1%、「L. 居宅療養管理指導」が3.5%となっています。



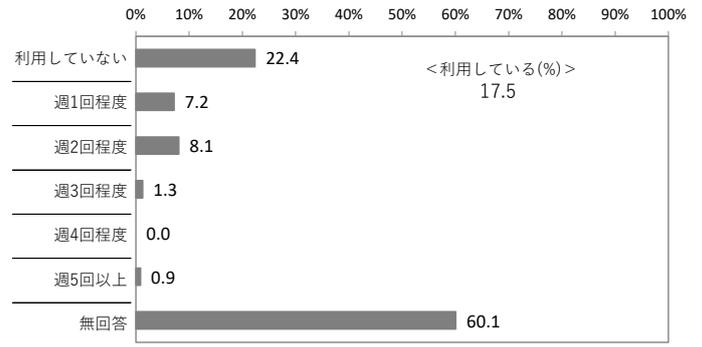
N= 223

E. 通所介護（デイサービス）



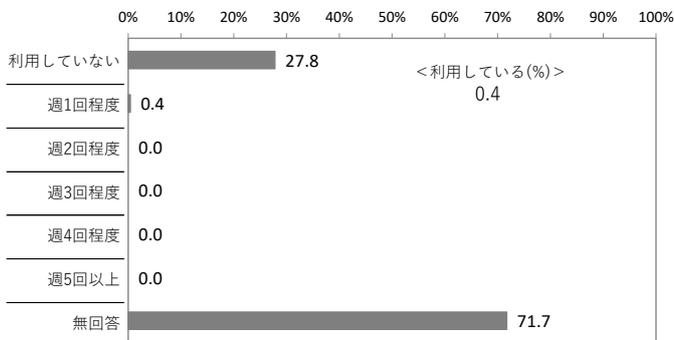
N= 223

F. 通所リハビリテーション（デイケア）



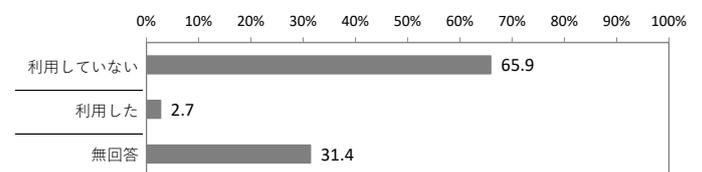
N= 223

G. 夜間対応型訪問介護（※訪問のあった回数を回答）



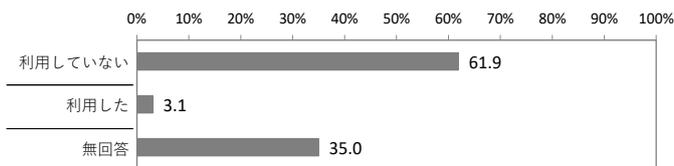
N= 223

H. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



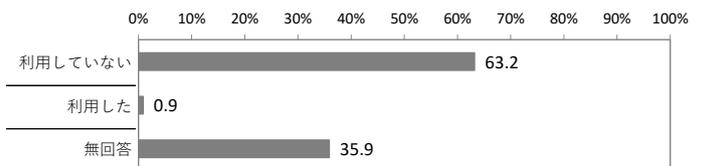
N= 223

I. 小規模多機能型居宅介護



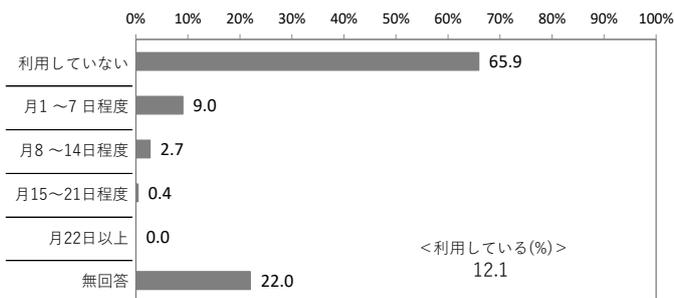
N= 223

J. 看護小規模多機能型居宅介護



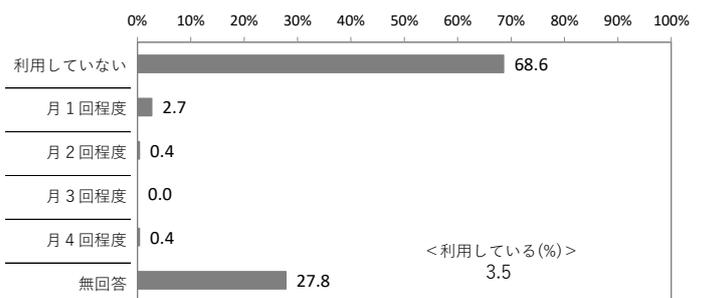
N= 223

K. ショートステイ



N= 223

L. 居宅療養管理指導



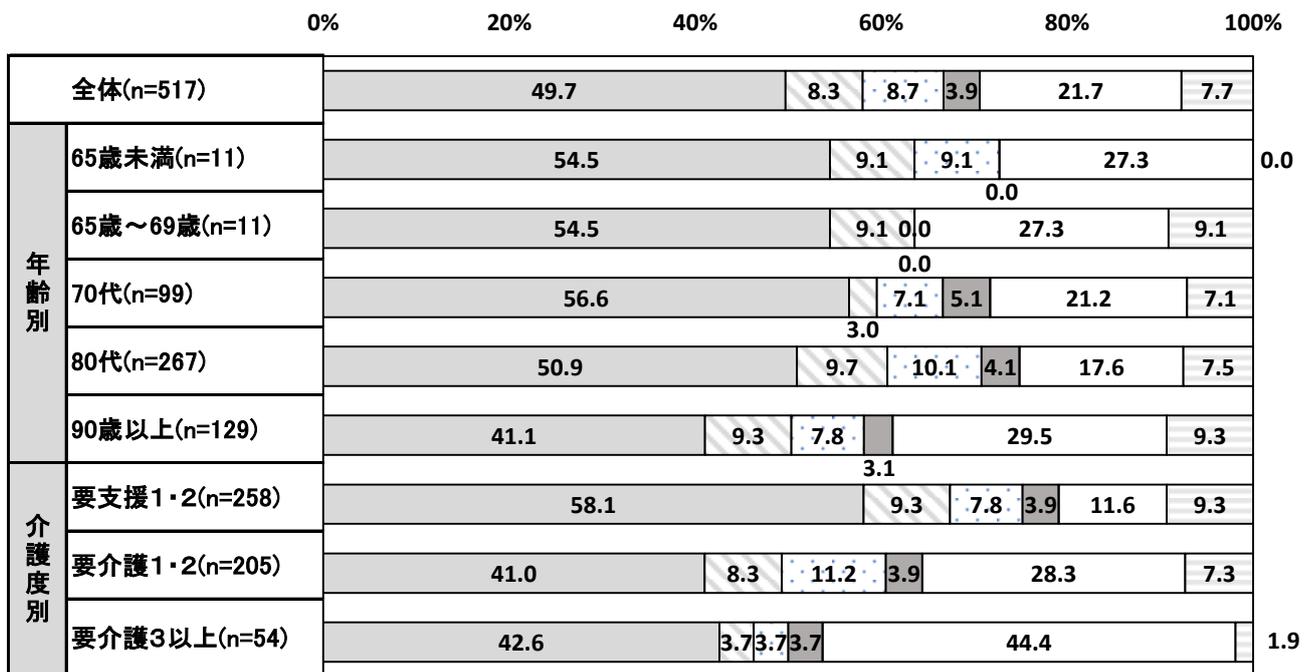
1-9 家族や親族からの介護の頻度

問9 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）（1つを選択）

家族や親族からの介護の頻度については、「ない」が49.7%で最も高く、次いで「ほぼ毎日ある」が21.7%、「週に1～2日ある」が8.7%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が8.3%となっています。

年齢別でみると、「ほぼ毎日ある」は90歳以上で29.5%と他の年代に比べ高くなっています。

要介護度別でみると、要介護3以上の「ほぼ毎日ある」は44.4%と全体に比べ20ポイント以上高くなっています。



- ない
- 家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない
- 週に1～2日ある
- 週に3～4日ある
- ほぼ毎日ある
- 無回答

B票 主な介護者について

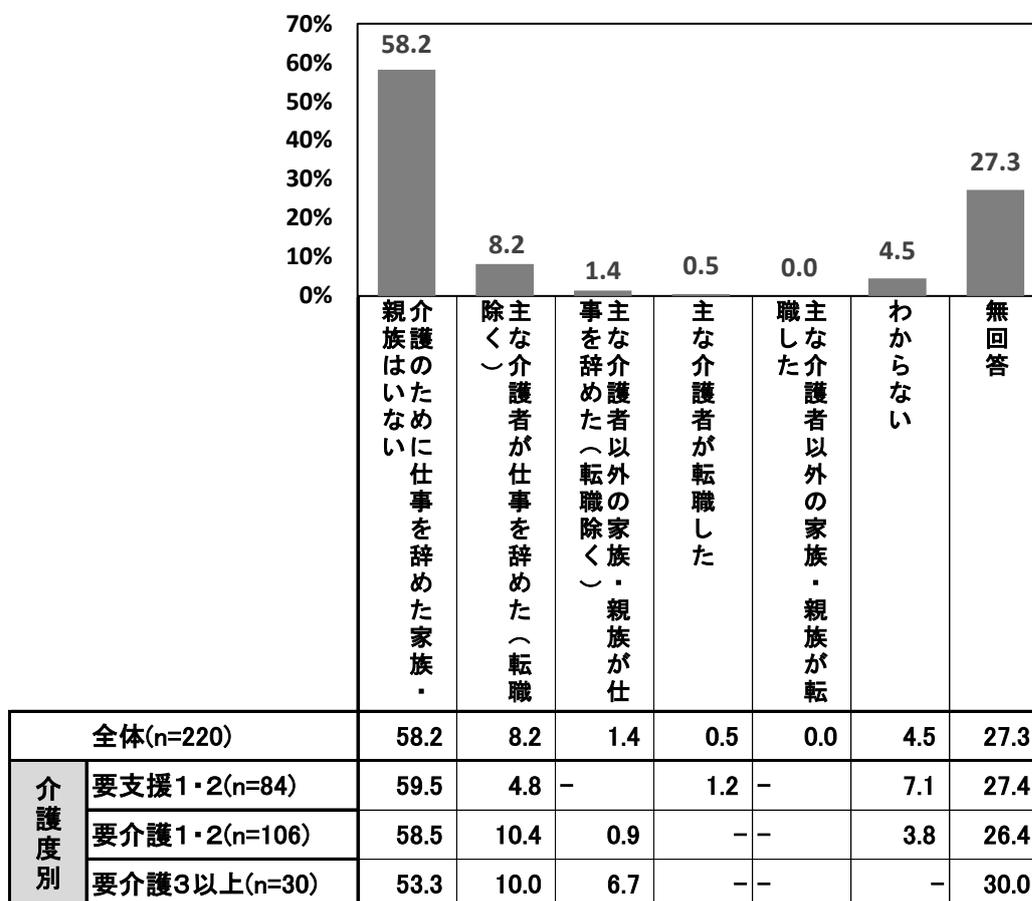
※ B票はご家族等からの介護が「ある」と回答した方が対象となります。

2-1 過去1年間の介護を理由とした離職

問1 ご家族やご親族の中で、ご本人様（認定調査対象者様）の介護を主な理由として、過去1年間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）

過去1年間の介護を理由とした離職については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が58.2%で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が8.2%となっています。

介護度別でみると、要介護1・2以上では1割の方が「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答しています。

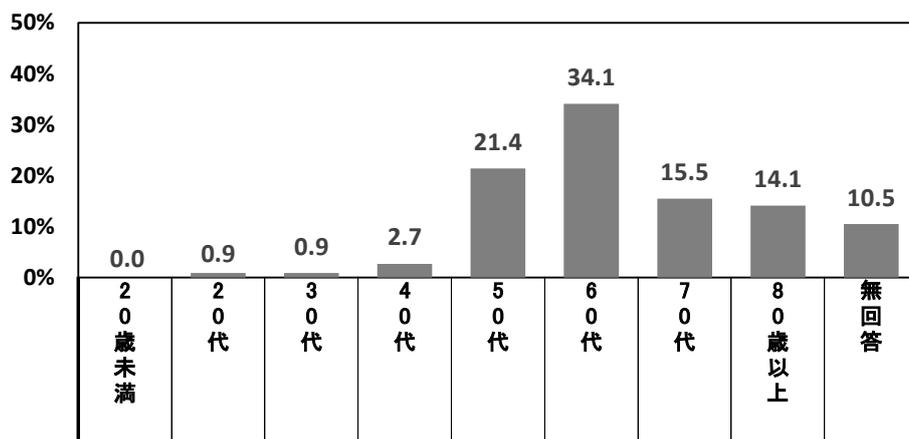


2-2 介護者の年齢

問2 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください（1つを選択）

主な介護者の年齢は、「60代」が34.1%で最も高く、次いで「50代」が21.4%、70代が15.5%、「80代」が14.1%となっています。

勤務形態別でみると、「60代」の「パートタイムで働いている」は5割を超えています。



		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
全体(n=220)		-	0.9	0.9	2.7	21.4	34.1	15.5	14.1	10.5
勤務形態別	フルタイムで働いている(n=37)	-	-	-	5.4	40.5	43.2	8.1	2.7	-
	パートタイムで働いている(n=48)	-	-	-	2.1	27.1	54.2	14.6	-	2.1
	働いていない(n=97)	-	2.1	1.0	2.1	16.5	28.9	21.6	21.6	6.2

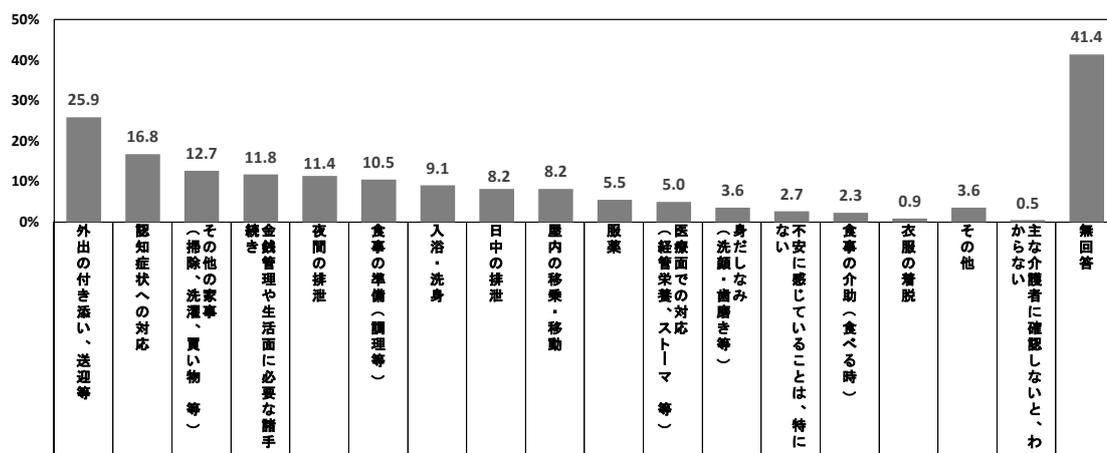
2-3 介護者が不安に感じる介護内容

問3 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

介護者が不安に感じる介護内容については、「外出の付き添い、送迎等」が25.9%で最も高く、次いで「認知症状への対応」が16.8%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が12.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が11.8%となっています。

介護度別でみると、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」は要支援1・2で21.4%と全体に比べ8.7ポイント高くなっています。

勤務形態別でみると、「パートタイムで働いている」の「外出の付き添い、送迎等」は4割を超えています。



	外出の付き添い、送迎等	認知症状への対応	その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	夜間の排泄	食事の準備（調理等）	入浴・洗身	日中の排泄	屋内の移乗・移動	服薬	医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）	身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	不安に感じていることは、特に	食事の介助（食べる時）	衣服の着脱	その他	主な介護者に確認しないと、わからない	無回答
全体(n=220)	25.9	16.8	12.7	11.8	11.4	10.5	9.1	8.2	8.2	5.5	5.0	3.6	2.7	2.3	0.9	3.6	0.5	41.4
介護度別																		
要支援1・2(n=84)	26.2	9.5	21.4	13.1	7.1	14.3	6.0	2.4	8.3	3.6	4.8	3.6	1.2	-	-	3.6	1.2	44.0
要介護1・2(n=106)	27.4	21.7	8.5	13.2	13.2	7.5	11.3	8.5	6.6	6.6	5.7	2.8	2.8	2.8	1.9	3.8	-	39.6
要介護3以上(n=30)	20.0	20.0	3.3	3.3	16.7	10.0	10.0	23.3	13.3	6.7	3.3	6.7	6.7	6.7	-	3.3	-	40.0
勤務形態別																		
フルタイムで働いている(n=37)	21.6	24.3	10.8	13.5	13.5	13.5	5.4	10.8	8.1	8.1	5.4	5.4	2.7	2.7	-	2.7	2.7	32.4
パートタイムで働いている(n=48)	41.7	20.8	14.6	12.5	8.3	18.8	14.6	8.3	4.2	12.5	-	6.3	-	2.1	2.1	2.1	-	29.2
働いていない(n=97)	23.7	16.5	11.3	13.4	15.5	8.2	10.3	9.3	11.3	3.1	8.2	3.1	5.2	3.1	1.0	4.1	-	40.2

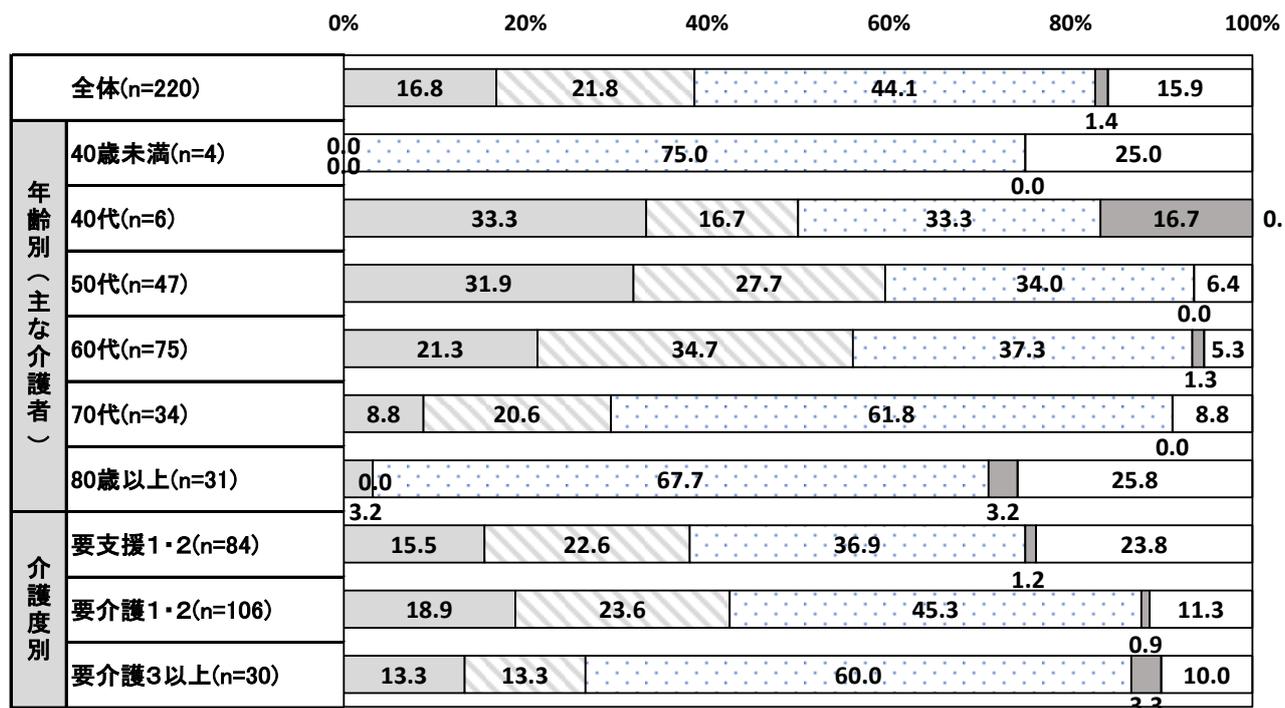
2-4 介護者の勤務形態

問4 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つを選択）

介護者の勤務形態については、「働いていない」が 44.1%、「パートタイムで働いている」が 21.8%、「フルタイムで働いている」が 16.8%となっています。

年齢別でみると、60代の「パートタイムで働いている」は 34.7%と他の年代に比べ高くなっています。

介護度別でみると、「働いていない」は要介護3以上で 60.0%と全体に比べ約 16ポイント高くなっています。



- フルタイムで働いている
- パートタイムで働いている
- 働いていない
- 主な介護者に確認しないと、わからない
- 無回答

2-5 介護者の働き方調整

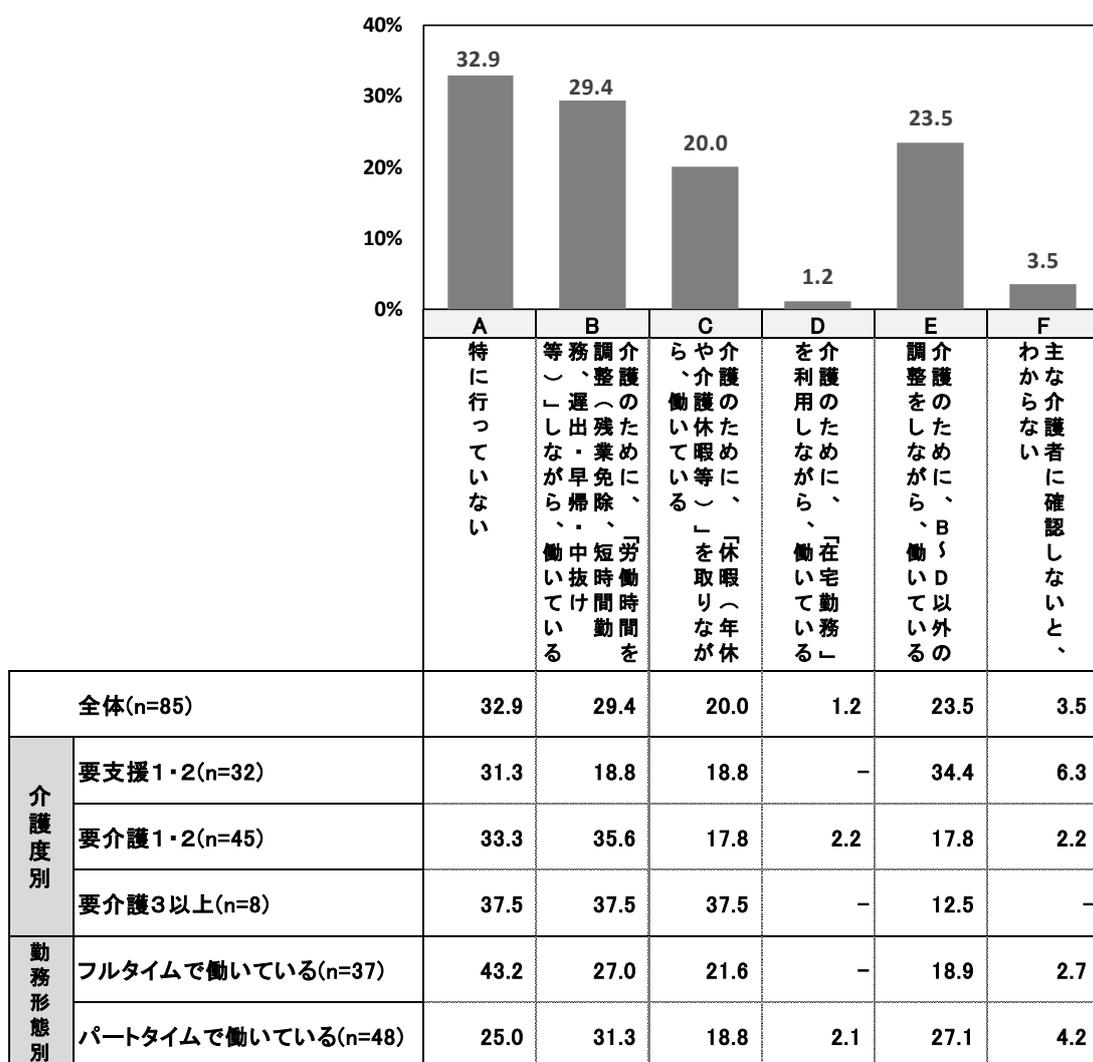
問5 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか
(複数選択可)

※回答条件：問4で「フルタイム働いている」・「パートタイムで働いている」と回答した人

主な介護者の働き方調整については、「特に行っていない」が32.9%で最も高く、次いで「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」が29.4%、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」が20.0%となっています。

介護度別にみると、要支援1・2の「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」は18.8%と、全体に比べ10ポイント以上低くなっています。

勤務形態別でみると、フルタイムで働いているの「特に行っていない」は4割を超えています。



2-6 仕事と介護の両立

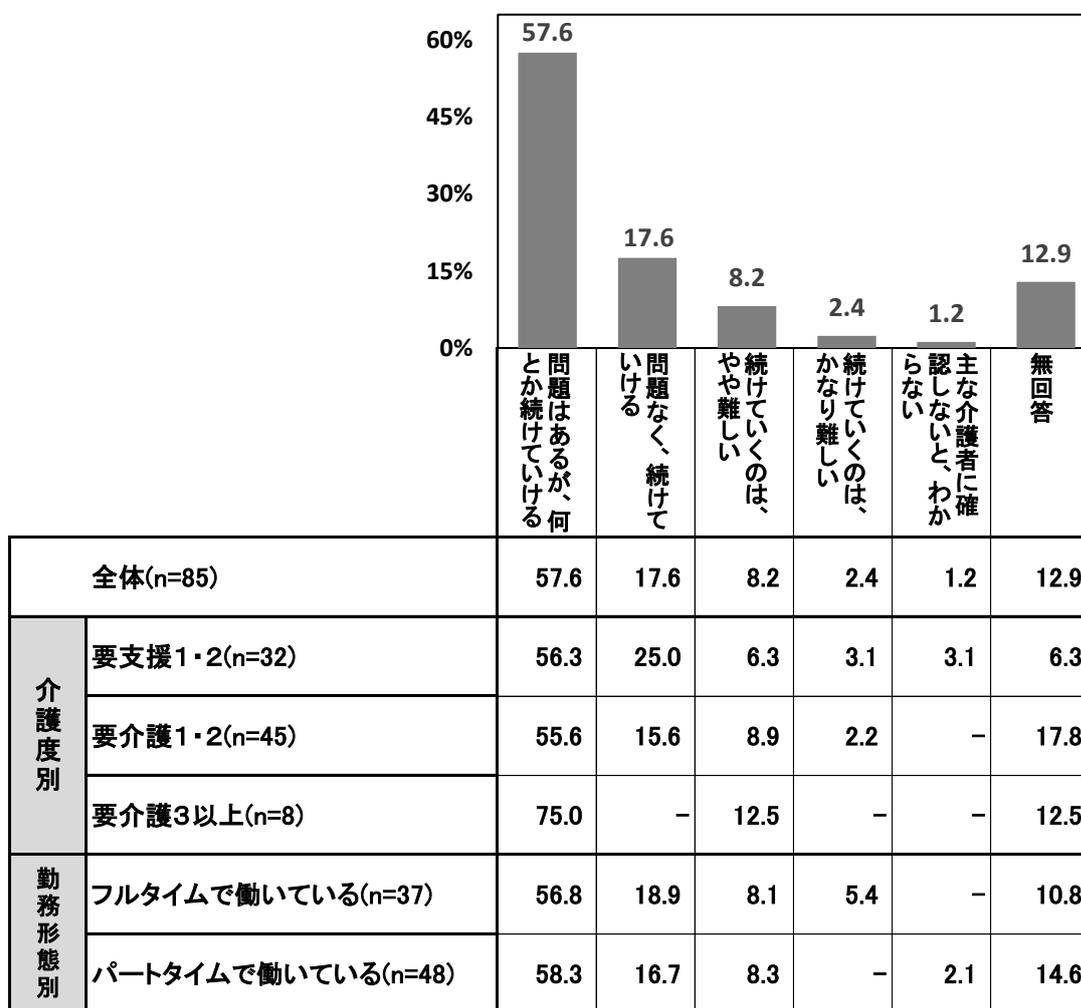
問6 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つを選択）

※回答条件：問4で「フルタイム働いている」・「パートタイム働いている」と回答した人

今後も仕事と介護を両立していけるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が57.6%で最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が17.6%、「続けていくのは、やや難しい」が8.2%となっています。

介護度別でみると、「問題なく、続けていける」は要支援1・2で25.0%と全体に比べ高くなっています。

勤務形態別でみると、フルタイム・パートタイム勤務とも半数を超える人が「問題はあるが、何とか続けていける」と回答しています。



参考資料（調査票）

在宅介護実態調査 調査票

A票 調査対象者様ご本人について、お伺いします

- 問1 現在、この調査票にご回答を頂いているのは、どなたですか(複数回答可)
- 調査対象者本人
 - 主な介護者となっている家族・親族
 - 主な介護者以外の家族・親族
 - その他
- 問2 世帯類型について、ご回答ください(1つを選択)
- 単身世帯
 - 夫婦のみ世帯
 - その他
- 問3 ご本人の性別について、ご回答ください(1つを選択)
- 男性
 - 女性
- 問4 ご本人の年齢について、ご回答ください(1つを選択)
- 65歳未満
 - 65～69歳
 - 70～74歳
 - 75～79歳
 - 80～84歳
 - 85～89歳
 - 90歳以上
- 問5 ご本人の要介護度について、ご回答ください(1つを選択)
- 要支援1
 - 要支援2
 - 要介護1
 - 要介護2
 - 要介護3
 - 要介護4
 - 要介護5
 - わからない

問6 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(1つを選択)

- 入所・入居は検討していない
- 入所・入居を検討している
- すでに入所・入居申し込みをしている

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

問7 令和5年5月の1か月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しましたか(1つを選択)

- 利用した ⇒問8～9へ
- 利用していない ⇒問9へ

- A票の問9で「2.」「5.」を選択された場合は、「主な介護者」の方に B 票へのご回答・ご記入をお願いいたします。
- 「主な介護者」の方のご回答・ご記入が難しい場合は、ご本人様(調査対象者様)にご回答・ご記入をお願いします(ご本人様のご回答・ご記入が難しい場合は、無回答で結構です)。

B票 主な介護者の方について、お伺いします

問1 ご家族やご親族の中で、ご本人様(認定調査対象者様)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)(複数選択可)

- 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)
- 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)
- 主な介護者が転職した
- 主な介護者以外の家族・親族が転職した
- 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
- わからない

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

問2 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つを選択)

- 20歳未満
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80歳以上
- わからない

問3 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(3つまで選択可)

【身体介護】

- 日中の排泄
- 夜間の排泄
- 食事の介助(食べる時)
- 入浴・洗身
- 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)
- 衣服の着脱
- 屋内の移乗・移動
- 外出の付き添い、送迎等
- 服薬
- 認知症状への対応
- 医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)

【生活援助】

12. 食事の準備(調理等)
13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)
14. 金銭管理や生活面に必要な手続き

【その他】

15. その他
16. 不安に感じていることは、特になし
17. 主な介護者に確認しないと、わからない

問8 問7で「1.」と回答した方にお伺いします。以下の介護保険サービスについて、令和5年5月の1か月の利用状況をご回答ください。対象の介護保険サービスをご利用になっていない場合は、「利用していない(0回、1. 利用していない)」を選択してください(それぞれ1つに○)。

※回答例 ●●●サービス	1週間あたりの利用回数(それぞれ1つに○)					
	利用していない	週1回程度	週2回程度	週3回程度	週4回程度	週5回以上
A. 訪問介護(ホームヘルプサービス)	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
B. 訪問入浴介護	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
C. 訪問看護	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
D. 訪問リハビリテーション	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
E. 通所介護(デイサービス)	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
F. 通所リハビリテーション(デイケア)	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
G. 夜間対応型訪問介護(※訪問のあった回数を回答)	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上

	利用の有無(1つに○)	
	1. 利用していない	2. 利用した
H. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1. 利用していない	2. 利用した
I. 小規模多機能型居宅介護	1. 利用していない	2. 利用した
J. 看護小規模多機能型居宅介護	1. 利用していない	2. 利用した

	1か月あたりの利用日数(1つに○)				
	利用していない	月1～7日程度	月8～14日程度	月15～21日程度	月22日以上
K. ショートステイ	0回	1～7日	8～14日	15～21日	22日以上

	1か月あたりの利用回数(1つに○)				
	利用していない	月1回程度	月2回程度	月3回程度	月4回程度
L. 居宅療養管理指導	0回	1回	2回	3回	4回

※ここから再び、全員の方にお伺いします。

問9 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)(1つを選択)

- ない
- 家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない
- 週に1～2日ある
- 週に3～4日ある
- ほぼ毎日ある

調査は終了です
B票へ進んでください

問4 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(1つを選択)

- フルタイムで働いている
- パートタイムで働いている
- 働いていない
- 主な介護者に確認しないと、わからない

問5～問6へ
調査は終了です

※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」「パートタイム」のいずれかを選択してください。

問5 問4で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか(複数選択可)

- 特に行ってない
- 介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)しながら、働いている
- 介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている
- 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
- 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている
- 主な介護者に確認しないと、わからない

問6 問4で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(1つを選択)

- 問題なく、続けていける
- 問題はあるが、何とか続けていける
- 続けていくのは、やや難しい
- 続けていくのは、かなり難しい
- 主な介護者に確認しないと、わからない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

5 事業一覧

基本目標1 健康寿命の延伸に向けて社会参加を促進します

【施策 1】フレイル予防につながる社会参加と生きがい創出の支援

事業名【担当課】	事業概要
敬老祝金贈呈事業 【介護福祉課】	88歳、100歳に達する方に対し、誕生月に祝金を贈呈することで、市民の敬老思想および高齢者の生きがいと健康に対する意識の高揚など高齢者福祉の増進を図る。
敬老助成券交付事業 【介護福祉課】	市民税非課税の75歳以上の在宅高齢者に対し、敬老助成券（敬老バス券・敬老入浴券・敬老ハイヤー券のいずれか一つ）を交付する。
老人クラブ敬老旅行への支援 【介護福祉課】	高齢者の社会参加活動の促進を図るため、老人クラブおよび老人クラブ連合会の研修を目的とした旅行のバス借上料を助成する。
老人クラブ活動への支援 【介護福祉課】	明るい長寿社会を実現するため、60歳以上の高齢者により組織する単位老人クラブの運営費を助成する。
老人クラブ連合会活動への支援 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	単位老人クラブにより組織する老人クラブ連合会に対して運営費の助成と事務支援を行う。
ふれあいセンター活動 （講座・サークル活動） 【ふれあいセンター】	高齢者の健康の増進、教養の向上、生きがいを高めるため、太極拳等の講座を開催するとともに、各種サークル活動を支援する。
公民館活動 （公民館講座、出張公民館講座、グループ・サークル活動） 【公民館】	地域人材による学習成果の還元や活動機会の提供などにより、高齢者を含む市民の生きがいづくりや交流活動の促進および生活文化の振興を図る。
社会教育事業 （あいさつ運動、放課後子ども教室、市民大学） 【社会教育課】【公民館】	高齢者を含む地域住民の参加・協力を得て行う、あいさつ運動や放課後子ども教室を通して、心豊かな子どもの育成や安全安心な居場所づくりへの関心や意識を高める。また、市民大学を通して主体的な学びの機会を提供する。
高齢者芸能交流大会 【社会福祉協議会】	高齢者が心身ともに健やかに過ごすため、日ごろから取り組んでいる踊りや歌などの演芸を発表する場として開催。参加者の親睦交流の場にもなっている。
スポーツ・レクリエーション活動 （ゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室） 【スポーツ振興課】	気軽に運動を楽しめる環境を整え、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーション活動を行う。
高齢者軽スポーツフェスティバル 【介護福祉課】	高齢者の健康づくり、仲間づくり等を目的として、軽スポーツ種目およびレクリエーションを実施する。
健康教室「ふまねっと運動」 【NPO 法人ゆう】	NPO法人「ゆう」が主催するサロン活動で、高齢者を対象として健康運動やレクリエーション等を実施する。
いきいき運動推進員の養成・支援 【ふれあいセンター】	高齢者の筋力低下予防や閉じこもり予防、生きがいづくりを念頭に、地域でいきいき運動を推進するリーダーを養成するとともに、その活動を支援するため交流会や研修会などを行う。
いきいき運動推進事業 【ふれあいセンター】	いきいき運動を推進するため、地域サロン活動などにいきいき運動推進員を派遣するほか、参加者が自らいきいき運動を継続実施できるように支援する。
ふれあい・いきいきサロン 「いきいき広場」 【社会福祉協議会】	介護予防運動やレクリエーション等を通じて、高齢者の健康および生きがい・仲間づくりを行う。介護予防・日常生活支援総合事業の通所型Bサービスに位置付けて実施。

事業名【担当課】	事業概要
地域サロン活動支援事業 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	町内会等地域が主催する介護予防および生きがい・仲間づくりのためのサロン活動に対し、各種指導やレクリエーションの実施、備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借り上げ費用の外部講師の派遣や備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成などを行い、活動を支援する。
老人憩の家の維持・管理 【介護福祉課】	高齢者の生きがいづくりの場の拠点施設である老人憩の家の補修や保全等を行う。
地域公共交通サービスの利用促進 【市民生活課】	予約型乗合タクシーの運行により、高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段の確保や交通空白地域の改善に取り組んでいる。また、平成29年4月からは敬老助成券による利用も可能とし、高齢者の利用促進を図っている。

【施策 2】 社会貢献活動・就労への支援

事業名【担当課】	事業概要
ボランティアセンターの運営 【社会福祉協議会】	社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の需給調整と啓発・推進を図る。
シルバー人材センターへの支援 【商工労働観光課】	高齢者が長年の経験による技術や知識を生かし、生きがいづくりにつなげるための就労の場を確保できるよう運営に対し助成する。

基本目標2 健康づくり・介護予防を進めます

【施策 3】 健康づくりの推進

事業名【担当課】	事業概要
健康診査 (国保特定健康診査、後期高齢者健康診査) 【ふれあいセンター】	健康の保持増進・早世予防を図るため、各種検査を実施し、糖尿病等、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努める。
特定健康診査結果説明会 【ふれあいセンター】	特定健康診査の結果について情報提供するとともに、必要に応じて生活習慣の改善を支援する。
特定健康診査二次検診 【ふれあいセンター】	特定健康診査の結果から血管の状態や糖代謝を確認するために、さらに詳しい検査を実施する。
特定健康相談・家庭訪問 【ふれあいセンター】	生活習慣病を予防するため、特定健康診査の結果に基づく継続した保健指導や、その他疾病等で支援が必要な方に保健師および栄養士が支援する。
がん対策の推進(各種検診、講演会) 【ふれあいセンター】	がんの予防・早期発見・早期治療を推進するため、がんに関する知識等の普及啓発や各種がん検診を実施する。
市民健康栄養相談 【ふれあいセンター】	保健師による健康相談および栄養士による栄養相談を実施する。
すながわ健康ポイント事業 【ふれあいセンター】	保健事業等の参加に対して健康ポイントを付与し、特定健診や各種がん検診等の受診率向上や、市民自らの生活習慣の改善と健康づくりへの動機づけや意識の向上を図るきっかけとする。
老人クラブ健康教育・健康相談 【ふれあいセンター】	老人クラブにおいて血圧測定や健康相談を行うとともに、高齢者の健康に必要な情報を提供する。
町内会健康づくり推進事業 【ふれあいセンター】	町内会単位で健康づくり活動を推進するため、健康に関する講話や食生活改善協議会の協力による健康のための食に関する知識を普及させる。

事業名【担当課】	事業概要
高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防 接種の費用助成 【ふれあいセンター】	高齢者の肺炎の重症化予防のため、接種費用を助成する。
糖尿病の重症化予防 【ふれあいセンター】	糖尿病が重症化するリスクの高い方を対象に、保健師および栄養士が医療機関と連携し、人工透析などへの移行を防止するための適切な保健指導、栄養指導を行う。
個別栄養相談・家庭訪問 【ふれあいセンター】	健診事後や各機関からの依頼などにより、管理栄養士などが来所相談や家庭訪問による個別の栄養指導を行う。
食生活改善協議会への支援及び推進員の養成 【ふれあいセンター】	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識を普及するため、食生活改善協議会に対し助成するとともに、栄養士や保健師等が活動を支援する。また、実践活動の担い手となる食生活改善推進員を養成する。

【施策 4】 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進

事業名【担当課】	事業概要
保健師・管理栄養士によるまちづくり出前講座 【ふれあいセンター】	老人クラブや町内会等の要請に基づき、高齢者自らがより健康的な生活について考えるきっかけとなるよう、疾病や介護予防に関する講話等を実施する。
通年型介護予防教室 「いきいきシニアプログラム」 【介護福祉課】	要介護(要支援)認定を受けていない高齢者を対象に、運動習慣の確立、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防およびうつ予防等、さまざまなメニューを組み合わせたプログラムを通年実施する。
ゆう「いきいき百歳体操」 【NPO 法人ゆう】	NPO 法人「ゆう」が主催するサロン活動で、高知県発祥の「百歳体操」を取り入れ、地域の健康増進のために実施する。
体力テスト 【スポーツ振興課】	文部科学省が推奨する「新体力テスト」に基づき、総合体育館およびまちづくり出前講座により申込みを受け付けた団体に対し希望する場所で実施する。

基本目標3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます

【施策 5】 介護保険サービスの提供と計画的な基盤整備

事業名【担当課】	事業概要
訪問介護 【介護福祉課】	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話を行う。
訪問看護 介護予防訪問看護 【介護福祉課】	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助等を行う。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 【介護福祉課】	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上必要な管理や指導等を行う。
通所介護 【介護福祉課】	デイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 【介護福祉課】	介護老人保健施設や病院等で心身の機能回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法等を行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 【介護福祉課】	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

事業名【担当課】	事業概要
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 【介護福祉課】	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護および医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 【介護福祉課】	有料老人ホームやケアハウスに入所する要支援・要介護者に対し、特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護およびその他日常生活上の世話および機能訓練を行う。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 【介護福祉課】	車椅子や特殊寝台等の福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 【介護福祉課】	ポータブルトイレおよび入浴補助用具等排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
居宅介護支援 介護予防支援 【介護福祉課】	在宅で介護を受ける要支援・要介護者の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅(要支援者は介護予防)サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整等を行う。
介護老人福祉施設 【介護福祉課】	入所者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および健康管理等を行う。
介護老人保健施設 【介護福祉課】	入所者に対し施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護および機能訓練、介護、その他必要な医療等を行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 【介護福祉課】	認知症高齢者等に対し、デイサービスセンター等で入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 【介護福祉課】	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを行う。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 【介護福祉課】	認知症高齢者等が共同で生活する住居において、食事、入浴等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【介護福祉課】	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
地域密着型通所介護 【介護福祉課】	定員が18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴、食事の提供や生活に関する相談等、日常生活上の世話や機能訓練を行う。

【施策 6】 自立生活への支援(高齢者福祉施策によるサービス)

事業名【担当課】	事業概要
在宅高齢者配食サービス事業 【介護福祉課】	在宅において低栄養や食事の支度が困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた食事の提供および安否確認を行う。
除雪サービス事業 【介護福祉課】	除雪労力の確保が困難なおおむね70歳以上の高齢者世帯等に対し、有償で生活路の除雪を行う。
高齢者世帯等雪下ろし助成事業 【介護福祉課】	おおむね70歳以上の高齢者世帯等に対し、安全を確保するため、屋根の雪下ろし等に要した費用の一部を助成する。
紙オムツ利用券交付事業 【介護福祉課】	在宅で介護を受けている寝たきり高齢者等へ利用券を交付し、衛生状態を維持するとともに経済的負担の軽減を図る。
緊急通報装置設置事業 【介護福祉課】	高齢者の生活不安や人命の安全を確保するため、在宅の病弱な高齢者等に対し、緊急通報装置の設置費用を助成する。

事業名【担当課】	事業概要
救急医療情報キット設置の推進 【砂川消防署】	高齢者等の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病等の医療情報や健康保険証の写し等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管する。
市民ふれあいサービス事業 【社会福祉協議会】	日常生活の支援を必要とする高齢者等へ、住民参加型在宅福祉サービスとして登録された提供会員(有償ボランティア)により家事支援、外出・通院支援および話し相手等のサービスを提供する。介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型Bサービスに位置付けて実施。
外国人高齢者・ 障害者福祉給付金支給事業 【介護福祉課】	外国人登録をしている在日外国人高齢者・障がい者で公的年金の受給要件を満たすことができない方に福祉給付金を支給する。
居宅介護住宅改修資金貸付事業 【介護福祉課】	介護保険制度において住宅改修費が20万円を超えた場合、50万円を限度として無利子で貸付する。
住宅改修支援事業 【介護福祉課】	居宅介護支援等を受けていない場合、住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成経費を助成する。
生活福祉資金貸付事業 【社会福祉協議会】	介護保険サービスの経費を負担することが困難な世帯などに、必要な経費を原則無利子で貸付する。

【施策 7】 介護保険サービス等の質の向上および適正利用の促進

事業名【担当課】	事業概要
介護保険サービス事業所向け研修会の開催 【介護福祉課】	市内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を開催する。
介護保険サービスに関する苦情相談 【介護福祉課】	介護保険サービスの利用に際して、事業者等とトラブルが生じた際に、事実関係を確認し、事業者等との調整を行う。
介護給付適正化の推進 【介護福祉課】	医療情報との突合や縦覧点検を行い、介護サービス費の適正化を図る。
要介護認定の適正化の推進 【介護福祉課】	介護認定審査会委員や認定調査員の資質向上のため、研修への参加を推進し、要介護認定調査の公平性の確保および適正化を図る。
介護保険サービス事業者に対する指導 監査 【介護福祉課】	サービス事業者等の指導および監査を行い、介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図る。
介護保険制度の普及・啓発 【介護福祉課】	介護を必要とする高齢者等が、介護保険サービスを適正に利用することができるよう介護保険制度の普及・啓発に努める。
介護サービス情報の公表と第三者評価の促進 【介護福祉課】	介護サービス利用者が適切な事業者選択を行うことができるよう、介護サービスに係る「情報の公表」および「第三者評価」の促進を図る。
介護人材の育成支援事業 【介護福祉課】	令和5年度まで、市内の社会福祉法人に限定している介護職員初任者研修等の受講料の助成を、市内の全ての介護施設事業を展開する事業者にも拡充するとともに、介護人材の確保や負担軽減につながる支援について検討する。
有料老人ホームの運営に対する指導監査 【介護福祉課】	市内の有料老人ホームのサービス水準や経営の安定性を確保するとともに、入居者の保護を図るため、当該事業所に対し運営指導などの必要な指導を行う。

【施策 8】 認知症施策の推進

事業名【担当課】	事業概要
認知症地域支援推進員等設置事業 【介護福祉課】	地域における医療および介護の連携強化並びに認知症の人や介護する家族に対する支援体制の強化を図るため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置する。
認知症初期集中支援推進事業 【介護福祉課】	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や介護する家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
認知症カフェの開催 【介護福祉課】	認知症の人やその家族が抱える孤立感や不安の解消とともに、地域住民が認知症について正しい理解を深め、認知症の人を地域の中で支える環境を整備するための交流の場としてカフェを開催する。認知症の人や介護者の負担の軽減のため、認知症初期集中支援チーム員が参加することで、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
「認知症支援ボランティア ぽっけ」との連携 【介護福祉課】	継続してボランティア活動が行えるよう、研修会等に対し支援する。
認知症ケアに携わる多職種連携の推進 【介護福祉課】	認知症の人と家族への支援の質の向上を図るため、お互いの役割等を理解し、課題を共有できるよう各職種間の円滑な連携を推進する。
認知症サポーターの養成 【介護福祉課】	認知症について正しい知識を身につけ、認知症高齢者等およびその家族を見守る認知症サポーターを養成する。
認知症の普及・啓発 【介護福祉課】	認知症を正しく理解してもらうため、講演会や講話を開催するなど、普及・啓発に努める。
認知症疾患医療センターおよびかかりつけ医等との連携強化 【介護福祉課】	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター（市立病院）およびかかりつけ医等と緊密な連携を図り、医療と介護の切れ目のない支援を実施する。
「NPO 法人 中空知・地域で認知症を支える会」への支援 【介護福祉課】	当該 NPO 法人の活動が円滑に運営されるよう支援する。
認知症を抱える家族の会への支援 【介護福祉課】【ふれあいセンター】 【社会福祉協議会】	継続して自主的な活動・組織運営が図られるよう、家族交流会および研修会等に対し支援する。
徘徊高齢者 SOS ネットワーク 【介護福祉課】	徘徊する高齢者の生命の安全を確保するため、保健所、警察署、消防署および各関係機関等による緊密な連携を図り、徘徊高齢者の早期発見に努める。
高齢者等位置情報提供サービス利用助成事業 【介護福祉課】	徘徊する高齢者の早期発見および安全確保と介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るため、GPS 方式による位置情報提供サービス利用の初期費用を助成する。

【施策 9】在宅療養体制の充実

事業名【担当課】	事業概要
訪問看護事業への支援 【介護福祉課】	訪問看護ステーションの看護師等が、主治医の指示の下、家庭を訪問して病状観察や手当等を行う事業を支援する。
市立病院地域医療連携室との連携 【介護福祉課】	患者の抱える不安等に対応するとともに、退院後の在宅療養および転院を支援するため、市立病院地域医療連携室と緊密な連携を図る。
砂川市地域包括ケアネットワークシステム (砂川みまもりんく)の推進 【介護福祉課】 【市立病院地域医療連携課】	インターネットを利用した当該システムを活用し、市立病院の医療情報などを医療機関および介護事業所等で共有することにより、高齢者等の迅速かつ的確な支援を推進する。
多職種連携の推進 【介護福祉課】	在宅療養における医療・介護・福祉の多職種間の連携の推進を図る。
在宅療養の普及・啓発 【介護福祉課】	市民が在宅療養について理解を深めるため、広報などを活用し、普及・啓発に努める。
がん患者・家族に対する支援 【市立病院がん相談支援センター】	がんに関する不安や悩みなどの相談を看護師やソーシャルワーカーが相談員として対応することや、患者サロンの定期開催等の支援を行う。

【施策 10】地域包括支援センター機能の充実

事業名【担当課】	事業概要
サテライト地域包括支援センター事業 【介護福祉課】	地域で高齢者が活動する場に、地域包括支援センターの職員が訪問して、総合相談や介護・福祉に関する情報提供等を行う。
主治医との連携強化 【介護福祉課】	介護予防プランの質の向上を図るため、主治医に対して情報提供等を行い連携の強化を図る。
支援困難事例等のケアマネジャーへの支援 【介護福祉課】	ケアマネジャーからの困難事例等に対する相談に応じるとともに、必要な情報の収集および提供等について支援する。
地域ケア会議の開催 【介護福祉課】	多職種協働による個別ケース支援の検討を通じて地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現する上で必要なネットワークの構築等、地域づくりや資源開発につなげるため開催する。
ケアマネジメント実務者研修会の開催 【介護福祉課】	地域ケア能力の向上を図るため、介護サービス事業者等に対し、実務者研修会を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催 【介護福祉課】	地域の関係者全体で協議し、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保するため開催する。
高齢者および障害者虐待防止連絡協議会の開催 【介護福祉課】【社会福祉課】	高齢者および障がい者の虐待の予防と早期発見等について協議するため開催する。
高齢者虐待防止の推進 【介護福祉課】	高齢者虐待の予防と早期発見のため、高齢者自身の届出、市民やケアマネジャー等からの相談に対し、迅速に状況を確認するとともに、継続的対応を含め、適切な支援方法を検討する。
介護予防ケアマネジメント 【介護福祉課】	元気な高齢者、やや虚弱な状態にある高齢者および要支援認定者を対象に、その心身の状態等に応じて、介護予防事業やその他の適切な事業が包括的に実施されるよう必要な支援を行う。

【施策 11】暮らしやすい住環境の推進

事業名【担当課】	事業概要
高齢者等の住まいに対する助成事業 【建築住宅課】	高齢者等が安心して生活できるように行う住宅改修工事に係る費用の一部を助成し、安全に安心して住み続けることができる住まいの実現を図る。
高齢者専用の公営住宅の適正な管理 【介護福祉課】【建築住宅課】	安否確認等のサービスが付加された公営住宅を適正に管理する。
高齢者向け住宅に係る情報提供 【介護福祉課】	市民に対し、市内にある高齢者向け住宅についての情報を提供し、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。また、高齢者向け住宅の整備を促すため事業者に対する情報提供を行う。
住み替えに向けた環境づくりの推進 【建築住宅課】	高齢者世帯と子育て世帯との住宅規模のミスマッチを解消するため、円滑な住み替えに寄与する環境づくりを推進する。

基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します

【施策 12】高齢者の尊厳と権利を守る支援

事業名【担当課】	事業概要
成年後見支援センター運営事業 【介護福祉課】	認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るため、成年後見に関する支援や市民後見人の養成、広報啓発活動を行う。
成年後見制度利用支援事業 【介護福祉課】	成年後見制度の利用を支援するため、認知症等で判断能力が十分ではない一定の要件に該当する高齢者等に対し、申立費用および成年後見人等に対する報酬を助成する。
日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】	在宅で判断能力に不安がある高齢者等が、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続および日常生活の金銭管理等を支援する。
金銭管理等支援事業 【社会福祉協議会】	日常生活自立支援事業に該当しない施設入所者や病院入院患者に対し、日常生活自立支援事業と同等の支援を行う。
心配ごと相談所 【社会福祉協議会】	市民が抱える日常生活上での諸問題に対応するため、週1回、公民館で開設する。
消費生活相談 【市民生活課】	専門的な研修を受講した相談員が、商品やサービス等、消費生活全般に関する苦情や問合せ等、市民からの相談を受け付けることにより、情報提供や相談支援体制の充実を図り、消費者被害の未然防止に努める。
まちづくり出前講座の開催 「気をつけよう悪質商法」 【市民生活課】	「悪質商法」のさまざまな手口や、被害に遭わないための注意点を紹介する出前講座を行い、消費者被害の未然防止に努める。
法人後見事業 【社会福祉課】【社会福祉協議会】 【NPO法人中空知成年後見センター】	法人として成年後見人等となり、判断能力が不十分な方の心情保護や財産管理などの支援を行う。

基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます

【施策 13】 介護者への支援

事業名【担当課】	事業概要
家族介護慰労事業 【介護福祉課】	要介護 4 若しくは 5 に認定された高齢者等を在宅で 1 年以上介護保険サービスを利用せず介護した方で一定の基準に該当した場合、慰労金を支給する。
介護手当支給事業 【介護福祉課】	寝たきり認知症高齢者等を 3 ヶ月以上継続して介護した方で一定の基準に該当した場合、手当を支給する。

【施策 14】 高齢者を地域で支えるしくみづくり

事業名【担当課】	事業概要
地域高齢者見守り事業 【介護福祉課】	市、地域包括支援センター、民生委員、町内会等が連携し、地域の実情に合わせた見守り体制を構築し、見守りが必要な高齢者への支援を行う。
高齢者情報提供事業 【介護福祉課】 【社会福祉協議会】	65歳以上の高齢者に係る住所・氏名・年齢・性別と、本人が同意した情報を市から社会福祉協議会へ提供し、希望する町内会・自治会等と共同利用することで、効果的・効率的な高齢者の見守り活動などを推進する。
高齢者支え合いネットワーク事業 【介護福祉課】	地域で高齢者を見守るため、市と市内で活動している事業者が協定を締結し、事業者が日常の業務の中で、高齢者の異変に気づいた場合、市や地域包括支援センターに連絡してもらうことで、早期に問題を発見し、効果的・効率的な支援につなげる。
民生委員による相談および見守り活動 【社会福祉課】	担当区域において高齢者や障がい者などの安否確認や見守りなどを行うほか、生活上の心配事の相談に応じるとともに、必要な支援を行う。
除雪ボランティア事業 【社会福祉協議会】	高齢者・障がい者世帯等を対象に、団体や学校などの協力を得て、除雪ボランティア活動を実施する。
ボランティア活動器材等貸出事業 【社会福祉協議会】	市民をはじめ各種団体へ高齢者疑似体験セットや車椅子等を無料で貸出し、福祉事業への関心を高め市民福祉の推進を図る。
小地域ネットワーク活動推進事業 【社会福祉協議会】	福祉部を設置している町内会への助成や地域福祉活動実践者を対象に研修会を開催するなど、地域福祉活動に関する支援を行う。
避難行動要支援者名簿の整備 【市長公室課】【介護福祉課】 【社会福祉課】	災害発生時等に迅速かつ的確な対応を図るため、名簿の随時更新を行う。
生活支援体制整備事業 【介護福祉課】【社会福祉協議会】	高齢者の介護予防や在宅生活の支援強化のため、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、地域事情(ニーズ)に応じたサービスの開発や充実を図り、高齢者の社会参加や町内会・自治会など住民主体の地域の自主福祉活動等を推進する。

6 用語解説

あ行

アクティブシニア層

年齢にこだわらず趣味や仕事に意欲的で、健康志向が高く、元気で活動的な、主に65歳から74歳までの前期高齢者を指す。

アセスメント

事前評価、初期評価。福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

人生の最終段階での医療・介護に関し、本人の意思を尊重し意思決定を支援する取り組み。

アルツハイマーデー

平成6（1994）年、「国際アルツハイマー病協会」（ADI）は、世界保健機構（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施している。

いきいき運動推進員

市が実施する「いきいき運動推進員養成講座」を受講し、登録したうえで各地域で介護予防に有効な運動の普及活動を行う有償ボランティア。

いきいき体操

加齢に伴う筋力の低下などに伴い、要介護や寝たきりになることを防ぐための運動プログラム。

いきいき百歳体操

NPO法人ゆうが主催する、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援を目指した体操。

運動指導士

保健医療関係者と連携して、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムを作成し、実践的な指導計画の調整などを行う人。

NPO法人（特定非営利活動法人）

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

か行

介護給付費準備基金

介護給付費の急増などによる予算不足の事態に備えるため、介護保険特別会計の決算剰余金を積み立て、介護保険事業の安定的な運営を行うための基金。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り遅らせること、また、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには、軽減を目指すことをいう。

介護予防事業

要介護状態になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のために行う事業をいう。

カテーテル

医療器具。ゴムなどでつくられた細い管で、体腔、体内の器官などに挿入し、体液の排出、薬液や造影剤の注入などに用いられる。

通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所。

基本チェックリスト

65歳以上の方を対象に、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの調査項目について「はい」「いいえ」で回答し、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかを確認するための質問表。

QOL（クオリティ・オブ・ライフ）

生命や生活の質（心身の健康や良好な人間関係、満足いくやりがいのある仕事、楽しみである遊び・余暇、快適な自宅・地域の環境など）。

協議体（生活支援体制整備協議体）

医療・介護の専門職、地域住民、行政や地域包括支援センターなどで構成され、定期的な情報の共有や連携の強化、課題解決のための取り組みの検討などを目的として設置された話し合いの場。

虚血性心疾患

冠動脈が動脈硬化などの原因で狭くなったり、閉塞したりして心筋に血液が行かなくなること（心筋虚血）で起こる疾患。狭心症・心筋梗塞・虚血性心不全・虚血性心疾患の致死性不整脈もこれに含まれる。

居宅介護支援事業所

要介護者等が居宅において適切にサービスを利用できるよう、在籍するケアマネジャー（介護支援専門員）がその心身の状況や生活環境、本人および家族の希望等に沿ったケアプランの作成やケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う事業所。

居宅サービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売、（介護予防）住宅改修、居宅介護支援および介護予防支援をいう。

緊急通報装置

在宅の病弱な高齢者や重度身体障がい者を対象として、急病や災害発生などの緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制をとり、生活不安の解消と生命の安全を確保するため、自宅と消防署を直結した通報装置。

ケアハウス

60歳以上で、加齢等により自宅で生活することに不安がある人が、比較的 low 料金で入所でき、食事の提供を受けられる施設をいう。施設の設置者が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業者であれば、施設内で介護サービスを受けることができ、そうでなければ居宅介護サービス事業者からサービスを受けることになる。

ケアプラン（居宅サービス計画）（介護予防サービス計画）

要介護認定を受けた人が、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼して、利用者のニーズと生活上の課題解決を目的として作成される計画をいう。あらかじめ、どのサービスをどの程度受けるかを作成する。要支援認定を受けた人については、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成する。

ケアマネジメント

要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助することをいう。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その人の身体状態や精神状態、生活状況等を総合的に勘案し、適切なサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成し、サービスが円滑、適切に提供されるよう調整等を行う者をいう。都道府県知事が行う試験、研修を終えた後に登録される。

軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く）をいう。A型とB型があり、ケアハウスもこの軽費老人ホームの一種である。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

言語聴覚士（ST）

リハビリテーション職の一つ。失語症や言語発達遅滞、難聴などの言語障がいがある方に対して、訓練や指導を行い、コミュニケーション能力の改善を図る。また、咀嚼や嚥下障がいについても、医師や看護師、栄養士等と連携して機能回復などを図る。

後期高齢者

高齢者を2段階に区分する場合、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65歳以上75歳未満を前期高齢者という。

高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。

高齢期

加齢によって心身の機能の衰退が始まる時期で、一般的には65歳以上をいう。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される、介護・医療と連携し、自宅同様の自由度の高い暮らしを送りながら、スタッフによる安否確認や生活相談サービスなどを受けられる賃貸住宅。

作業療法士（OT）

リハビリテーション職の一つ。病気やけが若しくは生まれながらに障がいがある方などに対して、さまざまな作業を通じて訓練や指導を行い、日常生活をスムーズに送れるように心身機能の回復を図る。

サロン活動

地域で高齢者の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。

事業対象者

基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられ要支援状態となるおそれがあると判定された高齢者。

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設および介護療養型医療施設及び介護医療院におけるサービスをいう。

市民後見人

認知症や障がい等で判断能力が十分ではない方を支援するため、本人に代わって「財産管理」や介護施設の入居手続等の「身上監護」を行う家庭裁判所から選任された地域の一般市民。

消費者被害

商品を購入したときや、サービスを契約するなどの消費行動に伴って発生する被害をいう。訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）などによって被害が生じた事例が多数報告されている。

食生活改善推進員

市民の健康の保持増進を図るため、食生活改善推進員養成講座を開催し、町内会や各種団体などに、調理実習や講話を通して食生活改善の普及を実施している。

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え。これまでとは異なる100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を説いている。

身上保護

本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。

身体機能

実際に身体を動かして動作を行う能力のことをいう。

砂川市第7期総合計画

本市が10年後に目指す都市像（将来像）を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標等を総合的、体系的にまとめた、各種行政計画の最も上位に位置づけられる長期計画で、市政の基本となる計画をいう。計画期間は、令和3（2021）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの10年間。

生活機能

歩行、食事、排せつ、入浴及び着脱衣等の日常生活を独力で営む能力のことをいう。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。

生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業。

生活習慣病

生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

成年後見制度

認知症のある高齢者や、障がいのある人等の判断能力が十分ではない人に対し、後見人を選任して財産管理や身上保護についての契約等の法律行為を行うときに、本人の意思を尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度をいう。

世帯分離

住民票に登録されている一つの世帯を、二つ以上の世帯に分けること。

た行

ターミナルケア

終末期の医療、看護のことをいう。末期がん患者等に対して延命を目的とするものではなく、主に身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することによって、人生の質を向上することに主眼が置かれ、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な措置がとられることをいう。

団塊ジュニア世代

昭和46（1971）年から昭和49（1974）年に生まれた第二次ベビーブーム世代。団塊世代の子供の世代に当たる為に「団塊ジュニア」と呼ばれる。

団塊の世代

日本で第一次ベビーブームが起きた、第二次世界大戦直後の昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれ、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。

地域支援事業

高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため市町村が行う事業をいう。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業がある。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが日常生活圏域で、切れ目なく提供される体制をいう。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化されている。

地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関をいう。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能もある。保健師又は看護師、社会福祉士および主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

地域密着型サービス

要介護や要支援状態となってもできる限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、平成18（2006）年度に創設されたサービスで、市町村が指定権限を有する。住み慣れた自宅や地域での生活を継続することを目的としているため、地域密着型サービスを利用できるのは、要支援・要介護の認定を受けた当該市町村の被保険者のみで、サービスの種類としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護がある。

閉じこもり（症候群）

生活の活動空間がほぼ家の中のみへと狭小化することで活動性が低下し、その結果、心身両面の機能の低下が生じて活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するというプロセスを指したものの。

な行

認知症

認知障がいにより、社会生活や職業上の機能に支障をきたす状態・症状をいう。従来の「痴呆」という用語については、侮蔑的な意味を含む表現であり適切でないことから、平成16（2004）年の厚生労働省通知により「認知症」と用語を見直している。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など、誰でも気軽に集い、交流を深める場。認知症の人と介護者の地域社会からの孤立防止と、専門職と早期に繋がることで、介護負担軽減や適切な支援につなげることを目的としている。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

認知症疾患医療センター

認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付等を行う専門医療機関のことをいう。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士や、これらの専門職以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた人。

は行

肺炎球菌感染症

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気。主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染し、これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがある。

8050問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

パブリックコメント

(国民・住民・市民など) 公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面等、全ての障壁を除去しようとする考え方で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。

避難行動要支援者名簿

災害が発生したとき、又は発生しそうなときに特に避難支援を必要とする人の名簿。

<名簿の対象者>

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する人

- (ア) 要介護3・4・5の認定を受けている人
- (イ) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者の人
(心臓、腎臓機能障がいのみで該当する人は除く)
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者の人
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人
- (オ) 市の生活支援を受けている難病患者の人
- (カ) 上記に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる人

フレイル

加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど心身の活力が低下した状態。

訪問看護ステーション

病気や障がいをもった人が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、自立への援助を促し療養生活を支援する訪問看護サービスを提供する事業所。

ポピュレーションアプローチ

集団で健康被害が広がる前に、早い段階で健康リスクにアプローチすることで、集団内の病気を未然に防ぐ取り組み。

本人同意事項

65歳以上の高齢者に係る住所・氏名・年齢・性別以外の、本人が「もしもの時のために自分自身の情報を提供してもよい」と同意した緊急連絡先、介護サービスの利用状況などの情報。

「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」に基づき、市から社会福祉協議会に提供し、社会福祉協議会を通じて町内会等に提供している。

ま行

看取り

無理な延命治療などは行わず、高齢者が自然に亡くなるまでの過程を見守ること。

みまもりんご体操

地域おこし協力隊のアスレティックトレーナーにより考案された、自宅でも気軽にできる介護予防のための砂川音頭に乘せた体操。

民生委員

社会福祉の向上を任務とし、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者等への見守り、訪問、相談および支援活動を行うとともに、地域住民の実態を把握し、ボランティア事業への協力等を行う人。昭和23（1948）年制定の民生委員法により都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。

や行

有料老人ホーム

食事の提供など、日常生活上必要なサービスを提供する施設で、自立した高齢者から要介護者まで、おおむね60歳以上の人を対象とし、各事業者が入居判定を行う。

養介護施設

老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム及び介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等をいう。

養護者

在宅で高齢者の介護等をする家族、親族、同居人であって、養介護施設従事者等以外の者をいう。

ら行

理学療法士（PT）

リハビリテーション職の一つ。病気やけが、老化などが原因で身体に障がいがある方に対して、歩行訓練などの運動を指導するなど、基本的な動作能力の回復を図る。

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。



第9期

砂川市高齢者保健福祉計画 砂川市介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：北海道砂川市

編集：砂川市 保健福祉部 介護福祉課

住所：〒073-0195

北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

TEL：0125-54-2121

FAX：0125-55-2301

